

平成 28 年第 2 回（6 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 28 年 6 月 10 日 開会

平成 28 年 6 月 29 日 閉会

## 平成28年第2回（6月）伊豆市議会定例会会議録目次

### 第 1 号 （6月10日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○市長所信表明	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	9
○報告第2号～報告第5号の上程、説明、質疑	13
○議案第67号～議案第69号の上程、説明	19
○議案第70号～議案第75号の上程、説明	25
○議案第76号の上程、説明	30
○議案第77号の上程、説明	32
○議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	33
○静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙	35
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	36
○散会宣告	38

### 第 2 号 （6月15日）

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	39
○欠席議員	39
○地方自治法121条により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため出席した者の職氏名	40
○開議宣告	41

○議事日程説明	4 1
○議案第 6 7 号～議案第 6 9 号の質疑、委員会付託	4 1
○議案第 7 0 号～議案第 7 5 号の質疑、委員会付託	5 8
○議案第 7 6 号の質疑、委員会付託	5 9
○議案第 7 7 号の質疑、委員会付託	5 9
○散会宣告	5 9

### 第 3 号 (6月21日)

○議事日程	6 1
○本日の会議に付した事件	6 1
○出席議員	6 1
○欠席議員	6 1
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	6 1
○職務のため出席した者の職氏名	6 1
○開議宣告	6 2
○議事日程説明	6 2
○一般質問	6 2
小長谷 順 二 君	6 2
木 村 建 一 君	7 8
小長谷 朗 夫 君	9 8
永 岡 康 司 君	1 1 3
西 島 信 也 君	1 2 5
○延会宣告	1 3 7

### 第 4 号 (6月22日)

○議事日程	1 3 9
○本日の会議に付した事件	1 3 9
○出席議員	1 3 9
○欠席議員	1 3 9
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	1 3 9
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 9
○開議宣告	1 4 0
○一般質問	1 4 0
三 田 忠 男 君	1 4 0
青 木 靖 君	1 5 8

○散会宣告	166
-------	-----

第 5 号 (6月29日)

○議事日程	169
○本日の会議に付した事件	169
○出席議員	169
○欠席議員	170
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	170
○職務のため出席した者の職氏名	170
○開議宣告	171
○議案第67号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決	171
○議案第70号～議案第75号の委員長報告、質疑、討論、採決	175
○議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決	179
○議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決	180
○請願第2-1号及び請願第2-2号の委員長報告、質疑、討論、採決	182
○請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	196
○請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決	199
○追加日程について	201
○議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	201
○議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	216
○発言の取り消しについて	222
○閉会宣告	224
○署名議員	225

## 平成28年第2回（6月）伊豆市議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成28年6月10日（金曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長所信表明
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 報告第 2号 平成27年度伊豆市一般会計予算の繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 3号 平成27年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 8 報告第 4号 平成27年度伊豆市一般会計予算の事故繰越しの報告について
- 日程第 9 報告第 5号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第10 議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第11 議案第68号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第12 議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第13 議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第71号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第72号 伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第73号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第74号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第20 議案第77号 市有財産の譲与について
- 日程第21 議案第78号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第22 静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（15名）

1 番	永岡康司君	2 番	三田忠男君
3 番	小長谷朗夫君	4 番	山下尚之君
5 番	山田元康君	6 番	青木靖君
7 番	大川明芳君	8 番	梅原正次君
9 番	小長谷順二君	10 番	西島信也君
11 番	森島吉文君	12 番	杉山誠君
13 番	室野英子君	15 番	飯田正志君
16 番	木村建一君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	和智永康弘君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	鈴木正君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	鈴木薫君	産業部理事	堀江啓一君
建設部長	斎藤満君	建設部理事	田村英樹君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	杉山和啓
主査	滝川和代		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は、15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成28年第2回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。1番永岡康司議員、2番三田忠男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（杉山 誠君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月29日までの20日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月29日までの20日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

### ◎諸般の報告

○議長（杉山 誠君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、本日までに受理した請願書は4件、陳情書は1件であります。既に配付してあります「文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目2）」及び「文教ガーデンシティ計画行政手続きに関する請願書」並びに「修善寺駅及び周辺整備事業に関する請願書」については、第1委員会に審査を付託いたします。また、「文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目1）」及び「所得税法第56条の廃止を求める意見書提出」を求める趣旨採択についての陳情につきましては、第2委員会に審査を付託いたします。

次に、過日行われました三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、報告の申し出がありますので、これを許します。

9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） おはようございます。9番、小長谷順二です。

5月23日に三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が三島市役所において開催をされました。私は、西島議員、三田議員とともに出席をいたしましたので、会議の経過と結果について報告をさせていただきます。

三島市長である豊岡協議会長の挨拶に続き、議事に入りました。

最初は、平成27年度三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会の事業報告についてです。

第1、概要として、平成27年度は、民間電算センターへの業務を委託するとともに、住民記録業務や税業務などの基幹業務の中核部分の電算処理を共同で実施いたしました。また、社会保障税番号制度への対応、市税のコンビニ収納など、3市の要望による電算システムの導入及びコンピュータ機器の更新を実施。

第2、業務組織、人事ということで、3市から職員5名、内訳は三島市3名、伊豆市・伊豆の国市からそれぞれ1名が出席し、業務に当たっております。

第3、事業内容として、協議会の運営、基幹業務の運用、庁内ネットワーク、通信基盤の整備等の説明がございました。

次に、平成27年度歳入歳出決算の説明があり、歳入総額は6億544万2,828円、歳出総額は5億3,924万2,392円でした。

最後に、平成28年度補正予算（案）の説明があり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ

3,120万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億977万7,000円とするものであります。補正の内容は、歳入に当たっては、負担金の減及び繰越金の増。歳出については、予備費の増というものでした。

審査の結果、3案とも運営委員に異論はなく、協議会に提出すべきものと承認をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、過日行われました駿東伊豆消防組合議会臨時会について、報告の申し出がありますので、これを許します。

1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

駿東伊豆消防組合臨時議会が開催されましたので報告いたします。

平成28年5月24日午後2時より、沼津市寿町1-10、駿東伊豆消防本部会議室において、平成28年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時議会が開催され、以下の議案が決定、承認されましたので報告いたします。

日程第1から日程第7、発議1号から3号までの議案が一括上程されました。

日程第1、議席の指定、日程第2、会議録署名議員の指名について事務局より説明があり、承認されました。

ここで、議長、副議長より辞任の申し出があり、日程に追加し議題とすることに決定しました。選挙の結果、議長に沼津市選出の植松恭一議員が、副議長に伊東市選出の鈴木克政議員がそれぞれ選出され承認されました。

日程第3、会期の決定は1日とし、新しい議長のもとで会議が進められました。

日程第4、発議第1、駿東伊豆消防組合議会会議規則の制定について、事務局より詳細な説明があり、質疑、討論もなく採決の結果、全員賛成で承認されました。

日程第5、発議第2、駿東伊豆消防組合議会運営委員会条例の制定について、事務局より説明があり、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で承認されました。

日程第6、発議第3号 管理者の専決事項の指定について、事務局より説明があり、質疑、討論もなく、採決の結果、全員賛成で承認されました。

日程第7、議会運営委員会委員の選任について。選出方法については、指名推選により、委員長に沼津市選出の渡邊博夫議員、副委員長に清水町選出の秋山治美議員が、その他の委員には各市町から1名選出され、伊豆市からは梅原正次議員が指名されました。

日程第8、認第1号 専決処分の報告及びその承認について（平成28年度駿東伊豆消防組合会計暫定予算について）であります。暫定予算を22億8,530万8,000円の提示があり、全員賛成で暫定予算は承認されました。

日程第9、認第2号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合の休日を

定める条例外全32条例の制定について)事務局の説明があり、質疑、討論もなく、全員賛成で承認されました。

日程第10、認第3号 専決処分の報告及びその承認について(駿東伊豆消防組合指定金融機関の指定について)事務局より、スルガ銀行株式会社を指定することの提案があり、全員賛成で承認されました。

日程第11、認第4号 監査委員の承認について。事務局より、三島市寿町5-19、相原健夫氏を推薦する諮問があり、全員賛成で承認されました。

日程第12、議第1号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計予算について。予算について事務局より説明があり、予算を55億2,868万3,000円の提示がありました。ここで、東伊豆町の山田議員より質疑がありました。内容は、車両資機材整備費のうち、今年度の車両購入はどのような基準で購入されているのかとの質問に対し、事務局より、今年度の車両の購入については、広域前の各消防本部の更新基準を統一し、新たな更新計画を定め、これに基づき、第一線で活動する車両を中心に使用年数や使用頻度及び車両の状態などを考慮の上、整備するものです。再質問の中で、統一した安全基準とはの質問に対して、答弁は、消防車両の安全基準に基づき、消火、救助等に出動する消防車両は15年、救急車は6年または20万キロ、その他の車両は20年といたしましたとの答弁がありました。

以上で、討論もなく、全員賛成で承認されました。

日程第13、認第5号 監査委員の選任について。これは、組合議員の中から選ばれます。事務局より、伊豆の国市選出の鈴木照久議員の推薦の提案があり、全員賛成で承認されました。

以上です。

○議長(杉山 誠君) 以上で諸般の報告を終わります。

### ◎市長所信表明

○議長(杉山 誠君) 日程第4、市長の所信表明を行います。これを許します。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 皆さん、おはようございます。

平成28年第2回伊豆市議会定例会に臨むに当たり、私の所信を申し上げます。

私は、市長に就任をいたしました平成20年第2回定例会の所信表明において、「新たな伊豆のモデルをつくり上げるためには、美しい自然や歴史文化財などの守るべきものをしっかり守りながら、市の活性化を阻害している惰性を廃し、合併の真の狙いを着実に具現し、未来に向けて新たな歩を進める勇気が必要です」と申し上げました。その方向性は、今でも変わりませんし、またそのためにこれまでの8年間を費やしてもまいりました。

これからの4年間に進めるべき政策の内容は、まさに第2次総合計画に具体的に描かれて

います。その中で、伊豆市の将来像として目指すまちのテーマを「自然・文化・歴史が薫る、誇りと活力に満ちた『伊豆半島の新基軸』」といたしました。申し上げるまでもなく、伊豆縦貫自動車道の整備推進を念頭に置き、伊豆半島の道路交通の要衝たる立地を最大限生かしていくことをイメージしています。また、単に活力あるまちを目指すのではなく、私たちの生まれ故郷に愛着と誇りを持ち、このまちに住み続けることこそを幸せに感ずるまちづくりを進めていくという意志の表明でもあります。

その中核事業である文教ガーデンシティ構想は、狩野川沿いの狩野の庄、大見川沿いの大見の庄、そして修禅寺門前町を統合する、まさに歴史的事業です。さらに、市内で唯一津波リスクのある土肥に対する支援拠点機能も整備することによって、文字通りの「新市建設事業」となります。私が市長に就任したころは、ここまでの構想は描いていなかったのですが、合併特例債の期限が5年延長されたことで、このような壮大な事業に取り組むことが可能になりました。

しかし、これだけでは周辺地域の疲弊が一層進んでしまいます。そこで、各地域に生活拠点をしっかり整備し、これらを公共交通や光ファイバー網によりネットワーク化することで、市内全体の活力を維持することとしました。このような思考過程によって、「ネットワーク型コンパクトタウン」を伊豆市が目指すまちの形と定めるに至りました。

しかし、「ネットワーク型コンパクトタウン」は、市の外形しかあらわしていません。市の特徴、個性をどう考えるのか。長期的な視野に立ち、伊豆縦貫自動車道が完成しているであろう20年後くらいの将来、伊豆半島はどうなっているのだろうか。それはやはり、基盤産業である観光、それも国際化がさらに進んだ状況での観光立市でありましょう。観光マーケットを広く外国まで視野に入れた場合、伊豆市に誘客する資源は、歴史、自然、文化であることはほぼ疑いありません。さらに、市の現状を顧みると、自然景観、都市景観の改善は、避けて通れませんし、エネルギーや温暖化対策は地球人としての責務でもあります。このように考えて、市の特徴、個性をまちの「色」と定義し、「風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市」と決めました。

さて、では、この総合計画による新市の建設を誰が担うのでしょうか。それは、この美しい伊豆市に生を得て、育てていただいた私たち自身にほかなりません。その際、「これは行政」「あれは民間」としてきた従来の縦割り行政を排し、新たな公共のあり方を模索するしかありません。事業推進の原動力をまちの「力」と定義し、「地域への愛着や誇りを基調とした多様な主体による協働と連携」と決めました。

市長として作成を指揮し、職員が脳漿を絞ってつくり上げた第2次総合計画を全力で推進することが、市長3期目に入る私の所信の一丁目一番地でございます。

東京オリンピック自転車競技の2種目、パラリンピック自転車競技のトラックレースが伊豆市で開催されることが決まりました。数百年に一度あるかないかの奇跡的スポーツイベントが当市で開催されるのであり、その準備と競技支援、レガシーづくりに万全の体制で臨み

ます。

オリンピック・パラリンピックは、東京都、組織委員会、公益財団法人JKA、日本サイクルスポーツセンター、そして自転車業界を統括する経済産業省のほか、地元として県及び当市が関係し、多くの主体が関与してまいります。

いまだ役割分担が不明確なところもあり、まずはそれぞれの役割分担を明確にした上で、開催地としての責務を果たしてまいります。伊豆市は競技自体には関与しないため、具体的には、ボランティア育成を含む競技支援を全うすること、そして日本を代表するリゾート地として世界にしっかり情報発信し、多言語化、バリアフリー化、サービスレベルの向上などを着実に進めてまいります。

私は、この5月12日、伊豆半島ジオパーク推進協議会長を拝命いたしました。世界ジオパークネットワークから加盟を「保留」となった伊豆半島は、現在、ことし11月末の再申請に向けて準備しているところです。世界ジオパークがユネスコの事業になったことによる加盟基準の変更はないようですが、承認審査はユネスコが行うこととなります。決して低くないハードルが並んでいますが、世界加盟に向けて万全を期してまいります。

さて、阪神・淡路、東日本に続く熊本の連続地震は、また新たな教訓を私たちにもたらしました。それは、地区ごとの個別具体的なリスク予測と対応を可能な限り計画し、訓練しておくことの必要性です。津波は、地震によって引き起こされますので、道路崩落や土砂崩れがあわせて発生するリスクがあります。また、津波の遡上と大雨が重なれば、津波のみを想定した第4次想定よりも浸水地域が広がるリスクがあります。台風とやや強い地震が重なった場合にも、道路崩落や土砂崩れのリスクがあります。

何によって大規模な災害が発生するかの予測は容易ではありませんが、最初の対応は避難に尽きます。広域避難所が近傍の方はそんなに多くありません。夜中でも、高齢の方でも逃げられる安全な場所を選定し、またそれが民地であれば、平素から協定を締結しておき、避難訓練を繰り返しておく必要があります。避難所の運営も行政ではなく、避難される方々を主体とした自主組織による運営について考え、訓練しておかなければなりません。そのほかにも課題はたくさんありますが、現在、防災担当部署で具体的な検討作業に着手していますので、なるべく早く地区ごと住民の皆様に提示し、検討いただくよう取り計らってまいります。

文教ガーデンシティ構想を推進する場合でも、平成33年ころに2年もしくは3年間、将来負担比率が100前後になるものの、伊豆市が財政破綻する危険性まではありません。しかしながら、これまで進めてきた行政改革は、今後も着実に実行する必要があります。それによって、少しでも多くの資源を将来のため、次世代のための建設的事業に振り向けたいと考えております。

以前申し上げましたとおり、過去の民間調査で伊豆市が保有する市有施設の老朽化比率が全国ワーストになったことがあります。施設の数も多く、例えば学校体育館が11、社会体育

館が9、ドームが2、全部で屋内スポーツ施設が22もあります。これは、人口3万人余りの市にとっては極めて多い数字です。

また、総延長400キロメートルに及ぶ水道管の維持管理も大きな課題です。従来どおりの事業を継続しては、水道管の更新に200年もかかってしまいます。また、市役所本庁も耐震診断を実施しましたが、十分な耐震強度がなかったことから、新庁舎の建設も課題に上がってくるかもしれません。その場合には、市が単独で施設を建設する以外の手法を模索したいと私は考えています。

いずれの事業についても、新たな公共事業のあり方を速やかに検討し、PPPなど公民連携の手法も取り入れ、可能な限り少ない公費負担で行政サービスを維持するとともに、市民の皆様にとってより効果的、総合的なサービスを受けられるよう最大限の工夫をまいります。

また、天城湯ヶ島支所の移転については、一昨年来、地元の区長さんや市民の方々に対して協議・説明を実施してきました。平成30年4月移転に向けて検討してまいりましたが、少し方向を修正いたします。

支所の建物の有効利用や今後の地域政策を考え、会議室などを含む保健センターについては、1年前倒しし、平成29年3月を目途に移転を考えております。場所については、旧湯ヶ島小学校や旧湯ヶ島幼稚園に機能を移転する方向で地域の方々と協議してまいります。支所の事務所機能については、当初の予定どおり平成30年4月の移転を考えております。

公共施設やインフラ施設については、課題を整理した上で、公共施設等総合管理計画を策定し、施設の適正配置及び管理に努めてまいります。

以上、所信を申し上げます。

○議長（杉山 誠君） 以上で所信表明は終わりました。

#### ◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（杉山 誠君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第1号につきましては、職員の公務中の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額が決定しましたので、御報告するものでございます。

職員の不注意による事故であり、相手の方には御迷惑をおかけしましたことについて、市長としておわび申し上げます。

詳細について、総務部長から説明させます。

○議長（杉山 誠君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私から、報告第1号の詳細説明をさせていただきます。

議案書の3ページの専決処分書を見ていただきたいと思います。今回の交通事故でございますが、まず損害額でございます。28万4,549円。和解及び賠償の相手の方でございますが、矢熊にお住まいの鈴木様でございます。事故の発生年月日及び場所につきましては、平成28年4月20日午前9時12分ころでございます。場所は、市役所の別館前の市道横瀬大平線になります。

事故の概要ですが、裏面の地図も一緒にごらんいただければと思いますが、公用車が別館から市道へ出る際、市道との合流付近で一旦停止をいたしました。さらに右折しようとし発進したところ、市道を大平方面から走行してきた相手方の車両に気づかず、出会い頭的に衝突したというものでございます。この場所につきましては、カーブミラー等設置して、現在、可能な限りの安全施設を整備しているんですが、やはり若干視界が見づらかったということで、事故が起きたというものでございます。

今回の事故につきましては、車の所有者の方と運転されていた方が別々でございました。今回の報告につきます損害賠償につきましては、車の所有者の矢熊の鈴木様に対する和解ということでございます。

なお、運転されていた方につきましては、現在、頸椎捻挫等により通院加療ということで、今後、けがのほう完治し次第、また示談交渉のほうを進めてまいります。

毎年、この事故の報告があるわけですが、市としましても職員の交通安全については、日ごろから再三注意をするとともに、研修会等を実施しております。今年度も引き続きさらなる交通安全を徹底するよう職員のほうに研修等指示してまいります。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で詳細説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。発言はありませんか。

発言の申し出がありますので、発言を許します。

その前に、1点留意点を申し上げます。この専決処分の報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づくもので、議会の権限に属する軽易な事項として議会の議決により市長に委ねた案件であります。

よって、正規な質疑ということではなく、あくまでも報告内容に対する説明を求める発言のみ許可することが議会運営面上、法律面からも適当とされておりますので、申し伝えます。

それでは、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

ただいま議長さんからお話が合ったんですけれども、もう毎回のことですから、私もよくわかっております。

それでは、お伺いするんですけれども、まずこれは、市役所の別館から出て来たということなんでしょうけれども、まず相手方がいるわけですけれども、こちらの伊豆市の職員の所属している課の名前、これをお知らせ願いたいと思います。

それから、過失割合、どういうことになっているのか。こちらの市役所側のほうが一方的に悪いのかどうなのか、過失割合はどうなっているのか、2点目お伺いします。

3点目。ここの別館から出て行くところの道路は、非常に、特に右側のほうは見通しがいいんですよ。非常に見通しがいいところですね。直線ですしね。何でこんなところでぶつかったのか非常に疑問に感じるわけですけれども、要するに、ここには一旦停止して右折しようとしたということが書いてありますが、一旦停止はそれはしたんでしょけれども、右のほう、あるいは左のほう、確認しないで出たのかどうなのか。これどういうことになっているのでしょうか。そこら辺をお伺いをいたします。

それから、4点目。けがをされた方がいるということなんですけれども、頸椎捻挫というお話が合ったんですけれども、全治どれくらいなんでしょう。よほどひどくぶつかったんでしょうか、4点目お伺いいたします。

次、5点目。これは、毎回こういう事故の専決処分がほとんど毎定例会ごとにあるわけです。それで、毎定例会ごとに市長とか総務部長は、職員集めて注意しますとか言っているんですけれども、今回もそういうことでお済ませになるおつもりですか、お伺いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 5点について確認を求めます。答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、市の職員でございますが、産業部の農林水産課所属の男性職員でございます。

過失割合につきましては、伊豆市の過失が8割で相手の方が2割という、俗に8・2という過失割合でございます。

3点目の見通しがよいのになぜ事故になったかということでございますが、当然、職員、市道へ出るときに一旦停止をします。別館の出口は、市道に対して若干セットバックしておりますので、セットバックしたところで一旦停止をし、それから市道までぎりぎり出て左右を本来確認すべきところを、一旦停止をし、市道に近づくときに不注意であったとしか言いようがございません。右側の直進の車に気づかなかったということでございますので、大変申しわけありませんが、一旦停止したものの、最終的に市道を右折するときには不注意があったということでございます。

4点目の運転手の方のけがでございますが、現在、頸椎捻挫等で通院されているというこ

とは伺ってございますが、けがの全治何日とか細かいところまではこちらに情報が伝わってきておりません。随時、保険会社等と情報のほうをやり取りしてまいりたいと考えております。

また、5点目の定例会ごと発生しているということでございます。確かに、この6月には、昨年、一昨年等御報告させていただきました。全ての定例会での事故の報告ということではございませんが、やはり100台以上の車両が動いているという事実、また他市町と比べるわけではございませんが、やはりある程度、どこの近隣の自治体も、どうしても職員の事故の発生という報告は、上がっているようでございます。決して、いいことではございませんが、やむを得ないという事情も考えていただけたらと思います。

当然、職員につきましては、同じことになりますが、朝の朝礼また課長会議、研修等を通じて引き続き交通安全については徹底させていただくという考えでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再確認したい点ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） まず、けががどうなっているかわからないということですが、これは4月20日に起きた事故なんですよ。ですから、もう50日以上たっているわけですが、まだそういうのが治っていないということなんですか。確認していないんですか、そこら辺は。50日たっているんですよ。そこら辺どうなっているのか、一点お伺いしたいですね。

それから、今、総務部長さんのお話で、やむを得ないというお話があったですね。やむを得ないじゃ済まされませんよ、これは。少なくとも市民の方に迷惑をかけている。けがまで負わせているということですから。車両がたんとあるから、やむを得ないなんて、そんなことは通用しないと思いますがね。

そこで、市長さん、毎回聞いておるんですけどもね、どうお考えになっているんですか、この事故防止について。市長にお伺いします。1点目は総務部長、2点目は市長。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今回の件も含めて、交通事故というのはあらわれた事象であって、職員の意識のあり様というのが根本的な問題なんだろうと思います。職員が、要するに、仕事そのものが公務であり、すべてが公務であり、そして公共財をしっかりと管理し、使っている、その意識がまだ弱い。したがってです、ことしも去年に続いて、職員に対して研修を既に計画実施に入っているところでありまして、まずはその公僕意識というものをしっかりと根づかせてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 運転されていた方のけがは治っていないのかということでござい

ますが、こちらに入って来ている情報では、まだ通院されているということで、治療が完了し次第、また治療費等の示談交渉をさせていただくということで、現在、通院中というふう  
に伺っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再確認ありますか。  
〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） ほかにありませんか。  
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、ないようですので、以上で本件の報告を終わります。

### ◎報告第2号～報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（杉山 誠君） 日程第6、報告第2号 平成27年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告についてから日程第9、報告第5号 平成27年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告についてまでの4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第2号から第5号まで一括して提案理由を申し上げます。

報告第2号については、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、平成27年度伊豆市一般会計予算の継続費に関する逡次繰越額を報告するものです。

報告第3号及び第5号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成27年度の一般会計予算及び特別会計予算の繰越明許に関する繰越額を報告するものです。

報告第4号は、地方自治法施行令第150条第3項で準用する同令第146条第2項の規定に基づき、平成27年度伊豆市一般会計予算の事故繰越に関する繰越額を報告するものでございます。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。  
総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、報告第2号から第4号までの3件の報告についての詳細説明をさせていただきます。

まず、報告第2号でございます。継続費の繰り越しの報告についてですが、議案書の6ページをお願いいたします。

こちら、平成27年度伊豆市一般会計予算継続費の繰越計算書となっております。こちらに記載してございます4件の事業でございますが、いずれも平成27、28年度の2カ年の継続事

業となっているものでございます。

まず、2款総務費、総務管理費の文教ガーデンシティ土地取得等業務委託事業でございます。継続費の総額3,440万円、平成27年度の予算計上額が1,180万円でございます。平成27年度中の支出額が99万2,520円、この残額を翌年度へ通次繰越させていただくものです。繰越額が1,080万7,480円でございます。平成27年度につきましては、謄本等の調査説明会を行いました。本格的な用地交渉等の業務は平成28年度へ繰り越しさせていただくというものでございます。

次の、7款商工費、1項商工費、DMO構築支援業務委託事業でございます。継続費の総額273万円、平成27年度の予算計上額156万円、平成27年度における支出済額でございますが、155万9,035円、残額の965円を翌年度へ通次繰越させていただきます。平成27年度に予定しておりましたDMO導入に関する事業につきましては、ほぼ予定どおり行っております。

3件目、8款土木費、6項都市計画費、都市計画協議資料作成業務委託事業でございます。継続費の総額1,000万円、平成27年度の計上額が600万円、平成27年度中の支出済額310万円、残額の290万円を翌年度へ通次繰越させていただきます。これにつきましては、事業の進捗等に伴う支払いということで310万円を支払ってございます。

4件目の9款消防費、1項消防費、津波防災地域づくり推進計画策定事業でございます。継続費の総額が1,000万円、平成27年度の予算計上額が300万円、平成27年度の支出済額はございません。よって、予算計上額の残額300万円を平成28年度へ通次繰越させていただきます。これにつきましては、事業のほうは協議会や市民説明会等、予定どおり事業を進捗してございますが、支出はございませんでした。

続きまして、議案書7ページ、報告第3号 平成27年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告についてでございます。議案書8ページの表をごらんいただきたいと思います。

こちらの8ページ、9ページで、平成27年度伊豆市一般会計予算繰越明許費繰越計算書となっております。こちらに記載してございます事業につきましては、既に予算の段階で詳細につきまして御承認をいただいておりますので、繰越額に変動があったものについての説明をさせていただきます。計算書につきましては、個々の事業について、それぞれ金額の欄に繰越明許費の設定金額、その横の欄に翌年度繰越額を記載してございます。

まず、8ページの上から5段目の2款総務費の戸籍住民基本台帳費、個人番号制度導入事務交付金でございます。こちらの繰越設定額でございますが954万円、平成27年度中に169万2,000円執行してございますので、翌年度への繰越額が784万8,000円となっております。こちらは、地方公共団体情報システム機構への交付金となっております。2つ飛んで8段目の3款民生費、児童福祉費、熊坂こども園改修事業でございます。繰越設定額が1,040万円。こちらにつきましては、平成27年度中の執行額が486万4,069円執行してございますので、その残額553万5,931円を繰り越すものでございます。

続きまして、9ページの上から3段目の9款消防費の新佐野・雲金消防ポンプ置場建設事

業でございます。繰越設定額が1,060万円、こちらにつきましては、342万円を平成27年度に執行してございますので、その差額718万円を繰り越すものでございます。続きまして、下から2段目の10款教育費、中学校費、土肥地区小中一貫校工事設計業務委託事業でございますが、こちらの繰越設定額3,375万円、このうち執行済額が19万4,400円となっております。したがって、平成28年度への繰越額が3,355万5,600円となっております。

以上が変更となった点でございますが、あわせて8ページの上から9段目でございます。4款衛生費の1項保健衛生費、子育てモバイルシステム導入事業でございます。こちらは200万円の繰越明許費を設定していましたが、国の地域少子化対策重点推進交付金を使いましてこの事業を推進する予定でございました。しかしながら、この事業が交付金事業としては採択されませんでしたので、今回、この繰越額につきましては、財源がつかなかったということで執行をいたしません。そこで、また今回の補正予算で説明はさせていただきますが、この事業を市の単費で行いたいということで、今回、補正のほうもお願いしてまいります。

続きまして、議案書の11ページ、報告第4号でございます。平成27年度伊豆市一般会計予算の事故繰越しの報告についてでございます。議案書12ページの計算書をお願いいたします。

12ページの表、平成27年度伊豆市一般会計予算事故繰越計算書となっております。事故繰越につきましては、既に支出負担行為をしておりますが、やむを得ない予測できなかった事由等により、翌年度へ繰り越す手続となります。今年度、昨年度の事業で1件の報告がございます。2款総務費、1項総務管理費、旧湯ヶ島小学校施設改修工事でございます。支出負担行為額が976万3,200円。この全額を事故繰越として平成28年度へ繰り越しをさせていただきます。説明欄に記載してございますが、この工事を遂行するに当たりまして、トイレ改修工事の工程で給排水管の敷設工事に不測の日数を要したということで、年度内の完成見込みが困難となったものでございます。これは、トイレ改修工事の給排水管を敷設するに当たりまして、既設の管の腐食等があつて、その既設管をやり直す必要があつたということで工程におくれが生じたというものでございます。

以上で、報告第2号から4号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

〔建設部長 齋藤 満君登壇〕

○建設部長（齋藤 満君） 改めまして、おはようございます。建設部長の齋藤です。

それでは、報告第5号について補足説明をさせていただきます。議案書の14ページになります。よろしく申し上げます。

1款事業費、1項下水道建設費500万円の繰り越しでございます。平成27年度市単独公共下水道事業国道136号線改良工事に伴う下水道管敷設がえ工事がこの該当工事となります。

国道136号線の横瀬交差点から温泉場寄りです。ここにおきまして、沼津土木事務所発注の国道136号線改良工事にあわせまして下水道管を敷設がえしていくものでございます。平

成28年1月18日に中豆建設株式会社と421万2,000円で工事請負契約を締結いたしまして、工事の進捗に努めてまいりましたが、国道改良工事の工期延長により、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越しをお願いしたものでございます。

今回、完成につきましては、本年の8月31日を予定してございます。工事の概要につきましては、施工延長が105.4メートル、管渠の敷設工150ミリの塩ビ管ですが、103.15メートル、塩ビマンホール工が300ミリの口径が8カ所、公共ます及び取付管敷設がえ敷設工が7カ所となっております。現在、工事の完成を目指して鋭意工事を進捗させているところでございます。よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で報告を終わります。

これより、報告第2号から報告第5号までの4件について質疑を行います。

初めに、報告第2号について質疑はございませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、報告第2号、継続費の繰越報告について質疑を1カ所だけ行いたいと思います。

最初、文教ガーデンシティ土地取得等業務委託事業ということで、継続費なんですけれども、合計が3,440万円の平成27年度分の大部分が平成28年度へ繰り越すということになっているわけなんですけれども、まず、1点目、委託先はどちらでしょうか。この土地取得等業務委託事業委託契約の委託先はどちらかということで1点目。

それから、2点目、業務内容ということなんですけれども、要するに、文教ガーデンシティ用地を取得しようという業務の委託をしているということなんですけれども、文教ガーデンシティの全体、12ヘクタールと言われてはいますが、12ヘクタールの全部を取得することについて業務を委託しているのでしょうか、それとも一部なのでしょうか、お伺いします。

3点目、これが仮に取得できなかつたと。地権者が全部で六十何人かいらっしゃるということで。取得できなかつたということが、1人でも2人でも反対すれば、文教ガーデンシティ事業はできないと私は理解しているんですけれども、取得できなかつた場合でもこの委託費は支払いするのでしょうか、お伺いをいたします。

この3点、よろしく願いします。

○議長（杉山 誠君） それでは答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） まず、第1点目のどちらに委託しているかということについて、土地開発公社に委託しているということは、この予算を措置いただくときに申し上げたとおりでございます。

取得の委託に関する広さというものについては、12ヘクタールについて用地交渉や土地に関する調査等必要でございますので、そういった手続を速やかに進めるためにお願いしているというものでございます。

3点目の取得できなかった場合ということでございますが、現在のところ、この土地を取得するための調査等について委託しているということでございますので、取得できないということは、今のところそういった想定ではないんですけれども、この委託業務については、この金額をお支払いするというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） その土地の取得ですけれども、取得できないことはないというようなことをおっしゃいましたけれども、では、どの程度今進んでいるんでしょうか。例えば、もう皆さんから同意は得ているんでしょうか、どうなんでしょうか。それが1点、お願いします。

それから、3月議会の当初予算でありましたが、債務負担行為がありましたですね、土地開発公社に対する。19億900万円ですか、債務負担行為。これについての説明では、新中学校と公園だというふうにしたしか答弁したと思うんですけれども、債務負担は19億円ですか、これ関係ないんですけれども、では、全体の取得ということでもよろしいですね。それはひとつ確認。もう一つは、さっき言ったことですけれども、2点お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） まだ同意というところには至っておりませんで、説明会でも御説明させていただいたとおり、まずは中学校部分についての取得ということで進めておりますので、それ以外については、まだ全体構想ということで、その下準備、現段階ではそういうことでございます。

その2つ目の御質問についても、現段階では中学校部分についての取得を進めているということで、それ以外については速やかに地権者の皆様との交渉を進めるために、中学校の用地以外の部分にまたがるようなこともあるかもしれませんので、そういったことも踏まえて、全体で一応予算は措置させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 今、中学校の用地を主にやっているということなんですけれども、主にやっているということは、地権者の方と接触しているんだと思うんですけれども、その部分についてはどうなんでしょうか。ほとんどいいよというふうなことになっているんです

か、どうなんでしょうか、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） まず、農地の除外の申請が必要となりますので、それについて、今、同意を得るために交渉させていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はございませんか。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） 全部でいいんだよね。

○議長（杉山 誠君） 2号だけです。

○16番（木村建一君） 2号だけ。済みません、下がります。

○議長（杉山 誠君） そのほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） これで質疑を終結いたします。

次に、報告第3号について質疑はございませんか。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 済みません、聞き忘れまして、議事進行をおくらせまして申しわけありません。

報告第3号についてお尋ねします。明許繰越費というのは、いわゆる会計年度の単年度というところで、その例外として、私は、冒頭市長が言ったように、地方自治法施行令に基づいてやっていると思うんですけれども、少し理解不足かもしれませんが、お願いします。

そうしますと、平成27年度のうちに終わらなかつたけれども、現実にはそこで終わらないと。したがって、それぞれの終わらなかつた理由というのが私はあるのかなと理解したんですけれども、そういう理解ではだめなんですか。

ということになると、それぞれなぜ年度ごとに終わらなかつたのかという理由がそもそもあるものですから、そのあたりお尋ねしていいのか、該当しなかつたらいいんですけれども、私はそういうふう理解したんですけれども、よろしくをお願いします。別にこの制度そのものがだめだと、単年度だからそれを過ぎたらだめというのではなくて、どうしてもいろいろな状況のもとにおいて次年度に繰越す場合もあり得るでしょうということで法律で明記されているものですからね。なんで超えたのかなというのがわからないものですから、済みません、繰り返しになって申しわけありませんが、よろしくをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） こちら報告第3号の繰越明許費の報告でございますが、こちらに

記載の明許費は、いずれも昨年の9月議会、12月議会また平成28年の3月議会において、補正予算で繰越明許として設定させていただいております。そのときに、全ての事業につきまして、繰り越ししなければならない理由を説明させていただいて、これこれこういう理由で平成27年度中の施行が見込めない、平成28年度にずれ込むということで説明のほうはさせていただいております。

特に、3月議会で補正させていただいたものについては、全額繰り越しというような事業も多々ございましたので、それぞれ補正のときに説明はさせていただいて、御承認をいただいているというふうに理解してございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） それでは、これで質疑を終結いたします。

次に、報告第4号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第5号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号から報告第5号までの質疑を終結いたします。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

#### ◎議案第67号～議案第69号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第10、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第12、議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第67号から69号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第67号については、人事異動に伴う職員給与費所要額の調整のほか、大学院への職員派遣研修100万円、創業者支援事業の拡充180万円、オリンピック開催都市というブランドを生かした自転車まちづくり推進事業1,520万円、中心市街地歩行者空間調査検討業務700万円など、総額2,440万円を増額し、歳入歳出予算額166億4,380万円とするものでございます。

あわせて、大学院への職員派遣研修について、債務負担行為の設定をお願いするものとなっています。

議案第68号は、標準システム連携データ構築委託料135万円及び人事異動に伴う職員給与費の減額により、総額322万円を減額し、歳入歳出予算額を52億9,778万円とするものです。

議案第69号は、職員減に伴う職員給与費の減額及びこれにかわる施設の点検管理業務など、収益的支出の予定額の調整を行うものとなっております。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明をおわります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第67号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

お手元に、資料といたしまして、平成28年度6月補正予算資料というものを別冊でお配りさせていただいておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、補正予算の額ですが、歳入歳出それぞれ2,440万円を追加し、予算総額を166億4,380万円とするものでございます。それぞれの款、項の補正額につきましては、議案書の16、17ページに記載してございます。そちらのほうで確認していただきたいと思います。

続きまして、18ページの第2表、債務負担行為補正でございます。こちら、職員を大学院に派遣するための経費といたしまして、平成29年度、平成30年度の2カ年、限度額を214万円設定させていただくものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う人件費等が主なものとなっておりますので、歳出の主なもののうち、まず人事異動に伴う人件費の補正について説明させていただきたいと思っております。

議案書の66、67ページの給与費明細をお願いいたします。

まず、66ページの特別職についてでございます。補正前は、市長と副市長の給与費等を計上してございましたが、5月から教育長が新たに特別職として就任いたしましたので、人数としましては、補正前が2人、補正後が3人ということで、1人の増。また、新たな自転車まちづくり推進計画を策定するに当たりまして、推進委員会を設けます。そこで、その他の

特別職等に10人の報酬。合わせまして、給与費と共済費の合計額887万7,000円の増額とさせていただきます。

次に、67ページの一般職の状況についてでございますが、まず職員数につきましては、当初予算で予定しておりました347人に対し、実際に配置した職員数347人と職員数につきましては同数となっておりますが、予算編成後に育児休業の申し出や無給の休職となった職員、また再任用、短時間職員の中途退職等ございまして、給与費と共済費を合わせた合計額としましては、1,658万7,000円の減額となっております。

全体としましては、科目間での人数の増減がございますので、人件費の予算を反映させたそれぞれ科目ごとの補正となっております。人件費につきましては、以上となります。

次に、歳出のうちの先ほど申しました人件費以外の説明をさせていただきます。議案書26、27ページをお願いいたします。

2款1項1目の職員研修福利厚生事業でございます。先ほど、債務負担行為のところでも申し上げました。今年度、市長の所信表明でもございましたが、公共施設のマネジメント手法また新しい公共事業のあり方を研究するため、職員を東洋大学大学院経済学研究科の公民連携専攻へ2年間研修派遣をする計画でございます。大学院ですので、この予算を計上させていただいた後、試験がございますので、まだすぐに行くというわけではございませんが、試験に向けての予算をお願いしたいというものでございます。

まず、研修旅費でございますが、今回、この大学院派遣をインターネットを使った研修、そして土曜日の大学での授業の出席ということで、この大学で授業を受けるための研修旅費を22万5,000円、またテキスト代等の消耗品を2万円、大学院の入学検定料、これ先ほど申し上げました大学院の入試の手数料3万5,000円、あと入学金や授業料、これらを合わせまして72万5,000円、総額で100万5,000円をお願いするものでございます。

平成29年度、30年度につきましては、債務負担行為をお願いしてございます。

なお、この大学院入学は、2016年の秋入学を目指しております。

続きまして、2-1-5財産管理費の公有財産管理事業でございます。廃棄物処理委託料でございますが、こちらにつきましては、当初予算でいわゆるPCB廃棄物の廃棄を計上してございますが、今回、土肥の衛生プラントを解体するに当たりまして、新たに4基の低濃度PCBの廃棄物が確認されております。当初予算で計上しております4基のPCBと合わせまして、今回、一緒に廃棄することで個別の運搬費等の節減が見込まれますので、土肥衛生プラントで出ましたPCBについての処理委託90万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして、32、33ページをお願いいたします。一番下にございます3-1-6の国民健康保険事業でございますが、これにつきましては、国民健康保険特別会計の人件費とシステム改修等によりまして、減額となっております。その分の繰出金を457万円減額するものでございます。

続きまして、40ページ、41ページをお願いいたします。4-1-2 予防費の母子保健事業でございます。子育て支援モバイルサービス利用料としまして94万9,000円。これは、先ほど報告のときに繰越明許費のところでお話をさせていただきました。国の交付金を使いまして繰越明許をしてございましたが、事業不採択ということで繰り越しで事業を実施するのではなく、市の単独事業として今回補正をさせていただき、このモバイルサービスを導入したいという補正となっております。

続きまして、次の42、43ページでございます。4-2-4 最終処分場費の柿木処分場管理事業でございます。施設改良工事として355万2,000円。これにつきましては、現在、柿木の最終処分場から出る水を処理するための生物処理装置があるんですが、その回転円盤の受け軸等が故障しております。現在は、空気を送り込んでバクテリアを何とか生かしているという状況でございますが、この軸受とカップリングを変えるという工事でございます。これによって、安定した水処理ができるということで、今回お願いするものでございます。

続きまして、46、47ページをお願いいたします。6-2-2 林業振興費の森林整備事業でございます。こちらにつきましては、補助金としまして32万5,000円。これは、県の林業再生プロジェクト推進事業の追加配分がございました。1件の間伐と作業道の整備、これの補助金を追加させていただくものでございます。

続きまして、次の48、49ページでございます。7-1-2 商工振興費の企業誘致推進事業でございます。こちらにつきましては、2つの補助金を新たに設定させていただくものでございます。

まず、1点目、創業者支援事業補助金でございますが、創業者支援のために、当初予算では家賃補助をお願いしてございます。この家賃補助に新たに今回事業所等の設置工事、これは市内業者が施工した場合に限るんですが、事業所の設置工事の工事費の一部を補助し、創業者支援の拡充を図るというものでございます。上限50万円で3件見込んでございます。150万円。

もう1件でございますが、創業資金利子補給金でございます。これは、県や国が融資する開業パワーアップ支援資金などを利用した場合、その利子に対して市が利子補給するというもので、上限10万円の3件を見込んで、今回30万円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じく7-1-3の観光振興費の自転車まちづくり推進事業でございます。これにつきましては、オリンピック・パラリンピックの開催やその後のレガシー創出に向け、自転車を活用したまちづくりを推進するために、その骨格となる基本計画、またそれを実行するためのアクションプランの策定のための計画を策定するものでございます。その計画作成のために、まず推進委員会を設けまして、委員への報酬が27万8,000円、その他協力者謝礼、費用弁償、旅費等々となっております。また、その計画策定のための委託料、こちらを799万3,000円。あわせまして、サイクリストにやさしいまちづくりの実現を目指す啓発事業、当然、市民の方への自転車のまちづくり等の啓発事業、こちらの委託料で169万1,000円。

51ページの次のページになります。こちらは、現在、狩野川記念公園にもレンタサイクル用の収納庫がございますが、そちらを新たにコンテナハウスでやりかえたいということで、そのコンテナハウスの設計監理委託料として48万6,000円、また工事費として239万2,000円。あと市内各店舗にサイクルラックを置いていただきまして、サイクリスト等がお店に立ち寄るときに、そのラックに収納していただく、そういうことを計画してございます。50台分で135万円。事業総額としまして1,519万6,000円を見込んでございます。この事業につきましては、地方創生推進交付金2分の1になりますが、こちらの交付金を活用する計画となっております。

続きまして、51ページの7-1-4観光施設管理費の湯の国会館管理事業でございます。こちら修繕料としまして127万5,000円。現在、温泉スタンドの温泉の販売機、こちらプリペイドカード式の販売機になっているんですが、プリペイドカードの読み取りができない等の故障が発生しております。このプリペイドカード式を、これからは通常の自動販売機と同じようなコイン式にかえたいということで、この販売機に取りかえる工事費として127万5,000円をお願いするものでございます。

続きまして、54、55ページ。土木費の8-6-1になります。都市計画推進事業でございます。中心市街地歩行者空間に係る調査検討業務委託として700万円。これは、市のコンパクトタウン&ネットワーク構想が国の地域再生計画に認定され、今後、中心市街地周辺の環境整備に係る事業を進めていく必要がございます。今年度は、地方創生推進交付金を活用しまして、修善寺駅を中心とした歩行者空間の創出と歩行者ネットワークの構築を行うための調査検討業務となっております。

続きまして、56、57ページの9-1-4災害対策費、防災対策事業でございます。津波災害ワークショップ支援業務委託料320万円。現在、土肥地区におきましては、津波防災地域づくり推進計画策定作業を進めております。この計画の策定とあわせまして、津波災害の警戒すべき区域の指定についても検討してまいります。その検討するための市民の意見集約を図るためにワークショップを予定しております。土肥、八木沢、小下田の3地区のそれぞれ2回ずつの計6回分のワークショップの支援業務を予算計上するものでございます。320万円でございます。

次に、58、59ページの11-2教育の事務局費でございます。その他事務事業でございますが、現在、職員の出産に伴う休暇が見込まれますので、その代替職員としましての臨時職員を雇用・任用するための予算となります。121万8,000円をお願いするものでございます。

以上が今回補正をお願いする主な事業でございますが、これらの財源としましての歳入についての説明をさせていただきます。

議案書、戻りまして22、23ページをお願いいたします。まず、14-2-1国庫支出金の総務費の国庫補助金でございます。こちら地方創生推進交付金でございますが、先ほど歳出のときに申し上げました。まず、7款の自転車まちづくり推進事業の1,519万6,000円と8款の

都市計画推進事業の700万円、合わせまして2,219万6,000円の2分の1の1,109万8,000円を国庫補助として見込んでございます。

次の県支出金、15-2-4 農林費県補助金でございますが、森林整備事業補助金の32万5,000円に対します県の林業再生プロジェクト推進事業補助金を25万円見込んでございます。

その他の財源としまして、繰越金1,305万2,000円を計上させていただいております。

以上が一般会計の補正予算の補足説明となります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第68号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部長、村井です。

議案第68号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、補足説明をさせていただきます。

議案書の69ページをごらんください。歳入歳出それぞれ322万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億9,778万円とするものです。

まず、歳出から説明させていただきます。

議案書の79ページ、80ページ、81ページをごらんください。人事異動に伴う職員給与等の減額が457万円です。職員数については10名で変わりはありません。また、一般管理費の国保標準システム連携データ構築委託料135万円を新たに計上するものです。これは、平成30年度からの国保の都道府県化に向けてのシステム改修費用であります。本年度、県とのテストデータ通信を行う予定です。

歳入は、76、77ページをごらんください。

国庫補助金では、国保事務処理システム改修補助金として135万円の計上をしております。補助率は10分の10です。職員給与費等繰入金が一般会計繰入金では457万円の減額となります。システム改修補助金は、国からの通知が4月中旬であったため、当初予算に間に合わず、6月補正でお願いするものです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第69号について。

建設部長。

〔建設部長 齋藤 満君登壇〕

○建設部長（齋藤 満君） それでは、議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について補足説明をいたします。

議案書の83ページからとなります。よろしくお願いたします。

当初予算での人件費は職員2名分1,748万4,000円を計上しておりましたが、人事異動に伴い1名の削減となったことによる総経費867万3,000円の減額補正を行うものです。83ページの第3条のところにもありますが、職員1名の削減により867万3,000円の減額となります。

そして、この1名の削減によりまして、日常点検及び夜間の緊急時の対応ができなくなり、維持管理に支障を来すことから、2名との業務委託により緊急時に対応したいと考えております。このため、送配湯費委託料を212万6,000円、次の84ページになりますが、送配湯費委託料212万6,000円、修繕料110万円、合計322万6,000円の増額補正をお願いするものです。

また、揚湯費委託料につきましても、当初予算では年4回の保守点検業務を計画しておりましたが、年2回回数をふやすことにより、機器の不具合を早期に発見でき、緊急時の対応を少なくすることができることから、1の揚湯費ですが、9万9,000円の増額、さらに予備費につきましても緊急時に備えまして534万8,000円の増額補正をそれぞれお願いするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で、議案第67号から議案第69号までの3議案について補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第70号～議案第75号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第13、議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定についてから日程第18、議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第70号から議案第75号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第70号は、職員を大学院へ研修派遣する場合の研修費用の償還に関する条例を新たに制定するものです。

議案第71号は、地方公務員法の改正に伴い、条例で引用している条項を改正するものです。

議案第72号は、市が普通財産の交換、譲与等を行うことができる団体に公共的団体を加え、市が所有する地域集会施設を認可地縁団体などへ無償譲渡することができるよう所要の改正を行うものです。

議案第73号は、燃やせるごみと粗大ごみを車両により搬入する場合の手数料の加算額について所要の改正を行うものです。

議案第74号は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の軽減の判定基準額を改正するものとなっています。

議案第75号は、保育料について、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令に伴

い、ひとり親などの要保護者世帯の保護者負担軽減措置のため、所要の改正を行うものでございます。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第70号から議案第72号までの3議案について。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、議案第70号から議案第72号までの補足説明をさせていただきます。

お手元に条例議案説明資料というものも別冊でお配りさせていただいておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定についてでございます。

こちら、先ほど補正予算のところの説明させていただきましたが、職員の大学院への派遣研修のまず目的でございますが、研修の成果を行政運営に反映させることになっております。このことから、研修期間中やまた研修の終了後、早期に退職した場合には、市が支出した研修費用の全部または一部を償還させるという、これは国家公務員に準じた制度でございますが、この制度を新たに設けるために条例を制定するものでございます。

第1条の趣旨で書いてございますが、もともとは国家公務員の留学費用の償還に関する法律というものがございます。こちらの12条2項に地方公務員の場合もこの法律に準じて条例で定めるということとなっております。

第2条の定義でございます。2項の大学院派遣研修につきましては、学校教育法に基づく大学院の課程が主なものとなっております。これは、職員の同意を得て市が実施するもので、今年度は東洋大学大学院の経済学研究科公民連携専攻を予定してございます。3項の大学院派遣研修費用でございますが、予算の中で計上させていただいております項目全てを研修費用としてございます。また、4項の特別職の地方公務員につきましては、地方公務員法の特別職や国家公務員などを定義としてございます。

3条が償還に関する規定でございます。まず、1号で、大学院の派遣研修の期間中に退職した場合でございますが、市が支出したそれまでの総額に相当する金額を償還させるというものでございます。第2号が、研修が終了した後の話でございますが、研修が終了した後、5年以内に退職した場合は、その在職期間に応じた率で償還をさせるというものでございます。また、2項で、退職につきまして、死亡の場合はその対象から外しますというものでございます。

3項は、先ほど言った5年以内に退職した場合の在職期間の考え方を言ってございます。

たとえ在職期間が5年ありましても、次の1号から4号に掲げるような期間がある場合は、それを除きますという規定になっております。まず、第1号は、地方公務員法の分限休職でございます。公務災害等の休職は除きますが、分限休職により休職した場合の期間は、5年の中から除きます。第2号は、同じくこちらは懲戒処分としての停職、こちらも除きます。第3号は、いわゆる職員組合などへの専従のための休職、こちらも除きます。第4号は、育児休業をしていた期間、こちらも在職期間の計算からは除きますということでございます。

第4条の適用除外でございますが、退職の場合の適用除外をこちらに書いてございます。第1号、こちらは公務災害、通勤災害等でやむなく退職した場合、これは先ほどの3条の5年間までの退職の規定から除外するというものでございます。2号は定年退職、3号が任期つき職員としての退職、4号はそのほかに準ずる場合、第5号がいわゆる国家公務員等になるために一時的に退職する場合。このような1号から5号までの退職につきましては、適用除外とするものでございます。

以上が議案第70号の補足説明でございます。

続きまして、議案第71号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

94ページの新旧対照表をお願いいたします。市長が提案理由で申しましたとおり、平成26年5月に地方公務員法の一部が改正されております。その公務員法の改正ですが、法律の第24条第2項というところが削られまして、第3項から第6項までが1項ずつ繰り上げられました。それによりまして、地方公務員法の「第24条第6項」というところが、「第24条第5項」に繰り上げられましたので、今回、そちらを引用している2つの条例を改正するものでございます。

いずれの条例も「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるという改正でございます。

続きまして、議案書95ページ、議案第72号 伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございます。

市長の提案理由でもございましたように、本年の3月議会におきまして、地域集会施設などの17施設を市の行政財産から普通財産に変更させていただきました。その折、それぞれの地域におきまして、地縁団体等財産を受け入れる態勢が整ったところには、順次、この普通財産、地域集会施設を地元へ無償譲渡したいという趣旨で条例改正をさせていただきました。

今回、この条例で追加するものは、公共的団体というものを追加させていただくわけですが、この公共的団体というのは、いわゆる公共的な活動を営む全てのものをいうわけでございます。自治法の規定による認可地縁団体や一般社団法人や一般財団法人で、公益目的事業を行う法人、これらを公共的団体というものでございます。

改正でございますが、第2条でございます。こちら普通財産の交換に関する規定でございますが、こちらの国または他の地方公共団体、その他公共団体に、新たに「公共的団体」を加えます。これらをもって、以下、「国等」という略称を取ってございます。

続きまして、第3条でございます。こちらは、財産の無償譲渡または減額譲渡に関する規定なんです、第1号に現在の他の地方公共団体その他公共団体に、新たに国と公共的団体を加えて、先ほど略称を取りました「国等」という改正をしております。2号、3号、4号につきましては、所要の改正をしているということで御理解いただきたいと思っております。

第4条の普通財産の無償貸付または減額貸付、これにつきましては、現在は公共的団体というものが含まれております。ですので、現行では、他の地方公共団体、その他公共団体または公共的団体となっております。今回は、これに「国等」ということで、国を新たに加えて、改正後では「国等において」というものの改正となります。

また、第6条の物品の譲与または減額譲渡につきましても、現在の規定に国と公共的団体を新たに加える改正でございます。

議案第72号の改正の詳細説明は以上でございます。

以上で私からは3件の条例改正の補足説明とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第73号について。

市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから、議案第73号の補足説明をさせていただきます。99ページをお願いいたします。

今回の改正は、今まで清掃センターのほうに50センチ以上、また50センチ以下であっても太さ5センチ以上のものについては持ち込みができませんでした。これを木質粗大ごみを処理できる施設を持っている民間業者が一般廃棄物の認可許可を得ました。委託を行うことで、今まで持ち込みのできなかつたものを持ち込みができるということになりましたので、これに伴いまして、議案第73号にあります伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正を行わせていただくということでございます。

木質につきましては、粗大ごみ、1メートル50センチまでの粗大ごみを持ち込みさせていただきますということでございます。

なお、規則の中で、粗大ごみの処理手数料、大きさについては規定をさせていただくということでございます。それに伴いまして、条例の整理を行うということになりました。

100ページをお願いいたします。新旧対照表の下から3行目というか、大きな枠の中の下の部分、粗大ごみ、「積載量が200グラムを超え」という部分を削りまして、備考の2、こちらのほうの語句の整備をするものでございます。

私のほうからの補足説明は以上になります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第74号及び議案第75号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） それでは、議案第74号 平成28年度伊豆市国民健康保険税条

例等の一部改正の補足説明をさせていただきます。議案書103ページをごらんください。

この改正は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の減額措置に関して規定している国民健康保険税条例の一部を改正し、中間所得層の負担を和らげるものです。

104ページの新旧対照表をごらんください。内容としましては、条例第21条の改正については、国民健康保険税の軽減措置として、軽減判定所得基準の引き上げを行うものです。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する金額を現行の26万円から26万5,000円とします。同様に、2割軽減の対象となる世帯の加算額を現行の47万円から48万円とするものです。

この改正は、今年度以降の国民健康保険税について適用いたします。

議案第74号の補足説明は以上です。

続きまして、議案第75号 伊豆市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、政令に基づき保育料の保護者負担の軽減を目的としています。政令の軽減には2点あります。

1点目として、年収360万円未満のひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯等に対し、第1子の保育料を半額、第2子以降を無料とするものです。

2点目として、多子世帯に係る特例措置の拡充であります。年収360万円未満の世帯に対し、第2子を半額、第3子以降を無料とする特例措置の適用に当たり、第何子かを判定する際に、算定対象となる子供の年齢制限等を撤廃するものです。この2点目については、既に当市では、前回の改正で平成28年4月より全保育料の算定対象となる子供の年齢制限を撤廃しているため、当市の条例改正は必要ありませんでした。

まず、議案書108ページからの新旧対照表をごらんください。109ページ表1及び110ページの表2の第5階層を細分化しました。細分化した理由ですが、さきに述べた政令による年収360万円未満の世帯を区分し、国の軽減対象者を明確にするため、階層の細分化を行うものです。

年収360万円未満のひとり親世帯及び在宅障がい児のいる世帯等については、所得割課税額は7万7,101円未満が負担軽減の対象となります。また、多子世帯については、年収360万円未満の世帯の所得割課税額は5万7,700円未満が特例措置の拡充に該当となります。

よって、所得割課税区分4万8,600円以上、9万7,000円未満である第5階層を3つに細分化するものです。

次に、議案書112ページ、備考5、6をごらんください。ここの政令第4条第4項に規定する要保護者等とは、ひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯等を言います。備考5で要保護者等の第2階層、第3階層の保育料の無料を明記してあります。現在、第2階層の市民税非課税世帯を対象に保育料無料を実施しています。第3階層については、国が教育認定の非課税世帯に所得割非課税世帯を含むとしているので、均等割課税世帯も無料の対象

となっています。保育認定の階層区分には、その内容がないため、均等割課税世帯は対象となっておりません。教育認定と保育認定の均等を図るものです。

これにより、保育認定の要保護者等の第3階層は、第1子全額、第2子半額、第3子以降無料のところ、第1子以降が無料ということになります。

備考6で細分化された階層区分第4階層から第6階層のうち、要保護者等の保育料保護者負担額が今まで第1子全額、第2子半額、第3子以降無料としていたところ、第1子半額、第2子以降無料となることとなります。

この改正は、平成28年4月1日以降の保育料について適用するため、4月にさかのぼり返納し、対象者は20人ほどになる予定です。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 以上で、議案第70号から議案第75号までの6議案について補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第76号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第19、議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第76号について、提案理由を申し上げます。

平成25年度より湯ヶ島クリーンセンターの改築計画を進めておりますが、今回の日本下水道事業団との協定については、平成28年度予算で認めていただいております平成29年度までの債務負担で電気設備工事を同事業団に発注から監理まで実施させるためのものでございます。

なお、工事金額が大きいために、協定締結から入札まで1カ月半ないし2カ月の期間を要し、さらに入札不調や低入札の場合、日本下水道事業団の内部規則により調査や調整、再入札にさらに2カ月程度かかり、工事の完成が大きくおくれる恐れがありますので、早期に本契約を締結いたしたく、議会に上程をさせていただきました。

詳細について、建設部長に説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（齋藤 満君） それでは、議案第76号 建設工事委託、伊豆市特定環境保全公共下水道湯ヶ島クリーンセンターの建設工事委託に関する協定について、補足説明をいたします。議案書は113ページとなります。

本契約につきましては、日本下水道事業団と随意契約をするものでございます。契約金額は1億5,610万円でありまして、平成28年6月6日に仮契約を結んでおります。最終工期につきましては、平成30年3月31日を見込んでいます。

本工事につきましては、伊豆市公共下水道伊豆市長寿命化計画湯ヶ島クリーンセンターに基づき、湯ヶ島クリーンセンターの電気設備を更新するものです。当施設の設備機能を十分に発揮させるとともに、施設の信頼性を向上させるために受変電設備、水処理及び汚泥処理運転操作設備、継走設備、監視制御設備の再構築を行うものです。

この湯ヶ島クリーンセンターにつきましては、平成8年に供用開始いたしまして、既に20年目となっております。大体、耐用年数につきましては、こういう施設を15年を目途にしておるといところで、それをちょっと過ぎておりますので、いつどういう不具合があるかということございまして、長寿命化計画にのっとりまして、この更新、構築を行いたいということです。

相手方の日本下水道事業団との随意契約についてでございますが、地方公共法人日本下水道事業団は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援、代行する機関として唯一設立されている地方共同法人です。地方公共団体の委託に基づきまして、下水道の根幹的施設であります終末処理場ですとか、これに直接接続する幹線管渠等の建設工事や下水道設計工事の監督管理、終末処理場ポンプ施設等の維持管理を行う地方公共団体の支援、代行を主たる業務としております。

この湯ヶ島クリーンセンターについての計画設計ですとか建設工事、工事の監督監理から維持管理での助言・指導、さらに今回の改築更新、耐震補強の実施設計と継続して行う処理場整備にこれまで携わっております。また、地方公共団体が自力で下水道を計画し建設するためには、法令の定めるところによりまして、資格のある技術職員が必要となるのを初め、土木、建築、機械、電気など各分野にわたる専門的技術員が必要でございます。当市を初めといたしまして、地方公共団体の多くでこれら技術職員を十分確保することは非常に難しいのが実態でございます。事業団は、下水道管理者の代行支援機関といたしまして、これらの技術職員の業務を地方公共団体の立場で遂行することを役割としておりますので、事業団へ委託しますれば、このような技術職員の増員が避けられ、経済的にこの事業が進められるというものでございます。

これらのことから、これまで数多くの下水道施設の設計、建設等を受託し、経験実績等を有する当該法人は、契約先として適当でございますので、今回、工事の確実な施工の確保のため、また今回、契約が事務の委任及び代行委任でありますので、随意契約により協定の締結による実施をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で、議案第76号について補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第77号の上程、説明

○議長（杉山 誠君） 日程第20、議案第77号 市有財産の譲与についてを議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第77号について、提案理由を申し上げます。

修善寺地区の大野にあります市有財産について、認可地縁団体大野区会に無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第77号 市有財産の譲与について補足説明をさせていただきます。

まず、譲与する財産、こちら10筆の土地がございます。まず、場所のほうの説明をさせていただきます。議案書1枚めくっていただきまして116ページの位置図、大変わかりづらくて申しわけございません。

まず、位置図の一番上にあります1918番2でございます。場所につきましては、茅野になります。大野茅野線を大仁寄りの県道伊東大仁線に出まして、ちょうどさつきヶ丘公園があるその南側といいますか、伊豆市寄りのところでございます。こちらにつきましては、現状畑となっております。

次の地図の真ん中になります大野の1734番地でございますが、こちらにつきましては、サイクルスポーツセンターへ登って行く途中でございます。真っ直ぐ行くとサイクルスポーツセンター、左へ行くと大仁のほうなんです、ちょうど右へ曲がったすぐに大野神社という神社がございます。そちらの道路と川があるんですが、その道路の駐車場の横ののり面あたりが場所となります。

次に、その下の大野の1780番7から1780番35でございますが、こちらは上和田から大野に抜ける道、上和田側から行くと途中左へ行くと伊豆中央ケアセンター、それを反対方向、右

側の構造改善をやった畑のほうへどんどん上がって行ったところ、市道池之端中野沢線という市道なのですが、その市道沿いにある筆でございます。

一番下の大野1759番8、こちらは同じく先ほどの伊豆中央ケアセンターとの交差点を右に上がって行った、先ほどの地番の若干下側の市道沿いの土地ということで、場所としては、大野地区に分散している土地となっております。

まず、この土地について御説明をさせていただきます。今回、譲与をお願いするこの10筆の土地ですが、登記簿上の所有者は、田方郡北狩野村大野また大野持、田方郡北狩野村などとなっております。明治以来の旧村の合併の経緯から考えますと、これら北狩野村大野とか北狩野村というのは、現在の伊豆市と考えられます。

しかしながら、当該土地の管理の実態でございますが、従来から地域でございます大野区が管理しております。かつ、旧修善寺町の時代から大野区に対して、これら土地について固定資産税を課し、また税金を徴収してございました。

伊豆市としましても、市の財産台帳への記載もなく、市が管理していたという経緯もございません。よって、市としては、これを市の財産として所有しているという認識はございませんでした。このような法律的な所有と実態上の所有が乖離してございます。そして、昨年、大野区から、当該土地について従来から大野区が管理して固定資産税も納めているということで、大野区へ所有権移転ができませんかということをお相談いただきました。

市もいろいろ調べました。先ほど申した旧村の合併の経緯や土地の現状、課税状況、これら調査した結果、やはり実態上の管理者である大野区へ無償譲渡すべきであると判断いたしまして、今回、議会にお諮りするものでございます。

大野区は、この財産を譲渡されるに当たり、当時の大野区としては財産が持てませんので、先般、4月22日づけで地縁団体大野区会という地縁団体を設立してございます。これによりまして、これら10筆の不動産につきましても、地縁団体であります大野区会が所有することができるというものでございます。

なお、固定資産税につきましても、過去にさかのぼって調べましたが、昭和56年までは一応さかのぼって課税していたという事実はあります。それ以前につきましても、データ等がなく不明でございましたが、いろいろなことを考えまして、今回、やはり実態上の管理者、大野区への譲渡をお願いするものでございます。

説明は以上です。

○議長（杉山 誠君） 以上で、議案第77号について補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号に対する質疑は、6月15日開催予定の本会議において行います。

#### ◎議案第78号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第21、議案第78号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任に

ついてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第78号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法第423条第1項により設置する固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となり、現職4名の皆様に再任をお願いしたところ、同意をいただいたものです。

固定資産評価審査委員会委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選任することと定めており、いずれの方々も適任者であると判断いたしましたので、引き続き委員に選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、本年6月27日から平成31年6月26日までの3年間となります。

御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。討論については、伊豆市議会運営規定に従い、省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第78号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任については、適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第78号 遠藤護氏、海老名秀一氏、鈴木正志氏、石川廣一氏の伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

これで、当局からの議案審議は終いたしました。

執行部の方々は御苦労さまでした。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 53 分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

### ◎静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙

○議長（杉山 誠君） 日程第22、静岡地方税滞納整理機構議会議員の選挙を行います。

静岡地方税滞納整理機構議会につきましては、広域連合規約第8条第1項第4号の規定により、市議会議員から2名を選出することになっておりますが、候補者が3名となったため、今回選挙が行われるものです。

この選挙では、広域連合規約第8条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数により当選人が決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

それでは、選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山 誠君） ただいまの出席議員は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、小長谷朗夫議員及び4番、山下尚之議員を指名します。

次に、候補者名簿につきましては、既に黄色い用紙に印刷されたものをお配りしてありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付をしてください。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山 誠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認め、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山 誠君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっていますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小長谷朗夫議員、山下尚之議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（杉山 誠君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち、松田吉嗣君 13票

水野 明君 0票

落合勝二君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

#### ◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（杉山 誠君） 日程第23、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出し、

計20人をもって組織することとされています。

このたび市議会議員から選出すべき議員のうち3人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ4人となりましたので、選挙が行われるものです。

会議規則第32条第1項では、「議長は選挙の結果を直ちに議場において報告する」また、第2項では「議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない」となっておりますが、この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（杉山 誠君） ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、山田元康議員及び6番、青木靖議員を指名します。

次に、候補者名簿につきましては、既に水色の用紙に印刷されたものをお配りしてありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（杉山 誠君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 配付漏れなしと認め、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（杉山 誠君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障

がないと思われまので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

〔投票〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田元康議員、青木靖議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（杉山 誠君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 15票

有効投票 15票

無効投票 0票

有効投票のうち、景山正直君 0票

浅原和美君 13票

二橋益良君 0票

内田隆典君 2票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

### ◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、6月15日午前9時30分から開催いたします。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑及び一般質問の通告期限は、6月13日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時06分

## 平成28年第2回(6月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成28年6月15日(水曜日)午前9時29分開議

- 日程第 1 議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)
- 日程第 2 議案第68号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 3 議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第71号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第72号 伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第73号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第74号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第11 議案第77号 市有財産の譲与について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(14名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	16番	木村建一君

### 欠席議員(1名)

15番 飯田正志君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総 合 政 策 部 長	和 智 永 康 弘 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	防 災 監	佐 野 松 太 郎 君
市 民 部 長	鈴 木 正 君	健 康 福 祉 部 長	村 井 克 代 君
産 業 部 長	鈴 木 薫 君	産 業 部 理 事	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	斎 藤 満 君	建 設 部 理 事	田 村 英 樹 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	長 谷 川 文 子 君

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	植 田 博 昭	次 長	杉 山 和 啓
主 幹	滝 川 和 代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日、15番、飯田正志議員より欠席の届け出がありますので、お知らせいたします。

ただいまから平成28年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第67号～議案第69号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第1、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から、日程第3、議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

なお、質疑に際しましては、会議規則第55条第3項に「議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない。」また、伊豆市議会運営規定により、「委員会付託案件に対する質疑は、議案の趣旨又は必要性の確認、提出された経過等の大綱とする。」ということになっておりますので、留意されるよう申し添えます。

初めに、議案第67号について、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第67号、平成28年度一般会計補正予算（第2回）について大綱質疑を行います。

2款、27ページ、職員研修福利厚生事業について質疑をいたします。

提案理由ですと、東洋大学経済学部公民連携の分野に市職員を大学院として送りたいという提案であります。幾つかお尋ねします。

その1つ目です。社会通念上、大学に行くとか、さらには大学院まで行くかは個人の自由という範囲で、今、日本社会は行われております。したがって、それに必要な学費等の経費は個人負担となっておりますが、今回の提案は公費負担をそこに投入するというところに捉えましたが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

2点目です。残念ながら、伊豆市行政全般全てにわたっての分野に精通する職員を配置す

るということは、当然できません。そのために、今までもやむを得ず委託料として外部組織に委ねるという選択肢もとってきましたが、今回は、直接大学院という高度の専門性、卓越した能力を養うことを目的とすると、これは大学院の目的となっているんですが、その職員を養成するという提案ですが、その理由についてお尋ねいたします。

さらに、最後ですが、公民連携という専門分野を選択した、先ほど言ったさまざまな伊豆市を進めるに当たって分野があるんですが、その理由についてもお聞かせください。

大きな2つ目。7款、49ページ、自転車まちづくり推進事業についてお尋ねします。

自転車まちづくり計画策定及び啓発事業委託料について、自転車まちづくりを計画するために、伊豆市としての目標とか計画は当然お持ちだと思うんですが、それらのことが、委託しないとできない分野があるがための委託と私は判断いたしました。そういう視点から、大綱的にどういう理由で今回提案しているのかお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当する部長から説明はさせますが、自転車のほう、先般ある方と話をしたら、今、瀬戸内海のしまなみというところが大変有名なんです、年間の自転車の貸し出し台数が10万台だそうです。今頑張っています駿豆線沿線で一番多いのは三島駅。三島駅の自転車貸し出しが年間700台。もう、オーダーが違うわけですね。10万台でようやく産業として少しずつ発展する。かなり有名なんです、規模としてはそういった規模なんだそうです。そうすると、全く今までと違うやり方をしなければいけない。産業として成熟するくらいの事業を仕掛けなければいけない。こんな背景がありまして、これから産業部に説明させますが、次元の違う事業を組むための準備をするということでございます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私からは、2款の職員研修福利厚生事業についてお答えいたします。

まず、1点目でございます。公費負担をどう捉えるかについてでございますが、職員の研修につきましては、大きく分けて、地方公務員法の規定に基づいて職務命令としての公費負担、これによる研修がございます。もう1点は、いわゆる自己啓発的な職員個人の費用負担による自主研修、大きく2つあると考えております。

今回、提案させていただきました大学院派遣研修につきましては、地方公務員法の第39条の規定に基づき、職員の同意を得て職務命令により市が実施する研修でございます。研修目的が、専門的知識を習得し、その成果を行政運営に反映させるということにありますので、今回の研修につきましては、費用につきましては公費負担ということを考えております。

2点目の業務委託との関係と、もう1点、理由についてでございますが、一般的に業務委託というのは、ある一定の期間内に個別の業務に対して専門の役務の提供を受けるというのが一般でございます。今回研修する公民連携につきましては、市長も所信表明で新しい公共事業のあり方と、検討するという事も申しましたとおり、市にとって、将来にわたり継続していかなければならない新しいサービスや公共事業のあり方を研究し推進していくためには、職員がみずからその公民連携の専門的知識を習得し、その分野に精通した職員を育てることで、将来的にも継続的に行政運営に反映させることができるのではないかと考えております。

公民連携を選択した目的につきましては、今後、さまざまな行政サービスを支える公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するためのマネジメント手法を習得するとともに、公と民の役割分担を見直し、民間の資金やノウハウを生かした新たな公共事業のあり方を研究し、その成果を行政運営に反映していくことにありますので、今回は、まずは公民連携を推進していくためにはどうすることが一番いいのかということを検討しました。その結果、職員を直接大学院へ派遣し、専門的知識を習得させることが最適であるというふうに考えたものでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 産業部理事の堀江です。よろしくお願いいたします。

伊豆市は、日本サイクルスポーツセンターや日本競輪学校といった自転車に関する資源に恵まれています。これまで、サイクルフェスティバル伊豆を初め、自転車に関するさまざまな事業に取り組むことで、自転車のまちをPRしてきました。

御存じのとおり、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、当市が自転車競技の開催地に決定したことで、これまでの取り組みをさらに進展させていく絶好の機会と捉えております。この機会を生かすためには、やはり核となる基本計画が必要であり、さらには、具体的な行動計画の策定が急務であります。計画の策定には、伊豆市のこれまでの取り組みと現状を正確に分析し、また、交通量調査などをもとに当市の立地特性を分析した上で、課題と特異性を理解した中での独自の伊豆市の策定をしていこうと考えているところでございます。

まず、市民が楽しめるような自転車のまちづくりを進め、同時に、初心者まで裾野を広げたサイクリストの誘致や、観光客が気軽に自転車に親しめる環境を整備していきたいと考えています。計画の策定に当たっては、静岡県や近隣地域における計画との連携、民間活力の導入、市民意識の醸成や啓発等に重点を置きながら進めていくことが重要であると考えております。また、観光が基幹産業の当市にとって、国内はもとより、世界に向けて観光交流の持続的な拡大に向けた新たな取り組みも必要とされております。

このような状況を踏まえ、基本計画と行動計画の策定と並行して、市民レベルでの意識醸

成を目指した啓発事業についても早急にかつ継続的に取り組むことで、市民一人一人が自転車のまち・伊豆市を実践できるように、実感できるように、自転車のまちづくりを目指していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

16番、木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1つ目のなぜ公費かということについて、職務命令によるということではわかったんですが、そうすると、通常、構成はわからないんですが、今の職員の方の中で大学に、多分確率が、すごく比率が高いと思うんですね、大学を卒業して就職されたという方が。その中からどなたかを選出するというので、当然、大学院に行きたい方もひょっとしたらたくさんいらっしゃるかもしれない、中に。残念ながら経済的理由で公務員をやりながら、なおかつ休職をとって大学に行けないという方もいらっしゃると思うんです。

そうしたときに、平たく言うと全職員が公平公正にそういう、例えば1人じゃなくてたくさんいらっしゃるということなら、その中で当然人選すると思うんですけれども、いわゆる市民の大事なお金を使って、この選ばれた方が行かれるということについて、もう一度お尋ねします。通常は、個人で大学院に出かけていくわけですね、そこまで。そして、いろんな分野で働いていく。そうすると、当然、こういう公民連携を今度やはり伊豆市にとって必要だなと思ったら、個人が手を挙げて、私行きたいですと、休職させてくださいという選択肢もあるのかなと思うんですが、その点についてどうお考えなのかお尋ねします。

それから、2つ目に、例えばこの東洋大学に行くにしても、いろんなやり方があるのかなと思うんですが。1つは、いろいろ調べてみますと、東洋大学にはインターネット通信制度を開始したということが載っていました。そうすると、今回、ちょっとわからないもので、このあたりは、行くのか通信大学なのか、ちょっと今の提案理由の中ではわからないんですが、大学に行くとなると通信大学制も選択肢があると。

そうしますと、通信大学って大変だなと思って、東洋大学のインターネット制度の通信制度を読ませていただいた。そうすると、詳しくは言いませんけれども、きょうは大綱ですから。インターネット通学者の声ということで何人か載っておられて、別にそこに行かなくてもいいんですよと。逆に、通学する距離が障壁とならないと。インターネット上でお互いに交流できるという選択肢もあるのかなと思ったものですが、そういう選択肢は考えられなかったのか。

もう一つです。全体として、全国的に公民館を今後老朽化している中で、どういうふうにしてやはり活用したりとか廃止したりするかというのは、全国的なそれぞれ自治体の課題になっていると思うんですが、この中に、一つの選択肢として、名前挙げても構わないと思うんですが、紫波町という町は東洋大学と協定を結んで、そして、多分教授の方でしょうね、一つの、講師の方と大学院生の方々がそこに紫波町で、行くかそれとも来てもらうか

はちょっと不明確だったんですが、いわゆるグループとしてそういう公民連携について話し合いをして、紫波町と協定を結んで、結構長きにわたって調査研究して方向性を出してきたという、そういう選択肢もあったんですね。今回の、さまざまな選択肢があるのかなと思ったものですから、その点についてどのように、今回多分行くんでしょね、ちょっとわからないですが、お願いしたいと。

それから、あとは結構です。総合計画の中にも、その中の一つとして公民との形をどうするのかということの話があったものですから、それはわかりました。

それらについてお尋ねしたいのと、すみません、地方公務員法、いわゆる地方公務員は何をするという立場からのこの公民連携。いわゆる公民連携といたって、別に公務員が全てここにかかわるわけではない、民間もかかわってくるわけですね。地方公務員との兼ね合いでお尋ねします。当然、地方公務員というのは、この役場の職員の方々一人一人が地方自治法の中にある住民福祉の増進ということを目的を持って、そして、地域の発展、住民サービス、それらをあくまでも中心点ちゃんと据えながら、いろんなことやられているというのは地方公務員なんですね、職員ですけれども。そういう立場から見たときに、1人を公務員という立場からそちらに派遣する、学んでもらうということの関係をどのように捉えているのかお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点目の職員みずから手を挙げて休職して行く方法もあるではないかという御指摘でございます。

確かに、地方公務員法の中でも、それはいわゆる自己啓発的な休業制度もございます。それは、職員がみずから休業して大学院へ行って自費で修士課程を卒業するという方法もございます。ただ、今回も提案させていただくのは、あくまでも公民連携、これを伊豆市の行政運営に反映させていくんだと。職員個人の能力、それを高めるためということも当然あるんですが、それを市の行政に直接反映させる、直接関連する専門的知識を習得させるということで、今回職務命令ということを選択しております。

2点目の東洋大学のインターネット通学制度のことでございます。

今回予算のほうで提案させていただきますのは、まさしくこのインターネット通学制度を利用して大学院のほうへ、土曜日ですね、平日はインターネットを使い、足りない講義については土曜日に大学へ直接出向くと。今回、予算の中でも、授業料等以外に旅費を計上させていただきます。これは土曜日に大学へ出向いて受講する、また平日は、月曜日から金曜日は、授業の選択の仕方なんですけれども、夕方の授業をインターネットで受けるという、このインターネット通学制度を利用いたします。

3点目の伊豆市に限らず公共施設の課題、紫波町の協定の例を出していただきました。

この東洋大学の公民連携専攻、こちらは地域再生支援プログラムというものがございます。

それは、先ほど言いましたように、紫波町等、委託を受けてこの大学院で実践教育を行うための一つのプログラムですね。こういう紫波町のような事例を取り上げて研究していくというのも、この大学院の研究材料としてあります。確かにこの紫波町は、中央駅前の開発構想、ある程度の、町全体ではなくて一つのポイントが駅前の開発構想というものに絞られております。

伊豆市も、じゃ何に絞っていくかということもあろうかと思いますが、伊豆市全体の公共施設やインフラ施設、また新しい公共施設の建築等いろいろ考えていく中で、一つ一つを委託したり協定を結ぶということもなかなか難しいのかなど。行政運営ですので、まずはそういう公民連携の専門的なものを習得すると。また、この東洋大学の大学院を卒業することによって、こういう地域再生支援プログラムのほうも活用できるのかというふうなことも考えております。

大学に行くことで4点目の公務員としての立場、公僕ということかと思いますが、今回この職員につきましては、先ほど言いましたように、月曜日から金曜日は仕事、公務に携わります。土曜日につきましては、週休日の振りかえ等を使いまして職務命令で出張することですので、平日は公務に携わる、土曜日については大学へ出かけるということを考えておりますので、公務員としての立場として特に問題があるようなことは考えておりません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 初めてわかりました、インターネット通信というのが。最初、わからなかったもので、提案理由。そこで、またちょっとお尋ねします。

そうすると、職務命令であなたがなればよと言われた職員の方は、日常的にはそれぞれその分野の仕事をやり、一定期間、土曜日とか云々ぐらい、ぐらいというのは失礼だね、の中だけ、限られた時間の中でインターネット通信をやって、これを学んでいくという仕組みになるんですね。そうすると、何かもっと集中してがっちり1年、2年とか学んで、丸々学んで帰ってくるのかなと思うと、そうではない。それはそのいろんな選択肢が、市長のいろんなお考え、幹部の方々のいろいろな考えで、そういう選択したんだと思うんですが、役場の職員という一つの立場から考えたときに、1つだけお尋ねします。

人事異動があるんですね。ずっとそこに定着して終わるまで、いわゆる定年になるまでそこにいるということは、多分いないでしょう、誰一人として。けれども、今回はそういう伊豆市の長期にわたる政策的な課題だから、これはやはり学んでもらうんだと。部長がお話になった、その時々々の個々の業務で、これで終わったらはい終わりよというんじゃないと。ずっと長期にわたるといえることになると、その方はずっとその伊豆市としての公民連携の課題が終わるまで、定年になるかはわからないんだけど、ずっといるという、そういう対策をとられているのかどうかお願いします。

それから、もう一回、委託料云々というお話をされて、今、確かに委託になると期限つき  
のものが結構多いんですけども、でも、長い目で見るといろんな委託があると。そこに流  
れているのがやはり住民福祉というところで、建設一体とか福祉一体、いろんな分野がある  
と思うんですね、個別には。でも、ずっと底辺に流れているのは、先ほどお話をした地方公  
務員法の住民の福祉という観点からで、具体的にその手段はどこで持っていくのかというの  
は、それぞれの職員がやられたり、委託料になってくると思うんですね。そうすると、僕は、  
考え方の問題として、長期なのか短期なのか別にしても、今回の公民連携も、基本的には委  
託しろとかは言ってないですよ、今回提案されている中身について言うなら、別に委託する  
選択肢もあるのかなと思ったので、やはりそういう選択肢よりも、そうじゃないと、その職  
員が専門性を持っていたほうがより反映できるというお考え方のもとで、委託という選択は  
しなかったということでしょうか。すみません、大きく2点にわたってお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、職員の人事異動に関してでございます。

確かに今、市の職員は3年から5年で異動をするというのが慣例になっております。ただ、  
建設関係とか土木関係の技術分野の職員、これは今後もどんどん育成していかなければなら  
ないものなんです、やはり専門的なところというのは、ある程度の長期、5年ないし7年  
といのはやむを得ないのかなというふうには考えております。

今回のこの公民連携につきましても、ある程度の長期にはなろうかと思いますが、ただ、  
今後伊豆市が全体として公民連携を進めていくには、単独の部署だけではなくて、やはり全  
庁横断的なプロジェクトチームなり、そういうチームをつくっていく必要があると。担当課  
は担当課でいるにしても、やはりプロジェクトチームなりをつくっていくと。やはりそうい  
うところでは、当然、鍵になる職員というふうには考えております。

もう1点、業務委託の選択肢、当然これもございます。

業務委託自体が一つの公民連携ということになりますので、選択肢はあろうかと思いま  
すが、ただ、公民連携のノウハウも何もない中で、じゃ全てその都度その都度委託して  
いくのが本当にいいのかと。仮に、こういう専門的な職員を養成するにしても、場合によっ  
ては、ところどころでは、ケースによって委託をするということも出てこようかと思いま  
す。ですので、全くこれで委託をしないと、委託がないということではありません。いろ  
んな状況が生じてこようかと思いますので、その時々で対応したいと。ただ、この公民  
連携については、正直、職員の中でも余り専門というか詳しい者はいませんので、や  
はりしっかりした公民連携を学んだ職員をまず核にして、進めていきたいというふう  
に考えております。

○議長（杉山 誠君） 次、7款について、再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 自転車まちづくり推進事業について、お尋ねします。

提案理由を聞いていますと、冒頭質疑を行いました伊豆市としての自転車まちづくりにおける目標って、一体全体どこに置いているのか。その目標に向かって、じゃ具体的にどうしようかと。それをやりたいんだけど、どうしてもやはり専門分野の方々の知識を得ないとその目標が埋まらないと。目標が埋まらないということは計画がまだまだ足りないからと、僕はそういうふうに理解したんですが、今のお話ですと、目的は楽しめる町とかサイクリストとか、市民が楽しめる環境だというお話をなされました。それから、他の自治体との連携の問題。最終的には市長も言われたように本当に10万人来る、すごいなという、そういう環境ができればと思うんですが、そういう観光交流にも目指せると。

そうすると、今回、ごめんなさいね、せっかく質問して答えていただいたんだけど、何のために委託するのかわからないんだ、今聞いている範囲の中では。もっと目的、こういう2020年のオリンピックがあって、その自転車のメッカとしてたくさん観光で、一つの2年後のターゲットをきちっと、僕は捉える必要性もあるのかなと思うんですね。ずるずるいくんではなくて、節目節目でやっていくということはわかるんだけど。今回のところは約1,000万円ですよ、両方とも、啓発も含めて予算が提案されているのは。すみません、もうちょっと何で委託するのかということをもう一度お聞かせ願いますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから、御説明申し上げます。

これまで、サイクルメッカという事業をやってきたんですが、メッカということが、これからオリンピックを代表にして宗教的な観点からも使えないということで、今、これにかわるキャッチコピーは考えているところなんです、しかし、修善寺町のころから伊豆市が引き継いでやってきたこと、正直なところ、プロのツアー・オブ・ジャパンを支援することと、それから、かなり上級レベルのサイクリストのイベントを、昔は伊豆半島横断サイクリングとか、今は一周サイクリングとかのイベントを二、三回やったことをもって事業としてきたわけです。

さあ、オリンピックがここで開かれるのに、それでよいのだろうかということで、すみません、私もまだ職員に私の思いを細かく指示していなかったものですから、先般、競輪学校で新入生に私が挨拶したときには、生活文化にしたいということを申し上げたんです。いや、これは文化であってもスポーツ文化だろうという感じがすると思うんですが、数十年前、私が小さかったころの野球って、日本における私は生活文化だったと思うんです。それもONというトッププレイヤーがいて、家に帰るとおやじが酒飲みながら長島とか江夏とか言っていて、子供たちは、ろくすっぽ野球場がないところでも三角ベースをやっている。つまり、通常の社会人からプロのトップレベルから子供たちまで、野球というものは、まさにあの時代は日本における生活文化だったと思うんです。

今、私たちはプロのトップレベル、しかもオリンピックのレベルから、それからサイクリ

ストのイベントも、これまでのような伊豆半島一周とか200キロとかだけではなくて、初心者向けのサイクリングイベントとかもちゃんとやっていきたい。そして、そのためには、実は伊豆半島って、聞いてみると、サイクリングにとっては非常に評判が悪いんです。走りにくいんですね、道路が。どこが走りにくいのか、なぜ走りにくいのか、どうすればいいのかということもちゃんと分析をして計画しなければならない。

それから、新エネルギー対策と、それから自分たちの健康管理という意味も含めて、我々の日常の生活の通学とか買い物の中でも自転車をもっとちゃんと活用していきましょうということをしっかりやっていけば、まさに、自転車まちづくりというものは伊豆市の生活文化になり得る事業なんだろうと、こう考えているわけです。

それを、全体的にランドデザインをつくるためには、こういったことになれた、やはり経験のあるコンサルも使わなければいけませんので、コンサルに委託するときには、必ず最初に、今市長ヒアリングをしておりますので、今、私が申し上げたような思いをしっかり伝えて、全体計画をつくらせていきたいと、このように考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 見解は置いておきます、きょうはね。私の見解をしゃべる場所ではないものでちょっと控えますが、こう聞いていて、なるほど、出ない。何でこの計画したのというのが、担当部のほうで。

1つだけお尋ねしますね。なかなか計画が煮詰まっていなかった提案かなというふうに受けたんですが、それは置いておきましょう。それ以上聞きたいといったってなかなか大変でしょうから。いろんな提案の中でお話しになった、1つだけお尋ねします。今、市長が言われたいろんなところ、今までと違った文化として位置づけるということは、あるのかなと思うんです。そうしますと、一番最後に提案にあった、言われていた、市民がどのように参画していくのかということができるのかということ、啓発事業だと思うんですね。そこがない限り、幾ら行政がやりましょうよとかなんか言ったって、それはただ言っているだけであって、何も浸透しない。ここだけお尋ねします。啓発事業、市民が参画する。じゃ今、市長が言われたように走りづらいところたくさんありますよね。私もこう言うと、いや、よく走ってくるようになったよね。天城峠越える人が何人も今いるんですよ。それで、多分吉奈新田のほうからぐるっと回ってくるコースもあって、それは競争ではなくて本当に楽しむということもやっている。市民も応援しています。私もたまたま通ったから応援した経験が3年ぐらい前にあるんだけど。市民が自転車についてどういうふうにかかわっていくのかということと言ったときに、何が必要かというふうに今現在、理解していますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 今現在、伊豆市におきましては、サイクルスポーツセンターと

かいろいろな自転車の環境があります。ただ、市民の方がなかなかそこに行って自転車に接しているのかなと思います。

これから伊豆市の中で、いろいろな形の市民の方が、自転車はこれから東京オリンピックも来るわけですが、その中でやはり自転車を理解していくというのが大事なのかと考えております。そのために、先般、サイクルフェスティバルがあったときですが、サイクルフェスティバルに参加されましたツアー・オブ・ジャパンの中伊豆出身の野寺先生に来ていただきまして、中伊豆中学校で講演いただいて、自転車に親しむような形でも取り組みを行いました。

今後は、小学生であるとか、あるいはそういう子供たち、あるいは中学生等に、今回種目であります自転車教室であるとかマウンテンバイクであるとか、それぞれのさまざまな自転車競技について理解していただきまして、それをもちまして伊豆市民の醸成を図りながら、東京オリンピックに向けた一つの機運を高めていきたいと考えているところでございます。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

次に、議案第67号について、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、議案第67号のうち8款ということで、ページでいきますと議案書の55ページ、中心市街地歩行者空間に係る検討業務委託料の説明ということでお伺いしたいわけですが、過日、議案説明のときに総務部長さんから説明があったわけですが、そのときに、東京オリンピックやパラリンピックがあるというのも一つの要因で、修善寺駅前とかそこら辺を何かバリアフリーにするとか、そういうお話があったと思ったんですけれども、これについてももう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それで、まずは、バリアフリーということで段差をなくすとか、ほかに何か、どういうことを。とにかく700万円もかけるということで、これは県の補助金が350万円、半分あるわけですが、例えば、駅周辺のところに歩道などを新設するとか、あるいは、修善寺醤油の辺のあそこら辺がごたごたしているから、あそこは県道になるんですか、そこら辺なども一緒に検討するのかどうなのか。歩行者空間ということですから、歩行者にかかわることでバスは関係ないかもしれませんが、どういうことを検討して委託するのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（齋藤 満君） おはようございます。建設部長の齋藤です。よろしくお願いいたします。

ただいまの西島議員の議案第67号、中心市街地歩行者空間に係る調査検討業務委託料の説明についてお答えさせていただきます。

議案書、先ほど議員がおっしゃいましたように55ページ、8款土木費、6項都市計画費、2目の都市計画推進事業委託料でございます。

最初に、この事業について説明させていただきます。昨年11月に市の地域再生計画が国の認定を受けたことにより、地方創生推進交付金を活用しました中心市街地周辺の周辺整備に係る事業を進めていくことになりました。この交付金、先ほど議員もおっしゃったように2分の1ということで、700万円の事業をしますと350万円の補助がつくということになっております。その他につきましても、交付金の充当を検討していただけるということになっております。

今回の委託につきましては、魅力ある中心市街地づくりのために、また先ほど来出ておりますように、2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技大会を見据えました、外国人を含む多くの観光客がいらっしゃると思います、これらの観光客や、また住民が歩いて楽しむことができる歩行空間の創出及び鉄道玄関口としての良好な景観形成等の環境整備を行うために、短期で実施可能となる対策立案に向けまして、基礎調査と対策の検討を行うものです。

具体的に申しますと、修善寺駅を中心といたしました中心市街地内及び観光客の皆さんや住民の皆さんが歩いて楽しめるまちづくりのために、まず1としまして、歩行者、自転車、自動車の交通実態調査を行います。そして、2番目としまして、その実態調査の結果をもとに問題の要因を分析及び課題の整理をいたします。そして、3番目に、その課題、対策が出ますので、その対策の検討となります。

事業につきましては、都市計画課が担当いたしまして、委託業者につきましては、入札により決定する予定となっております。

これが事業の概要でございますが、先ほど議員から出ましたバリアフリー、ほかに何かあるかということでございますが、例えば、想定される整備につきましては、速度抑制ですね、自動車の速度抑制。いずれにしましても、道路につきましては、今ある道路を皆さんに用地を提供してもらって広げるということは、なかなかこれ難しいものですから、その中で速度抑制の対策、例えば、ハンプといたしましてかまぼこ状の道路にぼこぼこをつけまして、スピードを落としてもらおう。または路面標示によりまして、よく音が出るのとか、やはり速度を落としてもらおう。そしてシケインといたしまして、三嶋大社の前の通りというか旧下田街道でしょうか、あそこを見ますと、ちょっと曲げて、道路のなりは変わらないんですけれども、車線といいますか走れる部分、あそこは一方通行ですけれども、ちょっと違いますけれども、

細くしたりとかしてスピードを落としてもらう。自動車を運転される皆さんに協力してもらって、そのあたりは歩行者を守っていく、歩行者が安心して歩ける空間をつくると、そんな対策が考えられております。

また、先ほどおっしゃいましたように、舗装を直すとか段差の解消などという、それらの可能な範囲でのバリアフリー化も考えられるかと思えます。あと、空き家ですとか空き地を利用しました歩行者ネットワーク上の休憩スペースですね、これもやはり皆さんに協力してもらわなければできませんけれども、そういうものを設置したりと、そういう市街地の中またはその市街地周辺の道路なり、調査をしまして、そういう問題を洗い上げていこうというのが今回です。その後には事業、ハード事業といいますか、やれるところはやっていきたいと考えております。

また、これからオリンピックを目標に、外国の方ですとか、多くの皆さんが訪れてくれると思えます。その外国人に対しましても、防災上もあります誘導するサインですとか、また楽しんでもらうサイン、これらも重要かと思えます。また、駅をおりてもらって、伊豆へ来た、修善寺へ来た、伊豆市へ来たということを、ほかの景観形成にもダブるかもしれませんが、そういうものも調査していきたいということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

次に、6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

議案第67号、平成28年度一般会計予算補正（第2回）についての議案質疑をさせていただきます。

前2名の方とダブりますけれども、また違った視点の議論もできようかと思えます。質疑をさせていただきます。

2款、職員福利厚生事業の①、大学院職員派遣研修の趣旨、目的、公民連携を学んで何を指すのかというポイント。そして、②として具体的に行く先が決まっているということだと思います。東洋大学のこの科を選んだ理由というのを、もう一回伺いしておきます。大学に行く場合は、③ですけれども、大体どこの学校にどういう先生がいらっしゃるって、こういうことをやっているということで、そこを選ぶというようなこともあるわけですが、今回の場合は、そこに求めるものがあったのかどうか、そういう先生がいらっしゃるということで選んだのかというような観点から少し伺います。

次、7款、自転車まちづくり推進事業の関係です。

これについては、計画策定のほうの①として、今の話でも大体わかったんですけども、

いわゆる自転車まちづくりというのはどういうことを考えているのかということ。それから、自転車のまちというのは、そもそもどういうことをイメージしているのかということをお伺いしたかったという趣旨です。そして、今回の委託する計画策定の概要はどういうものか。③として、これはこの後も出てきますけれども、いろんな方の素朴な疑問だと思うんですよ。どういう委託先を想定しているのかということが多分あるんだと思いますから、どういう能力のあるところに委託をしようとしているのかというようなこと、委託をするに当たっての想定ですね、想定でいいと思います。どういうところに委託しようということを、受けてもらいたいと考えているのかということをお答えいただければと思います。

それから、啓発事業のほうですが、啓発事業といいましてもなかなかわかりづらいですから、もう一回どういうことを考えているのかということ。委託先が分かれるのかということも含めて、どういう委託先を考えているのかということでお伺いします。

それから8款、都市計画推進事業の中心市街地歩行者空間に係る調査検討業務委託ということ。これも今の話で大体わかりましたけれども、調査検討の業務の概要ですね。それから2番目、今と同じです。どういう先を委託先として考えているのかということ、どういう先に委託をしようと考えての提案なのかということ、そして、その委託先と当市の都市計画課との連携というのは、どうなってくるのかというあたりをお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） この御質問も、それぞれ担当する部長から答弁はさせますが、私のほうから少し背景を御説明をしたいと思います。

まず、大学院への職員派遣なんですけど、正確にすみません、覚えていないんですが、市長になって二、三年たったころ、今から六、七年前だと思います。地元のシダックスの志太代表、創始者からお話を伺いまして、志太さん、公民連携研究会を長く続けておられて、当時東洋大学の総長でいらっしゃったと思うんですが、塩川正十郎先生とも大変懇意で、こういうのをやっているからうちを使ってくれという御紹介がありました。そのときには、具体的に伊豆市の上下水道をどうするかということを検討もいただいたこともございます。そのときに、私がもう少し食らいついていけばよかったんですが、いい事業だなと思う、それから公共施設の市有施設の管理で著名な根本先生なんかも御紹介していただいております。ちょっとその後、そういった公民連携のほうに余りウエートを移してきませんでした。

昨年、東北を視察した際に、まさに紫波町オガールプロジェクトを見学に行ったら、何と、町の職員をとうに、かなり前に、東洋大学に直接もう入れてしっかり勉強させて、その職員がコアとなって、あの小さな町でいっぱいまちづくり研究所をつくって、そしてそのオガー

ルプロジェクトも、駅前だったら旅館はこの会社、売店はこの会社と、幾つもの公民連携の事業を重ね合わせて駅周辺を活性化しているわけです。そこを直接見て、いや、出おくれたなど。私はいろんなヒントをいただいていたのに、正直言って甘かったなど、やり方が。ということ認識をし、そして、総務部長に具体的に指示をし、総務部長のほうで、こういった研修の、誰をどこにいつどのような形で派遣したらよいのかということを検討させたわけです。

それから、2つ目の自転車まちづくりのほうですが、これは御承知のとおり、静岡県も幾つかの地域に分けて、浜名湖周辺とか富士山周辺とか伊豆半島とか、そういったサイクリング振興事業をされていますし、また美しい伊豆創造センターのほうでも、地方創生加速化交付金か、これをたしか1億6,000万円ほど伊豆半島として確保されましたので、それも進めている。その県の動き、伊豆半島全体の動きと合わせて、当然、伊豆市はそれとは無関係にやるわけではありません。むしろ、この中で伊豆市が具体的に検討するものを美伊豆のほうにも報告をして、美しい伊豆創造センター全体の事業の中の位置づけとしていただいても結構ですという形に持っていきたいと思っております。

ただ、伊豆市は伊豆市としてのこれは事業ですので、伊豆市の中でどのようなことがより具体的に計画されなければいけないかということは、後ほど担当から説明をまたさせていただきます。

それから、最後の都市計画のところ、これは、まだやはり駅周辺の整備事業で不十分などところがあると痛感をしているところです。再三申し上げているとおり、1時間に4本、朝はたしか5本ある時間帯もあるんですが、これも完全に都市交通の伊豆箱根鉄道ですから、これを使わないという選択肢はない。そこに当然、各地域からバスも集中するわけです。それで、伊豆箱根鉄道をおりたお客様あるいは市民は、改札口を当然通るわけです。そこから迎える車かバス停か、お店かどこかには歩いていくわけです。バスを使っておりられたお客様は、そのバスをおりたところから駅に入るか、町に入るか、喫茶店に入るか、お土産物屋さんに入るか、食料品店に入るか、問題はここのところなんです。このところを、バス停とか駅から町の中の商店街に入っただけとときに、歩く方々に優しいまちづくりをしたほうがいいですよという提案を再三申し上げてきているんですが、なかなかそこが、正直言ってまだうまくいっていない。

お店のほうは、いやみんな車で買いに来るんだから、店の前に車をべたづけしてくれと。しかし、普通の鉄道の駅前で、個々のお店の前に車をとめて買い物するところというのは、ほとんどないわけです。当然、あるところから歩いていかれる。そのところが、まだ私どももの思いと地元の商店街の皆さんの思いとにやや差がある。それを埋めるためにも、やはりお互いにしっかり計画をつくって、地元の皆さんにも消費者の皆さんにも声を上げていただいて、そして合意形成のもとに、歩行者に、つまり町歩きをされる方、つまり駅周辺で時間を使われる方、駅周辺で消費をされる方にとって優しいまちづくりというのはまだ不十分な

んだらうと、こういう思いでこの事業をこの時点で組んだわけでございます。

あと、個々それぞれに担当する部長から説明をさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） それでは、初めに総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この3点の御質問、市長がほぼ答弁したとおりということで、また木村議員の御質問にも答弁したとおりでございますので、それ以上……。

〔「教授を選んだ理由は」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） じゃ3番目の教授についてです。

これにつきましても、特に教授を選ぶというよりも、先ほど市長申しましたとおり、この東洋大学の公民連携専攻をまず調べました。木村議員もおっしゃったとおり、インターネット通学制度もあると。オガールプロジェクトの話、地域再生支援プログラム等、公民連携研究センターの実績、いろいろ調べて、教授というよりもまずこの公民連携専攻の実績、内容等を選択肢として挙げております。当然、ここの主任の教授をインターネット等でも見ましたけれども、日本で唯一公民連携が専門的に学べる大学だということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長（杉山 誠君） 次に、産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） それでは、青木議員の自転車まちづくり推進事業についてお答えします。先ほどとダブるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず最初に、ここでいう自転車まちづくりとはでございますが、これまで、先ほど言いましたとおり、サイクルフェスティバル等の自転車に関するさまざまな取り組みを行ってきました。2020年のオリンピック・パラリンピックの開催、その後のレガシー創出に向けた市民レベルはもちろん国内外の観光客を取り込んだ自転車を活用したまちづくりを想定しております。

現在、伊豆市では、中山間地という立地から、立地特性から道路が狭いとかそういうことがあります。どうしても上級者のサイクリストだけの的になっております。それを今後につまましては、初心者まで裾野を広げたサイクリストの誘致に向けて、また、観光客も気軽に自転車に親しめるような環境、また、最終的には市民レベルでの自転車のまちづくりを浸透させていくということが第1の目標でございます。

この補正では、地方創生推進交付金を活用しましてソフトを中心とした事業を行い、中心市街地まちづくりと連携して一緒に進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、計画策定の概要はということでございますが、先ほど言いましたとおり、自転車競技開催地として、市民や観光客といった自転車初心者への裾野を広げることを目的にしておりますが、自転車を活用したまちづくりの骨格たる基本計画と、その具体的な行動計画を策定しています。計画の策定に関しましては、学識経験者であるとか自転車業界、あるいは交通事業者、あるいは一般市民の方、それぞれの方を交えまして、計画策定をつくっていきたくて考えているところでございます。

これまでの取り組みと課題を初め、サイクルシェアリングの実態調査と分析や国内外の先進事例などを参考にしまして、伊豆市独自の方向性や今後の活動計画などを予定しており、市民の機運醸成を図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、想定する委託先の備える能力は何かということですが、基本的には、伊豆市のこれまでの取り組みと現状を正確に分析した上で、また交通量調査などをもとに伊豆市の立地特性を分析して、伊豆市の課題あるいは特異性を提起できる能力を備えていればと考えております。また、自転車の先進地であるヨーロッパなどの海外事情にも精通し、その手法や、伊豆市が理想とする将来像に反映できる能力などをさらに備えていればと考えているところでございます。

続きまして、自転車まちづくりの啓発事業ということですが、自転車まちづくりを策定していく上で、やはり一番大切なことは、市民レベルでの機運醸成だと考えております。そのためには、市民向けの自転車体験教室を学校や公園など市民により身近な場所で開催したいと考えております。現在考えている教室につきましては、小学生のための自転車教室、トラック競技体験教室、マウンテンバイク体験教室、BMX競技体験教室、ロード競技体験教室などを考えておりますが、これから計画を策定していく中で、さらに深めていきたいと考えているところでございます。

どういうところに委託先を考えているかということですが、これにつきましては、なかなか難しいところがありますけれども、今までの自転車競技等の開催実績があり、自転車を活用したまちづくりに理解と協力体制がとれるような団体を想定しておりますが、伊豆市にはサイクルスポーツセンターというところがありますので、そこと協議を進めながら、考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 私のほうからは、先ほど西島議員にお答えしたものが業務の概要でございますが、1つつけ加えさせていただくとしますれば、市長が申しあげましたように、中心市街地とか駅前でいかに滞留してもらうかということと、またその周辺の地域への誘導といいますか、観光客を誘導する、また地元の皆さんに楽しんでもらう。例えば、狩野川の上下流の左右岸、両岸ですね、歩道ですとか自転車道等でございます。牧之郷地区のほうへお出かけいただくとか、または、温泉場方面ということもあるでしょう。そういう中心市街地からその周辺へも誘導もできるようなということで道路関係、先ほど言いましたように歩行者道路または自転車等の調査も含めていきたいと思っております。

それと、西島議員の質問の中で、1つお答え忘れちゃったんですけども、県道改良、オリンピックに向けてということで、醤油屋さんのあたり、あそこにつきましても、今、県で測量等発注しております。市のほうも、市道等当然ぶつかるものですから、そのあたりの改良等また歩行者の関係等を今後検討していきたいと思っております。特に、伊豆総合高校さんなん

かありますので、高校生による活性化というのも考えられるかと思います。そういうもろもろを含めまして、中心市街地ばかりではなくその周辺へも波及できるような計画を検討していきたいと考えております。

それと、委託先につきましてですが、まちづくり業務ですとか交通施策に精通したコンサルの中から決定したいと考えております。

それと、都市計画課との連携につきましては、当然、委託先との密な計画といいますか、業務を進めていかなければならないんですが、都市計画課だけではなくて、関係します関係各課、横のつながりも十分考慮しまして、例えば交通施策ですね、そういうものとか、都市計画課だけではなくて、庁内横断的なもので考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 大分詳しくわかってきましたので、少しずつだけ再質問します。

まず、大学院の関係ですけれども、大分具体的な事業名まで出てきましたので、要するに、東洋大学である程度実績があるよということでそこを選んだということだと最終的に受けとめましたけれども、実際に具体的なプロジェクト名が、こういうのをやっていてこれがすばらしかったという御説明だったと思うんですけれども、そのもう少しわかりやすくというか、そのオガールプロジェクトですか、それがどういう実績を上げているというふうに、もうちょっとその実績を言葉で説明してくれると、それを目指しているんだなというのがわかるものですから、もうちょっとどういう成果が上がっているのかということをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 一つのこの地域再生支援プログラムのいろいろ自治体との連携の中で、紫波町の中央駅前開発に対する構想を提言しているということまでは把握していますが、そのオガールプロジェクト自体の事業の実績、そこまでは申しわけありません、把握してございません。

それぞれいろんな市町の自治体と連携して、具体的な公民連携プロジェクトに携わりながら実践教育をやっているというところまでは把握しておりますが、個々の提案についての実績までは把握してございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

青木議員。

○6番（青木 靖君） 公民連携ということが重要になってくるという考えのもとでのことだと思いますので、わかりました。

じゃ、次です。自転車のまちづくりのほうですけれども、計画策定に当たっては、有識者

それから業界、市民を合わせての計画になるというお話だったと思いますが、自転車のまちづくりを計画していく上での業界、どういう業界のどういう人たちが入ってくることを想定しているのかというところをお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 学識等につきましては、昨年度から親しくさせていただいております東京大学の千葉先生あたりが一応自転車に詳しいということで、昨年度からもいろいろな形でアドバイスを受けております。そのような形で、これから委員会への参加を考えていただきたいと考えております。

また、自転車業界につきましては、しまなみ海道とか、ああいうところで実績がありますジャイアントなんていうのがありますけれども、それらのことも含めまして今までの実績等も踏まえまして、いろんな形でこれからちょっと研究させていただきまして、もう少し調べさせていただいた中で参加を考えていきたいなと思っております。

あと、交通事業者につきましては、東海バスさんであるとか伊豆箱根鉄道さんと連携していきたいなという形で、あと一般市民の方につきましては、これからいろいろな形で考えていきますけれども、既に自転車等を伊豆市内で貸し自転車等をやっている方がいらっしゃいますので、そういう方の実績を聞きながら、新たな計画を策定していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○6番（青木 靖君） ありません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 8款についてもよろしいですか。

○6番（青木 靖君） 8款はありません。

○議長（杉山 誠君） これで青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号から議案第69号までの3議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第70号～議案第75号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第4、議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定についてから日程第9、議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第70号から議案第75号までの6議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第76号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第10、議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

#### ◎議案第77号の質疑、委員会付託

○議長（杉山 誠君） 日程第11、議案第77号 市有財産の譲与についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

#### ◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の議事は全て終了しました。

次の会議は、6月21日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の小長谷順二議員から、発言順序5番の西島信也議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時35分

平成28年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成28年6月21日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	15番	飯田正志君
16番	木村建一君		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	和智永康弘君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	鈴木正君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	鈴木薫君	産業部理事	堀江啓一君
建設部長	斎藤満君	建設部理事	田村英樹君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	杉山和啓
主査	滝川和代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（杉山 誠君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、7名の議員より通告されております。

質問の順序は、議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の小長谷順二議員から発言順序5番の西島信也議員まで行います。

なお、議会基本条例第14条第2項により、本会議における一般質問は一問一答方式で実施をいたします。

これより順次質問を許します。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） おはようございます。9番、小長谷順二です。

伊豆市議会基本条例が制定され、今定例会から一問一答形式で一般質問が行われます。そのトップバッターを務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

あと、すみません、もう一つ、議長に許可を得て参考資料を配付してありますので、質問の途中で参考にしていただければと思います。

それでは、通告してある2件について伺います。

1、公共施設等社会インフラの再配置や今後の整備見通しについて。

①少子高齢化・人口減少がさらに進む中、望ましい都市構造の方向として集約型都市構造への返還がコンパクトシティという言葉で説明されることが多々あります。最近では、国土交通省や経済産業省の各資料に数多く登場するようになり、今後のまちのあり方の方向性を示すものとして多用していると理解をしています。例えば、改定された法律、都市再生特別

措置法や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の中では、持続可能な集約型都市構造として、多極ネットワーク型コンパクトシティの実現がうたわれています。また、国土のグランドデザイン2050においては、基本的な考え方としてコンパクト・プラス・ネットワークという方向が示されています。各機能を一定のエリアに集約化、コンパクト化することが不可欠だと言われており、小さな拠点という考え方も示されています。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って策定された伊豆市グランドデザインの中のコンパクトタウン&ネットワーク構想について、改めて市の考えを伺いたい。

(ア) 魅力ある中心市街地づくり。

(イ) 集落中心拠点の整備とにぎわいの創出。

(ウ) 中心市街地と集落中心拠点を結ぶ効果的ネットワークの形成。

②公共施設等総合管理計画策定仕様書によると、市が所有する全ての公共施設（建築物約170施設）及びインフラ施設・道路（約1,000キロメートル）、橋梁（679橋）、上水道（約370キロメートル）、下水道（約180キロメートル）、公園（約30カ所）です。今後、公共施設は複合化・多機能化が重要で、さらに民と官が協働する方向も大切であり、PFI（公共サービスの提供を民間主導で行うこと）を含め民間活力導入が必要と考えられますが、公共施設ほか社会インフラ整備について、市の考えを伺います。

(ア) 道路や橋梁についての維持管理費、補修・かけかえ等の費用についての検討はされているのでしょうか。

(イ) 複合施設、多機能施設、官民の協働という方向に対応する体制を考えていますか。

(ウ) 今後、廃止・統合が検討される施設や遊休地について、売却や貸し出しについての方向性は検討されていますか。

(エ) 国際的な観光文化環境都市を目指す伊豆市内の公衆トイレの整備について。

(オ) 合宿誘致等を踏まえた公共施設の使用料の減免措置についての検討は考えていますか。

2、中学校再編における郷土愛の醸成について新教育長の考えを伺いたい。

第2次伊豆市学校再編計画の中学校再編では、生徒の通学に要する負担等を考慮し、修善寺中学校、天城中学校及び中伊豆中学校の3校を1校に再編成し、土肥中学校は、土肥小学校の状況や土肥地区の地域の実情を考慮し、土肥小学校との小中一貫校に再編する方針です。

先日開催された議会報告会～みんなで語る会～でも、各地区に中学校がなくなると、地域愛が薄れ、ふるさとへの関心が薄れていくのではないかと危惧されている方が多数おられました。小学校までのふるさと教育、地域学習で育まれた地域愛を新中学校でどのように生かし、地域への愛着心や帰属意識を高めていくのか、新教育長の考えを伺いたいと思います。

以上よろしく願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、ただいまの小長谷順二議員の1項目めの質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ担当の部長から説明をさせますが、私からは、今の時代認識だけ市長としての考え方を申し上げたいと思います。

少子・高齢化、日本のほうが速度が突出しているんですけれども、先進国が共通に抱える課題の中でどうして日本だけコンパクト化がこれほど強調されるのか、御存じのとおり、政府の資料それから有力な新聞、全てコンパクト化、中にはコンパクト&ネットワークですが、これは日本に特有の現象ですね。アメリカはつくられた国ですから、最初から拠点があった国、ヨーロッパは物すごく寒いですから、自分のその平らなところに日本のように飲める水もありません。

他方、日本は、物すごく温暖な、もちろん北海道はマイナス10度になるにせよ、我々が住んでいるこの東海地方というのは凍死することはありません。そして、私の父も最初3年間農業だったんですが、自給自足の農業社会がつい50年くらい前まで日本はそういう社会だったわけです。しかも日本は山水を飲める、川の水を飲める、そしてエネルギーは薪、だから拠点が要らなかったんです。ましてや、その日本の中での東海地方というのは、どこでも住める、住むことができたんです、50年前までは。エネルギーもある、水もある、そして水田が家族の分だけあればいい。ここ50年間で急速に近代化をして、山水と水田と薪があるだけでは生活できなくなってきたわけですね。電気も要る、ガソリンも、つまりガソリンスタンドも必要、当然学校も高等教育になってくる、そうすると生活に必要な社会インフラが急速に高度化してきた。それがないと、今の日本人は住むことができないわけです。それは、50年前のような、どこでも、どんな田舎でも、どんな山の中でもという社会インフラの整備はできないわけです。人口がふえていたときには、いわゆる都市が既に形成されていたところから広がってきたわけなんですけれども、今度は急速に人口が減る中で、今の一時期提供できた社会インフラと行政サービスが提供できなくなっている。こういう国家の構造がヨーロッパ、アメリカ、日本とは違うわけです。ですから、その中の日本の特性、その日本の今置かれている時代認識の中で、このような課題が出てきている。これを前提にぜひお考えいただきたい。

個々の件については、担当する部長から答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、初めに、総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） それでは、総合政策部から、御質問ございました最初の①の（ア）（イ）（ウ）の部分についてお答え申し上げます。

まず、魅力ある中心市街地づくりについてでございますが、伊豆市の玄関口でもある修善寺駅周辺を中心とする半径1キロメートル圏内には、市役所や図書館、病院、こども園や小学校、高等学校など、都市的な機能が集まっております。これに新中学校を加えまして、こ

れらを快適に回遊できる歩行環境の整備や統一感ある町並みによる良好な景観形成に取り組むことにより、にぎわいと回遊性のある中心市街地を目指してまいりたいと考えております。

また、こうした新しいまちづくりの姿を描く中で、現在進めております文教ガーデンシティ構想、これを初めとした施策を推進しまして、住みたいまちとしてのブランド力向上を図っていききたいと考えております。

続きまして、集落中心拠点の整備とにぎわいの創生についてお答え申し上げます。

市のまち・ひと・しごと創生総合戦略や第2次総合計画の中でも位置づけておりますとおり、公共公益施設の再編計画にあわせた施設の利活用等により、地域の生活拠点機能やコミュニティ機能などをあわせ持った地域振興拠点を整備して、地域のにぎわいを創生することを目指しております。

地区別の構想といたしましては、昨年、地区ごとにワークショップを行いまして、3月に報告会もいたしました。アクションプランの報告会をいたしましたとおり、さまざまな意見が出ました。それに基づいてアクションプランを現在策定しておりまして、さらににぎわいの創生に向けて、それぞれのこういったプランの実現に向けて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、中心市街地と集落中心拠点を結ぶ効率的ネットワークの形成についてでございますが、市の中心市街地となる修善寺駅周辺と各地区の地域振興拠点を結ぶ公共交通の強化を図るとともに、地域振興拠点から枝分かれする路線におきましては、地域ごとの特性や既存の交通手段の状況に応じまして、既存のバスという交通形態だけではなく、新たな公共交通形態の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、その既存のバスにおきましても、このバスの利用促進をさらに図るためのソフト事業など、まちづくりと一体となった公共交通のあり方について今後検討していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） それでは、議員の質問にあります現在の取り組み状況について、②の（ア）道路や橋梁についての維持管理費、補修・かけかえ等の費用についての検討はされていますかについてお答えさせていただきます。

議員の御指摘のとおり、市内には道路・橋梁・トンネルと数多くの施設がございます。これらの多くは高度経済成長期に建設され、近い将来、老朽化により膨大な費用の発生が予想されます。市では、平成23年度、橋の適切な維持管理をするため長寿命化修繕計画を策定いたしました。まして、通行の安全性の確保、維持管理コストの縮減並びに予算の平準化を図り、平成24年度から現在までに12橋の補修工事を行い、今後も継続的に実施していく予定でございます。

平成26年度には、道路ストック総点検、舗装、道路構造物、トンネル等の点検を行い、点

検結果に基づき対策を検討しているところでございます。また、平成26年7月1日から、トンネルや2メートル以上の道路橋など、5年に1回の頻度で近接目視により点検することが義務づけられ、平成26年度から点検業務を行い、点検結果により対策を検討してございます。現在のところ、約200橋の橋につきまして、2メートル以上の自動車の通れる道路橋ということで限定されておりますが、約200橋の点検を実施してまいりました。これらにつきましては、社会資本整備総合交付金等を活用して実施しております。今後の修繕等につきましても、これら交付金等を検討しながら修繕等を行っていきたいと思います。

また、上水道につきましては、現在、伊豆市上水道事業1事業のほか、山間部や沿岸部に10カ所の簡易水道事業がございます。うち8カ所が公営、2カ所が民営です。さらに公営の飲料水供給施設が7事業、民営の飲料水供給施設が2事業、専用水道が13事業ございます。これらの施設は、高度成長期に整備された施設がほとんどで、計画的に改良していく必要がございます。

市におきましては、土肥の小土肥地区に新配水池400トンを改築し、八木沢・小下田簡易水道の改良工事を実施しております。また、老朽管の更新工事につきましては、年間2キロメートル前後ではございますが、布設がえを行っております。今後も施設の経年劣化の状況と更新時期、耐震化を含めた設備投資の必要性など、長期的な視点に立って強靱で安全で継続的な水道事業を進めてまいりたいと思っております。

下水道につきましては、下水道施設3カ所、農業集落排水施設5カ所の施設を保有してございます。これらの施設につきましても、供用年数が15年を経過している処理場、ポンプ場のうち、土肥浄化センター、沖ノ原中継ポンプ場の改築更新を実施いたしました。湯ヶ島クリーンセンターの改築更新については、現在実施中でございます。今後も、予防・保全的な観点から計画的な再構築事業を進めてまいりたいと思っております。

また、平成27年度より農業集落排水事業加殿処理区ですね、ここにつきましては公共下水道、狩野川流域下水道への編入を計画し、完了が平成33年度を予定して、現在、実施検討といたしますか、実施しております。今後も、下水道と農業集落排水との統合を含め、長期的な視点に立って検討をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、次の（イ）と（ウ）の2点についてお答えさせていただきます。

まず、（イ）の複合・多機能施設、官民協働に対する体制についてでございますが、今年度策定します公共施設等総合管理計画の中で施設の統合等を軸とした複合化や多機能化など、施設を最大限に活用する方法について検討してまいります。また、施設は、全庁的といえますか、複数の部署にまたがっておりますので、当然、全庁的な横断的な取り組み体制を敷いていくというようなことを考えております。

また、官民協働につきましても、施設の更新、維持管理、運営には、民間の資金やノウハウを活用したいいわゆる公民連携、これが大変有効な手段であると、まさしくこれを新たな公共事業と捉えております。本年度、総合政策部総合戦略課の中に官民連携推進室という新たな組織も設けて、この公民連携についていろいろ模索しているところでございます。また、先般の補正予算でも、職員を大学院に派遣して、この公民連携専攻というところでまさしくこの公民連携を学ばせるということで、今年度新たな取り組みを開始したところでございます。

次の（ウ）の廃止・統合される施設や遊休地の売却等についてでございます。

市でも平成23年に一度、学校等ですね、廃校になった学校施設等を公募によりいろいろな方法で模索してまいりましたが、現在もまだ具体的な利活用や処分ができない財産がございます。これらにつきましては、今年度中にまた新たな公募をしまして、処分やまたどんな利活用ができるのかと、そういう提案も求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） それでは、私のほうから、（エ）の国際的な観光文化環境都市を目指す伊豆市内の公衆トイレの整備についてお答えさせていただきます。

現在、市では、各観光施設のトイレと公衆トイレ等を含めまして31施設ほどのトイレ管理を行っております。昨年度につきましては1,500万円、今年度につきましては530万円の予算をとりまして、トイレの洋式化に取り組んでいるところでございます。今年度末までに63%の洋式化が完了し、また同時に手すりの設置を予定しております。今後も公共施設の適正規模を踏まえつつ、トイレの洋式化、多目的トイレ等の整備を行っていききたいと考えているところでございます。

また、既に修善寺温泉場では多言語、これにつきましては日本語、英語、韓国語、中国語によるトイレの使い方の案内を始めております。今後も国際化に対応するために、順に整備していきたいと考えているところでございます。

また、今後の観光用のトイレの設置につきましては、観光協会あるいは観光客あるいはまた地元からの要望等によりまして、設置について検討していきたいと考えています。要望いただきまして、地元からの用地の提供の有無や設置後の維持管理など、どのようにしていくか等を踏まえつつ、設置について協議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 次に、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、（オ）の合宿等を踏まえた公共施設の使用料の減免措置についての考えということでございます。

小長谷議員さん、貴重な資料をいただきましてありがとうございました。この中で修善寺グラウンド、狩野川記念公園グラウンド、それから中伊豆グラウンド、狩野グラウンド、丸

山スポーツ公園というような施設を教育部のほうで所管をしております。天城のふるさと広場、天城ドームについては産業部と、それからワイナリーヒルズさんは経営ということでございまして、若干形態は異なりますけれども、まず丸山公園、スポーツ公園につきましの料金につきましては、3月の議会等でも御指摘をいただきました。当然市民の健康増進はもとより、スポーツ合宿誘致ですね、こういったものについての利用についても検討を行ったところございまして、昨年7月に運用規程、利用料金の減免等も含めて見直しを行ったところでございます。

こちらがことしの1月から運用を始めておりまして、参考までに昨年度、平成27年度の利用実績でございますが、丸山公園の野球場につきましては、平成26年度が7,571人、平成27年度は、市内のスポーツ少年団の利用がふえたということもございまして8,262人ということになりました。ただ、利用料についてはほぼ横ばいでございますけれども、先ほどおっしゃったように、これからオリンピック等に向けて丸山公園の有効活用、さらには観光振興につながるような連携というのは必要というふうに考えておりますので、1年間の運用を見つ、これから必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） それでは、1項目めについて再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） すみません、それでは、再質問をさせていただきます。

まず、伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク計画が平成27年11月27日付で地域再生法に基づく地域再生計画として内閣総理大臣より認定を受けました。この認定によって、伊豆市グランドデザインの3つの柱の1つ、まちの形である伊豆市コンパクトタウン&ネットワークの実現に向けて、どのような施策が可能になったのか伺いたしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今、御質問ございましたように、平成27年11月に伊豆市の地域再生計画として伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク計画が認定されております。これは、人口減少社会において持続可能なまちづくりを進めるために、都市的機能の集積や社会インフラの効果的な整備により、魅力ある中心市街地を形成するとともに、周辺集落地域の中心拠点を整備して、中心拠点とのネットワークの強化により地域のにぎわいを創出するといった、そういったことを目標として、こちら伊豆市のほうから申請いたしまして認定されておるものでございます。

この地域再生計画の中身といたしましては、先ほども御説明させていただきました修善寺駅の周辺の整備事業や文教ガーデンシティ構想に基づく事業、また天城湯ヶ島インターチェンジ周辺の整備事業や本年度策定予定の公共交通網形成計画など、そういった施策が位置づけられてございます。また、平成28年度、本年度に地方創生の新型交付金、その補助金を申

請するに当たりまして、この地域再生計画の策定というのが条件となっております。他の市町では、まだ地域再生計画をつくっていない市町も多くあるんですけども、当市においては昨年既に策定しているということで、その策定している地域再生計画に今申し上げたような施策が盛り込まれておりますので、そういった施策を地域再生計画に基づいてその交付金を申請することができますから、その施策に対する支援を国から受けることができると、そういった効果がこの地域再生計画では期待されております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。そうすると大枠では通っていて、これからまた細かく計画書を出して、それについて認定を受けていきながら事業を進めていくという、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御指摘のとおり、今申し上げた施策については、既に地域再生計画として認定されておりますので、今後、具体的なその施策を進めるに当たりまして、その地域再生計画を改定するというような形で、さらに細かい施策を盛り込んで支援をいただいでいくと、そういったことになるかと思えます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） それでは、魅力ある中心市街地づくりの件なんですけれども、御説明にもありましたが、人口減少と高齢化が進む中、行政サービスの水準を維持し、豊かなまちを子供たちに引き継ぐためには、まちの魅力というものを高めなければならないと思っております。伊豆市の玄関口、修善寺駅からおおむね1キロ圏内の場所を、主要な都市機能を集約して伊豆市の核を創生するということですが、ちょっとわからないことがあったので、その件について質問させていただきます。

これは1月16日の新聞だったと思うんですけども、全市一体新都市制度導入へということで、伊豆市検討委員会まちづくりの最終提言、この新聞の記事によりますと、伊豆市の新しい都市計画検討委員会が、伊豆市のコンパクトタウン&ネットワーク構想の実現に向けて新たな都市計画制度の導入などを提言したという記事が載っております。それで、都市計画については非常に複雑で、もともとは旧修善寺町が田方広域の都市計画に区分をされていたんですが、それを今年度末で廃止をして、平成32年度末に新たな都市計画を、緩やかな都市計画を引くという計画になっているそうですけれども、この都市計画の変更とか線引きの廃止とコンパクトタウン&ネットワーク構想の実現の関連性というのが、専門家がいろいろ調

とても難しいんじゃないかという意見があるんですけども、その辺についてはうまく説明ができるのでしょうか。非常に難しいと思うんですけども、伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 都市計画について、新たな都市計画をこれからその線引きを廃止した後つくっていくという中で、その中ではそれぞれいろいろな各利用される土地について、いろいろな区域を指定していく、指定していくというか、それをつくっていくと思うんですけども、その中におきましてコンパクトタウン&ネットワークのこのまちづくりの考え方を盛り込んだ形で、今の先ほど申し上げたような修善寺駅周辺とするにぎわいあるまちづくりという総合計画や戦略で掲げているプランを、それを今後新たな都市計画の中に盛り込んでつくっていくと、そういうふうにお考えになられることがよろしいかと思えます。以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。そうしますと、平成28年度末で一度修善寺地区の都市計画を廃止するわけですね。平成32年というと、約4年間この地区の都市計画というのはどういうふうになっていくのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 建設部長です。

都市計画、平成28年度、今年度末で廃止するというものではなくて、今までは旧修善寺町の範囲が田方都市計画区域に入っていて、そこから分離しまして、区域区分といいます。一般に言われます線引きですね、調整区域と市街化区域ですね、これを廃止しまして、旧修善寺町の部分の都市計画区域というのは変わりません。ただ、今までありました調整区域、市街化区域のその線引きを廃止しまして、市街化区域でありましたところは用途地域ということで、今までと同じ用途で建築ができるとか、土地利用ができる。今まで、それともう一つ、調整区域というところは、必ずしも全く家等建築ができなかったわけじゃありませんでしたが、とにかく規制が厳しくて、例えば農家で自分の土地があっても、その子供のために全員のために建てるとか、そういうのがなかなか難しい規制がございました。それをその調整区域というものを廃止しまして、全く廃止して自由にできるというものではありませんが、そのかわりに特定用途制限というものを、土地利用のあり方を引いていくわけなんです。今までよりはある程度緩やかといいますか、同じように規制はあるんですけども、今までのようなちょっと厳しい規制ではなくなるというふうに理解してもらったほうが簡単かなと思います。必ずしも全く自由になるというものではございませんが、他法令も当然そのまま残ります。その他法令の中で土地利用を行っていくということになります。

ですから、平成28年度から平成32年度までは、旧修善寺町だけがまだ都市計画区域ということで、平成32年の県の変更があるんですけども、第8回の変更のときに、伊豆市全域を都市計画区域としていこうという計画でございます。そのときには、旧修善寺が、今年度変えていきますような特定用途制限ですとか、土地利用、細やかな土地利用を定めまして、平成32年に全域で行っていきたいということです。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 建設部理事。

○建設部理事（田村英樹君） 建設部理事です。

先ほどのコンパクトタウン&ネットワークと都市計画の関係について若干補足させていただきます。先ほど議員のほうからもコンパクトシティという言葉がございました。それに対しまして、伊豆市ではコンパクトタウンという言葉を使っているところでございます。シティとタウン、似ているんですが、若干そのニュアンスが違っております。というのは、都市計画区域で市街化区域、市街化調整区域といういわゆる線引きというのは、過去に、現在もそうなんですが、市街地の拡大におきまして無秩序な市街地を形成することを防止するという目的でつくってまいりました。

しかし、これというのはどうしても大きい都市、大都市圏そういったところに非常に有用ではございますが、伊豆市、こういった地区におきましては、昨今の人口減少そういった状況からなかなかその制度がうまくいかないのではないかということで検討していたところでございます。

したがって、今回のその新しい都市計画というのは、実はその線引きの廃止ということでございます。したがって、市街化区域、市街化調整区域という枠がなくなってくると、それは先ほど申し上げましたとおり、伊豆市の今のこういった土地の状況からすると、そういった土地利用の規制についてはなかなかそぐわないのではないかということも前提にしてやっていくということで、やはり今後の伊豆市の将来のために向けた都市計画の見直しだということでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

この線引きについては、県内初の廃止というふうに新聞に載っているんですけども、どこの市町でも挑戦していないチャレンジングという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） そのとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

- 9番（小長谷順二君）　そうですね、大都会というか地方の中核都市ですと、逆にスプロール化なんていう問題が今起きているなんていう話を聞きますけれども、伊豆市についてはそういうことはないと思うんですけれども、その空白の区間によって不動産業者なんかが開発しちゃったらどうなのかなとちょっと心配があったもんですから、伺わせていただきました。それでは、すみません、次の質問をさせていただきます。

第2次総合計画の中核事業として、市長の所信表明でも示された狩野の庄、大見の庄、修善寺門前町を統合する歴史的な事業であるということで、新しい建設事業となるということだったんですけれども、その集落中心拠点の整備については、先ほどアクションプランで各地域の情報を得て、それを作成していくということだったんですけれども、具体的には、そういう作業を経た後に新たな計画なり構想なりをつくっていくという考えでよろしいのでしょうか。

- 議長（杉山 誠君）　答弁願います。

総合政策部長。

- 総合政策部長（和智永康弘君）　現在、アクションプランを策定しておりまして、まだ具体的な事業化というところまでは至っておりませんので、今後、そのアクションプランを具体化していくためにさらに検討を進めていきたいと考えております。

- 議長（杉山 誠君）　再質問ありますか。

小長谷順二議員。

- 9番（小長谷順二君）　わかりました。

そうしますと、次の（ウ）の関係なんですけれども、中心市街地と集落中心拠点を結ぶ効率的なネットワークということで、公共交通をしっかりと維持するのと、あと光ファイバーも今年度で全部市内に整備されるのかな、そうなんですけれども、私が聞きたいのは、集落の中心拠点から伸びる枝線、先ほどもおっしゃっていましたが、それから先についてはバスにかわる公共交通形態等を構築するようなこともこれから考えていくということなんですけれども、デマンドタクシーであるとか、そういう施策を行っている市町もあって、この辺については、今度、第1委員会でも研修に行こうと思っておりますけれども、1つ、これは個人的な提案になってしまうんですけれども、どこの町でも同じだと思うんですけれども、バス停までの距離が家から非常に遠いわけですね。例えば土肥地区の小下田なんていうのは、ちょうど国道があってその上と下に集落があって、そこまでセニアカーを運転して高齢者は移動をしているんですけれども、そこからバスに乗って土肥の中心部に買い物に來たりしているということで、その辺の整備を、これは各地域と協働しながら行政に相談をかけながら、そういうセニアカーの駐車場みたいなものをつくることによって、この辺も家からスーパーであるとか病院に行きやすくなるなんてちょっと私は思ったり、そういう要望も実は何とかならないのかなんていう話も聞いているんですけれども、その辺の考えについては、その坂

道を乗り越えて公共交通のバス停まで行くという考えについては、何か具体的なものというのはあるのでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前の議会でも私申し上げたことがあると思うんですが、すみません、今、時期は失念したんですが、昔、天城湯ヶ島町でその検討がなされていて、駐車場つきのバス停というのがあったんです。それ、やっぱり今思うと一つ一つ整備しておけばよかったなと思うんですが、私の地元の柿木なんかそうなんですけれども、柿木橋まで軽トラで来る、セニアカーで来る、そこに置いてバスに乗って日赤に来る、駅に来る、そういったものはぜひもう一回改めて見直したいと思っているんです。全部そこをデマンドバスでカバーするのは少しきついだろうなと。ですから、まだ軽トラも乗れるけれども、ちょっと駅まで、病院までは危ないという方は、そういったことができるように、全てのバス停ではないと思いますけれども、ぜひこれを機会に、このコンパクトタウン&ネットワークという事業の中で、もう一度脚光を浴びせながら具体的に検討していきたいと思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。ぜひ進めていただきたいと思います、非常に難しいと思いますけれども。

今度、すみません、1の②のほうなんですけれども、建設部長のほうがいろいろ説明をしていただいて、とにかく交付金等をいただきながら整備をしていくということで、水道管の更新に200年もかかってしまうというような、我がまちの社会インフラの課題というのもありますので、この辺は、ここでどうしてほしい、ああしてほしいということはなかなか言えないものですから、確実に整備をしていただきたいなということで考えております。

あと、すみません、次の今度（イ）です。

複合施設とか多機能施設等については、先ほど総務部長の答弁でも、大学院に派遣してそういう勉強もしていくんだよというようなことだったと思うんですけれども、所信表明の中にもありまして、新たな公共事業のあり方を速やかに検討して、市長の場合にはPPPですね、官と民がパートナーを組んで公民の連携の手法も取り入れて、可能な限り少ない公債負担で行政サービスを維持するという考えのもとに進んでいていただきたいと思っています。

それでは、すみません、（ウ）の再質問です。

過日行われた土肥地区の議会報告会でも出たんですけれども、八木沢の富士見荘であるとか土肥総合会館の跡地の利用について質疑がなされました。また、地域の住民からこんな要望もあったんですけれども、現在は使われていない官舎を、近所の方が息子が結婚したんでそこを貸してくれないかなということで問い合わせがあって、財務課にも確認したんですけ

れども、その物件については不動産鑑定をして売却に向けて検討しているという、そういう答えでございました。もし売れなかった場合には、賃貸も考えているとの回答でしたけれども、市有財産の不動産等の有効利用の考え方というのが、なかなかルールができないと、行政に相談してもすぐ明確な答えが返ってこないんですけれども、全体的な不動産等の有効利用の考え方というのを今示せるのか示せないのか、民間の不動産屋さんと連携等も含めて、その考え方というのを伺いたいと思うんですけれども、これは答弁できますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃられた土肥地区の総合会館の跡地、富士見荘の跡地や官舎、これいわゆる普通財産として今管理しているものです。先ほど私、公共施設総合管理計画を申しました。あれは公共施設、公共として使っている施設の集約化や統合、今後どのような構想でどうやって利活用していくかというのが行政財産の考え方です。

基本的に行政目的がなくなって、今、普通財産として管理しているものは、基本的には売却やそのほかの有効利用ができないかというのを模索していくのが考えなんですけれども、富士見荘の跡地等については、公募をかけても買ってくれる方がいないとか、当然津波リスク等の問題もありますのでなかなか利活用ができていないと。官舎につきましても、普通財産として現在管理しておりますので、基本的には売却が一番望ましいのかなと。市がそこでアパート的に経営しちゃいますと、やっぱり民を圧迫じゃないですが、そういう問題もありますし、できれば普通財産については処分、売却等の処分をしていくというのが考えです。

しかし、一概に普通財産だから全て売却ということではありません。

公共施設につきましても、統廃合や集約化等でなるべく管理コストがかからないような方向で維持していくというのが大きな考えです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。普通財産と公共財産によって方向が違うということなんですけれども、不動産屋さんに委託というのはできないんでしょうか。例えば、公営のアパートとかありますよね。この辺はなかなかあいている施設も多い、古くなっていたりというのがあって、その辺の応募、公募みたいなものというのは、民間が入ったほうがちょっときれいにして使い道もあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺についての考えというのはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 官舎ですので、普通の民間のアパートのような使い方はできると思います。1つ、土肥地区だと教職員住宅も、今、廃止して普通財産として管理しているんですけれども、基本的にはあれも売却か、余り市としての利活用というのは今のところ考

えられませんので、議員おっしゃられるような、不動産屋さんに委託をして、そうすると一種のアパート経営みたくなろうかと思えます。不動産業者が買い取っていただければ、一番そのまま活用できるのかなとは考えていますけれども、管理とか入居者の一連の手続を不動産屋さんに委託ということは、余り検討はしておりませんでした。

先ほど行政財産と普通財産というわけで、当然普通財産の中にも地域の拠点として使っていくべきものとか、売却にそぐわないものは当然ございますので、その辺は一概に全て売却という、ちょっと私そのようなイメージで言ったんですが、一概に売却ではなくて、やはり普通財産でありながらも地域にとって必要な施設、行政も一緒になって今後利活用を模索していく施設というのも当然ございます。一概に普通財産だから全て売却ということではございません。訂正させていただきます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。そうですね、地域の方と綿密に打ち合わせをして検討しながら、有効利用できるものは利用していただければいいかなと思っております。

続きまして、公衆トイレの関係でございます。

観光施設とか社会教育、体育施設に設置されている公衆トイレですけれども、私もいろいろ調べました。答えも聞いたんですけれども、毎年予算を決めて和式から洋式化の整備を行っているということで、先ほどの答弁でも1,500万円とか530万円とかということで、約63%は洋式化が進んでいるよという答弁をいただいたんですけれども、全く洋式がないトイレというのが実はまだ伊豆市内にもあります。これ私が調べた範囲なんですけれども、丸山公園グラウンド、丸山スポーツ公園、屋形堤防の3カ所は完全に和式になっています。男女兼用というトイレもありまして、それは八木沢であるとか小下田の清藤については男女兼用のトイレがあるということで、それについてはなかなか洋式化というのは難しいじゃないかなと思っているんですけれども、せめて最低でも1つ、男女1つずつぐらいは洋式トイレにしないと、例えば丸山なんかの場合も、ことしの春、花見に土肥ホームの人たちが行ったら、全部が和式で、もうあれじゃ全然花見もできないという、何とかしてほしいということもいただいておりますし、その辺については予算の範囲とか優先順位もありますけれども、全くないところもあるわけですから、そういうところについてもぜひ検討をしていただきたいなど、これは要望になってしまうんでお願いになってしまいますけれども、すみません。

続きまして、(オ)の合宿誘致等を踏まえた公共施設の使用料の減免についてですが、3月の定例会を振り返りさせていただきます。3月の定例会で、永岡康司議員の一般質問でも取り上げた丸山野球場の使用料の件でございます。前教育部長の答弁で、まず減免規定の見直しについては、市内の宿泊客の50%の減免の廃止、これは第3次伊豆市集中改革プランをもとに、そういう廃止をしたというふうに理解をしておりますが、その次、また答弁で、維持管理費が管理支援から維持の改修費、光熱費、人件費も含んで平均で877万円かかってお

り、利用料金としては収入が164万円ぐらいだったと、永岡議員が管理棟の人件費というのは、グラウンドの経費とはちょっと違うんじゃないのかということで再質疑をしたんですが、そのときには、手元にしっかりした資料がないということで回答は得られなかったわけです。この件について、永岡議員にも確認したんですけれども、その後、答弁がないということで、その答弁をまず伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、3月の議会でのやりとりについても当然伺っております、こちらは数字のほうを申し上げます。平成27年度、これは決算ベースでございます。まだ確定ではございませんが、維持管理の総額が809万9,000円でございます。内訳としまして、一番大きな費用がそのシルバー人材さんに管理委託、受け付けをお願いしている業務、場合によっては芝生の管理でありますとか公園の管理、そういったものをお願いしているものが405万円、それから次に大きいのが電気料でございます。こちら野球場、テニスコート、ゲートボールコート、集会所と、この4つの施設の電気料でございますが、こちらが256万円ということで、かなり大きな額でございます。

先ほどの金額に利用料の関係等も関連はいたしますが、伊豆市としましては極力市民の方々の利用が今ふえておりますので、こういった方々の利便に支障のないような形で適正な執行、先ほどのトイレのことにつきましても、当然多くの方々が利用されますし、災害時の避難場所にもなっておりますので、優先的に整備をしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） わかりました。

それに関連というわけではないですが、今回の資料をごらんいただければと思います。グラウンドの使用料ということで、料金によっては各市町によってもいろいろ考え方が違うなと読み取れると思います。

ちょっと魅力プロジェクトに確認をしたんですが、減免が廃止による弊害というのが出ていますかというふうに伺ったんですが、電話のやりとりなんですけれども、ほとんど出ていないと。魅力さんの使用しているところが比較的料金の安いものであれば、500円が1,000円になったということで、そんなに影響はないのかなということだったんですけれども、丸山の球場については、魅力のほうは余り予約がないので状況はわからないということでした。丸山球場にも確認をしましたら、もともと丸山球場の利用者というのは団体ですね、リピーターが非常に多いと、大学のサークルであるとか、部活動であるとかということで、リピーターが圧倒的に多くて、減免廃止によって学生とかスポーツクラブに力を入れている、しかもみずから自分たちで営業しているペンションであるとか民宿の宿泊施設というのは、

非常に苦戦をしているということでございます。学生にとっては、今までこういう料金だったのが、それが倍になるということは非常に大変でありますし、総予算の関係で今までだったら3泊4日するところを2泊3日にするとかということが出ているそうです。あるいは、全く他市町に切りかえてしまうということで、結局土肥に来ていただけないので、地域経済の衰退に直結するのではないかとということが考えられます。

これからオリンピックを4年後に控えて、そういう合宿なんかも問い合わせもふえてくるのではないのかなというふうに予想がされますので、魅力さんの関係もあるとは思いますが、特にそういう特別な場所と言ったらおかしいんですけども、一律に廃止とかじゃなくて、その施設に応じたとか、あるいはまちの事情に応じたことも考慮しながら、また施設の見直しとか特例の適用なんかもやっていただけたらと思いますけれども、先ほどでも様子を見ながらということだったんですけども、余り時間がないものですから、この辺は、すみません、早急に検討のほうもまたお願いをいたします。

それでは、教育長に引き続き郷土愛の醸成について伺いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） それでは、2番目、中学校再編における郷土愛の醸成について、教育長、答弁願います。

○教育長（西井伸美君） それでは、中学校再編における郷土愛の醸成についてお答えします。

議員御指摘のとおり、新中学校の再編に伴い、中学校がなくなると地域との連携や郷土愛が薄れ、子供たちがふるさとに関心がなくなることについては、これまでも議会の場でもさまざまな御意見をいただき、教育委員会といたしましても大変重要な課題であると認識しております。

新中学校の目指す方針にも、「3中学校において、取り組み培った地域学習や伝統を引き継ぐこと」「伊豆市民との交流と学びの場」であることを目指しております。また小中学校では、主に総合的な学習の時間で行うふるさと学習に取り組んでおります。伊豆市教育委員会では、今後はこのふるさと学習で扱う範囲について、小学校では旧町のふるさとを中心に、中学校では伊豆市全域を愛すべきふるさととして、地域の方々にも積極的に御協力をいただきながら推進していきたいと考えております。

したがって、中学校において小学校までに育んだ内容をベースに、さらに全市的な視野に立ち、中学生ならではの手法で課題追及、まとめ、提言を重ねながら、ふるさと伊豆への愛着や誇りを持たせていくことを想定して準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） それは教育委員会の方針として、教育長個人的にはどうなのかなということを知りたかったんですけども、同じという考えでよろしいわけですね。すみません。

○議長（杉山 誠君） それでは、教育長。

○教育長（西井伸美君） これ気がつかれた方、若干、僕は、前の教育長と変えているところがあるんです。たしか前の教育長のところで、僕も議会、読んだところで、新しい中学校では、学区の旧町の3つの範囲の中でとお答えしていたんだと思うんですが、私よく考えて、そうじゃなくて、中学生になったならば学区ではなくて伊豆市全体について、新しい中学校でも、土肥のことも天城のことも全体をいろいろ勉強させたいなというふうに考えました。また、土肥の子供たちであっても、天城、中伊豆、修善寺のことについても学ぶ機会を設けさせたいな、そして伊豆市全体というのを中学生ならできるんじゃないかなというふうに考えました。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○9番（小長谷順二君） ありがとうございます。本会議の初日に初めて教育長とお話をさせていただいて、今度7月22日の日に土肥の海岸で行われる、これも伝統行事なんですけれども、こども園、土肥小学校、土肥中学校、土肥高校、あと駿豆学園利用者が集う大キャンプファイヤーというイベントを行っておりますので、それもお誘いしたんですけれども、天城は天城、中伊豆は中伊豆でいろいろな地区の行事であるとか祭典というのがございますので、まずは現状をしっかりと教育長に見ていただいて、地域の中の子供たちの様子というのを見ていただきたいなと思っています。

そして、地域とともに子供たちの成長を応援できるような、今、力強いお言葉をいただきましたけれども、そんな教育行政に取り組んでいただきたいと願っております。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷順二議員の質問を終了します。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（杉山 誠君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

大きく4点お尋ねします。

1 点目、伊豆市最大の課題である少子化対策と文教ガーデンシティは、この関係が連動しているのかということです。

文教ガーデンシティ構想は、コンパクト&ネットワーク構想の基軸となる計画とのことですけれども、人口減少がこのまま続けば、本市が回復不能な状況にまで衰退する危険があるということが課題で上げられています。この課題をどういうふうにか克服できるのか、結びつくのか、お答え願いたいと思います。

2 点目です。文教ガーデンシティの住宅、こども園建設は法的にクリアできますか。

2 つお尋ねします。

1 つ目、文教ガーデンシティの中の学校だけは県と協議しているようですが、住宅やこども園などが可能とする法的根拠を示してください。

2 つ目、農地転用するとき、都市計画法の開発行為の許可が必要になりますが、その開発区域は12ヘクタールですね、確認します。

大きな3 点目、新中学校の特徴と思える教科教室は他の学校が羨む教育でしょうか。

4 つお尋ねします。

1 つ目、教科教室が生徒たちの人格形成にどのような影響をもたらすのですか。教育学的に検証されていますか。

2 つ目、保護者や教師は、教科教室を理解、賛同していますか。

3 つ目、部活動は、学校教育の一環ですか。

4 つ目、教育委員会が目指す新中学校のランドデザインと学校施設の配置との関連はありますか、お答え願いたい。

最後、4 点目です。「天城支所の建物を東京ラスクに」というのは、市民の願いでしょうか。

3 つお尋ねします。

1 つ目、そもそも今ある支所をなぜ移転するのか、市民に説明したのでしょうか。天城支所の建物は、東京ラスクにということ抜きにして市民に話をもちかけたのでありませんか。

2 つ目、会議室と保健センターを今年度の施政方針の中で、1 年前倒しするということ、いわゆる早く移転しようとするのでしょうか、お尋ねします。全ての移転経費、費用は、概算幾らですか。

3 つ目、最後です。以前、天城支所の建物の活用について、商工会に商業施設として利用することを提案したことはありませんか、お尋ねします。明確な答弁をお願いします。

○議長（杉山 誠君） ただいまの木村建一議員の質問の1 番目に対して答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 消滅可能性都市というのは前にも申し上げたとおり、人口がゼロになるわけではなくて、行政サービスが維持できないほど活力が低下する、人口が減るとい

とは、前申し上げたとおりです。その後、例として申し上げたかどうかわかりませんが、例えば箱根町なんかは物すごい経済力、産業力ですけれども、町長さん以下、近隣の都市に住んで、物すごい経済力だけれども、人口も学校もどんどん減っているところもあるわけです。

私たちは、どういう道を選びますかということなんです。あるところに人口集中をして、そこから産業維持をすることは不可能ではありませんし、現に今、伊豆市は、平成21年を底に市内の総生産1,000億円を超えて緩やかに回復しておりますし、観光も緩やかに回復しております。お隣の伊豆長岡温泉が平成27年度は宿泊客が減ったそうですが、修善寺はプラス9%ですから、ですから観光地としてのブランドは修善寺は非常に高い。

ただ、住むところとしてのブランドがないので、伊豆市は残念ながら人口流出がとまっていけないということなんです。きょうの新聞も、長泉町がまた、静岡新聞だったのでしょうか、1面に出ていましたけれども、もうああいうことをやると長泉はどんどん書いていただけるんです。伊豆市はどんなに頑張っても書いていただけない。これは政策だけを積み重ねても、住むところのブランドというのは多分形成されていかないだろうということで、住むところとして伊豆市はいいところですよというブランドをつくりたいということがそもそも発端にあるわけです。

したがって、少子化対策と文教ガーデンシティあるいは新しい第2次伊豆市総合計画というのは連動しているということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 最初にお話しした、その衰退する危険性があるといったことは、どこから引用したかということ、伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中で述べているんです。こういうくだりです。時間の関係で言いますけれども、雇用の創出、所得の向上、定住の促進といった具体的施策を果敢かつ着実に取り組んだところであるが、依然として深刻な状況にあることには変わりはないということで、本市が回復不能な状況に衰退する危険性があると、こういうふうに言っているわけですね。その後ずっと人口ビジョン等々を読んでもみると、その中にコンパクト&ネットワーク構想が出てくると。

だから、その関係は当然総括して、今までその3つの人口危機宣言の発令をして具体的な政策を打ち出していったと、平成21年に。どうなっているのかということをはっきりとつかめないと、次に進めないんじゃないのかということで質問です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人口が減っているのはそのとおりで、残念ながら平成27年も出生数が150人ぐらいでした、正確にはちょっとずれているかもしれませんが、150人ということ、2年続けて150人。前から申し上げているとおり、この新しい中学校というのは200人を基準にしているわけです。大体600人、1年生から3年生までで600人ぐらい、頑張って頑張って

我々の政策を総合的にやって200人まであと、毎年ですよ、毎年出生プラス移住で50人ふやして、ようやく今つくろうとしている中学校のところまでいくわけです。

ですから、今よくある今の学校で頑張っって子供をふやせばいいじゃないかどころではなくて、今から50人ふやしてようやく今からつくろうとしている中学校、そして中伊豆と湯ヶ島の小学校がかつかついくかどうか、それくらい厳しいわけです。ですから、何とかそこらには単に修善寺の中心市街地だけではなくて、中伊豆も湯ヶ島も土肥も最小限の活力、小学校は絶対に残したいという活力を維持するための目標として設定した、そこまでまだ到底いない。非常に厳しい状況にあるという認識でおるわけです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 時間の関係で、少し前に進みます、この関係で。

いわゆるコンパクトにするというのは、小さくまとめるということですよ。そうすると、コンパクトじゃないところが出てくる。今、国もそういうことで市長が冒頭、前の1人目議員のときにそんな話しましたけれども、地域における集約をして活性化するというですよ。そうすると、周辺部がどうなるのか。住みにくくなるから交通網で結びましょと、こういう発想と僕は認識した。

都市を形成するときにはそういう形で、出てくるんですよ。都市というのは、それぞれの人たちがいろいろな仕事をやっているもんだから、結びつかないと。いわゆる市長が言ったように、50年前の農村地域ではできるけれども、じゃ、伊豆市はどっちの方向に進むのかということが私は重要だと思っているんです。以前にも市長は、こんな話をしていますよね。平成22年12月議会で、いわゆるこの伊豆市に合ったいろいろなもの、第3、第4、第5の特産物をつくっていく、こういうことで未来にとってやっていくならば、我々の後に続く若者、子供たちにとっても大きな種子を残すんだと、いわゆる農業おこしの問題を言っている。それから、平成24年6月議会でも同じように農林業の6次産業化を進めていこうとする。そうすると、この周辺拠点をつくってやるということは、御存じのように、田んぼによって何らかの形で農業によって生計を立てているんですよ。確かに生計立てていない方もいる。生計立ててる方もいらっしゃる。それを周辺部についての拠点をつくるという意味合いが何なのかなと、公共的なものはどうするのかということは、当然修善寺だけ置いておけばいいという問題じゃないから、そういう意味ではあるんだけど、集約するという意味がわからないんです。なぜ拠点をつくるのかという意味がわからないもんで、いろいろな公共施設の整備は必要でしょうけれども、考え方を聞かせてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 昔は、歩いていける距離にお店があり、分教場があったわけですね、徒歩しかなかったの。それがバスになり、バスから自家用車になり、そうすると行動の自

由が出てきますから、家のすぐ近くの駄菓子屋さんじゃなくても、やっぱりお店に買いに行く。それがいよいよ一家に1台から1人1台になった社会で、物すごく選択肢がふえて、家の周りに郵便局がなくても家の周りに雑貨屋さんがなくてもという今時代になっていたわけです。

じゃ、どこまで、どういう生活インフラがあれば、そこで生活ができるのかという今そういった状況に直面しているわけです。ですから、いわゆる都市機能というのは、我々は都市交通としての伊豆箱根鉄道を持っていますので、それは修善寺駅周辺に伊豆市が持っている都市機能というのは、今あるものを何とかこれ以上減らさないように、そこに整理をして維持をしなければいけない。

しかし、それ以外の地域の人たちは、どういう機能があればそこで生活を維持できるのかということは今議論しているわけです。それをもし行政がやらないとすれば、本当に衰退するところは加速度的に衰退していくだろう。我々は、それは求めていないということです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 余りこれで費やすとほかができなくなっちゃうから、私はそう思っていない。別に行政何もするなということは何も言っていない。行政は具体的には中心部をつくって、そして周辺部にも拠点を置きたいと言っている。この関係で1つだけお尋ねしたい。第2次総合計画の中、ちょっと意味がわからないです。途中ですけれども、地域の自然的・社会的特性を踏まえた拠点性の高いエリアへの拠点化の促進を図りということ言っているわけです。周辺部、何するのか、中心部の文教ガーデン云々というだけは、具体的に我々も市民の方々も何となく見えるんですけども、周辺部の拠点化の促進と、拠点性の高いエリアへの拠点化というのは何のことを言っているのかよくわかりません。お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今の御質問のありました第2次総合計画の恐らく施策の3の地域振興拠点の整備の部分が該当するかと思います。そちらで、地域の自然的・社会的特性を踏まえた拠点性の高いエリアへの拠点化の促進を図り、地域振興拠点の形成を推進しますということですので、多分恐らくそちらの部分を御質問していただいているのかと思います。

地域振興拠点というのは、生活の拠点というのがやはり市街区域である修善寺の半径1キロメートルだけでは、土肥や天城湯ヶ島や中伊豆では生活が大変不便になるということで、こちらの第2次総合計画の目指す姿にもございますように、土肥、天城湯ヶ島、中伊豆地区などの集落拠点に日常生活に欠かせない生活基盤の整備が進められて、若者やお年寄りなど多世代の人たちが地域で元気に活躍しているという、そういうのを目指す姿としておりますので、御質問のございました拠点性の高いエリアというのは、そういった各地区において日

常生活に欠かせない機能を集約して、そちらを地域振興拠点として、中心にそれぞれのエリアでも多世代交流など生活が可能な区域、拠点を整備していくと、そういう意味でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 時間がなくなっちゃう。どうしてもこれ聞かなくちゃならない。今言われたように、私、そこからとりました。全市民に配っているんだから、これは。地域、周辺をどうするのと、その前に、今の関係、拠点性の高いエリアとの関係でお尋ね。その前に、既に形成されている地域拠点や生活拠点という言葉があります。これとの違いは何ですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 既に整備されているもの、部分については、さらにそれを活用していくとともに、これから常生活に欠かせない生活基盤の整備を進めるために、さらに生活のための拠点を整備して地域の振興拠点の形成を図っていくと、そういうことでございます。

〔「次」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、2番目について答弁を願います。市長、2番目の質問に対して……

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 恐れ入りますが、傍聴席の方は発言できないことになっておりますので、お静かに願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） では、総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 続きまして、2の文教ガーデンシティの法的根拠という御質問ですが、現在、具体的な内容として整理ができていますのは中学校部分のみということで、中学校部分については県と調整を行っているところです。

農振法や農地法、都市計画法等の各種手続に関しましては、文教ガーデンシティ構想の個別具体的な計画が定まるごとに審査されることとなっておりますので、現段階では中学校部分のみの調整となっております。その他の施設に関しましては、今後、設計業務等を進めて、その中で運営主体や方法などを検討して、各種法規制に対応するように進めていきたいと考えております。

続いて、農地転用をするときの都市計画法の開発行為の許可ということでございますが、

こちらについては、農地転用にいたしましても、その都市計画法の開発行為にいたしましても、双方とも個別具体的な案件が固まっての協議ということになります。したがって、先ほど申しあげましたことと繰り返になってしまうんですが、現在の対象は中学校部分のみ該当するというようになっておまして、今後は、具体的な計画が定まった施設から随時調整を始めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 開発区域についてお尋ねします。開発区域というのは、じゃ、あれですか、学校だけなのか。あなた方が、市長が提案したのは12ヘクタール全体の開発をしたいという提案ですね。だけれども、今、話を聞くと、いや、違いますと、学校だけです。学校だけが開発区域で、12ヘクタールではありませんということですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 文教ガーデンシティの構想としては、御指摘のとおり12ヘクタールなんですけれども、先ほども御説明しましたように、その開発行為についても個別具体的な案件が固まってからの協議となりますので、現在の該当箇所は中学校部分と、そういうことになっております。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） ちょっとこっちのほうから入りましょう。すみません、じゃ、具体的に冒頭お話ししたように、私は、この件については、2番目については政策論議を求めているではありません。法的根拠について求めています。開発許可の基準、都市計画法の第33条にありますが、じゃ、そうすると、ここで言っている開発許可の基準、ごめん、許可の申請、第30条にも開発区域、ごめんなさい、開発区域が第30条にありますね。これは今の御説明ですと、県と協議しているのは12ヘクタールじゃありませんと、もっと細切れに開発許可を申請するんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 文教ガーデンシティのその各個別の事業として進めておりますので、それぞれ現在具体的な計画が定まっているのは中学校部分だけなので、中学校部分について県と調整をしているということで、それぞれ施設が具体的な計画が固まりましたら、それぞれ各施設ごとに許可基準がございますので、その許可基準を満たすように進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） このやり方でおかしくなりますよ。開発区域は12ヘクタールじゃあ

りませんと言うんです。そうすると、じゃ、学校をつくりましたと、学校をつくりました。学校ができたときに、優先的につくって、ここにおける雨量とかそれから開発行為の基準とかいろいろあるんだけど、雨が降りました、じゃ、そのときにどういうふうにその雨を雨量の処理をするのか、放水する場所はどこなのかということで、あなた方は、じゃ、学校だけに区切ってその開発区域のさまざまなこと、今まで田んぼだからいいんだけど、田んぼだからいいということないね、雨の量を予想して調整池をつくったりとか、いろいろなことをやるわけです、これは、都市計画によって。そうすると、学校だけを区切って、ちょん切ってそこだけやりたい。次は公園です。次はこども園です。次は住宅地です。それぞれの雨量を一々はかって、そして調整池が必要かどうかと、流入量をどうするのかということを決めるんですか。こんなばかなことないですよ。開発区域どこだってこんなことはあり得ない。基準、開発区域というのは、12ヘクタールじゃないですか。だから、後で言うけれども、今年度のもう既に予算が一応通りましたね、一応。それで、文教ガーデンシティの計画の造成設計業務委託というのを、もう6月に入札予定時期を出しているんです。そのときには、12ヘクタールの全体造成設計業務じゃないですか。全部を出していて、いや、違いますと、今、開発区域で都市計画法に基づいて30条、33条等々については、学校だけですということはおかしいですよ、これは。どこにも通用しないですよ。そんなことを県に言ったら怒られますよ。おかしいですね、失礼、ごめんなさい、それ訂正しますけれども、ちょっとそれじゃおかしいです。

具体的に、建設部長、どうですか。開発区域というのは、具体的に一般論として聞きます。開発区域として……

[発言する人あり]

○16番(木村建一君) ちょっと黙らせてください。開発区域として、今、聞いていますよね。12ヘクタールじゃありませんということですけども、都市計画法からいって、これ正しいですか。

○議長(杉山 誠君) 少しお待ちください。先ほど傍聴席の方に御注意申し上げましたけれども、傍聴席からは一切発言はできませんし、私語も含め、まして議会進行に係ることは発言はできません。これで2度目の注意を申し上げました。今後そのようなことが行われますと、正常な議事進行ができませんので、それなりの措置をとらせていただきますので、今後、一切の発言をなさらないようによろしくお願いいたします。

それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長(斎藤 満君) 一般的にということですので、開発許可につきましては、開発の目的や面積により許可の可否を判断するものでございます。具体的な事業計画がございまして今回の場合の中学校敷地や第二グラウンドは、開発許可の協議対象になるかと思っております。中学校以外の整備開発につきましては、事業計画が固まれば、中学校のエリアと合わせた面積、

計画を対象に開発行為の協議を行うこととなりますが、現時点では具体的な事業計画が確定されていないので、開発許可の協議対象からは除外されると判断しております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 開発許可の基準の中にこういうことがあるんです。建物がまだ建っていないんだけど、建物等の敷地、規模とか云々ということで、当然放流先の状況で被害が生じないような公道をつくらなくちゃならないと、いろいろな課題が出てくる。そうすると、もう一回繰り返しますけれども、そうすると学校だけがいいんですと、でも、あなた方は12ヘクタールの業務委託をしていると、矛盾ですね、ここは。それで12ヘクタール云々だけであるならば、この造成計画よしましょう、12ヘクタールじゃないんだから。具体的に県と協議しているというのは学校だけなんだから、おかしいでしょう、これ。もう何か既成事実をつくるような形、これまずいと思うんですよ。法的に誰が見たって、だから法的解釈を私は求めると言った。法律上からいったって、許可申請の手続第30条、開発許可の基準第33条、さらに、もうこれ以上ここを論議していると時間がなくなっちゃうからよめますけれども、第34条には市街化調整区域に係る開発行為というのが出てくるんです。その中で、都市計画法第34条第1号の許可基準がずっと書いています。その中でいろいろなことを書いています。何ができるか、やっていいよというところだけしか書いていない。学校教育法いわゆる小学校、中学校、いいとは言っていない。そういうことはできますよと、今回の件については別問題、法律的には社会福祉法に基づくさまざまな施設、医療法に基づく診療所等々はできますと、こういろいろなことを第34条第1号の許可基準のところに書いてあって、ずっと読んでくると、この解釈を聞かせてください。居住施設を含まないことと、都市計画法第34条第1号に書いてある。居住施設は含まないことと書いているんです、市街化調整区域においては。それをクリアできる法的根拠を示してください。そうしないと、住宅が分譲地が50区画から100区画といまだにそんなのかわからない、50区画から100区画だと言っているわけじゃないですか。ただ、それ絵に描いた餅ですよ。できないものをなぜできるのかというのを聞いている。できる根拠を示してください。私、どう見たって、どこを見たってわからないから。

〔「できるから調整しているんだろう」と言う人あり〕

○16番（木村建一君） 教えてください。法的根拠を示してください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

それでは、建設部理事。

○建設部理事（田村英樹君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど来、開発行為の許可基準云々というお話がございましたけれども、通常開発行為を実施する場合に、当然その開発エリアの中での、先ほど雨量の話がございました。雨量これ

についてどの程度雨量が増加するか、例えば農地が隣地であったところが開発されれば、それだけ雨量がふえたりします。その分の増量に対して下流域へ影響を与えないような調整をするということが技術的な考え方でございます。

今の話でいくと、中学校であれば、当然中学校の中でその増量分についてどうするかということになります。今後、まだ実際の内容についてまだ私も明確にはお答えすることはできませんが、個別のそれぞれの例えば施設整備になれば、そこにおける増量分についてまた調整をしていくと、それで下流側への影響を減らすというふうなことをやっていくというのが開発行為の考え方でございます。

したがって、要するに個別にやっていくということは、それぞれの中でそこに必要な調整容量を下流へ流すというようなことをやっていくことによって、可能であるというふうにご考えてございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 今のお話ですと、そうするともう一度お尋ねします、専門家でしょうか。もう一度同じこと、学校だけは県と協議していることは、私も県のほうに電話して聞きました。あとは何も来ていません。図面は見ています、図面というか、見取りのなものを見ています。そうすると、学校は先行しました。後で聞けけれども、できるかできないか、まだちょっとクエスチョンになっているんだけれども、例えば仮に学校ができました。スタートし始めました。そのときに、スタートするに当たって、今言った都市計画法の開発手続の問題、基準とか区域とかについては定めます。今度こども園ができました。具体的に上がってきました。そうすると、そこにおけるまた開発行為のまた手続をやる。住宅ができました。そこについて、またあそこの12ヘクタールを細切れにして、開発の許可の雨量をはかたりなんかするんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（田村英樹君） お答えさせていただきます。

細切れにするということではなくて、その開発する面積によって、先ほど申し上げましたとおり、雨量が例えばどれくらい、ごめんなさい、雨量じゃないですね、そこからどれくらいの流量がふえてくるかということをお考えしますので、最終的にいきますと細切れにしたとしても、開発エリアが全体になってくれば、その全体エリアの流量を調整するという機能がその中で調整池で発揮できると考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そうしますと、県とのやりとりになっていくんだけれども、今、学

校のいいですよと、例えばなった。そうすると、それに基づく都市計画法第30条とか第33条についてやりとりすると。さあ、終わりました。県は、またこども園があったと、じゃ、こども園についてやるということだから、そういう手続上、そういうふうな形でやるということで、12ヘクタール全体が出なくてもいいという解釈でいいんですか、これは。開発区域というのは、そういう理解ですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（田村英樹君） お答えさせていただきます。

まず、先ほど県の話云々ということがございましたが、現在、開発行為の許認可を有しているのは伊豆市でございます。ですから、県に助言を求めることがありましても、県が判断するということはまずございません。また、繰り返しになりますけれども、それぞれ個別の面積割合でその流量の増加分を調整するということは、それぞれを足せば全体の流量調整することが可能になるということで、技術的には問題ないと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。確かそうだ。許可はここ。市長が提案して、市長がオーケーすると、こういう形ですね。一言で言って、言っちゃ悪いけれども、自問自答する中でオーケーと判こを押しちゃうと。そうすると12ヘクタールは、この都市計画法には12ヘクタールじゃないという理解でいいですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 少し精査いたしますけれども、構想と計画と事業は違うわけです。全体のその事業を、ある程度の政策パッケージを例えば国に認めていただいても、その先は個別にお願いねと必ず言われるわけです。その我々の例えば地方再生計画を認めたからといって、はい、それで都市計画とか農地法とか国が持っている権限は一括オーケーですとにならないわけです。必ず事業ごと、それぞれクリアしてくださいということになるわけです。

今回、例えば中学校の建設をこちらでということになった場合に、過去いろいろな事業がそうでしたけれども、必ず議会とか市民の皆さんからは、中学校はわかったけれども、その周りはどうなるのかと必ずあるわけです。当然我々も考えている。したがって、今回は、あの日向・加殿地区の将来構想を全体としてデザインを皆さんにビッグピクチャーをお見せしているわけです。

その中で事業化するというのは、その12ヘクタールの事業が一つの事業ではありませんから、中学校は中学校、こども園はこども園、そして公園は公園のわけですね。必ず1つの事業ごとに持ってこいということなんです。今、市長が持っているのは、構想をつくることと都市

開発の計画の開発行為の部分は市長が持っている、市長が持っていない権限のところがあるわけです。それは一つ一つ個別に具体的に持ってきなさいということなんです。今、我々が一番重要視してかつ急いでいるのは当然中学校、そして全体の90億円の中で中学校とこども園と公園は子育て・教育環境ですから、中学校だけで90億円のうち50億円ですから、これは中伊豆町、天城湯ヶ島町から中学校がなくなってしまうけれども、いい中学校をつくりたいという目的のもとで、しかも合併特例債を使ってということなので、一番農振除外という手続を急いでいるわけです。そのための個別の具体化した、具体化を急いだ事業なんです。ですから別々にこれは申請していく、農振除外という手続については。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 別に私、農振除外のことを聞いているわけじゃないんだから、都市計画法についてどうなのかと聞いているんだから、あなた方の見解はわかりました。文教ガーデンシティ構想で、構想じゃなくて具体的に絵が描かれてくると、これは既に市長が文教ガーデンシティ構想の中で政治的な考え方として、これは一体のものですと。だから、文教じゃありませんと、ガーデンシティですという話をしていた。今聞くと、それぞれですと。そうすると、私が判断するのは、文教ガーデンシティ構想は計画になったときに、じゃ、文教ガーデンシティ計画のエリアはどこですかとなると、12ヘクタールじゃないですか。個別じゃないですよ。だから、そのところは個別じゃないですよ、これは。12ヘクタールの開発計画をどうするのかと、そうするとどんな問題が出てくるかと、開発のその学校だけが例えば先行したとします。そうすると、そこにおける雨が降ったときの流入とか、その水をどういうふうに関りに被害が起きないようにするのかと、その中だけでわざわざお金を出して、調整池が必要かどうかと考えるというやり方になっちゃうんです。個々に、個々にその都市計画法の許可基準を一つ一つ見直していく、全体がどうなっているのかよくわからない。でも、やりますよということはよくわかりました。

次に、具体的なところがなかったもので、私はこういうふうに関きました。住宅地やこども園などが可能にする法的根拠を示してくださいと、それは今度、方法を具体的にクリアすれば可能ですよということらしきお話をしていたんですけども、御存じのように、これがまた農地法との、開発の前の段階です。青地というのは、極めて厳しい規制がある。それは、日本が農業によって食料をちゃんと確保しましょうよという政策を、国の全体の政策として曲がりなりにも保っているから、だんだんおかしくなっているんだけど、僕からすると、都市をどんどん切り離すようななんだけれども、法律的にはそういうことです。農業国です。だから農業地における農振法があって、農業地区内いわゆる青地、農業をしましょうよといったところの土地は、例えば自分の息子がその青地のところ、田んぼのところに住みたいよと言ったって、ほかに土地があるならばだめよと蹴られちゃうんですよ。極めて厳しいというんじゃないで、農業を大事にしたいからこそ、守りたいからこそこういう農振法

というのがあって、農振の除外規定があります。御存じのように、第13条にあります、そのところが。そうすると、そこに幾つかの項目がありますけれども、1つ聞きます。

こういうことです。農振除外の5要件があって、1つお尋ねします。こども園ができるのか、住宅ができるのか、ここをクリアできるんですかということでお尋ねします。農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、このときはここは必要だよと、ただし、農用地区以外いわゆる、あの12ヘクタール以外のところに土地があるならば、代替することができるならば、これはだめですよという規定があるんです。極めて厳しい規定がある、農振法に、農業を守るという意味で。そうすると、この法律に照らして住宅地とかこども園できますか。方法論の問題でない。法的な根拠を聞かせてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 議員御指摘ございましたように、農振法の除外要件、確かにハードルが高い、一般的にはハードルが高いとされておりますが、中学校やこども園や公園については、非常に公共性が高いと考えられますので、許可見込みはあるのではないかと考えております。住宅に関しましても、今さまざまな手法を検討しているところでして、どういった方法が市に最も適しているのかを検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。手法じゃなくて、やり方じゃなくて、私が聞いているのは、法的にクリアできるのは何ですかということです。法治国家なんだから、できないものをできるようにするというのは、これ無理ですね。今言った農振法の5つの要件の中の1つ、ほかに住宅地が求められるということがないということを証明しない限り、あそこに住宅できないです。どうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 法の解釈ということで、その5要件、今御指摘のあった代替性ですね、そういったことについて、今、許可見込みがあるのではないかとということで、解釈、これはちょっと解釈の関係で、県と調整が必要になってくるのではないかと思いますので、県を初めとしたさまざまな機関と調整、今後進めてまいりたいと考えております。

〔「しっかり答弁してくださいよ」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 再質問、木村建一議員。

○16番（木村建一君） 時間がなくなりました。先ほどの小長谷議員とのやりとりの中で、地域再生計画が出ましたから一言述べておきます。全部読みました。地域再生計画に基づく、その大もとになる地域再生法、その中で今農振のところを出た、農用地区の変更の特例というのがあつたんです。この地域再生法に基づいていくなれば、いわゆる今言った農振除外は、この規定は、農振法の規定はこれはいいですよという法律なんです、ここは。じゃ、許され

るのか。そこはどっこいです。ここにつくるのは、当然計画をこちらで地域再生計画をつくられているんでしょうから、おわかりかなと思うんですけども、法的な事細かなことは別にしても、この中に、地域再生法の中に集落福祉等施設とあるんですね、言葉が。この中にずっと見て、もう時間がないから、やめるけど、住宅地はないです。あくまでも農業関係にするものしか該当しない。さらに、また別の言葉がありまして、地域農林水産業振興施設というのがあるんです、この法律の中を見ると。この今言った農業水産振興施設は何か、どんなものかといって、ずっと読んでも全てがあくまでも農業に関係する施設しかできません。地域再生法を幾ら読んだって、住宅地ができるということは一つもない。したがって、法的根拠、その解釈の問題じゃなくて、あなた方、もう先ほど言った12ヘクタールの全部の土地のその造成計画を持つというんだから、そのできますという、可能ですと、住宅地もできますということができない限り、この予算はストップすべきだと思いますが、いかがですか。法的根拠がなくて進めちゃだめです、この造成計画の委託というか、6月にやりたいというの。いかがですか、根拠も含めて示してください。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） ちょっとお待ちください。今、二度ほど注意しましたけれども、また傍聴席から発言がありましたけれども、三たび注意しました。今後、また注意を聞いていただけないようなら退場を命じますので、これは法的根拠がありますので、よろしく願います。

では、答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御指摘ございました地域再生法の特例措置です。御指摘のとおり、地域再生法では地域経済の活性化を目的として、一般の法規制に係るものについて特例措置を設けている場合も見受けられまして、それが、今、議員の御指摘だと当てはまらないということだったんですけども、すみません、こちらのほうでもまだしっかり検討していないところなので、こういった地域再生法の特例が文教ガーデンシティ構想に当てはまるかどうか、有利になるかどうか、そういったことも含めてこれから検討していきたいと考えております。

また、住宅地に関しましても、公共性があるような開発手法というのは幾つか考えられると思いますので、PFI等も活用した公共性のあるような開発手法の検討を今後行っていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

○16番（木村建一君） 次に進んでください。

○議長（杉山 誠君） それでは、3番目の項目について答弁を求めます。

市長。

〔「教育長」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 通告がありますので、一応。

〔「どちらでも結構です」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、教育長、お願いします。

○教育長（西井伸美君） それでは、木村議員の2-3、新中学校の特徴と思える教科教室は他の学校が羨む教育ですかの、まず①についてお答えします。

教科教室が生徒たちの人間形成にどのような影響をもたらすのか、教育学的に検証されていますかという御質問ですが、教科教室が生徒たちの人間形成にどのような影響をもたらすのか、教育学的には、それらの成果は教育学的に実質的なデータはございません。しかし、これまでの全国各地での導入校の成果を伺いますと、生活の場であるホームルームと学習の場である教科教室を区分することにより、生徒にとっては教科に集中し、自主的に取り組む姿勢が見られるというような話は伺っており、新中学校でも伊豆市が目指す主体的に学ぶ意欲の向上と確かな学力の定着を図れるものと考えております。

今後は、開校に向けて、議員御指摘を受け、教師、生徒それぞれによりよい教育環境の一環として教科教室型が運営され、成果が上げられるよう調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、続いて2つ目の保護者や教師は、教科教室を理解、賛同していますかについてお答えします。

保護者の方々につきましては、昨年度、こども園、小中学校の説明会において教科教室型の考え方を御説明いたしました。保護者から、教科教室のみならず、新中学校へのさまざまな御意見をいただき、こうした意見を踏まえて、現在、校舎の配置や運営についての課題を整理しております。議会等でも御指摘をいただいております保護者の方々への説明を行い、教科型教室のよさについて御理解をいただけるよう今後も努めてまいります。

教科教室型教育につきましては、これまでも先進地視察や専門家の方々の意見を踏まえ検討を重ね、校舎配置を含めた概要について、本年5月より修善寺、中伊豆、天城の各中学校の先生方に基本方針や配置案の説明と意見交換を実施し、大方の先生方からは教科教室型教育について御理解をいただいたものと考えております。

今後も引き続き、保護者の方々への説明会を開催し、理解をしていただくよう努めてまいります。また、教科別の先生方による検討会を開催し、幅広く意見を伺いながら、教科教室型教育の具体的な運営について協議してまいります。

次に、3-③部活は学校教育の一環ですかについてお答えします。

部活動の位置づけについて規定する法令には、学校教育法に基づいて文部科学省で策定される中学校学習指導要領があり、その第1章総則の中に次のような規定があります。

生徒の自主的・自発的な参画により行われる部活動については、文化やスポーツ及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意することとなっております。このことから、

部活動については学校教育の一環であると考えております。

4つ目の教育委員会が目指す新中学校のグランドデザインと学校施設の配置との関連はありますかについてお答えします。

伊豆市では、昨年度、伊豆市教育大綱を策定し、「人づくりはまちづくり」の基本的な考えのもと、伊豆市の教育振興のあるべき姿を定めました。各学校が行っている教育活動等については、中・長期的な視野に立った学校の将来像を描くとともに、実現に向けて、今取り組まなければならない課題等を明確にすることが必要とされております。

日ごろの教育活動と運営活動の成果と課題、児童生徒の様子、保護者・地域住民の要望や意見などをもとに、学校の将来像を描き、その実現に向けての課題を整理し、取り組むべきことを明確にしたものが学校のグランドデザインであります。学校グランドデザインは、教育課程等のよりどころでもあるとともに、みずからの教育活動、その他の学校運営にとってももととなるものです。グランドデザインは、各学校で策定され、掲載する主な項目は、中・長期的な目で見た育てたい児童生徒の姿、それから教育目標、その目標を達成するための単年度ごとの重点事項、児童生徒・地域の実態から重点的に取り組む教育活動等の課題、その課題に対して目指す具体的な児童生徒と教職員の姿などが盛り込まれております。

新中学校の施設配置は、市民や保護者から出された意見と市の新中学校建設に向けた考え方を踏まえ、論点を絞って総合教育会議や教育委員会で検討してまいりました。今後、策定されるグランドデザインを実現するために、柔軟な対応が可能となる施設の整備や配置を検討してまいります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 教科教室が主体的に学べる、いろいろ検証されてはいないんだけど成果があるということを言いましたが、何を調べて成果があるから取り入れると判断したんですか、お願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今までに視察に行ったりして、このような話を伺ってきたと聞いております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 時間がないから、教育長、考えてください。全国でちょっと数年前だけでも、この教科教室をやっている学校というのは、0.003%です。ゼロです、ほとんどゼロ。本当にすばらしいんだったら、もっと広まるはずですが、この何年か前からやっているのに。

それから、次、理解していますか。住民自治からいくと、市民とかそれから学校教育に携わっている先生がいかにこれを理解しているかと、賛同を得ているか、すごく大事。今の話ですと、どういうこと、説明会を保護者に開きました。理解をいただけるように進めています。先生については、理解をいただいたものと判断しておりますと、主観的判断ですね。本当になるほどこれによって教科教室が最先端の教育を受けられますということで、皆さんにお知らせしますよね。できますか。保護者の理解ないのにどうするか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 詳しい教科教室型の学校ということについて、まだ全体的に保護者の方に説明が僕も行き届いていないと思っています。理解をしてもらうために、この後、今後説明会を、特に平成32年にできるであろうとするならば、関係があるであろう保護者等を中心にしながらも、保護者等にこの教科教室型のよさについて説明をしていきたい。また、先生方についても、今、進行中ではあるんですが、今後、夏休み等を利用して教科ごとに先生方に集まっていただいて、それぞれのよさについて再検討してもらう機会も設けたいと考えているところであります。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） それではお尋ねします。

皆さんの意見を聞きたいということですね、教科教室の。それじゃ、4月1日付で新中学校実施基本設計業務委託です。実施設計の業務委託、6月に予定です。新中学校、仮称における校舎、体育館新築及び屋外運動施設等の実施設計業務を委託している。委託しようとして9,720万円、もう図面できているんです。その上に基づいて、何の意見を聞くんですか。こうなりますという説明だけじゃないですか。これじゃ、もし今言った理解が本当に真摯に思っているんだっただらば、この入札はストップすべきではありませんか。そうしないと、教科教室、皆さんわかんないのに実施設計頼むんですか、業者に。おかしいですよ、どうですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今まで全くその説明がされてこなかったということではないので、そこは進めさせていただきたいと考えているわけですが、じゃ、十分だったかということについては、まだまだ足りないということなので、説明を今後についてもさせて、このよさをぜひわかってもらいたいと考えているところです。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） したがって、教育委員会が考えた考え方を御披露しますと。あなた方の意見を聞くだけですと、今までのパターンですよ、ずっと。今言ったじゃないか、教育長は。理解をいただけるように進めていますということは、理解をまだしていませんよとい

う、別に何も説明していないと言うんじゃない。大事なことは、教師も含めて、ああ、なるほど、教科教室をやれば、うちの子は新しい学校に行ったらちゃんと学べるねという環境づくりができていくかどうかということでしょう。

次に、進みます。後でまたやりますから、これは、極めて矛盾しているんです。

すみません、次お願いします。

○議長（杉山 誠君） それでは、4番目の質問について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 天城支所の件については、これは段階がございまして、最初は3年前だったと思います。私が市山区に伺って、来る皆さんに対するタウンミーティングを行わせていただきました。その時点では、やはり伊豆市民の要望の強い働く場所、それからより多くのお客様に来ていただける場所、こういったものを実現するためには天城支所を活用させていただきたいということでお話を申し上げました。その次の年も市山には伺って、同じ説明を申し上げております。これが第1段階。

2つ目が、教育委員会のほうに、天城温泉プールと改善センターが耐震強度がないので、極めて老朽化が進んでいて、この2施設については廃止すべきだという提言が教育委員会のほうになされました。これが第2段階です。

そうすると、市長としては、近い将来、今の天城支所の保健センターと天城支所をどうするか、ラスクの部分、ここをどうするかを考えなければいけないということがあるわけです。それまでの段階では、まだラスクの拡張というものは考えておりませんでした。そして、その2つの段階を経た後、実は東京ラスクのほうが非常にこの工場が拡張する場所がなくて困っているという話を、私はつい最近実は耳にしたのですが、そうすると、こちらとしては、働く場、お客様に来ていただける場をつくりたい。向こうは工場を拡張したいということで、これが第3段階目です。

このような規模の工場と大きな製造業の工場は、多少は違うかもしれませんが、こういった生産、やっぱりこれもあれですから、ある意味、お菓子の製造業ですから、こういったものを地方が誘致するためには条件が大体一般論として3つあって、立地条件が非常に競争力があるところ、あるいは雇用を確保できるところ、つまり人口が多いところです。あるいは社長が出身者、大体企業誘致の資料を読むとこういった条件になるわけです。そうすると、私としては、ああ、これは地元出身の社長さんが地元で工場を倍増したいというものと、こちらで天城支所を活用して雇用の場と交流の場をつくりたいというのと一致しましたので、今、地元の皆さんに改めてここについては1年を前倒しさせていただきたい、このような3つのステップで変えさせていただいた部分もございまして。

〔「商工会に頼みませんでしたか」というところ〕という人あり〕

○議長（杉山 誠君） 移転費用の概算と、具体的な項目で質問が出ていますので。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、2点目と3点目について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、会議室と保健センターの移転とその費用ということでございますが、天城支所の移転スケジュール、先ほど市長が申しましたとおり、東京ラスクからの強い御要望があったということで、1年前倒しをして移転したいと考えております。そこにつきましては、旧湯ヶ島小学校と旧湯ヶ島幼稚園の活用もあわせて、現在、関係各課で利活用について検討しているところです。早急にこの費用につきましても、今、各それぞれの部署で見積もりをするように依頼しているところでございます。若干、旧湯ヶ島小学校に支所を移転するときの経費については、前も木村議員のほうに2億円から3億円程度ではないかというようなお答えをさせていただいておりますが、そのときには旧湯ヶ島小学校を活用するというところでございましたので、今回、湯ヶ島幼稚園も含めた利活用ということで、当初お答えした経費よりも削減できるのではないかというふうに見込んでおります。

3点目の商工会の商業利用の提案についてでございますが、商工会と商業利用について協議した経緯はございます。ただ、施設の改修費用や運営費の負担などで話が折り合いがつかなかったということで、合意には至っていないという経緯はございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） これも住民の意向に沿ってやるというのは、我々議員もそうだし、市長、職員の方もそうですよね。委託を受けているんだから、我々。そうすると、今、ラスクの関係で3段階言われましたが、平成26年7月16日に、旧湯ヶ島小学校区の地区懇談で市長はこのように述べています。今言った、ここは純粋に民間企業の方がビジネスに使ってもらうことは十分可能ではないかということなんです。ただ、そこではラスクという話が出ていない。

そこでお尋ねします。前の3月議会でこのラスクの話が出たんですね。ラスクが初めて出た。そうすると、だから、天城支所の建物をラスクにというところは、それは市長の考えでしようけれども、後継施設をどうするのかということは、これは市長は方針を出してもいいけれども、待ってもらっているということは一体全体何なのかな、私は不思議でしょうがない。教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも思考過程がちょっと段階を踏んでまいりました。当初は、天城支所を民間企業に活用していただくときには、必ずしも売却先つまり所有権を移す先が東京ラスクとは限らなくてもいいのではないかと。ほかのところを買っていただいて、ラスクさんが借りることだってあるかもしれないし、そこはある程度オープンで考えていたけれども、

しかし、あの下田方向と湯ヶ島温泉方向との交差点である、あの場所というのは、商業施設としては非常に魅力があるだろうと、天城北道路の完成を見込めばですね。そのようなことで、あのときには、私は実は東京ラスク限定では考えておりませんでした。

ただ、今は、工場の拡張を急いでおられているということと、我々がなるべく早く湯ヶ島ににぎわいを戻したいということと、今ここは方向が一致しておりますので、現時点ではラスクの工場拡張を視野に入れて、今1年前倒しをお願いしているところです。

○議長（杉山 誠君） 木村建一議員。

○16番（木村建一君） 繰り返しますけれども、じゃ、東京ラスクに貸すとまだ議決も何もしていないんだから、ただ、市長が思っているだけだから、でも、動くんですよ。動くというか根拠があるから、東京ラスクに貸すか売るかするから、それは市民が合意のもとですか。

それから、もう一つは、みんな言っているのは、2億円か3億円と総務部長が言われたけれども、東京ラスクに貸すがために、我々の税金を、財政が厳しい厳しいと言っているんだけれども、何で2億円、3億円出すんですかと。反対というんではないです。その合意が出ていない中で、東京ラスクに貸す、我々の財政が厳しいと言っている中でまたお金を出すんですか。なぜですかという疑問が出ています。どういうふうに答えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、当然市民合意ということでございますが、昨年来、湯ヶ島小学校へ移転するというを前提にお話し、説明、各区長さん、団体の方々と協議をさせていただきました。ただ、ここに来て、湯ヶ島幼稚園も含めた利活用ということで、今、急遽、具体的な配置の検討をしております。こちらの構想が決まり次第、早急に当然平成28年2月にも旧湯ヶ島小学校へ移転ということを前提に、市民の方への説明をさせていただいておりますので、変更の案が固まり次第、早急にこの1年前倒しについての説明はさせていただきます。

2億円、3億円かけてなぜかということでございますが、当初、財政状況のこともありながら、伊豆市全体、ここのエリアでいえば天城支所や天城会館、湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園、営林署跡地等々、公共施設がございます。当然市全体としてもその公共施設の再配置や民間の活力、民間による利活用、いろいろ検討していかなければならないところで、既に2つの小学校、幼稚園の施設があるということも踏まえまして、その地区の拠点として小学校、幼稚園を活用していきたいということで、昨年度概算ですが、2億円、3億円ということを申しました。

ただ、先ほど申しましたように、今回、幼稚園の活用も考えておりますので、そうしますと、その移転費用はそこまではかからないのではないかなということですが、実際今いろいろ見積もりして概算の費用は出し直している最中でございますので、経費については御理解いただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） あと8秒ですので、簡潔にお願いします。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そもそも論が抜けているということです。なぜ支所を移動しなくちゃならないということは何も話さないで、会館と湯ヶ島小学校2つでなぜ選択するのか、そこから出発させているんだから、だめですね、そういうやり方というのは民主主義じゃないです。

以上、終わります。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の質問を終わります。

ここで議事の都合により昼の休憩といたします。

再開を12時45分からといたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後0時44分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（杉山 誠君） 次に、3番、小長谷朗夫議員。

〔3番 小長谷朗夫君登壇〕

○3番（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

穏やかに進めたいと思います。人というのは、だんだん頭に血が上がってくると語気が荒くなります。常に沈着冷静、穏やかにいきたいと思います。

大きく3点について御質問をさせていただきます。

その1番目として、多分、今回は文教ガーデンシティについて、先ほど来から質問があったわけですが、法的根拠だとか、またはそれに伴う事務作業、事務手続についてはその方々がきつとやるんだろうなという推察をしまして、私は、より市民に寄り添った形で文教ガーデンシティ構想の市民の関心度はというところで、そこに的を当てて御質問をさせていただきます。そして、そのよりどころとなるのは、さきのやはり市長選挙じゃなかったのかなと、そんなふうに考えまして質問させていただきます。

通告書の5行は省略します。さきに行われました市長選と市長選の中の最重要課題として提案されている、争点にもなっていた文教ガーデンシティ構想との関係についてお伺いをいたします。

①として、今回の投票率50.20%を総括的にどう評価なさいましたか。

そして、50.20%が仮に選挙前の予想以上に低い、もし仮に投票率だったとしたら、②として何が原因だと考えていますか。

これは③に、ここからが一番の核心になるわけですが、投票率を考えたとき、争点である文教ガーデンシティ構想は、市民の目にはどう映っていたと考えますか。

なおかつ④としまして、文教ガーデンシティ構想を進めるに当たって、今後どのような策を考えていくのか、市長にお伺いします。

2つ目に、これについては長い間、学校現場にお世話になった経験と体験の中からお伺いを教育長にします。新中学校の学校運営と施設設備及び施設配置についてお伺いをいたします。

教育長に就任して1カ月余がたちます。いろいろな分野、領域について、時には職員からレクチャーを受けることもまだあるかと思えます。さて、そこで教育長に伺いますが、①今まで第三者的に教育長に就任する前に眺めていた伊豆市の教育をどのように理解していましたか。これは、所信表明に近いものでも結構ですので、述べてみてください。

②に、教育長として、今後、教育行政を推進していくわけですが、最も大切にしていこうと考えてきたらお聞かせください。

③に、ここからが施設に入るわけですが、示していただいた施設に市民の声が反映されている箇所があったら、教えていただきたいと思えます。

次に、④新中学校統合の目玉である教科センター方式、要するに今話題となっている教科型教室の教室配置と教育方法をどう考えますか。これについては、先ほど木村議員の質問にもありましたが、あえてもう一度お尋ねします。

それから、⑤としまして、音と光と砂が及ぼす、要するに学校施設からこういうものが出ていくわけですが、その影響と対策について伺います。

それから、最後に、⑥北からグラウンド、体育館、校舎と並べてある理由についてお伺いいたします。何か意図的であったら教えていただきたいと思えます。

最後に、同じく教育長にお伺いします。3つ目として、土肥小中に設置予定の放課後児童クラブ、いわゆる「といっこくらぶ」の運営は、私は絶好のチャンスだと考えております。平成30年4月の開校を目指し、平成28年度、平成29年度の2カ年にわたって大改修が行われます。その工事の中でC棟、要するにプール棟の改修では、現在ある土肥支所5階から中学校校舎内に放課後児童クラブ、いわゆる学童が設けられる予定であります。完成後の様子はまだ絵に描けません、あとの間、2年間あります。時間がたっぷりあります。ぜひ2年かけて新しい学童の運営方法を模索してみませんかということで、教育長に伺います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 文教ガーデンシティ構想についてお答え申し上げます。

投票率50.20%、大変に低い数字で、伊豆市が始まって市長選挙としては最も低かったと

思います。ただ、うちの選挙対策本部の中ではもっと低い数字を予想していました。私は、当事者ですから実はわからないのですが、私のところの幹部は45%で菊地は1万票を当然とれない。5%減れば1,000票減りますから、それくらいの数字を見ていたようです。そこで、私も最後の1日、2日は、ほとんどもう菊地の名前はいいから、選挙に行ってくださいというような、うぐいす嬢さんにもお願いしたくらい、50%を切ることを心配していました。したがって、大変に低い数字ではあったけれども、何とかぎりぎり50%と1万票まではいったのかなという印象を持っております。

そして、その原因と3つ目は、これは私の中では②と③が多少関連してくるのですが、私は候補者ですから、当然支持してくれる方々との話が多くなります。その中では、いや、投票は行かないとか、いや、大丈夫だよという声はあったのですが、当然それだけではない。実際にこの選挙が終わってみると、にわか文教ガーデンシティ反対という方々が非常に声を出してこられて、その中のお話を実際に市民説明会で伺うと、選挙より前に調査をし、検討を始められている。そうすると、市長選挙に出て争点にされたことは可能だったはずなのに、そういった方は出なかったわけですから、そうすると投票率が低かった理由、その争点と言いながら、ああいった選挙になった理由というのは、ちょっと私では推測できない、いろいろな多様な理由があるのではないのかということを感じているところです。

それから、今後、文教ガーデンシティ構想を進めるにはということなんですが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、12ヘクタールのうち住宅地で今予定しているところが1.75ヘクタール、2ヘクタール弱で、面積的にはほとんど子育てと教育環境で、90億円と現時点で見積もっておりますが、約50億円が中学校で、これにこども園、公園を足すと、実はこの事業の大半は教育と子育てなんです。これをもって、これを強化することをもって、住むところのブランドにしたい。なぜならば、我々は産業はそこそこ頑張っている。とにかく人口の流出がとまらない、出生数の低下がとまらないということが判断基準になるわけですね。

さて、そこです。どのような選挙でも教育が大きな争点になることはありません。予算も御存じのとおり、先進国の中では非常に国費の中の教育予算というのは低い。しかし、私は、あらゆる政策の中で一番大切なのはやはり教育だと思いますし、きのうかおとといの新聞にも出ていましたけれども、経営においても、事業を残す、会社を残すよりも人を残せということは、これいろいろな名経営者が言っておられる。それなのに、なぜ我々は政治の世界において、行政の世界において、これほど教育が重視されないんだろうかということ私を非常に危惧をしております。

私どもは、初日に申し上げましたとおり、今であれば、新しい学校を合併特例債を使ってつくることができる最後のチャンスに今直面しているわけです。教科教室型校舎というのは、校長先生も2人でどこだったかな、兵庫県のどこかを視察されたそうです。うちの職員が一緒に行かなかったようですが、それから私が田方郡では知り合いの先生方がいっぱいいます

から、本当にこのままできるのであれば、それは数学の環境の中、理科の環境の中で授業を受けるわけですから、これはいいけれども、やっぱりお金がかかるんですね、この校舎は。ですから、合併特例債という財源がなかったら、私も多分ここまで校舎に予算をつける勇氣というのは出なかったんだろうと思います。そういったこのチャンスの中で、余りふだんは政策の重要課題に上がってこない教育を私は最重視すべきだと思うのですが、将来を見据えてしっかり市民の代表である議会の皆さんには御理解をいただいて御支援を賜りたい。そして、20年後にあの事業はよかったな、いい事業だったなと思っていただけるような事業に発展をさせたいと思っているんです。

なぜならば、今のゼロ歳児主権者なんです。その今のゼロ歳児主権者が皆さんと同じように意見を言える、声を出せるのは20年後なんですね。その20年間というのは、我々が責任を持っているわけです、ゼロ歳から19歳までの市民に対して。その判断をぜひ、私は私でこれからも意見は言わせていただきますので、皆さんとはしっかりそれぞれの立場で意見を交わして、もし改善すべき点があれば、よりよいものにうまく改善をして、そしてこの事業を何としても実現させていきたい、そのように考えております。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 質問させていただきました。それで、①から④までまとめて、今、市長から御答弁があったわけですが、聞いていまして、市長選挙でいくと過去最低の数字だったということで、それはもう当然数字が示しているわけですから、そのとおりだと思います。ちなみに1期目のときの市長の初めてデビューしたときは70.82%あったわけです。それが今度は2期目のときに63.68%、3期目に50.20%、それから市長の選対の方々の評価は45%ぐらいだろうという予想をしたと、そういう数字ですから50.20%、約過半数をちょっとですけれども、オーバーしたということはまあまあというところなんでしょうか。

ここで私が一番言いたいこと、聞きたいことのものは何かというと、要するに選挙に行かなかった人、要するに算数の引き算すると、当日の有効投票者数から行った方を引いたときに、1万3,000人ぐらいいるわけですね、選挙に行かなかった人が市民の中で。そして、市長が信任を受けた数字、要するに1万132票、それから対立候補の方の3,120票、ここで選挙に行った方は文教ガーデンシティに対して何らかの関心を持ってやっぱり行かれたと思うんです。だから信任されたと思うんです。だけれども、この合計と同じぐらいの人数で選挙に行かなかった人がいるわけです。こういう人に文教ガーデンシティの何たるやも何も策を講じないで、今後このまま行ったほうがいいのか、またまたそこで何か講じていただきたいということが私の一番の言いたいところなんです、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも以前、議会でも申し上げましたとおり、もちろん中学校統合と

いうことをきっかけに、この事業全体をプロジェクト開始しつつあるわけですがけれども、この8年間そしてその前、私が1年間一生懸命市内を回っていたところを合わせると9年余り、いろいろな方の話を伺っているわけです。その中でやはり働く場所がない、学校が子供が少ない、通学にお金がかかる、そんないろいろな声、その中に場所のいいところの農地は転用できないとか、都市計画を何とかできないとか、いろいろなものを多数のその変数があるわけです。それを連立方程式で解く作業を毎回毎回しているわけです。そうすると、この新しい中学校建設にあわせてこういった事業を組むことは、そういった市民の皆さんの認識しておられる大きな課題、重要な課題、難しい課題を解くには、このプロジェクトは最適だろうという判断をしたわけです。何も総合政策課をつくり、戦略課をつくり、そこでわかにかに出してきたものではないんです。

したがって、当然こういったことに反対であれば、大きな数の市民の皆さんが行って反対、私ではないほうに投じられたと思うのですが、選挙以外にも我々は常に市民の皆さんの話を伺っているわけであって、その方向というものはもちろん個々にはいろいろあるでしょう。住宅地はすべきではないとか、修善寺だけではだめだとか、いろいろな御意見はありますが、この方向というものは、私が9年をかけて市民の皆さんから伺ってきた方向に合っていると私は認識をしておりますので、もちろん改善すべきところは率直に改善をいたしますけれども、方向としては正しいのだろうと判断をしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ちょっとまた選挙の行く行かないの、要するに投票率を上げるというところでちょっとまた話をしたいんですが、たまたまきょうの日日新聞ですか、18歳になる高校生、要するに土肥高校と伊豆総合の関係の記事が載っておりました。安心したのは、6割以上の要するに生徒さんが選挙に行きますよと、これはいいことですね。ただ、昨日ある民放のテレビを見ていて、渋谷の駅前でその同じ世代に聞いたら、92人に聞きました。41人は行くんだけど、51人は行かねえと言っているんです。もうはっきり、あれはどういうもんかなと僕は思うんですが、いずれにしても、この私たち伊豆市管内では、少なくとも今度新しく選挙権を持つ高校生が6割以上は行きますと。ただ、その18歳に下げられたということについてどうですかということで、3つ載っていましたね。1つが、要は魅力がねえということなんです。

そこで、これは国政の関係ですから市ではありません。そういう話が載っていました。その中で、ぜひ私は、今回選挙のオリンピックとこの文教ガーデンシティは、少なくとも戦い方はいずれにしても争点になっていたわけですから、そして、しかも先ほど小長谷順二議員も言っていましたけれども、そこをさらっと通り過ぎたんですが、この前の所信表明の中で、私は、市長が本当に重要な言葉を述べているなということで改めて読んだときに感じたんです。要するにそれは何か、文教ガーデンシティの中核事業である文教ガーデンシティ構想は、

狩野川沿いの狩野の庄、いい言葉ですね、大見川沿いの大見の庄、そして修禅寺門前町を統合する。その次です。まさに歴史的事業と言っているんですね。だから、そういう思いがあるならば、歴史的事業であるならば、やはり選挙に来なかった人も含めて、今後もっともっと丁寧な説明を今後していく必要があるんじゃないかなと、そんなふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 基本的に中学校、こども園、公園に、私は多分たくさんの方の反対はないんだと思うんです。個人的に菊地は大嫌いだという意見も非常にたくさんありましたけれども、中を伺っていると、中伊豆、修善寺、天城湯ヶ島でやった中でやっぱり住宅地には反対の方は多かったようです。住宅地ができるのかということと、それと何で修善寺だけ人口をふやすんだということです。あれセットだったら、また違ったのかもかもしれませんけれども、そうすると、何もここだけで人口をふやそうとしているわけではありませんから、もう少し丁寧に、これはあくまでもこの中学校、実は後でいろいろな方に伺うと、昔は学校の周りというのはうるさいとかあった、都市部では幼稚園の周りうるさいとかあるようですよけれども、今、ある程度の地方の中核都市なんかでは、学校の近くが売れているんだそうで、住宅地なんかもですね。そうすると、もちろん立地競争力がありますから、今こういう構想をしているんですが、しかし、まだ利便性の高くて住宅地にできる場所はもちろん八幡や湯ヶ島や土肥も含めてありますので、そういったものはしっかり丁寧に市民の皆さんにお話をしながら、この中核部分であるところ、まさに将来に向けての投資というものは、しっかり御理解を深めていければと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ぜひそのように進めていきたいと思います。

私がこんな質問をしたもう一つのきっかけは、去る6月1日の静岡新聞の新聞のコラムにある記事が載っていたんですが、要するに文教ガーデンシティの関係に載っていて、その最後のところだけちょっと読ませていただきますが、文教ガーデンシティ構想について、全ての市民が納得するのは難しいかもしれない。これは当然のことだと思います。しかしながら、市には事業を進める限り、多くの方が期待して見守ることのできる状況をつくってくださいと。まさにこれが、先ほど話題にした市長が言う思いの中にある歴史的事業だと思うんです。歴史的事業をやはりそういう思いで当たっていただければということと、それから最後に、ちょっとこれは耳が痛いんですが、同時に、市議会は市の対応を厳しい目で審査する姿勢が求められるということで結ばれているんですが、そういうつもりできょう関心度はということやらせていただきました。1番の質問はこれで終わります。

○議長（杉山 誠君） それでは、2番の質問について答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、2つ目の新中学校の学校運営と施設設備及び施設配置についてお答えをします。

まず、最初に、①今まで第三者的に眺めていた伊豆市の教育をどのように理解していたかについてお答えします。

まさに私の思いだと思いますが、伊豆市の教育は、自然に囲まれたよい環境の中で、穏やかにのんびりと教育活動が営まれていると漠然と考えていました。また、人口減少、少子化対策としてよりよい教育環境づくりを目指し、学校再編についてさまざまな意見を踏まえ、進められていると認識しておりました。

就任後、1カ月ちょっとがたちました。まだ全ての学校ではありませんが、学校訪問をし授業を見たり、校長先生と話をする中で感じたことがあります。その1つは、子供たちの学ぶ姿勢がとてもいいということです。先生の話や友達の意見をしっかり聞く子供の姿が印象的でした。あえて言うなら、もう少し元気があってもよかったかなとも思いました。子供たちの学びの姿を見るうち、さらなる教員の授業力向上を図っていかねばならないという思いを持ちました。

2つ目は、不登校の子供や発達障害の子供もいるようですが、相談員や支援員が充実しており、その人たちが子供たちに寄り添っている姿を多く見かけました。伊豆市が教育に力を入れている一つのあらわれだと思っています。

次に、②教育長として、今後、教育行政を推進していくに当たり最も大切にしていきたい考えをということについてお答えします。

私は、現職のとき、教諭としても校長としても次のような夢を持ち、その実現を目指して教育に携わってきました。その夢とは、勉強が苦手な子が学び、わかる喜びを知り、生涯にわたり学び続けること、人とのかかわりが苦手な子が協力し、力を合わせる楽しさを知り、生涯にわたり人とのかかわりを大切にすること、スポーツの苦手な子が体を動かす爽やかさを知り、生涯にわたりスポーツを楽しむことです。

この思いは、教育長になった今も根底にあります。教育行政を推進するに当たりましては、この思いを基盤とし、地域を愛する心、生涯学び続ける意欲、健やかな心身、これらの育成を重点として取り組んでまいります。

また、当面は、土肥の小中一貫校と新中学校への統合を重点課題として、第二次伊豆市学校再編計画を推進し、伊豆市の教育振興に取り組んでまいりたいと考えております。

③の、計画している施設に市民の声が反映していますかについてお答えします。

市民の方々への説明や御意見の反映についてでございますが、昨年度は新中学校の計画概要について、地元地区はもとより市民、保護者への説明会、ワークショップの開催など、説明にあわせて御意見を伺う機会をいただき、御意見につきましては、現在検討中の施設計画に反映させていきたいと考えております。

御案内のとおり、新中学校につきましては、文教ガーデンシティの全体構想の中核施設として位置づけられ、過日、構想全体、新中学校の基本方針や今後の作業スケジュールを御説明し、現在も市民の方々より広く意見を伺っております。施設設備に当たりましては、市民や地元の説明会では、騒音や砂対策、交通対策について御要望を、児童生徒・保護者の説明会やアンケート結果では、冷暖房施設の設備、部活動の充実、質の高い教育、通学対策の御要望をいただきました。また、ワークショップでは、地域交流、魅力のある学校、防災拠点など御意見・御提案をいただき、新中学校建設基本構想へ盛り込むとともに設計に反映するよう努めてまいります。

続いて、④教科センター方式の教室配置と教育方法をどう考えますか、これについてですが、私の思いを、思いといいますか、話を、考えを聞いていただくわけですが、教科教室型というのは、僕が最初に聞いたときに、教科教室があって、ホームルームといわれる自分たちの生徒たちのよりどころとなる普通教室はないものだと思っていました。さっきの第三者的に聞いたときの意見ですが、それはだめだなというのが最初の感想でした。

ところが、話をいろいろ聞いたり、この立場になっていろいろ調べていきましたら、通称よくホームベースと呼ばれるようですが、そこの教室がある。若干小さく、普通教室よりも授業をやらない分は小さくなるかもしれませんが、ただし、そこで学級活動も道德教育も総合的な学習等、普通のそういう教科については行われるような広さにして、生徒たちの居場所というものを残し、さらに数学の教室の部屋、国語の部屋、社会の部屋、先ほど市長さんが言ってくれたので言いやすくなりましたが、これには予算が大分かかると思います。

でも、こういうものを新しい中学校でやろうということに関しては、僕はびっくりしました、教育長になってみて考えて。今まで私は数学の教員でした。でも、自分の数学の部屋があって、そこの数学の部屋をレイアウトして、今、図形の勉強をしているなら、定理1を習った、定理1が掲示されていて、そこに子供たちが通ってきて、ある意味では、僕の部屋で僕の数学の部屋で子供たちが学びに来て、そこで授業をやる。そんな発想を持ったこともございませんでした。やれたらいいな、社会科教室、最近、昔は皆さん方のころ、僕のころはよくありましたが、年表が後ろに張ってあり、前の左側には世界地図が張ってあり、でも、今現在ありません。もっとほかの学級活動のほうに力を入れているものですから、全くないわけではありませんでした、回ってみましたら。でも、社会科教室があれば、歴史を勉強しているときでも常にそういうものが掲示され、常にそこに立ち上って見ていかれる。こういう教科教室型の部屋、ある意味では、見方を変えればプラスアルファの部屋ができて、子供たちの意欲を育て、そこで教科力をつくろう、これは子供たちの学習意欲並びにそこに数学の先生3人なり4人なりが集まって、あの授業どうだったね、この授業どうだったね、そういう場所ができていければ、僕はそれがさらに子供たちにはね返っていく。とてもいい計画がなされていて、ぜひ推進させていただければありがたいなというふうに考えております。

それから、次に、⑤新中学校を取り巻く住宅地への音と光と砂が及ぼす影響と対策につい

てでございます。

まず、新中学校の音は、生徒の声、学校放送、チャイムなどが想定されます。主な建物は、南側への配置を計画していますので、市道側の住宅地の周辺住民への音の影響はそれでも少なくなるのではないかと思います。さらに御迷惑がかからないよう努めていきたいと考えています。

次に、新中学校による光の影響は、建物が建築されることによる日照の影響と思いますが、教室棟や体育館は南側に配置を計画していますので、市道側の住宅地の周辺住民への日照に関する大きな影響はないと思います。しかし、植栽木による影響も危惧しており、定期的な管理に努めていきます。

次に、グラウンドの砂の影響でございますが、南風、西風が強く、砂ぼこりが起きることが想定され、最大限の対策が必要と考えています。その対策として、砂ぼこりになりにくい土の使用、植栽、防砂ネット、スプリンクラーの4つの対策を検討しております。

それから、それぞれ現時点で想定される対策案であり、細かい内容等につきましては、この議会等でもお話がされていたところだと思いますが、今後も生じる課題に対しては解決に向け取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、⑥新しい施設の配置等の問題につきまして、新中学校の施設配置は、市民や保護者から出された意見と市の新中学校建設に向けた考え方を踏まえ、以下の6つの点を論点として総合教育会議や教育委員会で検討しました。

まず、1つ目として、新中学校建築の基本理念を具体化したデザインとして、基本理念に掲げた公園と狩野川と学校の一体性となる配置、また、子供たちが伸び伸び育つ環境、そういう配置について検討します。2つ目として、地域との交流の場の創出として、地域の方が利用しやすい施設配置、また駐車場の適正な配置について検討し、3つ目として、スポーツゾーンという考え方をもち、それを充実させる。そういう考えのもと、体育館、第1グラウンド、第2グラウンドを一つのまとまったスポーツゾーンの配置と捉え、部活動の充実が図られる施設の建築について検討し、4つ目として、生徒にとって思い出に残る中学校として、生徒の登下校時の利便性を重視すべき、またはそれより卒業後も景観や校舎が思い出に残る中学校になるための配置を重視すべきかを検討し、5つ目とし、周辺住宅地への配慮について、既存の住宅地、新規の住宅地における特にプライバシー、日照の点に配慮する配置、また砂ぼこり等の対策を踏まえたグラウンドの配置、そして生徒のバス、自家用車の乗降場所はどこが適正かなどを検討し、6つ目として、被災等の非常時の防災拠点としての機能として、防災拠点として災害復旧活動としての活用、広域避難所としてのグラウンドと体育館の関係を考慮した配置について検討など、論点を絞って施設の配置について検討を進めてきた結果、御案内のとおり、農地の南側から校舎、続いて体育館、第1グラウンド、道路を挟んで第2グラウンドの配置となりました。

学校の建築に当たっては、事業費や景観に配慮し、なるべく土地の形状を変えず、傾斜を

うまく活用した設計をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） ちょっと細かく幾つか質問させていただきますが、その前に、立場を変えて同じ土俵で仕事ができるということで、私は光榮に思っておりますので、そのつもりでやらさせていただきます。

それから、いろいろ細々と聞きました。それは、教育長の人柄だとか考え方だとか、それが私たち議員だって初めてのことでですからわからないわけですね。だけれども、幾つかお話しする材料を与えれば、ああ、西井教育長はこういう方なんだとか、こういう人なんだというのが理解できる場所があると思います。または、テレビで動画配信していますので、コンピューターで、だから家庭でもそれを見ることができ、新しく来た教育長さんのお人柄は、人間性は、ああ、なるほどと、そんなふうに思っている方が多いと思います。

それから、何よりも簡潔明瞭にお答えできるというのは、やっぱり教員上がりかなというのは、私は教員上がりですけれども余り上手じゃないんですが、話を聞いていてそういうふうに思いました。ぜひまねするところは、ほかの方もまねしてほしいなと思います。

ですから、①、②については、これは教育長さんの考え、教育長の考えですから、私はとやかく言うことじゃないんですが、特に②番に関しましては、今まで大事にしていたことがこういうことなんだということでお話があったと思います。②をなぜ聞いたかといいますと、実は人事案件の折に、各議員から質問がありました。そのときに市長は、私とその方向性が同じ、伊豆市が進もうとしている教育の方向性が同じですよというような趣旨の言葉を述べていました。ですから、そういうつもりで聞いたわけですが、多分その中の一つが先ほど教育長が述べたことじゃないのかなというふうに理解します。

では、③番からいきます。

示していただいた施設に、大概が市の何とか説明会もそうなんですが、教育委員会の何とか説明会もそうなんですが、必ず最後に、または冒頭に、皆さんの貴重な御意見を尊重して計画の中に云々というのは誰しも言うんです。ところが、実際ふたをあけたときに、その貴重な御意見が一体どこにあるのかと、なかったらいいんですよ。だけれども、もしあったならば、それを入れるということと、この3月末で基本設計が終わっていますね。それを教育委員会は精査した上で、今度実施設計のあれに6月から7月ごろ入りますということとを前回の議会では述べていただきました。ですから、基本設計の中でもその次のステップに進む場合に、いろいろあったんじゃないかと、手直しが。そして、ちょっとすみません、この話は教育長が冒頭に言った、32、これ大事な言葉なんです、平成32年にできるであろうと先ほど言ったんです。私もできた、それが実現したならばという仮定の話でしていますので、承知しててください。ということで、その辺があったかないか、お尋ねします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、ある程度の図面等は見て意見を本当にまさに聞いている最中で、特に市民からは、その施設云々よりも、やはり通学のことだとか部活動の内容だとかということに視点がっていますが、中学校の先生方が見て施設の中身等の御意見を聞いている最中の中で、やはりいろいろな、先生方はずっといろいろな学校を経験しておりますので、その中で、今度、施設の中身については御要望がいろいろございます。圧倒的に強いのは冷暖房の完備から始まってくるわけですが、例えば保健室は2つに区切って、ぐあいが悪い子が寝ている子と、けがしたからという子の仕切りをちゃんとしてくださいよとか、理科室はどうのというような声は聞いていて、これらはそれらの意見はまた次の設計の段階で生かしていきたいとは考えているところでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 現場の先生方の御意見を聞くということは非常に大事であると思うんです。それと同時に、やはり保護者、地域の方含めた市民の御意見を聞くことも今後必要になると思います。それから、要望として出てくるものというのは、ここに中学校ができませんよという、もう完璧に決まった後でのことですね。最初にそれがあって、賛成か反対かじゃなくて、もしそこで意思表示して意思決定したならば、その後のことじゃないかなと私なんかは思うわけですが、その辺をできるだけ多くの方から御意見を聞いて参考になさるといいんじゃないかなと思います。

その次、④にいきます。

ここでちょっと問題にしたのは、たくさんあるんですが、私1つだけにします、時間の関係で。それは何かと云ったら、この教科センター方式というのが、私の認識では何か突如として出てきたような認識があるんです。今まで長い間積み重ねてきて、新しい新中学校の場合の運営方法はこういう方法でやりますということじゃなくて、ある日突然とは言いませんが、突如と、だから僕は順序が逆じゃないかと思うんです。

要するにどういうことかということ、やはり教科センター方式の数少ない全国展開をしている中学校の調査研究があって、これは今度我が市につくる中学校にぴったしであると、これこそが伊豆市が求めているものだという事が出てきたらいいんだけど、後手になっていと思います。だから、教育長もまず多分初めてだと思うんです。私も初めてなんです。ですから、来月、福島県三春中学校へ行ってきて勉強させてもらいます。4つの中学校が一緒になって364人、ことしの4月1日現在、ちょっとうちが考えている数より少ないんですが、いずれにしても、わからないから見に行くわけですね。そして、また意見が出てくるわけです。だから、私は、何か逆になっているんじゃないかなというような気がしますが

も、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 私が今までの経過を見ていきますところの中に、まず大きな伊豆市の学校教育といいますか、新中学校をこんな中学校にしたいという構想は先にあったと思うんです。決して教科教室型が先であったわけではない。それはそれでいいと思うんです。それで構想の中に、当然子供たちの学習意欲の向上並びに学力の向上というのは、一番大きなテーマとして持っておられたし、そう書かれております。そして、そのテーマがあったときに、じゃ、そこからどういう学校にすればそれがかなえられるかというようなところへ、次の段階で踏んでいくんだと思うんです。その最中に、まちづくりという学識者を入れた話の中で、この教科教室型がという提案が1つあり、それを僕らも知りませんでしたから、そういう提案があったときに、想像として、皆さんきつと何だそれはということになって、そして検討された結果、最初の構想の学力の向上並びに学習意欲の向上ということとマッチするのではないかということから、この新しい学校の構想の中に教科教室型、ただし、お話しされたように大変お金はかかるし、教室も多く必要になってくるので、その辺はまた総合教育会議で教育委員会並びに市長との話の中から進められてきた、考えられてきたというふうに私は受けとめております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 実際を見ていませんので、私も何とも言いようがないんですが、ただ、実践校の資料を見ますと、例えばメリット、デメリットから始まりまして、ここに書かれているということは、教育長も十分御存じだと思うんですが、あえて教科センター方式にしなくたって、今の中学校で実践なさっていることだと思うんです。だけれども、それをあえてというのは、例えば国語科の教科室と例えば一つ例を挙げたときに、例えば社会科室というのは従前から社会科準備室があるんだから、社会科準備室とそれを合体させて、今学んでいる1年生の社会科教科室だったらその何か資料が掲示されていくと、何となくイメージがつくんだけど、つかないものもあるんですね、これ。一体どういう教室だ、ここはというのもあるんです。

いずれにしても、本当にこのことが50億円かけてやる中学校の運営方法かというのは、ぜひ研究なさっていただきたいと思います。何しろ巨費ですから、50億円という。ですから、ぜひそんなことでやっていただければと思います。

時間がないもので、次にいきます。

音と光と砂というのは、一つ確認します。中学校の、向こうは第2だから、こっち第1グラウンドと呼んでいいのかどうか、それはわからないですが、ナイター施設はつくんですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 基本計画の現時点ではナイターの設備は予定してございません。当然周辺の方々の御理解とか、そういったものが必要でございますが、当面、学校の部活それから平常時の市民利用、昼間の利用を想定しておりますので、現時点では計画してございません。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 意外と、音と光、光というのは、この光じゃない、本当は明かりなんです。ナイターの明かりも含めて、非常に問題なんです。その辺は教育長、十分御理解していると思います。それから体験の中でもそういうことはあったんじゃないかなと思います。ですから、このことについては、もうヨーイドンでスタートライン一緒に進む新住宅地で造成されて売るところと、従前からあったところとはちょっと多少違うんですが、少なくともそれを全部含めた方々と十分その辺は理解し合わない、何しろなりがでかいわけです、この学校は。なりがでかいということは、それだけいろいろなボリューム、明かりも多いということです。ぜひ気をつけていただいたほうが、私は注意していただいたほうがいいと思います。特にナイター施設は、私、ちょうど伊豆総合高校の谷を挟んで同じ高さに、グラウンドの高さのここに住んでいるんですが、まあ、これから高校野球の県の予算が始まるまでは大変ですよ。ナイターが消えるのが大体10時半ですから、早い人だともう寝ようというときですね。僕らまだそこまでいっていないから、ちょっとまだ起きていますけれども、そういう中でこうこうとついていて、これは子供のことで、私どもも何も言わないんですが、意外と問題なんです。

何よりも問題は、砂だと思うんです。これは新しくこういうことをしますよということについてのことは、なるべく飛びにくい砂を敷くといいましたね。これ以外は、どこの学校もやっていることです。それ以外にないかということなんです。ちょっと最後の質問と重なるんですが、その並びですね。その並びの、なぜこういう並びにしたか、ちょっと私疑問なんです。1つは、不審者対策等を含めた安心・安全ということについて、体育館を挟んでグラウンドが向こうだというのは、これ非常に危険な状態だと私は思います。私が校長だったら、本当にそこをもう毎時間のように巡回するぐらいの気持ちで回らないと、体育館がだ目隠しになっているわけでしょう。

それはもうこっちへ置いておいて、砂をちょっと。あの狩野川沿いの、こっちだ、狩野川ね、この狩野川沿いの学校でこの近辺の学校に修東小と修南小と修中がありますね。これ僕が今から言うのは後づけなんだけれども、ここへ勤めたことのある人は、必ずそれでよかったというんです。それ、一つは、当然カイヅカイブキを南側に植栽しています。風、要するに南の風よけです。その次に何が来ているかということ、グラウンドが来ているんです、修東

小も修南小も修中も。それで、その次に校舎なんです。これは小学校の場合は、太陽の光をさんさんと浴びて一生懸命遊びなさいと、校舎もいっぱい南の光を受けて、これが中学だって同じなだけども、そういう配慮なんです。それから、あと、土地の形態ももともとあったと思うんですが、そういう形態でやっているんです。

もう一つ大事なのは、校舎が要するに防風林になるんです。これは勤めた人じゃなきゃわかりません。私、修東小に8年連続して勤めました。8回だから冬を味わっているんです。南の風がすごいんですね。校舎あれは4階です、あそこは。これが後ろにある宅地に対して砂ぼこりを半減させているというのがあるんです。

だから、いろいろな意味で、グラウンド、体育館、校舎という、それから校舎が何で南北に並んでいるかと、これもわかりません。なぜ東西じゃないのかな。それは場所の関係の中で入りきれないよ、何とかだよということになっているのか、それはわかりません。いずれにしても、ここは答えは要りません。答弁要りませんが、要するに検討する余地はありますよということで、ぜひお考えなさっていただきたいなと思います。

じゃ、最後の3番いきます。

○議長（杉山 誠君） それでは、3番目の質問について答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは、3つ目の土肥地区小中一貫校内に開設予定の放課後児童クラブについて、それらの運営についてお答えします。

土肥の放課後児童クラブ「といっこくらぶ」は、御存じのとおり、土肥支所の5階を利用し、伊豆市社会福祉協議会に委託し運営されています。放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の2第2項に規定された社会福祉事業であり、保護者が労働等により昼間いない小学生へ放課後の生活の場を提供し、保育を行っています。といっこくらぶの定員は20名で、現在18名の利用があります。

今回の土肥の小中一貫校の開校により、校舎内にクラブの設置を計画しております。議員から御提案いただいた新たな運営方法につきましては、土肥小中一貫校設立準備委員会の中でも、今後、運営について検討してまいります。小学生・中学生や隣接する土肥高校、地域との連携等を検討してまいりたいと考えております。

また、この放課後児童クラブの子供たちだけではなくて、小中学校が一緒になるわけですから、小学生の放課後の活動ということにつきましても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 前向きな御答弁をいただいて、大変うれしく思います。少しまだ時間がありますので、ひもといていきたいんですが、教育長も御存じだと思うんですが、土肥

小中一貫校の建設については、今年度と来年度2カ年にわたってやって、平成30年4月1日には開校するわけですが、今年度40%の事業費ということで3億7,200万円ちよいのお金をかけているわけですね。それから来年度債務負担にもあります、残りの60%ということで5億2,200万円ちよいのお金をかけて、合計8億9,000万円余のお金を土肥小中開校に当たってかけるわけですね。これだけの巨費をやはりかけていったときに、従来と同じような運営方法をしていたら、私は何のための、1つは、小中学校にかけているんだけれども、そこへ附属施設として入っていくわけじゃないですか。それを見逃すわけにはいかないというのが私の考えなんです。

要するに、どういうことかということ、例えば土肥小中ができました。その中に学童もできました。そして、あそこを土肥小中ができた暁には、道を挟んで向こうにこども園、川を挟んでこっちに高校、いわゆる幼・保・小・中・高、私が想像する文教町なんですね、これが。まさに土肥地区の方々は、私は、そういう意味では非常にやりがいがある。それから、今後、開校される土肥小中の先生方もやりがいがある環境じゃないかなと思います。

ですから、先ほど来、新しい中学校のことで質問させていただきましたけれども、ネットワーク型&コンパクトタウンという、その構想の中で各地域にも拠点をつくる、拠点を形成する社会インフラ公共物は何かといったら、やはり小中一貫校も僕はそこに入っていくと思うんです。だから、そういう意味では、土肥地区の方々はすばらしいかなと思います。

そういうことで、ぜひ今後調査研究をしてほしいんですが、実は同じ質問を先ほど教育長が言った社会福祉協議会のある会議で、私、させていただきます。そしたら、こういう返事が返ってきました。教育委員会が委託しているから、教育委員会の仕様書に従って私たちはやっています。指示されたことをやっていますと。ということは、指示されていないことはやらないということなんです。もう一つ、そこで指導なさる方々の、要するに資質にもよると、これごもっともな考えなんです、じゃ、その仕様書を法に従って最低のクリアするもので書き直せばいいわけじゃないですか。それから、もう一つは、そこで働く指導員の方の資質向上のためのいろいろな研究会をやればいいわけなんです。時間がたっぷり2年あるということだ。2年間で大体人間というのはいろいろなことができます。ぜひその辺をどうでしょうか、教育長。改めてもう一回聞きます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 放課後児童クラブの運営のあり方については、今お話があったように検討していきたいと思うんですが、そのクラブに入っていない子供たちも含めて、小学生がいて中学生もいる、時には高校生もいる、また地域の方にも御協力願って、学校の授業時間とか活動時間以外のところは、その子供たちも含めた何らかの活動をうまくして、今度の施設はそういうものも取り組めるような施設も完備してございますので、本当に2年間かけてそういう部分での検討もつい忘れがちですが、大事な部分だと思いますので、していきたい

と考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○3番（小長谷朗夫君） 最後に、天城地区それから中伊豆地区には現在のところは小中一貫校というのは考えていないわけですね。要するに新中学校ということで提案しているわけですが、だけれども、やはりそういうことが私は地域だと、そういうふうの前々から思っておりますので質問をさせていただいたわけですが、ぜひいいモデルができればいいなど、そんなふうに考えますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議長（杉山 誠君） これで小長谷朗夫議員の質問を終わります。

ここで1時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時51分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

#### ◇ 永岡康司君

○議長（杉山 誠君） 次に、1番、永岡康司議員。

〔1番 永岡康司君登壇〕

○1番（永岡康司君） 1番、永岡康司です。

文教ガーデンシティ構想について伺います。当初の木村議員と大分かぶるところがありますけれども、よろしくをお願いします。

平成28年3月定例議会におきまして、このことについて幾つか質問をいたしました。そして文教ガーデンシティ事業、この市民説明会を4カ所で開催し、5月14日に生きプラ、18日の天城湯ヶ島支所、23日の土肥支所について参加させていただきました。そこで少し理解できなかった幾つかの問題についてお聞きいたします。

この事業は、伊豆市の新しいまちづくりのシンボルとして、学校だけでなくこども園と公園と住宅地それぞれが一体となって、学びと子育てとに最適な生活空間を構築ということが基本的なコンセプトになっていると言われました。この文教ガーデンシティ構想で、12ヘクタールの敷地に90億円の投資で、そのうちの3ヘクタール、11億円をかけて住宅分譲することになっています。今年度予算で土地取得や造成に係る費用9,576万円、新中学校建設に係る実施設計委託料9,720万円を計上しています。

1番、日向地区・加殿地区の測量調査は済んでいると思いますが、地権者の数と賛同されている人の数は把握されているでしょうか。

2番、段階的に進めていくと言われました中学校建設用地3.9ヘクタールの地権者は何人

ですか。賛同者は何人か把握されていますか。

3番、さきの定例会において業務を住宅振興財団に委託されていると聞きましたが、どんな内容の財団でしょうか。また、委託業務は全ての農地の申請業務、許可業務、取得業務、開発造成業務、宅地販売業務等を委託するのでしょうか。

4番、この農地の転用については、農地法第4条で申請しますか、それとも農地法第5条で申請しますか。その場合の地権者の同意は得られますか。

5番、農地法（農地振興地域の整備に係る法律）第13条第2項に掲げられている全ての条件を満たすことはできますか。

6番、この文教ガーデンシティ構想で、12ヘクタールの農地を開発するには、河川流域開発審査指導要領に調整池等の設置基準があります。開発区域が2ヘクタール以上の規模の流域開発にあつては、調整池または調整池に準じた他の施設を設置することとなっていますが、検討しているのでしょうか。

以上、市長に伺います。

○議長（杉山 誠君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御質問ございました1番から6番につきまして、順を追って御説明させていただきます。

まず、1番の日向・加殿地区の地権者数及び賛同者数についてお答えいたします。

まず、地権者の人数についてでございますが、現時点の構想案全体で75名となっております。御賛同いただいた方の人数というのは、具体的な調査というのは行ってございませんが、昨年度実施いたしました用地測量・境界確定の業務の際に、多くの地権者の方々にお会いしてお願いしながら作業を進めたんですが、その中においてはおおむね構想について御理解をいただけたのではないかと感じているところでございます。

次に、2番の新中学校建設用地のこの部分の地権者数と賛同者数でございますが、地権者の数につきましては、現時点での構想では45名となっております。御賛同につきましては、先ほどの構想エリア全体での御賛同の人数と同様に、現時点で具体的な確認というのはしてございません。

続いて、3番の住宅振興財団の概要と委託内容でございます。

住宅振興財団、これは一般財団法人の住宅生産振興財団については、国内大手のハウスメーカー11社を会員とした住宅や住環境の質の向上のための企画、運営、普及啓発、調査研究を目的として設立された財団でございます。

次に、その住宅生産振興財団への委託内容でございますが、この委託内容は、伊豆市コン

パクトタウン&ネットワーク構想の趣旨を踏まえ、文教ガーデンシティの基本方針の策定及び複合的なまち空間での魅力創出の検討やゾーニング計画の策定などが主な業務の内容でございますので、御質問にございました農地の申請業務等の委託業務というのは、この住宅生産振興財団の委託内容には含まれておりません。

続きまして、4の農地転用手続きをその農地法第4条か第5条かということでございますが、農地転用につきましては、農地法第5条の規定による許可申請を行っております。地権者合意につきましては、中学校部分に係る農地の農振の除外申請、こちらについては全員の同意というのをいただいているところです。

続いて、5の農振法の第13条2項に掲げる条件につきましては、現段階で計画が具体化しております中学校部分の用地については、県担当部局と現在調整させていただいております、その条件を満たすことができているというふうに考えております。

その次、6の開発行為の基準でございますが、伊豆市では、開発行為の基準につきましては静岡県開発行為等の手引を準用しております。原則として1,000平米以上の開発行為にあつては、技術基準の中に必要に応じ調整池を設置するということが示されてございますので、計画が具体化している中学校部分については、設計の作業の中において詳細に計算していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 再質問させていただきます。

なぜ最初にこの地権者の数と賛同者の数を聞いたかということ、後にこれから大きな問題になってくると思いますので、あえて確認させていただきます。この地権者の75人、12ヘクタールのうちの地権者の75人というのは、抵当権者も75人という考え方でよろしいでしょうか、お聞きします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） すみません、抵当権者も含めてかどうかということについては、すみません、現在確認してございませんが、今把握している地権者の方についての人数が75名ということでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） この計画についてですけれども、事業の認定手続きというのは当然必要になってくると思うんですけれども、この事業認定を受けようとする場合には、事業社恐らくこれは伊豆市なんですけれども、改めて土地所有者などの利害関係に広く周知して、事業の目的、内容等について説明しなければならないという法律があるわけなんですけれども、

この事前説明というのはいつやられたのか、何人ぐらいの人たちが来たのか教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 現在手続を進めているのは農振、中学校部分に係る農振の除外についての手続でございますので、まだそういう段階には至っておりませんで、農振の除外申請、こちらについて、今、地権者の方に同意をいただいていると、そういう段階でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 同じような質問になるかと思うんですけども、この12ヘクタールのうちに農地、青地なんですけれども、また日向地区には7軒の居住者がおられますけれども、その人たちには十分な説明はされていますか。それとも賛同されているのか、それとも代替地等の相談はされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 先ほどの地権者の方の75名に宅地の方も含まれておりますので、今のところ、中学校部分については農振の除外に関しての同意をいただいておりますので、それ以外に先ほど申し上げましたが、用地の測量や境界の確定など、そういったことについては御説明させていただいております。

また、地権者説明会も何度か開催させていただいておりますので、そちらにおいても文教ガーデンシティ構想の趣旨等につきましては御説明させていただいております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 地権者に対する説明会があったというようなことを聞きますけれども、私としては、ちょっとそれは余り聞いていないような印象を持っていますので、十分に説明して計画を進めていただければと思っています。

それで、もう一つ、3.9ヘクタールの新中学校用地なんですけれども、この3.9ヘクタールというのは、例えば1ヘクタールの土地を半分に割っても3.9ヘクタールですか、それとも一面を登記すると4ヘクタール以上になる場合もあるかと思うんですけれども、3.9と4ヘクタール以上になると大分違ってくると思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。一面の土地を買い上げるのか、それとも分割して3.9ヘクタールにするのか、そこら辺はわかりますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 中学校部分については、3.9ヘクタールの中学校部分です

ね、南の日向の部分と北の加殿部分で合わせて3.9ヘクタールということで、県とは調整しております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） ということは、3.9ヘクタールにこだわるということは、1枚の田んぼを三角にもするというとも考えられるわけですね。そうすると、その地権者は中学の部分と住宅の部分に分割されるというような形のことも考えられると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御指摘のとおり、地権者の方の持っている土地によってはそういったことも起こるかと思しますので、そういった実際に土地の農地の転用ですね、そういった段階においては、その辺については個別に協議させていただきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） ということは、あくまでも1枚の田んぼを分割してまでも3.9ヘクタールにこだわるということですね。4ヘクタール以上になると、農林水産大臣の許可も必要になるということで問題が全然違ってくるんで、そうしないと地権者の方というのは、中学の用地じゃオーケーだけれども、分譲住宅ではバツだよという形にもなるかと思うんですけども、そこら辺の考えはありますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 地権者の方によっては、そういったお考えの方もおられるかもしれません。まだその売却等については、これから用地交渉を進めていかねばなりませんので、その辺につきましては、今後、個別に調整させていただくことになるかと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 3.9ヘクタールにこだわるわけなんですけれども、今までが僕らの話の中では12ヘクタールの一括した計画ということを知っていて、なるほど大きな事業だなとは思ってきました。でも、これが3.9ヘクタール、最初は4ヘクタールだったのが、4ヘクタール以上になると国の許可も必要になるということで、3.9ヘクタールに急遽変えたのかなという印象を持つんですけども、分譲住宅それからこども園、森林公園と4つの事業を分割して行くと。そうすると、この事業というのは本当に期限内に可能なんですか、農地転用から中学建設、それから住宅地の分譲、それが期限内にできますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今御指摘ございました文教ガーデンシティ構想の中には合併特例債を活用して進めていきたい部分もございますので、できる限りその合併特例債の活用ができる期限内に、具体的に個別の具体的な計画を考えて手続を進めていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） この前、3月定例議会のときに住宅振興財団という形で答弁いただいたんですけども、これは正式な名前は住宅生産振興財団という形でいろいろな機構が入っている。11社入っていると言いましたけれども、土地再生機構とか区画整理組合、宅地事業者とかハウスメーカー、工務店、ゼネコン等々の一般的な商社が入っていると聞きました。なおかつ、もう一つ、静岡県土地公社、静岡県土地開発公社というのは、これには加わっていませんか、お聞きします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 静岡県の土地開発公社については、その住宅生産振興財団の中には加わっておりませんで、別途、別の業務で土地開発公社には委託業務をお願いしております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） この土地公社なんですけれども、伊豆市もこれに加わっているという話は、僕もここに電話いたしましたら、中学の用地のこの件については聞いているということの答えがありました。ただし、この土地公社については中学用地のみということで、中学校の用地の取得以外には参加できないということを言われました。ただし、この公社も、土地、道路、河川、学校、福祉施設等の公共施設の用に、土地の取得の事業を行うということなんですけれども、この農地の転用許可、農地認可が必ずないと、この土地公社も中学校の用地の買収はできないということを聞いています。ですから、この農地の転用が必ずできないと、この文教ガーデンシティ構想というのはできなくなるという可能性が非常に強いと僕は思っているんです。なぜさっきその人数を聞いたかといいますと、この最初に言った12ヘクタールの75名ですか、その人たちの1人でも欠けると、この農地の転用はできなくなるということなんです。それが今、75人のうちの多くの賛同を得ていると言われましたし、中学校3.9ヘクタールの地権者については賛同を得られるものと思いますというぐらいしか返事はできない。これ100%ないと、この事業はできなくなると僕は理解しているんですけども、そこら辺の心配はありませんか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） その地権者の方への御説明については、今後もしっかりと進めていきたいと考えております。現在、計画が具体化している中学校部分については、農振の除外申請について全員の同意をいただいておりますので、引き続き手続が円滑に進められるように、地権者の方への御説明に鋭意努力していきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） そうですね、この第4条と第5条どちらにしますかということでお聞きしましたけれども、農地法第5条の申請ということで、地権者全員の承諾が必要となりますというんですけれども、これ承諾が必要ですけども、賛同は得ていると言いましたけれども、承諾して100%の認可はできると思いますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 繰り返しのお答えになってしまうのですが、中学校部分については、現在その農振除外の手続について同意いただいておりますので、引き続きその農地転用を円滑に進めることができるように努力していきたいと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） ちょっと心配なことを聞いたんですけども、この農地の転用を賛同して転用が起きた場合に、必ずしもその100%の人たちが、中学校の用地として賛同はしているかもしれませんが、売ってくれるかどうかというのが定かではないという話を聞きましたんですが、僕の聞き間違いかどうかわかりませんが、そこら辺はいかが考えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 確かにその農振の除外の申請の同意と売却についての合意というのは、また別になるかと思えますので、可能性としては除外には同意するけれども、売却は同意しないということがあり得るかもしれませんが、今のところ、農振の除外の手続については全員の皆さんの同意を得ておりますので、その農地の転用も引き続き円滑に進められるように、その売却の手続についても努力していきたいと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） そうですね、100%事業に賛同を得られないと、この計画は無になってしまうということだと僕は思っていますし、全て12ヘクタールの中の3.9ヘクタールが可

能でなければ、この事業というのは全くの無意味な事業になってくるということで、丁寧な説明と親切的な交渉が必要ではないかと思えます。

そして、日向地区にある7軒の方のこの人たち、住宅、新しい方たちが住んでいるんですけども、この人たちの賛同も得られているんですか、それとも転用、どこかに転居しなければならないという形になると思うんですけども、そこら辺の賛同はいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） すみません、宅地の方全員について同意を得ているかどうかということについては、すみません、今こちらで把握しておりませんで、あくまでもその中学校部分ということで把握しているんですけども、いずれにしても代替宅地等についてこちら準備を進めておりますので、そのような代替の宅地を希望される方につきましては、そういったものを準備できるように進めていきたいと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 中学校用地の中に狩野川の近くに3軒でしたか4軒でしたか、住宅されている人がいるんですけども、その人たちの承諾はいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 中学校用地の部分にお住いの方については、今のところ農振除外については同意をいただいておりますので、今後、そういった代替の宅地が必要とか、そういったことについて売却の手続の中で個別に協議させていただくことになろうかと思えますので、引き続きその協議を進めていきたいと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） いろいろな本を調べてみると、市街化調整区域の中で農地の転用というのが非常に難しい条件になってくると思うんですけども、基本的には進めるべきではないというようなことがいっぱい書かれているんです。市街化調整区域は市街化を抑制する区域、この区域は開発行為を原則として禁止させる、抑制させるというようなことを書いてあるんです。そこら辺の強い法律があるんですね。農振法もあるし、そこら辺の上位法もある中で、無理やり農地の転用というのは本当に可能なんですか、改めてまた聞きますけれども。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 市街化調整区域との関係については都市計画のほうが詳しいかと思えますが、農振の部分については、御指摘にありますとおり、農振法13条2項で条件が掲げられておりますので、そういった要件を満たすことができるように、今、調整をさ

せていただいているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 農地法13条の2項というのは、木村議員も確かに質問されて、この5つの条件をクリアするということは相当難しい条件だと聞いております。ここ以外に、この中学校、この文教ガーデンシティ構想はこれ以外にほかはないかということですね。その農地区域以外に代替すべき土地がないかということ、もうここしかないということの考え方でよろしいですね。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 農振法13条2項の条件で、その代替性について条件が掲げられておりますので、現在そういった条件を満たすことができると考えて、県の担当部局と調整させていただいているところです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 除外により土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないということと書いてあるんですけども、例えばここの農地で生活されている人については、賛同するかしないか別にしても、賛同、私はここで飯を食っているんだという人もいると思うんです。それをあえて中学校を建てるから賛同してくださいというのは、ちょっと酷なような気がするんですけども、この5つの条件、本当に全てを満足しないと認可されないということになっています。かなりハードルが高い農地の適用除外の申請になると思うんですけども、これを全てクリアするということは相当難しいことだと思うんですけども、政策部長、いかがでしょうか、それは。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御指摘のとおり、農振除外の5要件というのは、今御指摘のあったように、農業上の効率的・総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないとか、先ほども御指摘のあった代替すべき土地がないという、そういった条件がございます。その農振除外の手続については、今のところ中学校部分については同意いただいておりますので、法令を順守しながら県と現在調整、県の担当部局と調整させていただいているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） じゃ、今、確認します。3.9ヘクタールの地権者については賛同を得られると、全員の賛同を得られるということは確約していますね。もう100%確定していま

すね。それは確認しておきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 産業部長の鈴木と申します。農振の関係をやっていますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

中学校の3.9ヘクタールにつきましては、この計画につきまして事前調整という形で県のほうと行っております。これを行うに当たりましては、先ほど総合政策部長も申し上げましたが、地権者の同意を得なければできません。その同意をもちまして事前調整を行っております。今、事前調整が終わりまして、それを受けまして事前協議という形で次の段階に進んでおります。この事前協議につきましては、添付書類といたしまして農業関係のJ A伊豆の国、それから森林組合、それから農業委員会、こちらの意見書をいただきまして、それぞれ異議なしと形でいただいておりますので、そちらを添付いたしまして、現在、事前調整をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 木村議員も言われましたけれども、この開発事業については、防災施設として調整池が必要になってくると思います。僕も調べた限りでは、2ヘクタール以上の整地をする場合には調整池をつくらなければならないと書いてあるんですけども、この計画の中には調整池はどこに入っているか教えてください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） すみません、調整池については、現在具体化している中学校分については、調整池について、今、検討がされていると思います。それ以外の部分については、具体的な計画ができ次第、そういった調整池の検討というものも法令を順守して進めていきたいと考えております。

すみません、なお、先ほど永岡議員御質問ありました中学校の第1グラウンドの宅地の方なんですけれども、先ほど農振除外について同意いただいていると回答したんですが、宅地の部分の方につきましては、すみません、測量は今のところ同意いただきまして、測量については完了しているんですが、宅地の方に、中学校の第1グラウンドの宅地の方についての調整はこれからということになります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） この中学校3.9ヘクタールの中に調整池をつくる、ちょっと聞いていなかったんですけども、そういう形になるんですか。それとも別なところに調整池をつく

るという形なんですか。

○議長（杉山 誠君） それでは、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） ごらんのとおり、これは法的に調整池、流量処理の場所を想定しなければなりません。現時点ではグラウンドを、グラウンドの部分、この場所に調整池を検討している最中でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） わかりました。この図面の中のこのグラウンドですか。このグラウンドが調整池。そうすると、今度住宅地をつくった場合にも、今度はまた調整池をつくるということを知ったんですけれども、一つ一つの事業に調整池をつくっていくんですか。最後になって12ヘクタールになったときに、この調整池を一つにまとめて調整池にするのか、そこら辺が違うかどうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 確かに個別具体の事業ができ次第、そういう許可の作業というのは進めていかないといけないんですけれども、今、全体エリア全域で造成設計について、今、委託調査をお願いしているところでございます。その委託の内容としては、やはりそういった土の切り盛りとか、そういった地形について調べないと、今御指摘のあったようなことが、その都度その都度、調整池とかそういったことを考えなければならないということになりかねませんので、全体について地形を調査して、各施設の基本設計に入るための前段階の調査ということで、今、エリア全域で造成の基本設計の業務委託というのをお願いしようと考えているところでございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） じゃ、調整池について、これは最終的には12ヘクタールを開発するとすると、相当の調整池の広さが必要になるかと思うんです。文書によりますと、30年に一度の大洪水が起きたときに、必ず守れるような調整池でなければならないということですから、この12ヘクタールの広さの雨が降ったとき、大きな雨が降ったときに、これが一遍に狩野川に流れないような調整池が必要になると、相当の面積が僕は必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、どのぐらいの面積を考えているのか、お聞きできますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） すみません、今、具体的にどれぐらいの面積ということまで検討ができておりませんので、まずは、その全体について地形等を調査いたしまして、それで各個別の施設について基本設計に入る際に、そういった調整池等、必要な検討を進めたい

と考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） 僕、この文教ガーデンシティ構想1問ですので、余り時間かけられないんですけども、最後に、ずっと聞いて、総合的に感じるんですけども、この文教ガーデンシティ構想というのは、本当に地権者の承諾がないとできない、ハードルの高い事業だと思っています。農地申請の例えば5条にしる13条の2項にしる、いろいろな高度な条件が必要になってくると思います。これについて農地局の農地利用課の班長さんという方に会ってきたんですけども、ここにはまだ計画書はまだ出していないわけですね。利用計画、事業計画というのは出していないんじゃないかと思うんですけども、電話では受けているというような話は聞いております。

ただし、この事業計画の農地転用の申請が認可されていなければ、全てのこの計画は無駄になると。ですから、今ここで2億円というお金を使って設計測量をやっておりますし、予算も組んでいます。これが必ず100%の人たちの承諾を得ないと、この計画、学校にしる分譲住宅にしるできてこない、非常にハードルの高いこの事業なんです。ですから、県のほうも伊豆市が言ってきたことに対しては相談に応じますけれども、県のほうからは一切話はしない、知りませんよということでした。ですから、そこら辺で伊豆市がはっきりとした方針をちゃんとしてやらないと、この計画は無理になってくるんじゃないかなと思います。

今後、今まで使った多くの税金、または今後使用されるであろう資金は、もしこれが失敗なんてことを考えないでしょうけれども、許可がおりなかった場合にはどのように考えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 万が一その許可がおりない、地権者の同意が得られないとかいうことになれば、計画を変更しないといけないのかもしれませんが、今のところ、その第1段階といたしまして、その中学校部分に係る農振除外については全員の方の同意をいただいて進めておりますので、そういったことがないように地権者の方にもしっかりと説明をして手続を進めていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

永岡康司議員。

○1番（永岡康司君） いろいろな形で聞かせてもらいましたけれども、すみません、あっち行ったりこっち行ったりしたような質問になりましたけれども、余りにも難しいものですから、僕のほうも整理ができなくて質問があっち行ったりこっち行ったりなったんですけども、法的な手続をちゃんとして100%できるように努力するとは思いますが、必ず100%の承諾を得てから、強制収容ができるできないは別にしても、これを行うために強制

収容ということがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） これで永岡康司議員の質問を終了します。

#### ◇ 西 島 信 也 君

○議長（杉山 誠君） 次に、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。私は、2点、市長に一般質問を行います。

まず、最初に、伊豆平パールタウンの汚水の違法排出についてということでございます。

平成26年度版静岡県の水道の現況によると、伊豆平パールタウン地内への年間給水量は8万5,000立方メートル、実績としては1日最大給水量300立方メートルとなっております。これに温泉水1日約100立方メートルを加えると、1日約400トンの汚水がパールタウンから毎日排出されていることとなります。しかるに、パールタウン地内には汚水流末処理施設が存在せず、またパールタウン周辺にもそのような施設は見当たりません。要するに、パールタウンからの大量の汚水、し尿、生活雑排水は、何ら処理されることなく柳瀬山田川、そして冷川に排出され、清流が全国的に知られている狩野川に流入し続けているわけであります。

旧中伊豆町、これは甲としまして、旧中伊豆町と伊豆平別荘分譲地管理会社（乙）、これは現旭新という会社ですけれども両者は、昭和45年に次のとおり協定を締結しました。

第6条に、乙は、伊豆平別荘分譲地造成事業施行に関し、雨水、汚水、下水等の流末処理について、甲及び関係地域住民の代表者と協議し、承諾を得て工事を施行するものとする。

2項として、雨水以外の汚水、下水等の処理については、浄化槽を設けて完全処理をしなければならないとなっております。

そこで、次の項目について質問をいたします。

1番目としまして、この汚水のたれ流し状態は、河川法及び水質汚濁防止法に違反していると思いますが、市当局はどのようにことについて認識しているのかお伺いします。

2番目として、流末処理施設が設置されていない、これはパールタウン地内に設置されていないことは、協定違反、先ほどの協定書の協定違反と思われるが、今後、管理会社に対して処理施設の設置を求めるなどの是正指導を伊豆市は行うのかどうなのかお伺いいたします。

2点目としまして、文教ガーデンシティ計画の今後についてということでございます。

文教ガーデンシティ構想は、問題が幾つもあり、決して市民の利益にはならない事業と私は思います。概算事業費90億円のうち40億円が市の財源から投入され、現在四十数億円ある財政調整基金は、数年後にはほとんどなくなってしまうと言われております。市にとって大切な貯金である財政調整基金がなくなってしまうのは、いわばその日暮らしの自転車操業に転落してしまうということでありまして、大変危険な状態になってまいります。例えば伊豆市に大災害が発生した場合とか、そのときにはお金はどうするのかというような問題が直ち

に発生するわけであります。

また、新中学校について教育委員会は、多様な学びができる画期的な中学校という理念を掲げ、市長は日本一の中学校をつくるんだと風呂敷を広げております。教科別教室の設置がどれだけ学力の向上につながるのか、何が日本一なのか、具体性が何も伝わってきません。先月5月に市内4カ所で行われたこの文教ガーデンシティの市民説明会では、なぜ中学校を統合しなければならないかなどの、この構想に対する否定的な意見が続出したのは記憶に新しいところであります。市民の意見を十分に吸い上げないで計画を進めようとする当局の姿勢は甚だ問題であります。この文教ガーデンシティの計画は、これからどのように進んでいくのか、数点お尋ねをします。

先ほどから何度も話がほかの議員から出ておりますが、文教ガーデンシティ用地内の農業振興地域、これは青地と言っておりますが、これの農振地域の変更改除の範囲及び時期、いつまでにどこの範囲を農振解除する予定なのかというようなことを1点お伺いします。

次に、2番目として、同じく農地転用並びに開発行為の許可の区域及び時期、農地転用をいつまでにどこの地域をやるのか、開発行為の許可申請して許可を受けるのは、いつまでにどこの地域をやるのかということをお伺いします。

3番目として、新中学校、住宅地、こども園、公園の建設に着手する時期及び完成時期、いつ完成するのかをお伺いいたします。

4番目、この同計画に係る予算のうち、文教ガーデンシティ計画ですね、この予算のうち今まで市が支出したお金は幾らなのか、何に幾ら使ったのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） すみません、西島議員、先ほど議席番号を呼び間違えてしまいました。5番ではなく、10番でした。失礼しました。

ただいまの西島信也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） それでは、パールタウンの関係なんです。1点目の河川法及びというところなんです。水質汚濁防止法に違反しているということなんです。パールタウンの中には水質汚濁防止法に関する施設がございません。それと、第1点目なんです。パールタウンにつきましては、浄化槽は集中管理ではなく単独浄化槽という方式をとっておりますので、違反しているという認識はございません。

それから、2点目の管理会社に対して処理施設の設置を求めるということなんです。中伊豆地区は、質問にあります旭新ではなく、箱根観光開発というところと分譲地造成事業の施工に関して協定書を結んでおります。その点を勘違いなさらずにお願いしたいと思います。

その関係から、分譲地の造成事業は既に完了しており、協定違反とは考えておりません。現在は、個々に単独浄化槽、合併浄化槽を用いて設置している状況であります。浄化槽につきましては、県の指導にするという権限がございます。市にはございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） ここは議会の本会議ですから、言ったことは全部記録に残るんですよ。そのところで、よく考えて答弁をしていただきたいと思います。

まず、パールタウンの中のことについては、河川法にも水質汚濁防止法にも違反していないというお話ですね。これは大きな考え違いです。市役所として、そんなことを考えていいんですか。いいですか、河川法施行令の第16条の4に、何人もみだりにごみ、ふん尿、鳥獣の死体、その他の汚物または廃物を捨ててはならないとあるわけです。次に、16条の5に、河川法施行令です、河川に1日につき50立方メートル以上の生活または事業に起因する汚水を排出しようとする者は、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、河川管理者に届け出なければならないと、こうなっているわけです。いいですか。こっちのは河川法のほうです。こちらは、河川法施行令です。この要するに50立方メートル以上の生活排水等、汚水を排出しようとする者は、河川管理者に届け出なければならないとなっています。ここは何立方メートル排出していると思いますか、パールタウンは、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） パールタウンにつきましては、河川占用を冷川ですか、冷川に対しては河川占用を提出していると、それから山田川ですか、柳瀬山田川につきましては、市の建設課のほうに河川占用を提出しているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島議員。

○10番（西島信也君） 私の聞いたことにちゃんと答えてください。何立方メートル排出しているかということです。これに書いてあるじゃないですか、ここに、私の質問の中に。1日400トンですよ、400立方メートル排出しているんですよ。個人から来たものもあります。それを管理会社がまとめて、1メートルのパイプで2カ所にわたって冷川と山瀬山田川に2カ所に排出しているんですよ。管理会社のパイプですよ、1メートルの、1,000ミリの。ということは、管理会社が排出したと同じことじゃないですか。50立方メートル以上は届け出なさいとなっていますね。でも、300立方メートルから400立方メートル排出しているんですよ、ここは。いいですか、これは当然届け出なければならないですね。

冷川のほうは県なんです。それで柳瀬山田川は伊豆市なんです。伊豆市が河川管理者なんです。当然河川管理者、県のほうは私知りません。だけれども、市のほうには届け出はしていませんね。河川占用はしています。河川占用と届け出は違うんですから。

それから、もう一つ、水質汚濁防止法に違反していないと、そういう水質汚濁防止法に係るような施設はないと言っていました。ないことはないじゃないですか。あそこは、特定施設というのがあるのを御存じないですか。貯湯施設が、あそこは温泉ということで重油を使って沸かしているんです。タンクが大体、はっきりわからないですが、10トンから20トンでしょう、そのタンク。

水質汚濁防止法の5条を言います。第5条、特定施設等の設置の届け出。工場または事業場から公共用水域に水を、汚水を排出する者は、あるいは特定施設を設置しようとするときは、環境省令に定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならないと。これ届け出ていないです、県へ。県に確認しましたけれども、ないんです。

私が何でこんなことを言うのかというと、それはきれいな水を排出すれば、幾らやっただけそれはいいかもしれませんけれども、何も処理していない水を、汚水を排出しているわけです。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） すみません、西島議員、ちょっと待っていただけますか。

議会の大事な質問中ですので、きょう幾度も御注意申し上げましたけれども、発言がたびたびになっておりますので、ぜひ傍聴規則にのっとりお声を下さないように。

〔「わかりました、気をつけます」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） よろしく願います。聞こえますから、ひとり言でも差し控えていただきますようによろしく願います。

それでは、西島議員。

○10番（西島信也君） 水質汚濁防止法に基づいて対策をなさいと、そういうのがあるわけです。いいですか、ちょっと読みます。水質汚濁防止法では、特定施設を有する事業場、特定事業場、今の管理会社は特定事業場に当たりますからね——から排出されている水について、排出基準以下の濃度で排出することを義務づけていると。いいですよ、その排水基準以下だったら。このどれだけ排出したらということですが、生活環境項目、これは有害物質と生活環境に分けて、生活環境項目については15項目の基準が設定されており、1日の平均的な排水量が50立方メートル以上の特定事業場に基準が適用されると、こういうことになっているんです。

それで、どんな汚水が排出されているか調べたことがありますか。説明してください、そういうのを調べたことがあるのかどうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 議員のおっしゃるとおり、県のほうに確認しまして、パールタウンの中には水質汚濁の関係の特定施設の届け出はないということでございます。

それと、この関係につきましても、私どもには指導というか、保健所等々をお願いをして調べるということしか方法がございませんので、現在は調べたことはございません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 特定施設の届け出はないと、確かに特定施設の届け出はないんです。特定施設だけでも特定施設の届け出がないと、それが問題なんです。それで、どういう水を汚水を排水しているかといいますと、さっき15項目と言いましたけれども、一番わかりやすい大腸菌ですね、これでいいますと、あるところではかりましたら、排出基準は1立方センチメートル当たり3,000個なんです、大腸菌が3,000個はいてもいいよと。これじゃ、6万5,000個いるんです。こっちは4万8,000個、もう10倍以上ですよ。そんな汚水・雑排水、中にはし尿をそのまま排出しているところもあるんです、し尿を。何で排出しているかというところ、あそこは当然下水道があるだろうと思って、それでし尿浄化槽をつけないと、そういうところだってあるんです、そういう家だって何十軒も。大変な汚水が排出されているということです。

それで、いいですか。それから2番目に、さっき言った排水計画で、排水計画の2番目に、私さっき言いましたが、雨水以外の汚水・下水等の処理については浄化槽を設けて完全処理しなければならない。完全処理するというのは誰がするかというと、住んでいる人個人個人じゃなくて管理会社がしなきゃならない、そういうことなんです、これは。だから、指導しなくていい。そんなことでいいんですか。余りお宅ばかり責めてもあれけれども。だけれども、だからこういうのは、あの汚水を排出しないようにするとか、そういうことは考えないんですか、市当局としてどうなんですか、その辺は。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 2点目の浄化槽の関係なんです、昭和45年にこの協定書を結んでおります。これは、あくまでも分譲地の開発ということで、既に分譲地は完了しているという考えでございます。

それから、浄化槽の関係なんです、昭和58年に浄化槽法が制定されました。それから昭和59年3月に浄化槽の施行令、施行規則が制定されたということで、この協定を終わった後、昭和58年に正式に国のほうで浄化槽法を規定したと。その中に、浄化槽は、処理しなければ使用水域に放出してはならないと。平成13年に合併浄化槽でなければいけないということに改正されております。その中に、既に単独浄化槽でやっている者は、みなし浄化槽という形で、この法律の中に、法の中に書かれております。

それを読みますと、みなし浄化槽はこの限りではないと、これにつきましては放流水の、例えば生物化学酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下であるとか、そういうことが規定されているわけなんです、この分譲地ができたのは、協定書がこれは昭和45年です。昭和58年に上の国のほうで浄化槽法を制定したと。平成12年に改正されて、合併浄化槽でなければ平成13年度以降は、これは平成ですが、合併浄化槽でなければならないということになっております。ただし、平成13年以前に単独浄化槽をした場合は、みなし浄化槽ということで、この限りではないということで、側溝等へ放出については何ら規定がないということでございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） ごちゃごちゃと何かいろいろ言いましたけれども、このことについて市長はどう考えますか。市長、市長のお考え言ってください。そんな職員がごちゃごちゃ言ったって、しょうがないんだから。市長はどう考えますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は、こういった事業に関する専門家ではございませんので、しっかり部長のほうに指示をして、県もかなり権限を持っているようでございますので、状況把握等を、市として必要な対応策が必要であれば、それはまたその時点において指示をしたいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） わけのわかったようなわかんないような話をしていますけれども、これは、おたくら、伊豆市がそういう考えじゃ大変困るわけです。私は、この件について県にも行ってきましたし、国会議員連れて環境省にも行っていますから、そのうち話があると思いますけれども、とにかくそうやって汚水を垂れ流して、いいですか、垂れ流しているわけですよ、全て。それが全部狩野川に流入しているんです。わかりますか、これは理解していますか。狩野川の清流が、これによって50年近くも汚染されて、今のままではずっと続くんです、そんな市の考えじゃ。

伊豆市においても、熊坂では飲料水を、あそこは熊坂から取っているんです、伊豆市の熊坂から、狩野公園のところから。伊豆の国市では神島からの上水道を取っている。伊豆長岡のほうでも取っているわけです。伊豆市がそんなふん尿まみれの水を排水していいんですか、伊豆市の責任はないんですか、何も。あんたたちもおかしいね。

いいですか。この観光にもっと力を入れなきゃならないときに、汚水まみれ、ふん尿まみれの狩野川を宣伝するつもりですか。観光客なんて来ないですよ、誰も、みんなに知られてしまったら。今いる人だって逃げ出してしまいますよ、そんな水は飲めないということで。どうですか。そんなオリンピックで浮かれているときじゃないですよ、この問題は。大変な

問題ですよ、これは。これは、いいです。いいですとは言わないけれども、市当局は、そういう現状を知っているながらこれを放置しているということは、これちゃんと会議録に載りますから、いいですね、そういうことでね。

それでは、次の、時間も来ましたから、次の質問へ移ります。次の質問、答えてください。

○議長（杉山 誠君） それでは、2番目の質問について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 文教ガーデンシティ、その中で日本一の中学校を目指すという私の発言を取り上げていただいていますけれども、道元の思想というのがありまして、禅宗の方で、座禅というと何となく、ただ座ったままで何もしないようなイメージがあるんですけども、道元というのは行動哲学の人なんです。その中に瓦を磨き続けるというのがあるんです。瓦を磨いて鏡にする。当然鏡にならないわけです。その瓦を磨き続ける姿が仏の姿であると、その努力する過程なんです。

私たちは、少なくとも私は、子供に対する教育というのは最も重要な政策であると考え、そして県一、日本一を目指したいと思っているわけです。日本一を目指さないものが日本一になれるわけがない。やっぱり教育というのは、私は極めて大切な事業だと思うんです。私たちが目指さなかったら、誰が目指すんですか。誰が、どの学校が日本一であるかということではなくて、みんながやっぱりいい教育を目指して頑張るといふ、そのプロセス、その努力の過程が我々の大人の責務だと私は考えておりますので、こういった目標設定は続けていきたいと思っております。

御質問の個々の案件については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） それでは、御質問ございました文教ガーデンシティ構想の①から④についてお答え申し上げます。

まず、①文教ガーデンシティ用地内の農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地部分の解除の範囲及び時期についてでございますが、現段階で計画が具体化しております中学校用地については、県担当部局と調整させていただいております。具体的な面積につきましては、先ほども申し上げたんですが、全体で約3.9ヘクタール、中学校分3.9ヘクタールで、そのうちの青地農地部分というのは約2.1ヘクタールとなっております。この2.1ヘクタールにつきましては、年内を目標に、その除外手続調整を終了したいと考えております。

その他の施設につきましては、これから具体的な設計業務に入っていきますので、その進捗状況に応じまして県や関係機関の担当部局と調整を進めていきたいと考えております。

続きまして、②の農地転用並びに開発行為の許可の区域及び時期についてでございますが、農地の転用については、今その中学校部分について調整しておりますように、農振の除外の手続、この調整後でなければ申請を行うことができないので、その農振の除外の調整が終わり次第、その農地の転用も引き続き進めてまいりたいと考えております。また、開発行為に

つきましても、農地転用と同じ区域であわせて同時並行で進めてまいりたいと考えております。

続きまして、③の新中学校、住宅、こども園、公園のそれぞれの建設の着手時期及び完成時期についてでございますが、中学校に関しましては、現在その具体的な計画ができて、手続、諸手続の調整に入っておりますので、中学校分については平成30年度に着手いたしまして、平成31年度に学校完成で、平成32年度からの供用開始を目標としております。

その他の施設につきましては、個別具体的な計画が定まり次第、随時調整に入りたいと考えております。

最後に、④の同計画に係る予算のうち、今まで市が支出した金額及びその内訳についてでございますが、平成27年度中の総合政策部の所管の支出済みの予算といたしましては、文教ガーデンシティ整備基本計画策定業務委託といたしまして1,792万8,000円、新中学校周辺測量、用地補償費算定業務委託として5,405万3,000円、文教ガーデンシティ不動産鑑定業務委託95万円、文教ガーデンシティ用地取得業務委託99万3,000円、そして文教ガーデンシティのチラシの印刷として10万円ということで、合計いたしまして約7,400万円が平成27年度中においては支出済みとなっております。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、最後の4番の計画に係る支出の内訳でございますが、教育部所管についての予算についての御説明を申し上げます。

昨年度は、当初から総合教育会議という中で新しい新中学校のあり方を検討してまいりました。それから、その中である程度の中学校の枠組み、基本的な理念、こういったものをプロポーザル方式という、これは全国に広く平成12年度以降に実際の実績のある業者、広く公募いたしました中で予算を確保していただきました。その関係で、中学校再編事業として2,086万6,000円の支出でございます。その主な内訳が、先ほどのプロポーザルによりまして10社の応募がございました。そのうちの中の1社、石本建築設計事務所のほうに基本設計業務委託料としまして1,993万6,800円、さらに今回のプロポーザルの選定委員の方々への謝礼、さらには先進地視察に係る旅費、こういったものが主な支出でございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今お伺いしましたが、お答えありましたが、平成27年12月7日に伊豆市文教ガーデンシティという文書2枚で配付されたんです。それによりますと、全体構想の策定が平成27年度末となっております、もう過ぎちゃっていますね。それで、全体構想というのは何をやったんですか。それとも、これ、まだ策定されていないんですか、全体構想というのは。

それから、先ほど新中学校は平成32年に開校を目指すところがあります。住宅地、こども園、公園についてはわからないと、早い話がということですね。だけれども、これには新中学校の開校にあわせて、ほかの施設についても同時期の供用開始を目指すところに書いてあるわけです。これは去年12月です、半年前です。何で半年でこんな変わっちゃったんですか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） まず、御質問ございましたが全体構想の策定ですが、これについては、先ほど永岡議員の御質問がありました住宅生産振興財団ですね、こちらに委託してどういった配置が望ましいかということで、構想全体について、今、地権者の方や市民説明会で使わせていただいておりますその文教ガーデンシティの12ヘクタール全体の構想についてさまざまな配置を検討してもらって、そういった全体構想をつくって説明会等で使わせていただいているということです。

2点目の、その平成32年の供用開始を目指していたのではなかったのかということについては、確かに御指摘のとおり、今でも平成32年度になるべく全体については供用開始目指したいと考えております。特に合併特例債を活用したい施設もございまして、そういったものについては平成32年供用開始を目指したいと思っておりますが、ただ、そうはいつでも、今のところ具体的な個別具体的な計画は定まっておるのは中学校部分なので、その中学校部分については、今御説明したように、具体的なスケジュールというの見込めるんですけども、それ以外の施設については、今のところ構想段階ということでございまして、個別具体的な計画がこれから基本設計等を開始していくこととなりますので、それが明らかになったところで、何年供用開始ということ、具体的なスケジュールというのをお示しさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） 結局、中学校はそれはそれでやっているかもしれないけれども、ほかのことについては何もやっていないんじゃないですか。私が何でこんなことを聞くかというと、90億円の事業費のうち60億円を合併特例債でやると、それには平成31年度中につくらなきゃならないと。つくれるんですかと、そういうことを言っているわけです。つくれなきゃ合併特例債は出ないんですよ。だから、これ変えるんだったら、いやいや平成32年までできるのは中学校だけですよというのだったら、そういうことを何でもっと市民に言わないんですか。できるんですか、じゃ、ほかのやつは。住宅地、公園、それからこども園、それから避難施設なんてありましたよね。できるんですか、やってみなきゃわからないなんて、そんなことじゃ困るでしょう。見通しはどうなんですか、できそうかできそうでないか、お答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） その見通しですけれども、決して何もしていないとか、何も動いていないとか、そういったことではございませんで、個別具体的な計画というのを今検討中ではございまして、先ほど来、御質問がある住宅部分についてもさまざまな手法が考えられると思いますので、どれが市に最もふさわしい方法かというので、今、中で検討しているところでございます。合併特例債、御指摘でございますとおり、合併特例債は期限がございまして、その期限内に設計できるように進めたいと考えてございまして、具体的な計画ができ次第、それについては明らかにしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今、具体的な計画とおっしゃいましたけれども、農振除外ができるのが今年度の末とか言っていますね。じゃ、それまではできないということじゃないですか。あれが農振除外ができるかできないかが、私はできるというのは非常に難しいと思います。農振除外ができなきゃ、それが一番最初です。農振除外をして、できて、それから農地転用をやって、農地転用と同時に開発行為の許可を受けるんでしょう。同時ですよ、それは。ですから、そんなことをやっちゃ、合併特例債なんてほかのものについてできるわけがないじゃないですか。

それと、中学校につきましても、中学校についても、ことしの今年度の末じゃなきゃ農振除外ができるかできないかわからないというんじゃない、そんなことをやってできますか。どんどん進みますか。地権者だっているわけです。地権者は、そんな平米1万2,000円じゃ嫌だなんていう人だって絶対います。平米1万2,000円と言ったそうですね、地元の説明会で。それはそういうことかもしれないですけども、平米1万2,000円ですか。どうですか、それはそう言ったんですか、平米1万2,000円。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 地権者説明会におきまして、そのように考えているということです。そういうことを一つの目安として申し上げました。今後、農振除外については、先ほど申し上げましたように、年内を目途に除外調整を終了したいと考えてございまして、一応そのスケジュールどおりに進めば、先ほど申し上げたとおり平成30年度に着手して、平成31年度に完成して、平成32年度に学校については供用開始できる見込みだと考えております。その他の施設についても、合併特例債の対象事業については期限内に事業ができるように進めていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） じゃ、それは頑張るということですから、じゃ、ぜひ頑張っていたくということだけれども、私は、うんと悲観的なんですね。そんな、できねんじゃねえかなんと思っているんですけども、そんなことはね。

それで、私、3月定例会のときに質問しましたけれども、住宅地の区画数は幾つかと、50区画から100区画と前に言いましたね。3月中にわかるようなことをおっしゃいましたけれども、わかったんですか、お伺いします、住宅地。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 住宅部分につきましては、そのように申し上げまして、住宅地の販売手法も含めて今検討しているところで、残念ながらまだ平成27年度中にはそういうふうにするべきという確たることには至らなかったんですが、具体的な手法といたしまして、例えばハウスメーカーとの宅地代理販売契約とか、定期借地権をつけて販売するとか、そういった提案というのが出されたところでございます。これらを含めまして、先進事例の研究や有識者のアドバイスを受けながら、引き続き具体的な検討を進めていきたいと考えているところです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 私が心配するのは、金がかかり過ぎることなんです。90億円で、前回のときの部長さんの答弁で、合併特例債を使えるのは中学校とそれから公園ということをおっしゃいましたね。中学校と公園とおっしゃいましたね。ということは、住宅地とこども園は合併特例債を使わないということでしょう。そういうことですね。それはそういうことでよろしいですか、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今のところ、新中学校と公園については合併特例債該当事業だと考えておりまして、こども園の部分についてはこれから検討が必要なんですけれども、民設民営ということであれば合併特例債の非該当ということになるんですが、公設であれば、あるいは合併特例債の該当事業になるかと思っておりますので、その辺の可能性については検討していきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） これやっぱりもらったやつですけれども、90億円のうち国・県補助金が10億円で合併特例債が60億円、一般財源が20億円になっている。どうも何回聞いても、これわかんないわけですよ。それで、例えて言えば、住宅地とかこども園は合併特例債、合併特例債ないというと、ないかもしれないと言うわけですね。そうしたら、これは一般財源でやるしかないでしょう。補助金なんておりないでしょう。おりるんですか、おりないと思いますけれども。それだったら、この新中学校の50億円、公園が10億円、こども園が5億円、これだって全然もうアバウトで全然わかんないじゃないですか。だから、ここら辺を本当にあれですか、もう平成32年まで4年を切っちゃったんです。ちゃんとした計画を立てて、ち

やんと国に聞くとか県へ聞いて、どうするとかいうことをやっているんですか、お金の点について。そこら辺どうなんですか、本当にやっているのか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 新中学校のその農業調整の部分ですね、農振の除外等のそういった手続については、今、県の担当部局と調整しながら進めております。財源等につきましては、全体事業費として今約90億円ぐらいということでお示ししておりますが、まだ新中学校以外の部分については、先ほどから御説明しているように、個別具体的な計画がまだできていないところがございますので、そういったところをこれから進めるに際しまして、さらに事業費についてはもう少し詰めていかないといけないというふうに考えております。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） 文教ガーデンシティ全体の計画だって、新中学校しか県へ話していないわけでしょう。ほかのことについては何も話していないでしょう。県へ話していないということは、国にだって話していないわけです、それは。何でこんな合併特例債がもらえるとか何とか言えるんですか。私は、不思議でしょうがないけれども、私は、本当にもらえるのかどうかと、大変疑問に思っているんです。

それから、それはそれとして、先ほど午前中の一般質問でありましたね、開発行為、順番に開発行為を許可してもらおうという、そんなことができるんですか、本当に。建設部の理事さんがおっしゃいましたけれども、本当ですか、それは。私は、絶対そんなの無理だと思うよ。というのは、ここに国土交通省からの資料があるんです。開発行為の一体性ということで、開発行為の一体性の判断基準があるわけです。ちょっと読みますと、隣接地を開発する場合において、開発行為の施行期間が近接し、かつ開発行為者、土地所有者もしくは工事施工者、以下、開発行為者等のいずれかが実質的に同一である場合、または公共施設が共用される等、開発行為に一体性のある場合では、開発行為が一体として取り扱おうと、この文書だってあるんです、これは国土交通省からの。個々別々にできるなんて、そんなことができるわけじゃないじゃないですか。

例えば、ここにその図面があります。図面があって、左側に中学校がありますけれども、右側にすぐ道路があるでしょう。道路のことは何もしないでやるんですか。おかしいじゃないですか、こっちこっちになって、あと公園があって、公園のことは何も知らないでやる、そんなことは通らないですよ。そこら辺はもう一回よく考えて、考えてと、確かめてもらいたいんです、それでいいのか。私は、どっちみちこの文教ガーデンシティには反対の立場ですから、こんなつくってくれるなという立場ですから、もう私が言わないでそのままそのまま進んで、ああ、だめだったというほうが、私にとってはいいかもしれないけれども。

とにかくそういうことで、だから開発行為は一体性、近接性、開発事業者の同一性、公共施設の一体性と、このうちの1つでもあれすれば、開発行為が一体でやらなきゃならないと

いうことが、農地転用のときに一緒に開発の許可がおりるわけですから、それも一緒にやらなきゃならないということになるわけです。そこら辺はどういうふうに認識されていますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（田村英樹君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど西島議員のほうから一体性の話というお話が出ました。よくその一体性云々を言われる事例というのは、要するに例えば開発行為の許可基準に達しないような小規模の開発、そういったものを幾つかやることによって、本来ならば開発の許可対象になるものを許可を逃れるような、そういった手法を防ぐための目的でそういった事例があると考えております。

今回の場合、特に全体12ヘクタールということが、それが全体で考えるべきじゃないかという話ですが、先ほど来、申し上げましたとおり、具体的なその事業計画、それがなければ全体の内容、開発行為を審査することは不可能でございます。今の現在の中で中学校の部分、その部分が具体性があればその中でやって、その後、新たな施設の開発が出てくれば、その都度、開発の許可について協議すると、そういうやり方が必要であると考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今、理事さん、そうお答えしたんですけれども、これは私だってでたらめ放題言っているわけじゃないんです。ちゃんと県の農地課、農地利用課へ行って確かめてきたんです。ですから、普通考えれば、例えば横に道路があるのを、道路を無視して中学校だけやればいいなんて、そんなことは考えられないと私は思うんですけれども、まあまあ、それは県の許可のする人の考え方があるわけなんですけれども、とにかくこの事業は全くもって問題が多い。できるかどうかわからない。本当にもういいかげん諦めたほうがいいと、私はそう思います。

以上で質問を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで西島信也議員の質問を終了します。

残る一般質問については、6月22日の午前9時30分から行います。

### ◎延会宣告

○議長（杉山 誠君） 本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

延会 午後 3時20分

平成28年第2回(6月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年6月22日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(15名)

1番	永岡康司君	2番	三田忠男君
3番	小長谷朗夫君	4番	山下尚之君
5番	山田元康君	6番	青木靖君
7番	大川明芳君	8番	梅原正次君
9番	小長谷順二君	10番	西島信也君
11番	森島吉文君	12番	杉山誠君
13番	室野英子君	15番	飯田正志君
16番	木村建一君		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	和智永康弘君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	鈴木正君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	鈴木薫君	産業部理事	堀江啓一君
建設部長	斎藤満君	建設部理事	田村英樹君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	杉山和啓
主査	滝川和代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は15名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成28年第2回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（杉山 誠君） それでは、21日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の三田忠男議員から発言順序7番の青木靖議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 三 田 忠 男 君

○議長（杉山 誠君） 最初に、2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） おはようございます。きょうも多くの方の傍聴をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、質問に移らせていただきます。

市長当選後初の議会になりまして、副市長及び教育長、あるいは各部長等の新布陣で行政は事業を開始しておりますので、市長の所信表明を受け、行政の方向性について総括的に伺いたいと思います。

以下4点について伺います。

1点目として、第2次総合計画の実行・推進について。

所信表明を受けまして、まず初めに、3期目の所信表明を受け、第2次総合計画を全力で推進することが、3期目の1丁目1番地とありますので、重点目標2の「安全で心地よい生活環境の創出」について伺います。

計画策定の前提として、一番最初に、人口減と超高齢社会の到来を掲げていますので、この分野の対応に十分な予算と職員配置を重点にしていくと考えてよろしいか伺います。

2点目に、重点項目1の「魅力ある拠点の創造と交通体系の確保」とありますが、その施策2の持続可能な公共交通網の実現の具体的な説明を求めます。

3点目に、各基本構想・前期計画の実現を図るための推進体制や、ふるさと納税を含めた財源の確保について伺います。

4点目に、職員の脳漿を絞ってつくり上げた計画とのことですので、各重点目標おのこのについて、各施策のうち一番力を入れて推進していきたい施策と、その理由を伺いたいと思

います。

議会としても、議会基本条例を制定し、さらなる研さんに努め、伊豆市の発展を住民目線で実現していく役割を担うため、この総合計画の把握と理解を深め、ともによりよい伊豆市の発展になるよう質問いたしたいと思います。

件名2に移ります。オリンピック関連についてです。

人生の中で、オリンピックに係る貴重な体験ができる、またとないであろうこの機会に、自分でできることは精いっぱいかわりたいたいと思いますが、オリンピックにより伊豆市の予算の配分が、生活分野の予算が削られてしまい、子育てや介護、健康や福祉分野に影響が出るのではないかと心配する声を、少なくない住民の皆様方から伺いますが、財政面の影響について、どのように考えているか伺います。

3点目について、防災についてです。

日本全国で地震や津波、あるいは大雨等、いつ災難が来るかわかりません。そんな中、伊豆市においても、避難計画・避難訓練の必要性、見直しについて述べていますが、廃校等の公共施設の有効活用策として、避難訓練施設としての活用を検討されているか、福祉避難所等の障害者等に合理的な配慮項目は万全か、女性・子供への配慮はいかが検討中か伺いたいと思います。

4、行政改革について。

行政改革の推進には、職員の意識改革、能力のさらなる向上が必要不可欠な絶対条件になると思いますが、そのためには、職員の労働環境の改善、キャリア教育の男女の機会均等、研修予算の確保等を推進し、職場風土を風通しがよく、全員参画型の事業推進、頑張る職員を応援する人事考課制度、頑張りに応じた待遇改善を図る制度につくりかえる必要があるようにと思いますが、いかがでしょうか、伺います。

いずれも市長に答弁を求めますが、各部長あるいは教育長等でも結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、ただいまの三田忠男議員の1項目めの質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

今、御質問賜りました4点のうち、1つ目と4つ目はちょっと関連してまいります。というのは、何度も申し上げておりますとおり、人口減少と超高齢社会の到来、これは前提条件で、実はここに対応するというのも、いろんな意味があるわけですね。

少子高齢化社会になるので、その主権者である、そして人数が多くなる高齢者に焦点を当てて政策をとるという考え方もありますし、そうならないように、出産・子育てに重点を置くべきだという考え方もありますし、いろんな対応の仕方ということはあるので、やはり総

合政策としては、どれがあつて、どれがなくていいということにはならない。

これは4番目とも関連するんですが、重点施策を挙げてはいるんですけども、その中で、どれが1番、どれが2番ということは、なかなか説明がつきにくい。というのは、それでは総合計画にならないおそれがあるんですね。

すみません、自衛隊的な比喻で恐縮なんですが、作戦計画をつくって命令を出す。そのときに、ガソリンはなくてもいいとか、弾はなくてもいいということはありません。全体の計画から見ると、すごく端っこに見える、しかし食料もなければいけない、総合計画ってそういうものなんですね。どれかがなくて勝てるというものではないので、それぞれの分野、そのために各部長、各課長がいますから、どの分野も大事だということになります。

ただし、我々がその中で、いろんな事業がある中で、伊豆市が抱えている最大の問題は、出生数がどんどん下がっているということですので、これを回復できるように総合政策を編んできたというように御理解をいただければと思います。

それから、2番目の公共交通については、現状でよいとは思っておりません。せっかく路線バスがあるので、なるべく多くの皆さんに使っていただければと思っています。

私自身も回数券を持って、積極的に乗るようにはしているんですが、バスが走っているうちは皆さん余り感じないんですね。これ、廃止するとなると、困ります、残してくださいということになるんですが、やはりバスを残すためには乗らなければいけない。

ただ、構造的な問題がありますので、土肥から来るバスについても、全て温泉場、修善寺温泉入り口ではなくて、日赤の前を通すように今、具体的な課題を詰めつつあるんですが、あるいは、高校生までのバス代を今出しているんですが、今度は自宅から、そのまま三島の大学に進んだ大学生の負担はそのまま残っていることをどう考えるかとか、あるいは、バス路線がないところのコミュニティバスかデマンドバスをどのように考えるか、議員御指摘のとおり多々課題がございます。今のままでいいとは思っておりません。

特に中伊豆は、温泉病院とショッピングストアがちょっと離れていますので、そういったところを、バス路線のない方々にとってどのように足を確保していくか。具体的な課題は、それぞれ湯ヶ島は湯ヶ島、土肥は土肥なりにあります。

そこで今、市長としては担当に、まず社会実験を、デマンドバス、もしくはコミュニティバスの社会実験を計画しなさいと。これは、かつて本柿木で1カ月だけやったんですが、1カ月では成果が全く出ませんで、やはり1年間ぐらいは試行してみる必要があるかと思っています。

それから、財源確保については総務部長から答弁をさせたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私からは、3点目の第2次総合計画の推進体制と財源確保ということですが、基本計画を

推進していくためには、施策に示した主要事業の着実な実施が不可欠であり、そのための財源は確保しなければなりません。しかし、一方で、市税の減少や交付税の段階的な削減により、市の財政規模、これは縮小していくものと思っております。

このため、収入については、自主財源の確保、とりわけふるさと納税につきましては、市にとって貴重な今後財源になっていくものと考えます。今後より一層、PR等により、収入増に努めていきたいと考えております。

あわせて、地方創生に絡む交付金を初めとする国や県の補助金等につきましても、積極的に確保していくよう努めてまいります。

また、支出につきましては、公共施設の再配置による維持管理経費の削減、選択と集中による行政改革の着実な実行、加えて、地域の課題に自主・自発的に取り組んでいき、課題に対して力を合わせて解決していく協働のまちづくり、現在も地域づくり協議会等をお願いしながら、協働のまちづくりの第一歩を進めているところでございますが、今後も市民の皆様と行政が手を携え、ともに取り組んでいくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 冒頭申しました方向性ということで、総花的になるかと思いますが、その都度お答え願えたらありがたいです。

ちょっと最初のわかりやすいところで、今、総務部長がお答えいただきました財源の確保の話で1点、ゴルフ場の利用交付金というのが1億2,400万円、今年度予算に組んであると。

これは、ある方からの情報提供で、わかりました、議会で質問しようということでお伺いするんですが、こういう意見がありました。入湯税は45%で、観光とか温泉の活用等に使っているわけですが、ゴルフ場利用税を、種別は違うんでしょうけれども、もっとゴルフ客とか誘致に使わせてもらえるならば、もっとゴルフ利用税が還元できるんじゃないか。

つまり、入湯税みたいに同じで、何%か使わせてくれれば、積極的にゴルフ客を誘致して、もっともっと逆説的な、いろんな分野の還元ができるよというような意見があるんですが、いわゆる目的税ではないかと思うんですが、1億2,400万円の予算のうち、なかなか分野がどう使っているかわかりにくいんですが、こんなように使ってよというような話とか、そういった考え方もいけるかなみたいなことについてはいかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりです。

入湯税よりも、実はゴルフ場利用税のほうが多いんですね、伊豆市の場合には。そして、ゴルフ場が9カ所というのは非常に多いところであって、貴重な財源だと思っております。

文部科学省のほうからは廃止の圧力が非常に強いんですが、何とか守っていきたいと思うんですが、そのためにもゴルフ場に還元して、実際、9つあるゴルフ場から、御要望は一旦受けました。整理をして、こちらで優先順位をつけてやらせていただいております。

それから、御承知のとおり、市長戦略アドバイザーはゴルフ場経営の経験もありますので、そこで9つのゴルフ場をまとめる、9社会という仮の名前ですけれども、そういった組織を観光協会の中に置いて、全体としてゴルフ場誘客を進めるということにも今着手をしております。まだ完成はしていませんけれども。

予算措置も必要ですので、9月の補正でとっておりますが、静岡県のゴルフ場は西部、中部、東部、伊豆という区域に分かれていて、伊豆がほかの東部、中部、西部よりも平均で年間3,000人ぐらい、お客様が少ないんですね。やっぱり地の不利がございます。

ただ、伊豆市の中は道路がどんどんよくなっていますので、これをチャンスに、ゴルフ場のお客様全体をふやしていく、行政としての努力もしていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 一問一答でやりたいんですが、いろいろたくさんありますので、これはこれで。

次に、ふるさと納税なんですが、私も以前質問させてもらって、やっぱり理念を持ってやらなければならないということで思ったんですが、改めて、ふるさと納税が、産業推進協議会で検討しているということなんですが、改めてふるさと納税を総務省のホームページから引っ張ったところ、私のほうが理解がちょっと少なく、いわゆる生まれ育ったところへの還元とともに、お世話になった、つまり、どこか地方で学んだとか、就職でお世話になったとか、あるいは配偶者の郷土だとか、あるいは今後力を入れたい地域、今後元気になってほしい地域にも、ふるさと納税というのは使っているんですよということがあったんですね。

そうなりますと、いわゆるそのために、西伊豆とか焼津とか調べましたら、10万円、20万円からスタートしたものが、いきなり11億円だとか28億円だとかなるわけですね。その財源を使って、お金ないということを理由にやれなかった事業等についても、きめ細かにやっているような事例があって、これはやらない手はないんじゃないかと。しかも、地域の産業が活性化なり雇用が生まれるという、これをあえて主にしないで、副次的効果ということをおっしゃっていただけますけれども、そういうことにもつながるということで、非常に力を入れなきゃいけないんじゃないか。

その力を入れなきゃいけないということで、オリンピック、スポーツ事業等に使うように条例を変えましたし、その際の要望で、医療とか福祉のほうにも使ってくれという項目を入れてくれないかという要望も出しておるわけですが、その推進体制が、やる、やるといっても、ちょっとどういう今の現状が見えないわけですね。かつては商工会等で、一生懸命やるよと言ったけれども、商品券とかそういうことでは、ちょっと趣旨に反するよという

ことととまったり、あるいは、改めて大きな組織としての、先ほどの推進会議をやるよということですが、その推進ぐあいをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ふるさと納税につきましては、議員おっしゃるとおり、国のそもそものふるさと納税の考え方は議員おっしゃられたとおりです。ただ、やはり全国的に、返礼品が過熱しております、返礼品が充実しているところに多く集まっているという事実も、これは把握してございます。

昨年度、平成27年度に、ふるさと納税の寄附のお金のやりとりの仕方、これをカードで決済できるようにしたりとか、返礼品につきましても一部見直して、平成26年度が400万円弱ぐらいだったのが、昨年度は3,600万円を超えるぐらいにはなりました。今年度の当初予算で、今年度は頑張って1億円を見込むという予算も組み立てております。

現在、財務課が中心になりまして、返礼品等につきましては、観光商工課にありますDMO推進室、そちらが現在、産業振興協議会のほうの一緒に仕事をやっていますので、DMO推進室のほうにいろいろ返礼品の整理をさせています。

その中で、今年度、新たに公募しまして、伊豆市のPRになるような返礼品、いろんな食べ物だけではなくて、やはり宿泊券、旅館等への宿泊券や施設の利用券などの体験やサービスが受けられるものも検討していただいております。

7月に一応説明会をやりまして、返礼品について、新たなものを公募する予定でございます。いろいろ提案があった中から、市のほうでいろいろ選定委員会等を開きまして、どの程度に絞っていくかというのはそこで決めたいと考えております。

ですので、現在、8月に新たなものを加えられればよいというスケジュールで進んでおります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） スピード感と広報がないから、何もやっていないように映るものから、やっているならやっていることを、中間報告でもいいから、どんどんPRしたほうが、私は、行政頑張っているなと映るんじゃないかと思えますけれども、その辺はお願いします。

私が冒頭、第2次総合計画の推進の中で、この重点項目2を挙げたのは、先ほど市長がおっしゃった子育て等についても、その前に、子育ての前に、誰かがここへ移り住まなきゃいけないし、子育て世代が終わったら、また移住しては困るので、ずっとここで、ついのすみかとしての伊豆市に住んでもらわなきゃいけないわけですね。

そうなりますと、やはり健康だとか、安心だとか安全だとかいう生活基盤が整っていないと、なかなか伊豆市に来ようというのも、ちょっと魅力がなくなるんじゃないかと。その前

提には、雇用というのは当然あるわけですがけれども、そういった意味で、重点項目が非常に大事だなと。

一応、重点1、2、3なんてやると、1から大事に映るんですけども、私は、ここで言う2が根底に全てあるなという前提でお聞かせ願うわけですが、次の質問のオリンピックとの兼ね合いになるんですが、この分野に十分お金を投資していかないと、何となく、福祉を軽視している市長じゃないかとか、あるいは開発型の市長じゃないかと言われかねないかと思うんですが、予算等を見れば、別に削っているわけじゃないということはわかるわけですが、一般的には予算書を見る機会なんて、めったにないわけですから。

そんな意味で、今後のこととして、いわゆる医療・福祉・介護等が、産業としても私、成り立っているという話をよくしているんですね。

ちょうどここで民生委員の方がおられますが、ちょっとデータのなことを大ざっぱに説明させていただければ、これが本当は、福祉を専門とするには、余り産業という言葉は使いたくはないんですが、国保の歳入が53億円あると。そのうち、保険給付で32億円を使っている。

この保険給付というのは、病院にかかったんですね。その病院にかかった保険給付の中に、地元の市内にある病院等に何%ぐらい落ちているかというのを調べたかったんですが、なかなかレセプト等の分析が難しく、できないんですが、順天堂等にも当然回りますけれども、地元のいわゆる医療機関に、この国保の53億円から落ちるわけですね。社会保険からも当然、また別個給付が来ます。

あるいは、介護保険が32億円、歳入があるんですけども、その保険給付29億3,600万円、予算上使うという形で、これも地元に入ると。そういった人たちの雇用が、今の国勢調査の統計でなくて、その前の国勢調査ですけども、1,800人の方の雇用が生まれているというデータがあったわけですね。

非常に医療・介護・福祉を推進することは、ある面での地場産業の活性化にもなりますし、そこで雇用が生まれますし、地元の人の所得がふえれば地元の消費につながるということで、この分野は、私は非常に大事な分野じゃないかなと。

しかも、全国の市長会等の定期総会の資料をいただいたんですが、国によるこども医療費の無料化、あるいは介護従事者の養成、地域医療を支える人材の確保等々、いわゆる基盤づくりを強化して、力を入れてくれないかというお願いがされているんですが、大事な分野ですけども、やはり社会保障のお金というのは、何となく消費的なお金に見えてしまって、投資的には考えられないみたいですけども、私は田舎の中には、医療・介護・福祉を推進することが、ある面での安心・安全と地域の活性化に結びつくんじゃないかと考えているんですけども、そういう考えについて、市長、いかが考えますでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 医療・介護分野への事業というものを、負担のみだとは考えておりません、当然。今、特別養護老人ホームが4カ所、そして、ケアハウスが1カ所できたことによって、当然、市民の福祉、安心感が高まるわけですし、そこに雇用が発生する。ただ、御承知のとおり、本当に集まらないんですね。職員の皆さんを集めるのが非常に難しい。

ですから、これ、ある意味、サービス産業は全部そうなんですけれども、すさまじい人の取り合いになっていて、しかも立地条件が、まだうちはかなり不利なところがありますから、したがって、夜間・休日保育の充実とか、その他労働環境の改善というものは、まだまだ余地があると思っています。

その結果、実は、いつも私は総務省の資料を引用して、収益を上げる力、雇用の力は、観光業が圧倒的だというんですが、実は2番目は医療・介護なんですね、伊豆市は。そこもデータがはっきりしておりまして、貴重な雇用の確保先だと思っておりますので、注意深く、行政がやるべきことは改善をしていきたいと思っています。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） そういう中で、お医者さんがいなかったり、看護師さんがいなかったりして、医療機関等も経営不振になるというような話が伝え漏れたりもしますし、あるいは、そういった雇用を確保しようにも、なかなか人がいないということで、小さな介護の事業所等については、経営をやむなく終わるところもあるようなことも聞いたりするんですが、そんな中で、総合支援事業という介護保険の新しい事業があって、介護保険の継続的な持続のためにということの国の政策もあって、いち早く伊豆市はそれに乗ったわけなんですけれども、今現在調査中で、経営状況がどうなっているか、よくまだ出ていないというんですが、大きな流れとして、国が全体でやるわけなんですけれども、伊豆市にとって、いわゆる事業者が潰れてしまって困るのは、最終的には、先ほど言った市民なんですね。

経営が成り立たなければ雇用も生まれないということで、やはり経営、働く者、そして利用者がいいような、三位一体的な事業にしないといけないんじゃないかと思うんですが、今つかんでいる中で、総合支援事業の影響がマイナス面に出ているのか、プラス面に出ているのか、お伺いしたいと思うんですが。部長の答弁で結構ですけれども、お願いいたします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部長、村井です。

今の件ですけれども、総合支援事業をいち早く取り入れて、伊豆市のほうはやりまして、事業所のほうの協力も得まして、サービスA等の総合支援事業を展開していただきました。その中で、成果としましたら、住民の方たち、そして利用者の方たちにとって、とても活発になったというような、いいような影響を聞いております。

また、マイナス面については、全体的な反省、それから、その辺のまとめをしております。

るので、まだこれから出す予定であります。

○議長（杉山 誠君） 三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） この分野、ずっとやっていると次にいけませんので、一時中断させていただきます。次に移らせてもらいます。

2番目のオリンピック関連についてお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、2番目について答弁願います。  
市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、大きな2点目、オリンピックに伴う財政面の影響についてでございます。

オリンピックの開催に伴います財政面への影響につきましては、大会組織委員会、国・県、そして開催地であります伊豆市の役割分担、責任分担など、まだ引き続き明確に示されておられません。よって、財政負担がどれぐらい伊豆市にとって大きなものになるのかというのは、実際のところ把握してございません。

ただし、必要なインフラ整備を初め、機運醸成のためのイベントの開催、会場や修善寺駅周辺の案内板の設置、バリアフリー化など、外国人を初めとする多数のお客様への対応に、相当な費用を要するのではないかという認識はございます。

ただ、限られた財源の中で、オリンピック・パラリンピックへの財政負担が市民生活に直結する予算に影響が出ないように、可能な限り国や県に働きかけて、補助金等の財政支援を求める努力をしております。

今後は引き続き、大会組織委員会や静岡県と、しっかりと役割分担、費用負担について協議を進め、財政面での見通しをしっかりと立てていきたいと考えております。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 「自転車と伊豆 今、走り出す」、いいキャッチフレーズ、おととい出ていました。走り出すはいいんですけども、いわゆる市民生活を削ってまで走り出す必要は、私はないんじゃないかなと思う立場なんです。かつ、オリンピックというのは非常に、これからの大きな伊豆市にとっての価値観の多様化とか、価値観の向上とか、いろんないい面がありますので、推進しつつ、市民生活に影響を受けないことをぜひ考えていただければありがたいし、また、いわゆるパラリンピックのほうについては、ノーマライゼーションとか、新しい障害者福祉等の考え方が入りますので、非常に期待しているところですので、よろしくお願ひしたいなと思います。

そんな中で、自転車レースということですので、マウンテンバイク等があったり、あるいは、自転車のまちづくりも標榜していますので、この前、以前やりました山林レクリエーシ

ヨンの絡みで、ちょっと山道を整備して、それがマウンテンバイクの愛好者が使って森林浴とかやれないかなということで、ちょっと下見をしたら迷ってしまったんですね。

というのは、山林ですから標識がない、どっちだっけという話になっちゃって、地元の私でさえ迷うんですから、外から来た人はもっと迷うんじゃないかということで、山林整備と標識みたいなことについては、いわゆる道案内みたいなものをつくれることなのか、ルール上そういうことはしないのか、お伺いしたいんです。

歩くという意味じゃなくて、いわゆる普通の車道の案内ということで結構ですけども、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 今、三田議員のお話ですと、山林の中の道案内、標識等でございますね。これにつきましては、それぞれ山稜線歩道とか、決められた歩道につきましては、標識等は設置しておるわけでございますけれども、やはり林の中というか、民有林の中ですね。そういったところにつきましては、個人のものもございますので、標識等は今現在はずけられていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 歩道じゃなくて車道です。例えば、右に行くか左に行くか、ちょっとわからないところがあるんですね、山道で突き当たっちゃったりすると。そういうところには普通ないんでしょうかという意味です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 今、三田議員がおっしゃるのは、林道の関係でございますか。

〔「山道ですから林道……」と言う人あり〕

○産業部長（鈴木 薫君） 林道のほうは、基本的には林道につきましては、山林をする所有者の方々のための林道という形になっておりまして、一応、公道というか、そういう位置づけになっておりませんので、その辺のちょっと配慮がまだ足りない状況かと思えます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 配慮が足りないということならば、ぜひ配慮していただいて、おもてなしの一つの形態として、そういうのも必要になるんじゃないかなと思います。

あるときに、釣り人の方とお話しする機会があったら、やっぱり伊豆市はおもてなしが弱いよねなんてことを言われまして、好印象を与えるのは、やっぱり人と人の関係で、来てよかったなというようなことを感じる人間関係がうんと大事みたいですので、物理的なものとともに精神的なものも、おもてなしということで、よろしくお伺いしたいなと思います。

次に移らせてもらって、防災についてお伺いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、3番目、防災について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 防災監に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 防災監、佐野です。お答えします。

防災についてですが、廃校等の施設を避難訓練施設として新たに活用することは検討しておりませんが、体育館などは現在、広域避難場所に指定している施設もありますので、それらの施設については、避難所運営などの訓練を考えていきます。

次に、福祉避難所についてですが、福祉避難所は、一般の避難所では避難生活が困難な配慮を要する方のため、バリアフリー対策が施され、生活相談支援員等の確保が比較的容易であるなど、配慮項目が整った7カ所の福祉施設と現在協定を締結しております。

次に、女性・子供への配慮についてですが、東日本大震災では、避難所のリーダーに女性が少なかったため、女性の要望に応じた物資の配給ができなかったことや、避難所に授乳や着がえの場所、女性専用の物干し場がなく、プライバシーが確保できなかったことなどが報告されております。

また、大規模災害においては、子供も大きな精神的ショックを受けており、ヘルスケアとともにメンタルケアをしていくことや、子供の心や行動の変化に気を配ることが必要とされております。

市では、区長様や地区保健委員の方、赤十字奉仕団の役員の方々などを対象に研修を実施し、円滑な避難所運営ができるよう働きかけていくとともに、女性・子供への配慮についても、伊豆市避難所運営マニュアルを見直しているところであります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 福祉避難所が福祉避難所の役割を果たさず、一般の方が使ってしまった、本来行くべき人が行けなくなったという事例が最近出ているみたいで、その際、見直しの際に、しっかりそのことを周知徹底しないと、無用の混乱へ行くだろうと。

今度は一般の人が行くことによって、福祉避難所の、そこにいる利用者のための食料確保も、一般の方に提供しないわけにいかないものですから、出してしまっていて、支障を来すというようなことがあって、見直しの中にもっと細かい視点も必要だということと、ちょっと私、質問の中に忘れたんですが、動物愛護の関係から、動物の避難の場合もちゃんと、きめ細かくやっつけていかなきゃいけないなということを感じたものですから、どうなっているかということ。

今度は避難所の訓練施設のことについては、これもある方から言われて、いわゆる観光客

の増と交流人口の増とか絡めて、廃校を利用して避難訓練施設として売り込んだらどうかと。そして、避難体験をしてもらって、そういったことを踏まえながら、伊豆市に来てもらうような施策として、廃校等を利用して、もっと積極的に使えないのかという、そういう趣旨の質問だったんですけれども、いわゆる伊豆市のためじゃなくて、全国からそういった施設をつくって人を呼ぶというような、そんなようなイメージで質問したんですけれども、これについては結構です、すみません。また考えていただければありがたいと思います。

じゃ、4番目の行政改革でお願いできませんか。

○議長（杉山 誠君） では、次に、4番目の行政改革について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（杉山 誠君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 4点目の行政改革についてでございますが、現在、平成27年度から平成31年度までの5カ年の第3次行政改革大綱に基づきまして、行政改革を推進しているところでございますが、議員御指摘のように、推進に当たっては、職員の意識改革や能力の向上、これは推進に当たって必要不可欠と考えております。

そのために、職員のやる気や業績をしっかりと評価し、頑張りに応じた待遇改善を図るため、昨年度から人事評価を本格的に実施しているところでございますが、職員の能力開発や人材育成につながるしっかりとした制度となるよう、今後も必要に応じて、しっかりと見直していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） いわゆる市長の所信表明の中に、脳漿を振り絞ってという言葉があったものですから、職員も大変だろうなと思いつつ、その大変さに報いる制度にしないと頑張りは続かないだろうと、そんなようなことで質問させていただきました。

ここで、もう一つの点として、第2次伊豆市特定事業主行動計画、別にこれは伊豆市だけじゃなくて、日本全国でやっていることですが、その計画の中で、女性の管理職の割合を8%から15%に、平成33年度までにやるんだということがあったんですが、ちょっと私、計算してなくて、今現在、管理職というのは、どういったくらいからいって、今何%なのかということをお教えいただけますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 通常、管理職は課長級以上と考えております。伊豆市におきましては課長級、部長級です。

申しわけありません。課長級以上の女性のパーセンテージは、今ちょっと把握してござい

ません。ただ、今年度からは、部長級にも女性2人昇格しておりますので、伊豆市は、よそとしっかり比べたわけではないんですが、課長・部長については、しっかりと女性の登用は進んでいるというふうな認識でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 実はこれ、3月に聞こうとして、その結果、4月の人事異動でこういう結果になったものですから、こういうのを踏まえているのかなという意味で再確認させてもらったわけです。

ただ、管理職というのはどうなのでしょう、自然にできるものじゃなくて、育成するものじゃないかという視点だと思うんですね。その際の育成が、今までですと、やっぱり男女で大分差があったんじゃないか、あるんだろうという一般的な話になりますけれども、そういうことじゃなくて、機会均等を与えて、その中での、ある面での競争社会になっていくのかなと私は思ったものですから、前提に頑張った人にはということ、男女平等にという、そんなような質問をさせていただきました。

そうしないと、いわゆる伊豆市の中枢の企画部門としての機能が麻痺してしまうと、いわゆる末端のほうの事業が全然動かなくなるものですから、やはり中心的な業務を担うわけですから、それなりの心労が重なると思いますので、ぜひその辺に力を入れる必要があるんじゃないかなと思います。

あと、どこで言おうか、いろいろ迷ったところがあるんですが、行政改革の中で、前にも苦情の受け付け等についてお聞かせしてもらったことがあるんですが、苦情等が来たときには、どうでしょう、何かみんなで徹底するという、情報の徹底をするよということを以前聞いたんですが、どんな苦情が来て、その点はどうなっているか、どういうふうに解決しているか、お聞かせ願えたらありがたいですが。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

〔「市長だろう」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 以前も恐らくお答えしたかと思います。苦情、個々の小さい苦情については、それぞれ担当課で処理をされています。

ただ、これは職員全員に、ある程度共有しなきゃいけない、職員に知っておいてほしいというものにつきましては、グループウェアがありまして、そこに一応記入できるとともに、課長会議を月2回やっております。そこで苦情で、やはり自分のところだけではなくて、よそにもちゃんと伝えておきたいものにつきましては、課長会議を通じて、苦情等の状況、どんな苦情であったり、こんな職員の対応がまずかったりとか、いろんな状況ありますので、そういうことにつきましては情報共有しております。

○議長（杉山 誠君） すみません、傍聴席におられる方で、今発言をされておられますけれ

ども、確か昨日もお見えになって、御注意申し上げたと思いますけれども、市議会の傍聴規定で、傍聴席からの発言は一切禁止されておりますので、ぜひ……

聞こえましたでしょうか、傍聴席の方。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 私、今発言されている方は、ここからよく見えますので、幾度も発言されているのを確認していますので、今後ぜひ発言、お声を出さないように。たとえひとり言でも、皆さんに非常に迷惑になりますし、議論の進行に差しさわりがありますので、ぜひよろしく願います。確認いたしましたので、よろしく願います。

それでは、三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） すみません、いろいろ、1に戻らせてもらって、社会保障制度改革国民会議等の提言の中で福祉は動いているという理解を私はしているんですが、その中で、子育て支援については、借金じゃなくて投資だよという言葉があって、私もそのとおりでなと思うわけですが、

きのうも文教ガーデンシティ等で、いろんな議論がなされたわけですが、その中で、中学校の問題ばかりで、こども園のことに余り触れていなかったもので、子育て支援の観点から、こども園等についてはたしか、ちょっとした文書には民設民営と書いていたような気がしましたけれども、いわゆる、これから子育て世代包括支援センターの設置みたいなことも含めて、行政の中にも、いわゆる保育の臨床化とか実践化とか、あるいは、体験的に職員が踏まえていないと、いわゆるこういった相談機能とかも発揮できないんじゃないかと思うんですが、伊豆市のこども園、あるいは保育のあり方等について、みんな民営化の方向でいくのか、それとも1つや2つは残す方向でいるのか。

私、土肥のこども園が指定管理でいくのかなと思って、まだ決まっていないということだったので、その辺も含めて、大きな考え方を聞かせてもらえませんか。

○議長（杉山 誠君） 三田忠男議員、すみません、今の質問はどの項目……

○2番（三田忠男君） 1番に戻らせていただいて……できないですか。

○議長（杉山 誠君） 今回、一問一答形式のところの説明もされているんですが、一問終わった時点で次に移った時点で、もう戻れないことになりますので。

○2番（三田忠男君） 戻れない、そうですか。

○議長（杉山 誠君） よろしく願います。

○2番（三田忠男君） そうしますと、行革の中で質問させてください。いわゆる財政的な規律の中でやるのか、住民のニーズがどうなっているか、私、細かい調査していませんが、公立で残してほしいような希望があるのかも含めて、あるいは、文教ガーデンシティ構想もちょっと議論にさせてもらいたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの職員の人事も含めて、関連してきますので、お答え申し上げますが、何度も申し上げますけれども、今までこうだったからというのは、絶対に合わないんですね。

日本は第二次世界大戦の後も、実は戦前と余り変わっていない体制が多く残っていて、中央集権なんかもそうですけれども、今の社会に全く合っていないところが多々あるんです。

伊豆市は町役場のころから、人事課担当はいたんでしょうけれども、私の目から見ると、人材育成、実はほとんどやっていないんですね。この8年間、職員人材育成というものでは非常に不十分です。

それから、その結果なのか、あるいは過去の伝統なのか、やっぱり多くの女性職員は、自分は別に管理職にならないんだ、女性は課長・部長にはならないんだという認識が、まだ強いような気がいたします。全員から聞いたわけではないけれども。

これは全く合っていないんですね。人口の半分は女性ですから、世の中の社会制度の半分は女性向けでなければおかしいのに、そこで女性の当事者がいないというのは余りにもおかしい。

私が過去、意見交換とか参加したアメリカでもドイツでも全く違います、日本と。私が情報交換会議で行ったアメリカの情報部長、陸軍将軍が女性でしたし、ドイツでは国会議長が女性でしたし、たくさんの女性職員もいましたし、帰ってきて、非常に今でも不自然を感じています。

したがって、職員の人材育成とか意識改革もしっかりやって、女性が全く男性と同じように主権者として組織に参画していく、社会づくり、まちづくりに参画していく、ここはもっと強く意識を変える必要があると思っています。

今、御指摘のこども園についても、これは男性・女性ではなくて、公か民かということも、どちらでなければいけないということを余り私は強く意識する必要がないと思っています、サービスを受ける子供さんと親御さんにとってどちらがよいのか。そして、必要なサービスを提供するためには、公がいいのか、民がいいのか、あるいは公民連携がよいのか。将来5つぐらいに集約されると思うんですが、こども園も。それも、全部民がいいのか、基本的に財政と組織の柔軟性の問題で、民設民営をふやしていますけれども、全部民がいいのか、まだそこは判断をしかねています。

一応、現時点では、文教ガーデンシティのところは、民設民営を前提に検討はしておりますけれども、まだ決定までは至っておりません。

○議長（杉山 誠君） もう何回目でしょうか、注意したのは。

どうしてもお直りにならないようですので、すみません、せっかく遠くから議会傍聴に来ていただいたんですけれども、大変皆さん迷惑していますので。

〔発言する人あり〕

○議長（杉山 誠君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時20分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

再質問、三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 一問一答になれなかったものですから、困って、ちょっとこじつけに聞こえたら申しわけないですけども、行政改革の中には行財政と入っているつもりで言っていましたので、お許してください。

そういうわけで、コンパクトタウン等も、いわゆる国の行財政改革の中で、コンパクトにして、住みよいまちづくりにして、財政投資も少なくしようという思想がどうも背景にあるような気がしているわけですけども、その中で、きのうの議論等では、無駄じゃないかとかいろいろ言われていたんですが、あるいは、かつ農地法の関係で、住宅等は難しそうだなみたいな話がいろいろ出ているんですけども、違った観点から、そういったところに美術館の建設だとか、あるいはサービスつき高齢者住宅等の建設だとか、あるいはコンパクトタウンの発想の中には、これからの高齢化社会において、医療・介護・福祉等が集約されて、1カ所で安心・安全なまちづくりをするんだというような思想があるわけですけども、そういった病院の移転だとか、新しい考え方に、大きな流れの中で、その中で新しい公共的な付加を加える発想についていかがかと。

あるいは、住宅等については1キロ以内で、牧之郷の周辺も、たしか駅も整備して、住宅にするんだという構想もあったような気がするんですけども、何も1カ所に住宅こだわらないで、もっと違う考え方も、もうちょっとできないものかというような気がしたもので、質問させてもらいますが、行財政改革という視点でぜひお願いしたいと思うが、いかがでしょうか。

○議長（杉山 誠君） それでは、そのように答弁を願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御質問の御趣旨はよくわかります。これから30年間ぐらいは、伊豆市だけではなく日本全国が、2025年から20年ぐらい、ですから今から30年ぐらいは、そういった社会に対応しなければいけない。

逆に言うと、50年間ぐらいかけて近代化してきたこの国を、これから30年後のために数年間で変えていくというのは大変難しいですね。体制を変えるということは、あるものをなくして、あるものを新しくつくるということですから、新しくつくるほうは、大体余り反対はないんですけども、あるものをなくしてというのは、大きな強い反対が当然出てくるわけです。そこをやはりやらざるを得ない、避けて通れない。

その中で、教育のあり方というものは、本当に抜本的に、幼児教育のよい教育とは何か、

小学校教育のよい教育とは何か、高等教育のよい教育とは何か、恐らく違うと思うんです、認識が。親御さんはどう考えているのか、現場の先生はどう考えているのか、我々行政はどう考えているのか、産業界はどう考えているのか。そうすると、そこもしっかり見直さなければ。

ただ、こども園を民設民営でやっても、我々行政としっかり連携をとってもらうようなことは担保させていただいているんですね。ですから、参画する者、事業者も、行政のこともあるし、社会福祉法人の場合もある。それから場所も、ただ少なければいいというわけではないので、幼児教育を積極的に減らすつもりはなかったんですが、しかし、実際に親御さんの行動を見ると、やはり友達が多いところにある程度集まってしまうので、やむなく集約しているところもあります。

そういった観点でいくと、結果として、やはり施設の再編成にはなっているんです。外から見ると、あたかも学校再編成と同じように、幼児教育も積極的に再編成しているように見えるかもしれませんが、これは結果としてそういうふうになっています。

ただ、そういう結果になる以上は、行政改革と同じように、資源を集中して、よりよいものをつくっていききたいと。

さて、その次に、同じ発想で住宅地も、当然、確率の高いところ、成功する公算の高いところに投資しようとするわけですね。牧之郷も過去やっていました。一番最初の試算ですと、宅地整備に50億円ぐらいかかってしまう。ぎりぎりでも20億円ぐらいかかってしまう。それを、どうやって民間資本を今から入れるかということも考えなければいけない。

あるいは、柏久保の小学校、中学校の周辺、あそこに中学校もという意見がありましたけれども、そうすると、あそこが伊豆市の文教地区になるわけです。そうすると、道路を大胆に都市計画決定して変えると、とてもとても20年、20億円では足りないぐらいかかってしまう。そうすると、今までの都市計画が前提だから、柏久保とかどこかに置きなさいということになるんですが、その都市計画そのものも見直しますので、そうすると、投資効果はどちらがあるのかということを考えているわけです。

ですから、行政改革も市役所のスリム化だけではなく、全体としての事業を最も効果的・効率的にするという観点で、教育施設も人口・住宅政策も、それから文教ガーデンシティも関連しているという状況で、現在その状況に直面をしているということです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 苦しい質問で恐縮なんですけど、投資の効率化という行革の観点から、コンパクト・アンド・ネットワークのネットワークの部分に、いわゆる今、公共交通に1億何千万円ぐらいの投資がされていると思うんですが、同じ投資先を、もっとデマンドとか、あるいは地域の高齢者の足の確保等に振り向けるということが、非常に私、大事になっているかなと。これは推進で検討するという答えはいただいているわけなんですけれども、きょうこ

ここにおられる天城の方等については、支所の問題が大きな議題ということで、中伊豆の私にはちょっとぴんとこないところがあったんですが、非常に足の確保というところでは大事な要望ですし、また、足を確保することによって距離の問題は解決すると。まちづくりが一点に集中しちゃうんじゃないかということも軽減するんじゃないかと思うわけですが、そういった、いわゆる財政をどういうところにどう振り分けるかということの中で、交通網も考え直す必要があるんじゃないかと。

これは1に戻ってしまったら、答弁は結構ですけども、財政的な面については、本当に今のままの事業体に投資するのがいいのか、それとも新しい交通網、本当につくるところに投資して、あるいは地場産業の育成等にも絡めて、交通網をつくりかえて、いわゆる大量輸送の時代、あるいはマイカーがない時代から、外部環境が変わっているわけですから、本当の新しい交通網に切りかえないと、幾ら投資しても、いわゆる公共交通と言われたものが確保できないんじゃないかと思っているわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは住民の皆さんにとって、切実な課題だと認識しております。天城支所を移転するときに、実際にいろいろ、いろんな方から聞いてみました。うちの職員からも聞いてみました。

そうすると、実際にバス停から近くないと困るという御意見があったと聞きましたので、職員に聞いてみましたら、伊豆市が出している通知が内容が難しく理解できないので、その手紙を持って支所まで行って、聞きながら書くんですよと。だから、バスで行かなきゃいけないと。だったら、通知書が理解できないことがまず問題ですよ。

これは我々も、何度も部長会議、課長会議で指示をしているんですが、市長の私が読んでもわからない通知がいっぱいあって、やっぱり、ちゃんと読んでわかって、はがきに記入して送り返せるような通知書の書き方をそもそもしなければいけないし、それから、先ほども申し上げました、デマンドバスかコミュニティバスかの社会実験をするときに、例えば吉奈新田の皆さんも天城支所に行っているのか、あるいは持越と茅野と長野だけなのか。そしてその方々は、支所と慶友病院に行きたいのか、あるいはショッピングセンターも行きたいのか。

しかし、ショッピングセンターに行ってしまうと、宿の商店が民業圧迫になってしまいますから、なかなか行政としては、そこまでのバスはやりにくい。そうすると、どこから出て、どこを回って、どう帰るかということも、実は問題になってくるんですね。そういったものをしっかり課題を捉えた上で、コミュニティバスというものを長期間、試行実験したいと思っております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 5分残っていますけれども、ちょっと私の質問の順序が間違えましたので、苦しい質問に答えていただきまして、ありがとうございました。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉山 誠君） これで三田忠男議員の質問を終了します。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（杉山 誠君） 次に、6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。通告に従いまして一般質問させていただきます。

伊豆市の健康福祉、さまざまな、その中でも福祉行政が行われている中で、今回はこども医療費について質問させていただきます。

件名、こども医療費は中学生まで無料にしませんか。

以下、数字が出てきますが、静岡県のホームページから引用しました資料を使っています。少し細かくなりますが、重要なところですので、それらも読ませていただきます。よろしくお願いいたします。

静岡県の資料によると、平成28年4月1日現在、県内35市町のこども医療費助成実施状況は以下のようになっています。

まず、入院費の自己負担について、35市町あるうちで、このような状況になっています。

高校生まで入院費の自己負担なしとしているところが3、中学生まで入院費の負担なしとしているところが22、未就学児のみは自己負担なしで、小・中学生が1日500円としているところが4、未就学児を含む中学3年まで1日500円としているところが6。伊豆市は、最後に言った6、入院時の助成状況は、未就学児を含め中学3年まで、全員1日500円の自己負担をしているということになります。

なお、入院時の食事助成については16の市町で行っていますが、伊豆市は入院時の食事助成を行っているという状況です。

続いて、通院の場合の自己負担金はどうなっているかというのは、非常にいろんなパターンに分かれているんですが、説明させてください。

通院の自己負担金についてのパターンです。通院について、高校3年まで自己負担なしとしているところが1、通院については中学3年まで自己負担なしとしているところが14、未

就学児はなしで、小・中学生月2回まで500円としているところが1、未就学児なしで、小・中学生月4回まで500円としているところが2、未就学児なしで小・中学生毎回500円としているところが2。毎回という意味は、月2回というのは、2回まで500円取りますが、3回目からは取っていないということです。4回までというのは、4回目までは取っているけれども、5回目からは取っていないということで、毎回というのは、5回目以降も取っているという意味で間違っていないと思います。

続いて、2歳未満はなしで、2歳以上から中学3年まで月4回500円取っているところが1、1歳未満なしで、1歳以上から中学3年まで毎回500円取っているところが1、未就学児が月2回、小・中学生が月4回まで500円取っているところが1、未就学児が月4回、小・中学生は毎回500円取っているところが1、それから、高校3年まで対象を広げているが、月4回まで500円取っているところが2、そして、中学3年まで月4回まで500円取っているところが7、中学3年まで毎回500円取っているところが2です。

伊豆市は、この通院の助成状況は、下から2番目の、全体で7件あった、このページの一番頭の、中学3年まで月4回まで500円取っているというのが通院の自己負担の状況です。

県内の35市町の状況を見ますと、人口が既に少なくなっている市町、人口減少が進んでいる市町ほど、こども医療費助成に積極的なようです。これらの市町では、特に20代の人口が極端に少ないのが特徴で、ゼロ歳から9歳までの人口も比例して少ないというのが特徴となっています。我々の伊豆市においても、この傾向に全く当てはまっていまして、助成の実態は人口の多いグループと同じ対応になっているのが、やや矛盾しているような印象を受けるというのが、数字から読み取れることになってきます。

同じく県の資料によりますと、平成26年10月1日現在で、伊豆市のゼロ歳から14歳の人口は3,072人ということになっています。うちゼロ歳から4歳が824人、5歳から9歳が1,020人、あとは計算でわかると思います。さらに、ことしになっての、これも県の資料からですが、ことしになってからの出生児数、1月が10人、2月が9人、3月が8人、4月が8人というところまで県のホームページに出ています。こういう状況になっています。

こども医療費の助成の対象人数は既に少なく、さらにこれからも減少の傾向をたどっていくと思われまふ。そういった観点から、下のことをお答えいただきたいと思ひます。

特に20代、30代の置かれている仕事に対する就業の状況、それから昨今の収入の状況等を考え合わせても、児童数の減少と考え合わせても、伊豆市のこども医療費の助成は見直しが必要と思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

2番目として、ずばり、できれば中学3年までは、入院・通院とも自己負担をなしにしたほうがよいと思ひますが、どのようにお考えになりますでしょうか。回答をいただきたいと思ひます。

○議長（杉山 誠君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） こども医療費については、他市町の状況も含めて、現状はよく把握しております。内部検討で、担当の部長、課長とも何度も何度も、あるいは部長会議でも検討してまいりました。現時点ではまだ決めておりません。

ただ、内部の中では、全体の政策の中で、こども医療費を無料にすることには反対の意見もかなりあります。それは、例えば保育料の軽減措置で、はるかに財源措置をしておりますし、それは他の市町よりもずっと先行している。その他、通学費とか、あるいは出産準備金とかもろもろで、財政支出も含めて手当てしている中で、さらにこれをする必要があるかというような意見もあります。

ただ、こども医療費だけで、子育て政策は集約はしませんので、他の要素も含めて、もう少し検討の時間をいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 今回の質問は非常に単純で、わかりやすい話ですので、もう少しはっきりした回答をいただけるかと思ったんですが、もう少し議論をしたいということだと思いますので、もう少し突っ込んで話をさせていただきます。

伊豆市のほうから出ています平成27年度版の「伊豆市の健康・福祉」ということで、この中にも、こども医療費のことについては当然載っています。それで、少し数字的な確認をさせていただければと思います。

こども医療費助成事業の、これは平成27年度版ですので、平成26年度を恐らくベースにしているものもあるかとは思いますが、この時点での対象児童数を把握しているかということと、今も言いましたが、今後、平成27年度、平成28年度と、どのように対象児童数が推移しているのかというのを、ある程度把握されていますでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まず、対象児童ですけれども、中学3年生までということで、全体的に、平成28年4月1日現在で3,224人ということで把握しております。

そして、今後の推移については、対象児童については100人前後減っていく傾向にあると思いますが、過去3年の医療費の様子を見ると、対象が減ったからといって医療費が減るわけではなく、少しずつ増加の傾向にあると考えております。

○議長（杉山 誠君） 青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 対象はやっぱり減っているということですが、金額的には減らないということの現状ということですのでけれども、今後さらに対象が減っていくというような感じになると思うんですね。

それで、これも確認になりますが、同じくこの資料の中に、平成26年度の資料として、入

院については給付件数が139件、医療費の入院費の給付金額が914万6,000円というふうにごここに出ています。これは139件の給付を行ったということですが、それから、通院については4万170件で6,087万円が給付されているということで、約4万件の給付を行ったということですが、これ確認ですけれども、この方々から約500円ずつをいただいたという考え方でよろしいですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） はい、そのとおりです。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） そうすると、特に入院については、139件掛ける500円を自己負担していただいているということですので、財政負担的にはそれほど大きくないというふうにもとれるんですけども、その辺を、じゃ一つ一ついきます。

入院についての考え方、入院のほうが圧倒的に、自己負担なしにしている市町が多いものですから、なぜ伊豆市の場合は入院費も自己負担、たった500円ですけれども、自己負担を入れているのかという考え方を聞きたいんですね。

さっきの最初の資料の中で、入院費の自己負担500円ですが、中学3年までなしにしているところが、35市町のうち22あるわけですが、伊豆市が属している6件のほかの市町はどういうところがあるかということ、入院について500円もらっているところ、沼津市、人口20万人、それから富士市、人口25万7,000人、藤枝市、人口14万6,000人、磐田市、人口17万人、それからあと、浜松市、人口80万人ということで、明らかに人口規模が多いところが、入院費500円を中学3年までもらっているということ、なぜこのグループの中に伊豆市が入っているのか、すごく不思議なんです、入院費を500円もらっている考え方を教えていただきたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 今のは、対象にしましたら126人ということで、4月1日現在おりますが、入院については1日1人500円ということですので、日数にしますと1,036日というような形になっておりますので、人数ということではないということです。

それから、500円というところの考え方というところは、大もとが全国でも、無料にするとか500円取るとかといった助成事業を、ほとんどの市町がしている状況です。

500円というところの根拠というところは、大もとは、これだから500円というところはないかと思いますが、やはりかかったときの自己負担は多少取るべきではないかという考えのもとに、そういうような、ほかの市町でも500円というところの考えがあるのだと思います。

○議長（杉山 誠君） 青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 今回の部長の説明はよくわかります。

それで、要するに、無料ということではなくて、応分の負担をしていただきたいんです。ということは、以前市長からも別の機会に話もあって、それはそれとして、理屈はわかるんですけども、今ちょっと人口、どこの市でやっていて、人口がどれくらいかということ参考数字を言いましたけれども、同じ条件ならそういう理屈も通ると思うんですけども、余りにも人口規模が違うし、特に人口の減少が進んでいて、子供の出生数も少なくなっているという当市が、さっき言ったところと同じグループで、これからもやっていく妥当性があるのかということがすごく疑問なんです。その辺は市長、どういうふうにお考えですか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 非常に悩ましいです。どうしても、ただの行政サービスってないよなと思うところがまだあることは正直なところ、他方、今、ほかに一生懸命いい政策をやっている、500円で悪いイメージ、ブランドが、伊豆市は子育てに冷たいというブランドになってしまって、本当にじくじたる思いがあるんですが、いわゆる行政サービスの無料はないだろうという基本的な考え方、それから、人口問題の中での出生数の確保という問題、実はさらに加えて、先ほどお時間をいただきたいと申し上げたのは、まさにきのうの夜、若い世代の方と、20人近くの方と話をしていたら、もう一つの要素が入ってきて、あるサービス業の方が、全く従業員が採れないので、何としてでも、今まで、過去何度も要望は伺っていたんですが、母子家庭を誘致してほしいと。要するに、働くお母さんですね。働くお母さんはサービス業でも、やっぱりいとわないので、そうすると、その方々、決して給与、所得は高くありませんから、こういった負担軽減が必要になる。

しかし、それだけではだめなんです。それだけではなくて、夜間・休日保育をどうするか。

それから、御存じのとおり、多くの温泉地では、仲居さんが70歳、75歳になると、生活保護になっていくわけです。そうならないためには、地域に統合していただかなければ、地域に受け入れていただかなければいけない。うちの母がひとり暮らしでもできたように、畑仕事も勧めていただきたい。そんなことを考えると、受け皿をしっかりとつくと、これだけやっても母子家庭の誘致にはならないんですね。

ですから、人口問題と、それからサービス業の職員確保という産業政策、それから今の福祉政策という観点で、もう1回考えてみたいということで、何か月もとは申しませんが、少し時間をいただきたいと、先ほど申し上げた意味でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） そういう状況もよくわかります。

20日の静岡新聞の夕刊にも、長泉で子育て盤石ということで、呼び込みに追い風というの、この大きいのを皆さんも多分見たんじゃないかと思えますけれども、要するに今、くしくも市長のほうから言葉がありますけれども、ブランドとしてのイメージがいいか悪いかということになると、たった500円で悪いわけですね。

それで、伊豆市も移住・定住に力を入れてくださいという質問を、以前一般質問でさせていただいて、取り組みをさせていただいているということはよくわかっています。

それで、静岡県は長野県とか山梨県と同様に、非常に都心部からの移住者の人気が高いんですね。移住希望者の。若い人からの人気が特に高く、そういう人たちというのは、必ず市のホームページとかを見えています。すごく細かく見えています。

当然、若い人たちですので、子育て世代ですし、これから結婚して田舎に住もうなんていう人もいるんですけども、これは平成26年につくって、東京とかの移住者を紹介するようなセンターにも出したりした資料だと思うんですけども、ここにもやっぱり子育て支援策ということで、伊豆市の子育て支援策ということで、今の状況と変わっていないんですけども、500円、500円というのが載っています。やっぱりそういうのを見ちゃうと、若い人たちは伊豆市を、そこでやっぱり見てしまうんですね。だとしたら、ここは無料のほうにかじを切るべきだろうというのが私の考え方なんです。

その、たかだか500円と言いましたけれども、それがどのくらい重いというか、与えるイメージだけじゃないと思うんですけども、実際に500円を負担に感じている人もいると思うんですけども、こういった載り方をする、500円の今のこども医療費助成の現状について、どういうふうに考えているのか、もう1回その角度からお願いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その定住・移住センター、偶然なんですけど、私も通ってみて、八重洲の物すごくいい場所にあるんですね。ここかと思ったんですが、その中で非常に、静岡県東部は評価が高いというのも聞いております。その中の資料で、ただが並んで、こども医療費無料が並んでいる中で、500円というのはブランドイメージとして、非常にネガティブだということも承知しております。

きょうの時点で、踏み切りますとは、ちょっと申し上げにくいところもあるんですが、近い将来、数カ月のうちに検討して、しっかり結論を出させていただきたいと思えます。

来年度予算に、もしやるとしたら、のせなければいけませんので、近い将来、どちらにするかも含めて、またはっきり申し上げたいと思えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 検討する方向に大分話が来ましたので、もうちょっといきます。

今度は、通院のほうをもうちょっと掘り下げて、ちょっとお手伝いいただきたいんですけど

れども、部長に。さっき僕も長々と読んだように、各市町で県内でも、入院の自己負担のあり方というのはすごく細かいんですよ。未就学児はいいけれども小・中学生はどうだよとかと、かなり細かく分かれているというのは、やっぱりこれ、各市町の判断が分かれているところなんだと思うんです。

それで、伊豆市は中学生まで、月4回まで500円、今取っているんですけども、今、各市町が、これだけさまざまなパターンに分かれている理由というのが何かあるはずなんですけれども、そこをどういうふうに捉えているのかというのをちょっと教えていただきたい。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 確かに現状を見ますと、通院のところで未就学児、それから中学3年までというようなところで、負担の違いが出ているところが多いと思います。

それについては、未就学児の場合は、病院にかかる回数がかかなり多いというところで、未就学児だけのところを軽減すればいいという自治体の考えが多いということだと考えます。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 未就学児、小さい子のほうが病院にかかる回数が多いよというのが根拠じゃないかというお答えだったと思います。

そこでなんですけれども、私も通告の内容の中でも触れたんですけども、こども医療費助成という事業名なんですけれども、実は子供を育てている親の世代に対する、これは支援策であって、もちろん子供が病院に行くための話なんですけれども、これはやっぱり親の世代への支援であるということは間違いないと思います。

先ほど市長も、若い人たちからの意見を聞きましたというふうにおっしゃったんですけども、今、伊豆市の人口構成というのを見た場合に、やっぱりちょっと問題が起きているというふうに捉えなければいけないと思うんですね。

今、こども医療費の助成の対象になっているのが、高校3年までを対象にしているところも二、三カ所ありますけれども、ほとんどが中学生までを対象としているということです。

伊豆市も、これは平成26年の資料ですが、全体を5歳ずつ、ゼロ歳から4歳、5歳から9歳というふうに分けていった場合に、実は一番人口が少ないのは、90歳以下ということになりますけれども、25歳から29歳が一番少なくて、この5年間の幅は885人しかいないんですよ。ゼロ歳から4歳も824人で少ないんですけども、一番平成26年時点で人口が少ないのは、117人の23歳が一番少ないんです。その次に少ないのが25歳で133人、その次に少ないのが24歳で139人ということで、22歳から26歳までの幅が、実は物すごく少ないんですよ。

ということは、この人たちがこれから結婚して子供を産んで育てていく世代なのに、ここが一番少ないということは、今よりももっと子供が減るかもしれないというのが、ここから読み取れるんだと思うんですけども、だとしたら、この一番人数が少ない世代を、やっぱ

り何らかの形で応援してあげるべきだと思うんですね。

もちろん、さっき言ったような、ほかの施策がいろいろあるのはわかります。だけれども、さっきも言いましたけれども、インターネットとかを通じてこういうのを見ていますので、やっぱりここを応援しているんだよというのは見せなきゃいけないと思うんですけれども、そこら辺、若い人が少ないという現状と絡めて、どういうふうに考えますか。市長、お答えください。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員の御指摘のとおりだと考えています。非常に危機的な状況ですね。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 今回のこども医療費助成だけじゃなくて、全体的なことで少しお答えをいただければなと思って言ったんですけれども、要するに、さっきも話もあったように、高齢者の福祉とか介護・医療、社会保障全体の問題の中の一つでもあるんですけれども、やっぱり20代、30代どうするかということを実際に考えていく必要があると思います。

その中でどうするかということだと思うんですけれども、じゃちょっと、部長のほうに振って申しわけないんですけれども、こういうものを取りまとめる中で、親の世代といいますか、若い子育て世代というような世代に対する支援というのは、どういうふうに盛り込まれて、こういうのはまとめられているかという質問をさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） しおりについては、今の事業の現状ということでやっておりますので、その中には、若い子育て世代の親の考えというものは入っておりません。

ただ、子育てについてのそういう会議も、東部の県のレベルでも、そういう意見交換会もありましたり、また市の中でも、そういった若いお母様方の世代の意見を聞くような、そういう場をもっとふやしていかなければいけないと考えております。

○議長（杉山 誠君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○6番（青木 靖君） これからもっと取り入れていかなきゃいけないという状況だということで、まさにそのとおりで、これからどうするかという部分だと思うんです。

これ一つやればいいということではないんですけれども、全体的な中での一つなんですけれども、その辺をもう少し考えていただきたいということの中で、これを取り上げさせていただいたというのがあります。

もう1回戻りますけれども、要するに、私が聞いているのは、最終的に通院も含めて、自己負担なしにしたかどうかということをお提案しているんですが、もう1回、通院について

の考え方ですが、今の状況から、さっきも言いましたように、いろんな対応が各自治体で分かれています。もう少し具体的に、どの辺までだったらできそうかという聞き方をしたいと思います。

本当にいろんなパターンが分かれていますよね。どの辺までだったら対応が可能であろうかということと、どのあたりにいくべきかということは、どんなふうにお考えになりますでしょうか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 財政的には当然かかるんですけども、それが深刻だからということでやらないわけではありません。

したがって、住むところとしてのブランドのところ、今一番傷ついているわけです。そうすると、残すことは意味がない。所得制限をすとか、年齢によって分けるとか、500円が残れば、ずっと500円ついて回るわけですから。そこで、さっき判断しかねていると申し上げたんですが、全部やるか、このまま残すか、選択肢はないんだろうと考えています。

○議長（杉山 誠君） 青木靖議員。

○6番（青木 靖君） 今回、単純な話なので、くどくど言うつもりもないんですけども、くどくど言っていますか、十分。

これで最後の質問にします。

これから検討していただけるということですので、ぜひ、今、やるかやめるか、どちらかだということですので、総括的に今の子供が少ない状況と、さっき言いました親の世代、特に20代が大変苦勞しているよというところを含めて、これからどういう方向に施策を考えていくのかということ、最後に市長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 出生数が少ないことが最大の課題であるということは何度も繰り返しているとおります。

繰り返しになりますけれども、ほかの施策と絡めて、9月の議会には、私どもの判断をもう1回改めて申し上げたいと思います。

○議長（杉山 誠君） これで、青木靖議員の質問を終了いたします。

これで、一般質問を全て終了いたします。

### ◎散会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月29日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 11時07分

## 平成28年第2回(6月)伊豆市議会定例会

### 議事日程(第5号)

平成28年6月29日(水曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)
- 日程第 2 議案第68号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 3 議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 4 議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第71号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第72号 伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第73号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第74号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結について
- 日程第11 議案第77号 市有財産の譲与について
- 日程第12 請願第2-1号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書(第1委員会所管分)
- 日程第13 請願第2-2号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書(第2委員会所管分)
- 日程第14 請願第 3号 文教ガーデンシティ計画行政手続きに関する請願書
- 日程第15 請願第 4号 修善寺駅及び周辺整備事業に関する請願書

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程と同じ

- 追加日程第1 議案第79号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算(第3回)
- 追加日程第2 議案第80号 工事請負契約の締結について(土肥小中一貫校建設工事)
- 追加日程第3 発議第 5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書
- 追加日程第4 発議第 6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書

---

### 出席議員(15名)

1 番	永岡康司君	2 番	三田忠男君
3 番	小長谷朗夫君	4 番	山下尚之君
5 番	山田元康君	6 番	青木靖君
7 番	大川明芳君	8 番	梅原正次君
9 番	小長谷順二君	10 番	西島信也君
11 番	森島吉文君	12 番	杉山誠君
13 番	室野英子君	15 番	飯田正志君
16 番	木村建一君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	和智永康弘君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	鈴木正君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	鈴木薫君	産業部理事	堀江啓一君
建設部長	斎藤満君	建設部理事	田村英樹君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	杉山和啓
主査	滝川和代		

開議 午前 9時34分

◎開議宣告

○議長（杉山 誠君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第2回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第67号～議案第69号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第1、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）から日程第3、議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第67号及び議案第69号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第67号及び議案第69号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑は、議案書27ページの職員研修福利厚生事業で、東洋大学大学院に職員を派遣するということですが、1人の派遣では派遣された職員にプレッシャーがかかるという心配はありませんかとの質疑に対し、この研修の内容がある程度わかるようにして公募し、自信のある職員に応募してもらおうと考えています。また、東洋大学の公民連携専攻には、公民連携研究センターという研究機関がありますので、職員が卒業後も引き続き情報をやり取りして教えていただくとか、市としてもこのセンターとのつながりを持ちながら研究を進めていきたいと考えていますとの答弁がありました。

関連して、研修の内容は、公民連携だということですが、なぜ公民連携の研修を急にやろうとするのかわからない、また、なぜ大学院なのか伺いたいとの質疑に対し、市長の所信表明でも新しい公共サービス、公共事業のあり方を検討していくと述べています。また、この4月から総合戦略課の中に公民連携推進室という部署を設置し、新たな体制を整えていますので、ここで急にというわけではありません。必ずやっつけていかなければという考えのもと研修派遣をするものです。東洋大学の大学院については、公民連携が国内では先んじていて、

地方公共団体との連携も進んでいるということで、この秋の入学を目指して補正予算をお願いするところでしたとの答弁がありました。

また、平日はインターネットで学習して週1回大学院へ通うという話ですが、インターネットでの学習は時間外勤務になるのか伺いたいとの質疑に対し、土曜日の通学は職務命令で、インターネットでの学習は自己啓発でと考えていますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第67号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）については、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑は、今まで2名いた職員が1名になったため、2名の臨時職員を雇うということだったと思いますが、それによって温泉事業がしっかりできるのか伺いたいという質疑に対し、2名の業務委託は、夜間の非常時の対応と日常点検を隔週で行っていくというものです。維持管理をしっかりやるために2人体制で行いたいということでしたとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第67号及び議案第69号の2議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第67号及び議案第68号について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） 3番、小長谷朗夫です。

ただいま議長から報告を求められました議案第67号及び議案第68号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

健康福祉部所管科目における主な質疑は、議案書41ページ、母子保健事業において子育て支援モバイルサービス利用料について、サービスの内容や効果についての説明を求めたのに対し、サービスの内容は、予防接種のスケジュールや健診のお知らせのほか、市の子育て支援に関する情報を発信するアプリで、さきに導入した自治体の例では、予防接種の問い合わせがかなり減ったこと、予防接種の医療事故の防止につながっていることや、行事等のお知らせを周知する率が高くなったことなどがありました。

また、保護者からは、子育て情報がまとまっていて見やすい、イベントのお知らせが届いて参加しやすくなった、予防接種の情報がその方独自のスケジュールのため、今度いつ何を受けたらいいかという情報が得られ安心しましたというような意見が寄せられているとの説明を受けました。

これに関連し、登録者数の目標と利用料についての質疑に対し、対象者の幅は広いですが、特に未就学児を対象とすると対象者は1,129人で、登録者の目標は、参考になっている伊豆の国市の実績が23%ほどのため、当面の目標は20%の225人ぐらいの利用を目指しています。若い人たちにスマホや携帯はかなり普及していると思いますので、周知啓発を徹底させて利用をしていただくように進めていきたいと考えています。

また、利用料については、初期の導入のための使用料と月額利用料で、登録件数によって増額になるものではありませんとの答弁がありました。

次に、市民部所管科目における議案書43ページ、柿木処分場管理事業の施設改良工事について、現在の状況について質疑したところ、処分場から出た汚水を生物を使い浄化させて川に流す施設で、生物を死滅させないため回転させていますが、今回、回転軸の一部が破損したためこれを取りかえるための工事で、現在は水中ポンプでエアを送り対応しておりますとの答弁がありました。

また、これに関連し、柿木処分場の耐用年数について説明を求めたのに対し、耐用年数については、今年度の当初予算に調査費を計上させていただき、現在調査を発注している段階であり、調査が3月までのため、議会への報告は年度末以降になる予定ですとの説明を受けました。

次に、教育部所管科目においては質疑はありませんでした。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第67号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑は、議案書79ページの国保標準システム連携データ構築委託料について、このシステム改修の内容についての質疑に対し、国民健康保険制度の改正により、今後県が市町に負担を求めてくる国保事業費納付金のテスト算定及びシミュレーションを10月に行うことになり、市が保有する保険者情報を県に共通な基準で提供できるようにシステム環境を構築するための費用ですとの答弁を受けました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第68号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時51分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第67号から議案第69号までの3議案について、質疑を行います。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第67号について、10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、ただいまから議案第67号について、委員長報告に対して質疑をするわけですが、その前に、やはりこの議会は、議会基本条例もここで成立しましたし、開かれた議会なんですよね。ですから、本会議のきょう始まる前、秘密会云々という話がありましたけれども、あれにつきましても、ちゃんと真相を、なぜ秘密会にしたのか、なぜ秘密会で取り上げたのか、それを明らかにしてもらわないと困りますからね、今後これは明らかにしていただきたいと思います。

それでは、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）につきまして、質疑を行います。

質疑といいましても確認ですが、先ほど山下第1委員長の報告では、これは賛成多数で第1委員会は可決したと、可決すべきものというお話があったんですけれども、私の記憶では、全員賛成したと思います。すなわち全会一致ではないかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか、確認をいたしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

第1委員会山下尚之委員長。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

ただいまの西島議員の質疑に対しお答えいたします。

西島議員の質疑のとおり、委員長報告では「議案第67号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました」と報告をいたしました。会議録等確認いたしまして、大変申しわけございませんでした。「議案第67号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました」、以上に訂正をお願いしたいと思います。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これより議案第67号から議案第69号について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第67号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、討論を行

います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第67号について、採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

次に、議案第68号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成28年度伊豆市温泉事業特別会計補正予算（第1回）について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

次に、議案第69号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第70号～議案第75号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第4、議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定についてから日程第9、議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第70号から議案第72号までの3議案について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） 4番、山下尚之です。

ただいま議長から報告を求められました議案第70号から議案第72号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、職員が大学院派遣後5年以内に退職した場合は、その費用を返却させるという条例だと思いますが、ますます派遣を希望する職員がいなくなるのではないかとの質疑に対し、この条例は、研修で大学院課程を履修した職員の転職を制約するもので、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に準じて制定したものですとの答弁がありました。

また、留学費用のことですが、国内に派遣する場合も「留学」と言うのですかとの質疑に対し、さきの法律の第2条第2項に、この法律においては「留学」とは学校教育法に基づく大学の大学院の課程、またはこれに相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修する研修との定義がありますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第70号につきましては、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号 伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第70号から議案第72号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、議案第73号から議案第75号までの3議案について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） ただいま議長から報告を求められました議案第73号から議案第75号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第73号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正については、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑は、条例の改正の結果、市民にとっては利便性が高まったのか、経済的な負担がなくなったのか、持ち込む人にとって加算がふえてしまうのかとの質疑に対し、今までは50センチ以下のものはバケットでつまめないため袋に入れて出していただ

いておりましたが、1メートル50センチ以内であればそのまま搬入できるようになりました。これは粗大ごみをチップ化できる一般廃棄物業者と契約し、大きいまま搬入ができるようになったためです。

市民の方にとっては、わざわざ50センチ以内に大きさを整え、袋に入れる必要がなくなりました。また、50センチ以内でも厚さが5センチを超えるものについては、今まで持ち込むことができませんでしたが、そのまま搬入できるようになり、利便性が向上したと思われます。ただし、あくまでも料金はかかりますので、これについては、規則の中で規定し、それに伴い条例を整理しましたとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論ともになく、採決の結果、付託されました議案第73号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

審査の過程における主な質疑は、改正に当たり、軽減される人がどのくらいいるのか、国の基準に合わせたものなのか、市が独自に設定した基準なのかとの質疑に対し、2割軽減の世帯が15世帯、5割軽減の世帯が13世帯、合計78万円ぐらいの軽減になります。基準については、国の軽減に準じたものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論ともになく、採決の結果、付託されました議案第73号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について、健康福祉部長から補足説明の後、質疑を行いました。

主な質疑は、階層区分の5から7階層までの保育料の金額が同一なので幅広い層が同一料金になっているように感じるが、今回の改正時に検討されたかという質疑に対し、階層については前回の改正時に行いましたので、今回の改正時にはこれについての検討はありませんでしたとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議はなく、今回の改正は国の変更に準じたものだが、国に準ずるばかりでなく、伊豆市独自でも見直すところを見直してほしいとの要望を付した賛成討論の後、採決の結果、付託されました議案第75号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第73号から議案第75号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時07分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第70号から議案第75号までの6議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第70号から議案第75号について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第70号 伊豆市職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の制定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第70号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 伊豆市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第71号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第72号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 伊豆市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第73号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第74号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第75号について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第76号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第10、議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議案第76号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第76号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第76号 建設工事委託に関する協定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、1億5,000万円ほどの建設工事委託ということですが、随意契約とした理由を伺いますとの質疑に対し、この契約は、建設工事委託に関する協定という契約名ですが、下水道事業団が工事するという委託ではなく、発注から検査までの事務を委託するというものです。随意契約とした理由は、この下水道事業団は公共団体を支援するために唯一設立された団体であり、このようなノウハウを持った専門の技術者がおり、他に委託事務全てをやっていただけたところはないということで、地方自治法第167条の2第1項の2、その性質または目的が競争入札に適さないことを理由に随意契約にしたいということですのでとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第76号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第76号について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第76号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第76号 建設工事委託に関する協定の締結について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第11、議案第77号 市有財産の譲与についてを議題といたします。

本案については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につい

て、委員長の報告を求めます。

議案第77号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました議案第77号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第77号 市有財産の譲与については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、まず、この譲与とは無償譲渡ということですね。そして名義が北狩野村や北狩野村大野だという話ですが、どうして無償譲渡をすることになったのですかとの質疑に対し、まず、無償かということですが、無償での譲渡ということになります。そして、なぜ譲与ということですが、ちょうど1年ほど前に、大野区から北狩野村とか北狩野村大野という名義ではあるが、今まで固定資産税が大野区に賦課されている土地があり、この土地は大野区が管理しているものであるとの申し入れがあり、市で調べた結果、記録が残る昭和56年以降固定資産税を賦課していたこと、市の普通財産の台帳にも載っていない土地であることがわかりました。このようなことから、所有権を大野区に移すべきではないかと1年をかけて協議してまいりましたが、大野区には法人格がなかったため、今回、認可地縁団体を設立していただいて譲渡するものですとの答弁がありました。

また、昭和56年以降、固定資産税をかけていたということだが、市有財産に固定資産税をかけるのはおかしい、返すべきではないかとの質疑に対し、確かに名義が市でありながら賦課しているという矛盾はありますが、総合的に判断しますと、従前から伊豆市のものではなく大野区のものではないかという判断に至りました。固定資産税については疑問が残るところもありますので、しっかり税務課と大野区で相談させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第77号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第77号について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第77号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第77号 市有財産の譲与について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

#### ◎請願第2-1号及び請願第2-2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第12、請願第2-1号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（第1委員会所管分）の請願項目の2及び日程第13、請願第2-2号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（第2委員会所管分）の請願項目の1についてを議題といたします。

本請願につきましては、請願項目が2項目であり、内容が各常任委員会に振り分けられましたので、2つの所管委員会の取り扱いとなります。この場合、1つの請願であっても2つの請願が提出されたものとみなすために、それぞれに枝番号を付したものであり、各委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、請願第2-1号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（第1委員会所管分）請願項目2について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

傍聴席の方、発言なさらないようにお願いします。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました請願第2-1号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

請願第2-1号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目2）については、紹介議員である木村建一議員に本請願の提案説明を求め、請願者からは意見陳述の申し入れがありましたので、請願の趣旨や請願に至った思いを述べていただきました。

紹介議員、意見陳述者に対する質疑の後、討議、討論が行われ、意見として、構想の凍結は無理だと思うが、事業の進捗状況等の情報は市民にも議会にもなるべく早く流していただきたいと思っている。

また、私は請願の全部の採択を望みますが、妥協案として、1つ目に、市民の負担は重過ぎます。市民の税金を大切に使ってください。2つ目に、市民説明会で出された市民の意思を尊重してくださいという2つについて、一部採択ということであれば異議はありません。

市民の税金は重過ぎるということですが、何か事業を行う上では必ず税金が使われます。合併特例債など有利な事業債を使うというのは一つの方法であるかと思っています。ただし、税金の無駄遣いをしろと言っているわけではありません。

2番目の市民説明会で出た市民の意見を尊重するということが、説明会で出された意見は一部の特定の方の意見であると思います。市民の意見はもちろん聞かなければなりません。何回説明会を行っても来ない人の意見をうかがい知ることが、幾ら時間をかけても難しいのではないかと思います。そして凍結に関しては反対です。

市民の税負担も確かに大きいと思います。法律、財源、配置など、我々もまだまだ十分わかっているわけではありません。そういった面で当局側に十分な説明をしてくださいという部分については、一部採択ということで賛成します。

財政シミュレーションの説明を受けたが、オリンピック等の財政負担もすごいのではないかと思います。このシミュレーションについては信用できないと思う。事業凍結は厳しいが、その他についてはこの請願に賛成したい。

伊豆市はこのまま何もしないと、どんどん過疎になり大変なことになるのではと思っています。この事業の凍結には賛成できません。しかしながら、いろいろと問題もあると思うので、当局には説明を求めていくつもりです等の意見が交わされ、凍結には賛成できないが、一部採択をという意見が多く出されました。

これを受け「市民の税の負担が重過ぎます。市民の税金を大切に使ってください。また、未来ある子供や孫に借金を残すことになります。市民説明会で出された市民の意思を尊重してください」という部分の採択をするか否かの採決の結果、請願第2-1号につきましては、賛成多数で一部採択すべきものと決しました。

なお、請願第2-1号につきましては、会議規則第143条及び議会運営規程第8項5号の規程に基づき、市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認めることにいたしました。

以上で請願第2-1号について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 次に、請願第2-2号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（第2委員会所管分）請願項目1について、第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

〔第2委員会委員長 小長谷朗夫君登壇〕

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） ただいま議長から報告を求められました請願第2-2号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目1）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員である木村建一議員に本請願の提案趣旨について求め、請願者からは意見陳述の申し入れがありましたので、請願の趣旨や請願に至った思いを述べていただきました。

紹介議員、意見陳述者に対する質疑の後、委員間討議、討論が行われ、学校があったとき

から人口はどんどん減っていたので、必ずしも学校がなくなったから衰退したわけではない。いろんな声がある中で、こういう方向を決めてきた。議員もしっかりそれを検証しながら、問題点があればそれを改善していくことは当然だが、請願を受け入れるのは無理だと感じるので反対の立場をとる。

学校は、地域によって支えられているが、新中学校における地域はどこか。より多くの方が新中学校に魅力を感じて、遠くなってもあの中学校だったら子供たちを支えようと一つにならないと支えられません。

また、部活が大事なのはわかるが、部活のために中学校統合というのであれば、土肥の小中一貫教育には当てはまらない。

それから、飛び地になっている第2グラウンドをつくるが、交通安全対策に何も手をつけていない。

教科教室がどのように子供たちの成長に反映されていくのかもつかんでいない。財政投資もその分上がる。そんなに素晴らしいのに、全国にまだ30校、パーセントでいきますと0.003%しかない。中学校の統合を絶対だめだとは思っていないが、クエスチョンがたくさんあることから、市民の立場に立ったときに、これは凍結しかないと考えます。

文教ガーデンシティの内容について、粗削りで説明が尽くされていないところはあるが、思春期の子供たちが人間として成長するときに、大勢の友達や大勢の先生とのかかわりの中で、伊豆市の中学生が成長してほしいと願っている。

伊豆市の中学生に合う教育環境を整えることが私たちの役目だと思う。そういう観点から、中伊豆中、天城中、修善寺中の存続は無理だと考えます。

紹介議員から、請願項目の「文教ガーデンシティ構想による新中学校の再編は凍結し、各地域に中伊豆、天城、修善寺の現在の中学校の存続を求めます」は、必ずしも中学校の再編そのものを全部否定しているわけではなく、1回財政出動をとめてほしいという意味だということ。

また「各中学校の存続を求めます」というのは「各中学校を残す考え方もある」という思いがこの2行の中にあるのでくみ取ってほしいとのことだが、請願の審査の基準からいくと、請願の内容を変えることはできないこと、実現がすぐにできないことなので賛成するのは難しい。

請願は文書で判断せざるを得ないので、請願者の趣旨は十分今後も引き継ぎ、一般質問や委員会で気持ちは反映させることができるので、反対の立場をとります。

また、開校時に中学生がいる保護者は、もう既に制服や体操服、校章の心配をしている。情報が足りないので行政は説明等を頻繁に開催して、市民に理解してもらいながら進めるべきだとは思いますが、全体を考えると不採択です。

以上述べたことが、委員会の審査の中で各委員が述べたことを羅列してみました。

そこで、以上のような討論が行われた後、採決の結果、賛成者少数で請願第2-2号は不

採択となりました。

これで委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を速やかに提出願います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時40分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第2-1号及び請願第2-2号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

請願第2-2号について質疑の通告がありますので、これを許します。

10番、西島信也議員。

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、文教ガーデンシティ構想に関する請願第2-2号について、要するに新中学校の再編成は凍結してくださいという請願について、第2委員長の報告に対しまして質疑をいたしたいと存じます。

まず、この請願は文教ガーデンシティ構想による新中学校の再編成は凍結し、各地域に中伊豆、天城、修善寺の現在の中学校の存続を求めますということですね。まず、一つは計画を凍結してくださいということですね。それからもう一つは、中伊豆、天城、修善寺の中学校を存続してくださいと、この2つあると思うんですね。

それで、第2委員長さんにお伺いしたいのは、1つは再編成の凍結につきましては、皆さん、凍結はだめだとか、まかりならんとか、そういう意見が多々あったと思うわけですが、まず1つは、中伊豆、天城、修善寺の中学校の存続について、このことについて皆さんどう思っているか、市民の方はどう思っているか、あるいは議員の方はどう思っているかというようなことを審議というか、審査いたしたかどうかということが一つ。お願いします。

それから、その件についてなんですけれども、結局、市民説明会でも非常に不安の発言が統合に対する、要するに修善寺、天城、中伊豆の中学校がなくなることにに対する不安の発言がたくさんありました。このことについて、委員会でお話があったんでしょうかということですね。

それからもう一つ。凍結の中身については一つ一番大きな問題は、農業振興地域、いわゆる青地のところに農振解除、青地解除ができるかどうかというようなことですね。これにつ

きまして、これはこの請願の趣旨の中には、文教ガーデンシティの中の農業振興地域、青地に住宅地等が建設できるのでしょうかという文言もあるわけですが、これについては、第2委員会ではそのような、凍結について、解除ができないまま進めているんですかと、今までにもう2億円近くのお金がここに投入されているわけですね。住宅地、公園、こども園については現在事実上、凍結しているような状態なんですけれども、中学校については依然としてお金が投入されている。

まあ、今度も中学校の設計とか実施設計をやると言っている、それに1億円、2億円のお金がかかる。もし仮にできなかつたとしても、どんどん投入されているというようなこと、そういうのがひとつ凍結してくれという理由になっていると思うんですけれども、そのことについては審査したんでしょうか。

それからもう一つ、中学校の再編ということは、これは避けて通れないというか、非常に問題があるわけですが、一つの方法に、土肥でもやろうとしている小中一貫校、このことについて、これを小中一貫校を修善寺は別にして、天城、中伊豆が小中一貫校をやれば、中学校の存続はできるというふうになると思うんですけれども、このことについてもそういう審査をなされたのかどうなのかをお伺い、まあ、3点ぐらい申し上げましたが、お願いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは答弁願います。

第2委員会委員長、小長谷朗夫議員。

○第2委員会委員長（小長谷朗夫君） それでは、西島議員の御質問にお答えいたします。

議員は、今3点ぐらいというお話でしたが、私が聞いていると5点ほどあったということで、それについてお答えをいたします。

順序がちょっと1から5まで整然と並べません。要するにお答えできるところから最初やります。

1つは、一番最後に小中一貫校の話が出たかどうかというお話ですが、審査の過程の中で質疑の中であくまで請願項目の中には中伊豆、天城、要するに修善寺の中学校を存続しというのがあって、確認ということで、請願者に確認をさせていただきました。これは単独校です、そうしたら今のところそうだと、そういうお返事がありました。その場面が一つ。

それから、討論の前の討議の中で、小中一貫校ということは大変大事な要素であって、それらがこの請願項目には書かれていないということで、大事ではあるけれども書かれていないという意見がありました。

ですから、2つの場面で、2つのそういう意見があったということをお答えいたします。

それから、その次の3番目の青地の解除の関係ですが、これについては、私たちの所管科目でありませんので、一切それについての審査はありませんでした。

それから、1つ目と2つ目、要するに何かというと、市民がどう思っているか、それから不安がどうなのかということで、1つ目と2つ目はこれ関連していますので、多分西島議員も3つだよというふうに言ったと思うんですが、これを1、2を総合してお答えしますと、委員の中からも質問がありました。要するに請願者のとらえている、いろんな方に聞いたんだと、こういう考えがあるんだというのは、どういう場面ですかということで、主に文教ガーデンシティの関係の説明会、こういう中で歴然として出ているじゃないかという御意見がありました。

それから、請願者の近辺というか、周りにいる方々、近い方、そういう方に意見聴取すると、やはり心配であると、どうなっているのかということがありました。そういうところとられた、今のところは結果ですという、簡単に言えばそういうことだと思います。そういうやりとりがありました。

それから、凍結ということに関しましては、紹介議員であります木村議員のほうから凍結の意味というのは簡単に言えば、先ほども言ったんですが、財政出動をここでストップしてくださいと、一応。これ以上の出動をしなくて、改めてもう一度考えてみましょうという、そういうことだったと思います。それで、それについて各委員が御自分の考えを述べました。先ほどそれについては、委員長報告ということで報告いたしました。

なおかつ先ほどの報告は、今私の手元に会議録があるんですが、約49ページ、委員会の会議録がございます。その中の30ページをこれにかけているんですね。だからそれだけの議論をしたということは最後に添えますけれども、以上でございます。

お答えになったかわかりませんが、以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

初めに、請願第2-1号について、賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

請願第2-1号とか請願第2-2号とか、よくわからないもので、請願者の意向に沿うということで、いわゆる請願項目2項目目、委員長も言っていましたけれども、税金の問題、負担が重すぎるのではないかと、市民の意思を尊重してくださいと、「以上のようなことから凍結を求めます」、こういう文章になります。

本題に入ります。請願項目、賛成討論の立場で発言させていただきます。

紹介議員の中の1人の議員として、請願者の願いを途中下車させることを私は絶対しません。私はあなた方の思いを最後までぶれずに応援する、そういう立場で今この席に立ってお

ります。

将来財政負担が90億円では済まないでしょう。市民の暮らしの影響がどうなるのか、その説明が不十分です。市民説明会で出された市民の意思を尊重してください、ここは認めるが、文教ガーデンシティ構想の凍結は認められないということは、凍結しなくても法的にクリアできるという確信が議員の皆さん一人一人にありますかということをお願いしたいと思います。

当然皆さん御存じのように、議会の運営もさまざまな問題についても、憲法のもとで法律に基づいてやられております。したがって、今回の文教ガーデンシティ構想を具体的に進めるに当たっては、法律に基づいてやられるのが当たり前のことです。そして、一部採択しましょうよと言った委員長報告の中で、ある議員が法律をわかっていないが、今後、いろいろあるだろうから、私たちもわからないから説明してくださいという立場でいいのかなと、法律がわからないのに賛成する、どんどん進めてくださいということはあり得ないでしょうということでもあります。

紹介議員として、法律の問題や財源の問題、配置の問題、さまざまな課題があるから、文教ガーデンシティ構想の凍結をしてくださいということで、そのときに一個一個について私は紹介議員として説明しましたが、きょうはその中の一つ、法律の問題についてのみ触れます。

その法律の1つ目、学校については農振法の除外で当局は今、県と話し合い等進めているということですが、それではこども園、住宅、公園は何の法律に基づいて除外できるというのか、その法的根拠を示してください。これは委員会での話し合いをしているときから、きょうこの場にいるときに、何が違っているかという、私は一般質問して、その答えが帰ってきていますので、そのことも含めながら討論に参加いたします。

公的根拠を示してくださいと言ったけれども、残念ながら、示していただけませんでした。

2つ目、都市計画法第30条、開発区域の位置について、私は規模は12ヘクタールですねと言ったんですが、そうではありません。今のところ学校のみですというお話でありました。

関連します。都市計画法第33条、開発許可の基準について、これは学校の中だけの範囲でやりたい、今のところ。そうすると、この中に排水路や排水施設、降水量、幾らあるのか、調整池どうするか、学校の範囲の中だけでこの開発許可の基準をとっていきたい。これで申請を私は受けつけるのかなと思います。

この方法でいくならば、こども園、住宅に多分できたとして、時期的、時間的なずれがあるはずですが、そうしますと、そのたびごとに開発区域の位置を決めて、何ヘクタールと決めて、それに対する排水施設どうするんですか、雨が降ります、どのように雨水処理をしましょうかという計画を、あの12ヘクタールの中でばらばらにやるということですよ。そんなことが果たして可能なのか。あくまでもどこの自治体の状況を見ても、開発区域は今回の例で言うなら、12ヘクタールなんだから、12ヘクタールの中で、この中でどういうふうに皆さ

んが、そこに住む人たちが安心・安全で洪水にならないように、清潔になるようにということで排水を引いたり、下水を引いたりするということが当たり前のことなんですよ。それがどうも違う。

かと思えば、ばらばらだと、個々にやりますと言っておきながら、全部には手つかずの状態でありながら、12ヘクタールの全体造成の設計業務を委託すると、まことに不可思議ではないですか。

学校だけだと言っておきながら、なぜ12ヘクタールの全体の造成計画、業務委託をするのか。だからこのままストップしないと、ひょっとしたら、できないならば、そのお金、誰が責任をとるのかということでもあります。

3つ目です。伊豆市土地利用事業等の適正化に関する要綱というのがあります。この6条に、事業者は土地利用事業等に関する計画を策定しようとするときは、ほかのまた条例が出てきましてね、第何条と出てきまして、6条なんですけど、このように書いてあります。

いわゆる土地利用、いろいろなものをつくらないようにしましょうねというのが、その土地利用計画なんです。つくるにしても制限がある。そして、原則として次に掲げる区域は含まないんですよと、いろいろなものを建てないですよ、その中に幾つかあるんですけど、2つある。今回に該当するもの。

1つ目は、市街化調整区域です。12ヘクタールの今、学校等をつくろうとしているのは、これは市街化調整区域。2つ目、さんざん論議、我々も勉強させていただきましたが、農業振興地域の整備に関する法律で、これは農業地区ですよ、だからここは原則この伊豆市がつくった土地利用計画はだめですよということなんですね。ただ、ここを使うのかなと思うのが、ちょっと失礼、「市長が特に必要と認めた場合は」という項目がぽつんと載っている。そこを使うのか、わかりませんが。

それは、それぞれの規則とか、条例等々皆さん御存じのように、必ずさまざまな課題があるから、さまざまな課題については、やっぱり執行機関の長である市長に対して、特にこれ以外について市長が認める場合は、市長がやってよろしいという項目が必ず出ているんですね。それとの兼ね合いで見ると、これを乱用しちゃ僕はまずいと思っています。わかりません、それは市当局の問題ですから。

ですから、僕がつかんだのは、できませんよと、学校も住宅地もできませんよ、つくっちゃだめですよと、自分たちの中で、伊豆市の土地利用事業の適正化に関する要綱、要綱というのは別に緩やかですからね、絶対に従わなくてはならないものではないんですけど、現実には市民の方々がその土地利用をやろうとするときに、なかなか従わないと確認がおりないというのが実態であります。

ですから、これはただ単に要綱じゃなくて、条例的に近い扱いをするのかなと、別に法令違反とか云々じゃないんですけどね。

最後に、法律の関係、第1委員会の審査の中で、いろいろ私傍聴させていただきましたが、

伊豆市が地域再生計画を国から許可された。その計画書を作成している段階で、当局は市民に言えないのがあるのじゃないか。農振法も農地法も地域再生法が優先するとの法律論を述べていましたが、改めて私は地域再生法等とさまざまな法律を読ませていただきましたが、地域再生法が全てに優先するという文書は、この法律のどこを読んでもありませんでした。あると言うなら、具体的に示していただきたい、私はまた勉強したいなと思っています。それでごめんなさいと、謙虚に謝ります。

この法律を具体化するために「地域再生土地利用計画は必要です」ともあります。これは伊豆市でもつくってありますが、この中に、土地の利用の基本方針というのが土地再生利用に対する基本的な方針があります。2つ、どんな施設だったらいいのかとあります。1つは、この法律の中に集落、福利等の施設はよろしい、まあ、具体的に言えば教育文化施設とか、医療施設、福祉施設等々はよろしいですよ。もう1つ、地域農林水産振興施設整備計画というもう1個、また地域再生計画の法の中にありまして、ここにガイドラインがあるんだけど、全ての農業に関係する施設のみに限定されているんです。

どこを読んでも、一例挙げます。住宅をつくっていいという項目はどこにもない。したがって、私は法的根拠を示していただきたいと言っているんですが、これは議員の皆様は訴えかけている場ですから、皆さん、住宅地をつくってもよろしいという法的根拠を市民の皆さんに示すことができますかと、皆さんに問いかけていきたいと思えます。

どの法律から見ても、当局から納得できる説明、いまだにありません。手続に時間がかかるから、学校以外の計画がおくれているということではありません。法律の根拠を市民に議員一人一人が説明をする責任があると思えます。市当局に法律は難しいから、よくわからんと、私は。でも間違いないだろうと、当局がやるならということで、任せるのではなくて、自分の目で法律を読んで、自分の頭で考えることが本当に今、伊豆市の今後どういうふうにしてまちづくりをするのか、財政出動するのかと、極めて大事な時期に来ていると私は判断しております。

議員の間でよく議論をして、法的に問題なしと確信するまで事業をとめてくださいという市民の声に、どこが間違っているのでしょうか。市民から預かっている税金をわからずして、私はいいですよ、凍結しなくていい、みんなの意見を聞くんだけど、計画はどんどん進めてくださいということはある得ないというように思いますので、廃止しろと言っているではありません。とりあえず今、委員長が言ったように、とりあえずとまりましようよと、その中で要に我々議員もよく論議をして、そうだ、市民にちゃんと今回のこの文教ガーデンシティそれぞれの計画はこういう法律に基づいてやるんだから、皆さん間違いありませんよ、確信してくださいというところまで私は議員の責務があると思えます。

以上で請願に対する賛成討論を終わります。

○議長（杉山 誠君） 討論の途中ではありますが、時間も大分経過しておりますので、ここで休憩をとりたいと思えます。

再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、請願第2－2号について、賛成討論を行います。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目1）の文教ガーデンシティ構想による新中学校の再編は凍結し、各地域に中伊豆、天城、修善寺の現在の中学校の存続を求めます。この請願の採択につきまして、賛成討論を行います。

この請願者の願意といえますか、何を求めているかということなんですけれども、請願者が出しました請願書の中の一部を読まさせていただきます。

この中に、なぜ3地区、修善寺、天城、中伊豆の中学校を再編して1つにして、新しく新中学校を文教ガーデンシティに建設するのでしょうか。これは、多くの伊豆市民の疑問だと思うわけですね。これを理解している、新中学校をつくろうということを理解している、どういう理由でつくろうと理解している人は余りいない、じゃない、ほとんどいないんじゃないかなと思うわけですね。

なぜ、こういう疑問が湧いてくるかといいますと、続けて読みますと、子供が育つ生活圏は暮らしやすく、集まりやすく、まとまりやすい単位の大きさが望ましいと思います。子供がいて、年寄りがいて一緒に地域が活性化するのではないのでしょうか。遠い中伊豆、天城から修善寺の文教ガーデンシティに通学する子供たち、親たちにとって安心して通わせることができるのでしょうか。市民説明会ででも不安の発言がたくさんありました。

それから、文教ガーデンシティはほかにも、こども園、公園のほか住宅地も整備することですが、農業振興地域、青地に住宅地が建設できるのでしょうか。また、学校のすぐそばに住宅、飛び地にグラウンドなどの配置についても、市民説明会で多くの方から質問がありました。当局側からの十分な回答はありませんでした。

要するに、この文教ガーデンシティ新中学校をつくるということは、市民合意がほとんど得られていないということなんです。

そこで、請願者の方は、ここで一回立ちどまって市民みんなで考えてみましょうということをお願いしているわけなんです。まことに当然な請願だと思うわけです。

それで、ここで私の意見をちょっと言わせていただきますと、何が一番問題かということなんですけれども、それは農振青地が解除できないということなんです。農振青地を解

除して、農地転用して、さらに開発行為の許可を得ると、これは至難のわざなんです。ちょっとやそっとではとてもできるもんじゃありません。

それにもかかわらず、今まで測量費あるいはボーリング費用、学校の設計費用、何やかんやでもう既に2億円近いお金を支出しているわけなんです。さらには、この前行われました3月定例議会の当初予算の審議におきまして、用地取得費として債務負担行為という形ではありますが、19億900万円の金が用地取得費で計上されているんです。19億900万円はもう支出するよということが決まっているわけです。決まっているというか、そういう予算になっているわけですね。何も決まっちゃいないのに、どうやってそんなお金を支出しようということになるわけですかね。本当に疑問だと思いますね。

それで、6月22日に議会全員協議会が開かれました。この時は秘密会だということで開いたわけですね。ところが、けさの議長の報告といいますか、発言で「あれは秘密会じゃないよ」と言ったわけですね。私も秘密を漏らしたなんて誰かに言われたんですけども、大変心外ではあります。

とにかく秘密会じゃないということで、その時に何が話されていたか。市長から、地域医療の現状についてということで、小立野にある日赤とか、————の経営が苦しいから、建て替えしなけりゃならないからどうしようかというような報告があったわけですね。そうでしょう。

それに対して議員の中からは、文教ガーデンシティに病院を統合してつくったらどうかなんて、そういう案も出たわけですね。

〔発言する人あり〕

○10番（西島信也君） 何言っているんですか、秘密会じゃありませんよ。

そういう案が出たんですね、議員から。とんでもないことですよ。

いいですか、私はね、そりゃそういう案もあるかもしれない。でも今、文教ガーデンシティの構想を進めているときにね、そういう案も出るのもおかしい話だなと思うわけですね。

とにかく、この文教ガーデンシティ構想をさっきも言いましたが、住宅地、こども園、公園、これもやってないということですからね、もう何にも仕事してないということですから、もうほとんど凍結状態ですよ。

今やっている、やろうとしているのは中学校だけなんです。その中学校も、これはできないという公算が非常に大きいわけですね。それにもかかわらず、先ほど言いましたように、これから何億円ものお金を投入して、まごまごしてりゃあんだ、あそこの用地全部買っちゃって、もう地権者には交渉しているそうですけれども、19億900万円を使っちゃおうという、そういう予算もあるわけですよ。こんなことになったらどうなりますか、大変なことですよ。できもしないのにそんな金を投入して。

とにもかくにも、私は、とにかく文教ガーデンシティ構想による新中学校の再編成は、凍結しなきゃだめだと。凍結して、まあいいですよ、新中学校をつくらなきゃならないという、

そういう御意見もあるかもしれませんが、とにかくできるか、できないか、はっきりしてからお金はかけなきゃだめなんです。できるか、できないかもわからないのに、金ばっかりどんどん使って、できなかったらどうするんですか。そんなあんたやめたくらいじゃ済みませんよ。損害賠償がおきますよ。この議会にも起きるかもしれないけれどもね。

とにかくそういうことで、私は再度言いますが、文教ガーデンシティ構想による新中学校の再編成は凍結し、各地域に中伊豆、天城、修善寺の現在の中学校の存続を求めます。この請願につきまして、採択されるよう賛成討論といたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 次に、賛成討論。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

文教ガーデンシティの請願項目の請願者が出された1項目目を中心に採決しましょうよという討論を行いたいと思います。すなわち「新中学校を凍結し」ということです。

委員長報告にもありましたが、いわゆる「中伊豆、天城、修善寺の現在の中学校の存続を求めます」というところに矛盾が生じるわけですね、この言葉だけ見ると。

したがって、委員長も言っていましたが、こういう選択肢もありますと言ったんだけど、中々そうは文面理解できないという議論もありました。それはそれとして受けとめますが、中心点は今言った、お話している請願項目1項目なんです。文教ガーデンシティ構想の凍結は不採択で、中学校は採択するということは、極めて矛盾していると私は思っています。私の考えは。

具体的に中学校、新中学校をどう見るのかということで、討論に参加していきます。さまざまな課題があるんですが、新中学校の新たな教育方針である教科教室を取り入れること、これを中心にお話ししたいと思います。

議員の皆さん、このいまだかつて、静岡県内を見たら、田方は当然そうでしょうけれども、教科教室型の制度を取り入れているという自治体は、残念ながら見ていないんですね。今回も第2委員会として視察に行きますけれども。

そうすると、今の時点でこの新しい制度を取り入れることによって、子供たち一人一人が自立心を持って社会に巣立つことはできると確信を持って、我々議員一人一人が保護者や市民に説明できますか。

教育学的に検証されていないが成果があるということ、一般質問で教育長は述べられました。大事なことは、教育学的に検証されていないこと。

それからもう一つ、どのくらいの学校がやっているのかと。委員長報告の中にもありましたが、日本全国私立公立合わせて約1万校の中学校があります。そのうち教科教室型の中学校は約30校だから、委員長報告とおおり0.003%、0.003%って何かすごく少し、あ、なんか

零が重なっているなどと思うでしょうが、1,000分で見ると1,000分の3、ゼロですよ、ほぼゼロに近い。ここに我が伊豆市は、新しい中学校ができた、この仲間入りをしようとしているということでもあります。

議員の皆さん、想像してみてください。教科教室型の学校というのは、どこのやっている30校全部僕は見えていないんですが、ほとんどが生徒の自主性を尊重します。なぜ生徒の自主性か。国語、英語、数学等々の教科教室がそれぞれ割り当てられて、子供たちが国語があるといったら、その国語の授業に教室に出かけて行くと。そういう「私は国語の教室に行って、国語の授業を受けるんだ」という環境もそうだと、教育長も言われていましたけれども、社会科の教室に行くと、歴史年表なんかいっぱいあって、「あ、ここは社会科の教室に来るんだな」という、そういう自覚が生まれると言うんですよ。教室が自覚を生むんでしょうかね。ましてや、小学校の6年間やっどこさ、やっどこさですよ、大人の仲間入りのちょこっと入ろうとしている、その小学校の6年間を経ただけの子供たちが、中学1年になったら、さあ皆さん自主性を持ちましょうということが、こんな教育方針で本当に成り立つのかということですよ。

自主性を持ってもらうことは当然だけれども、自主性を持ってもらうために何が必要か。教科教室をやれば自主性が保てるのかということところが私はわからない。教育者じゃないから。だから検証する必要があるということですよ。

片方では、私は学力も学級集団づくりが、私は基礎だと思うんですね。それぞれ子供達が、こう、いろんなことを話し合いながら、お互いに述べ合っていくという、教科教室は、それできるんですかということの検証をしているのかどうかということでもあります。

仲間づくりの中で、ともに学び合っていくということが、社会人の大事な使命というか、役割じゃないですかね、人間的に。「私は、私は」と排除する論理ではなくて、みんなと仲良くなって一緒になって、意見の違いを尊重しながら歩いていく社会人をつくっていくということが、学校、義務教育学校だと私は思います。

次に、この教科教室について保護者に説明会をしました。そして「理解をしていただけるように進めている」というのが教育長の答弁でありました。教師はどうか。「教師は理解していただいているもの」と言うだけです。いわゆる理解しているだけ、理解したものと教育長がおっしゃっているだけで、主権者は保護者であり、生徒であり、市民であり、当然そこで教えている教師であります。教師の方々が、本当にこの教科教室によって、すごいよね、伊豆市は素晴らしいことやるなどと思うかどうかとわかりもしないのに、進めることが本当に果たしていいのかどうかということでもあります。

納得できるまで、広範な教師や保護者、地域の参加とともに、全部が全部だめだと私は思わない。いい面ばかり強調するんじゃなくて、何が問題なのか正反両面を事実を明らかにして、どんな子供を育てるかを中心に、どんな学校にするかということを検討すべきだと思います。

財政問題がここは出てくるんですね。16の教科教室をつくります。理科とか音楽とか別、それ以外に今度の新しい中学校は、16もの教室をつくるというんです。どれだけお金がかかる、いまだに私、わかりません。財政負担も当然ふえます。教育効果があるかないかわからないのに、そこに財政投資をしていくということが、本当に私たち議員として責任持って、市民の皆さまにお話しすることができるのか、私はできない、わからない。だから、凍結してとりあえずちょっとやめましょうよと、廃止じゃなくてね、とまりましょうよと。

あと最後に、第二グラウンドへの生徒達への安全対策どうですか。自主性を尊重するすばらしい学校をつくるんだから、まさかこんなこと考えていないでしょう。その精神に立って自分の命は自分で守れということは、多分ないと思うんですけども、そう思わざるを得ないような教育方針を掲げているということ。あの交通の量の多い第二グラウンドへ部活があるたびに出かけて行く。安全対策は、ただ安全対策は今、検討します。それが無いにもかかわらず、教室が、学校の配置ができるということについても私は課題です。

凍結の最後に、最後の最後、とまりましょうよ、財政出動もとまりましょうよ、とまらないのかな。新中学校実施設計業務委託、入札予定時期6月、21カ月間で新中学校における校舎、体育館、新築及び屋外運動施設等の実施設計業務、9,720万円であります。議員の皆さん、本当にこれでいいですよと言える方があれば、当然私はそれに対して言わないけれども、わからないことがたくさんある。たくさんだったらば、やっぱり法律のことは横に置いて、この学校はどういう学校をつくるのというところが、確信を持って残念ながら私は言えない。教科教室だめだと、全部だめだとは私は思わないんだけど、もっと検証すべきじゃないですか。

伊豆市の子供たちが、少なくなった子供たちが、この中学校に行ったときに、どんな子供を育てようとするのか、しっかりと私は論議する。論議するにはどうするか。この実施設計をストップしないと、今のところですよ、とまれということが我々議会としての選択肢じゃないでしょうか。

当然、市長及び教育長は、今までどおりの方針も予算も組んだんだから、さあ行きましようということでしょうけれども、それで市民は納得するとは思いません。それをきちんと検証する、検索するのは、私たち議員の仕事だと思います。

以上で、請願をぜひ採択していただきたいということで、賛成討論終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

ここから採決に進むわけですけども、委員会付託された請願の本会議における採決方法について確認をさせていただきます。

請願第2-1号につきましては、委員長報告は一部採択であります。

この場合、まず初めに、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めることとなります。

起立者多数の場合は、委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定をいたします。

起立者少数の場合は、一部採択とすることは否決されますので、したがって、次に原案について採決することになります。当然起立者多数の場合は採択、起立者少数の場合は不採択となります。

次に、請願第2-2号につきましては、委員長報告は不採択です。この場合は、委員長の報告のとおり採決するのではなく、請願の原案のとおり採択するかについて採決します。

起立者多数の場合は採択となり、起立者少数の場合は不採択となります。

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、これより採決を行います。

初めに、請願第2-1号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（第1委員会所管分）請願項目2について、採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は一部採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山 誠君） ただいまの採決の結果、起立者少数。

よって、一部採択することは否決されました。

改めて本請願について採決します。

請願第2-1号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目2）について、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山 誠君） 静粛に願います。起立者少数。

よって、請願第2-1号は不採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第2-2号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（第2委員会所管分）請願項目1について、採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第2-2号 文教ガーデンシティ構想に関する請願書（請願項目1）について、原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者少数。

よって、請願第2-2号は不採択することに決定いたしました。

### ◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第14、請願第3号 文教ガーデンシティ計画行政手続きに関する請願書についてを議題といたします。

本請願については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

請願第3号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました請願第3号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

請願第3号 文教ガーデンシティ計画行政手続きに関する請願については、紹介議員である木村建一議員に本請願の提案説明を求め、請願者からは意見陳述の申し入れがありましたので、請願の趣旨や請願に至った思いを述べていただきました。

紹介議員、意見陳述者に対する質疑の後、討議、討論が行われ、意見として、文教ガーデンシティ計画の農地12ヘクタールのうち、農業振興地域9ヘクタールの変更手続きができるか否かを執行部は明らかにしていただきたい。それからもう一つ、農地法、土地利用計画、都市計画の開発行為等の行政手続の進捗状況を示していただきたいという請願ですが、ぜひ賛成したいと思います。

また、請願が出ているということは、議会が何もしていないから市民が聞かせてほしいと言っているのだと思いますが、少なくとも僕らはこの件に関しては、議会の一般質問の中で話をして、それを市民に発表するのが筋だと思っている。財政を含めて進捗状況を教えてくださいということだと思います。我々も一緒になってそういう情報はいただきたいということで、私は賛成です。

文教ガーデンシティ計画12ヘクタールの開発が本当にできるのか、できる見通しはあるのか。平成32年までにやらなければ合併特例債が使えないという話であるが、計画が延びたらお金はどうするのか。そういうことをはっきりしていただかないと、予算をどんどん出して途中でだめになったら大変なことになると思うので、この請願には賛成します。

請願者が行政手続を示してくれましたが、当然、市の執行部もこのことは承知して計画を進めていると思っています。そして、変更手続きができるか否かということ、まさに今、いろんなところに働きかけていると思います。農地法や土地利用計画、都市計画開発行為の行政手続の進捗状況は、示せる状況になったらわかりやすく説明していただきたいとは思っておりますので、できるか否かということも今まさに検討している最中なので、それが明確になり次第、明らかにしてほしいという気持ちです等の意見が交わされました。

以上、審議の後、採決の結果、請願第3号につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第3号につきましては、会議規則第143条及び議会運営規程第8項5号の規定に基づき、市長、その他の関係機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認めることにしました。

以上、請願第3号について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 46 分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第3号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

賛成討論を行います。16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

文教ガーデンシティ計画行政手続きに関する請願書に対して、賛成討論を行います。

紹介議員にもなりましたが、その前の終わった請願2項目については、法的なこと、いろいろ私なりに調査した上で、話をさせていただきましたが、今回のこの請願は、その内容は全く横に置いて、文教ガーデンシティ計画の12ヘクタールに学校やこども園、住宅地、公園をつくるに当たっての法律も含めて、手続を市民に知らせてほしいこと、私もそうなんですが、どこの部署がやっているのかわからない。どこの部署が責任を持って判断をして進めようとしているのか明確にし、主権者が、市民が知りたいというのは、私は当たり前のことです。委員長が報告されたように、行政にその説明責任を果たしてほしいという請願でありますので、ぜひ全会一致で採択されるように心からお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（杉山 誠君） これで木村建一議員の討論を終わります。

以上で討論を終結いたします。

これより請願第3号 文教ガーデンシティ計画行政手続きに関する請願書について、採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、請願第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

## ◎請願第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 日程第15、請願第4号 修善寺駅及び周辺整備事業に関する請願書についてを議題といたします。

本請願については、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

請願第4号について、第1委員会委員長、山下尚之議員。

〔第1委員会委員長 山下尚之君登壇〕

○第1委員会委員長（山下尚之君） ただいま議長から報告を求められました請願第4号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

請願第4号 修善寺駅及び周辺整備事業に関する請願については、紹介議員である西島信也議員に本請願の提案説明を求め、請願者からは意見陳述の申し入れがありましたので、請願の趣旨や請願に至った思いを述べていただきました。

紹介議員、意見陳述者に対する質疑の後、討議、討論が行われ、意見として、これは修善寺駅周辺の整備に関する請願ですが、これからも焼却場あるいは文教ガーデンシティ構想、都市計画の変更、オリンピックの関係など、いろいろな事業が出てきます。やはり投資したからには、チェックとアクションは完全に大事なことでありますので、要望に対して何ら反対するものではありません。

請願では、まずその成果と課題ということですが、このアンケートは、工事中にとったものであるということですので、今すぐにデータを示してわかりやすく説明するのは少し時期が早いのではと思っております。

また、修善寺駅の乗降客の推移を提出ということですが、これは伊豆箱根鉄道のデータですので、伊豆箱根鉄道さんと市で協議をして、出せるものについては公表する分には問題ないと思います。

この事業を次の事業にどのように生かしていくかということも、やはりデータがまだ不足していると思いますので、時期が少し早いのではないかと思っております。ですので、部分的に趣旨としては認めますが、時期の早いものもあるのではないかということです。

請願の内容と市の回答では若干の食い違いがありますが、この請願項目の4点につきましても、執行部には極めて真面目にやっていただきたいということで、反対するものではありません。採択すべきものと私は思います。

2016年3月の完成は、周辺も含めると予定通りだと思います。ですから、成果や課題の説明という要望を出しても、今出ていないものもあるのではないかと思いますが、この請願の4項目自体は基本的に反対するものではありません。賛成します等の意見が交わされました。

以上、審議の後、採決の結果、請願第4号につきましては賛成多数で採択すべきものと決しました。

なお、請願第4号につきましては、会議規則第143条及び議会運営規程第8項5号の規定

に基づき、市長、その他の関係機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することを適当と認めるものとしたしました。

以上、請願第4号について、委員長報告を終わります。

○議長（杉山 誠君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時56分

○議長（杉山 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから請願第4号について、質疑、討論、採決を行います。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。9番、小長谷順二議員。

〔9番 小長谷順二君登壇〕

○9番（小長谷順二君） 9番、小長谷順二です。

それでは、討論をさせていただきます。

平成26年9月に修善寺駅の駅舎は完成をいたしました。その後も事業は継続しており、修善寺駅周辺整備の完成は本年の3月です。事後評価とは、都市再生整備計画事業を進める上で、事業実施前にまちづくりの目標の達成状況を確認するため、目標を数値化した指数を設定したものに対し、事業最終年度に指標の達成状況を確認し、整備の効果、発現の要因を整理して、今後のまちづくりの方策を検討するものです。

市では、この事業評価の結果を国の指針に基づき、都市再生整備計画事後評価シートとして作成したものをホームページで公表をしております。事業評価は、事業終了後に実施することになっているため、当初の事業予定期間が平成22年から平成26年であったために、平成27年に実施をいたしました。しかし、交通事業者や地元商店、住民、関係機関協議により、事業期間を平成27年度末まで1年間の延長になったことにより、工事中のアンケートを実施せざるを得なかったことや、評価時にまだ工事中であったので、1年以内の達成見込みを黒丸と評価をしたものです。

請願項目1、その成果と課題を市民にわかりやすく説明してください。

請願項目3、この事業を次の事業にどのように生かしていくのか説明してくださいについて

ては、工事中のアンケートの実施であったために、この事後評価シートで成果を判断するのは早いのではないかと考えております。

請願項目3、修善寺駅の乗降客の推移の提出については、鉄道だけではなく、その他の事業者にも協力をいただき、利用状況の分析をする必要があると考えています。

また、駅の駐車場の利用について社会実験も行っておりますので、よく分析をしていただき、利用促進に努めることが必要であると考えております。

都市再生整備計画の大目標、伊豆市の玄関口にふさわしい、訪れやすく住みやすい、誇りある修善寺として、にぎわいや安心・安全な空間、風情の創出を行うために、行政と伊豆箱根鉄道、バス事業者、タクシー事業者、地元商店などと魅力ある中心市街地づくりの創出に向け、調査、研究等の協議を重ねていただき、その取り組みの経過についても必要に応じ公表していただきたいと考えております。

以上のような理由で反対討論とさせていただきます。

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結します。

これより請願第4号 修善寺駅及び周辺整備事業に関する請願書について、採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者多数。

よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

#### ◎追加日程について

○議長（杉山 誠君） ここでお諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、この4件を日程に追加し議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 異議なしと認め、4件を日程に追加することに決定しました。

#### ◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第1、議案第79号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

〔「休憩動議」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） ただいま休憩動議が出ました。

動議を認める議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

それでは、ここで昼の休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時02分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

追加日程第1、議案第79号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第79号について提案理由を申し上げます。

本案は、消防団員に対する退職報償金の確定に伴い、当初予算計上額で不足する1,052万円を増額し、歳入歳出予算額を166億5,432万円とするものでございます。

詳細について、総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第79号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の11ページをお願いいたします。

今回、歳入歳出1,052万円の補正をお願いするものでございますが、市長提案理由で申しましたとおり、消防団員の退職報償金の追加をお願いするものでございます。

まず、金額につきまして、当初予算で消防団員の退団者数65人を見込んでおりました。金額としましては1,550万円の当初予算の計上でございます。ところが、実際に平成28年3月末をもって退団した団員数98人、このうち退職報償金の支給対象者が93人ございました。当初見込みまして、支給対象者で28人多かったということで、トータルとしまして2,602万円の退職報償金の額です。したがって、1,052万円が不足したということで、今回補正をお願いするものでございます。

歳入のほうをごらんいただきたいと思います。9ページになります。

こちら歳入でございます。雑入としまして、消防団員退職報償金受入金、こちら消防団員等公務災害補償等共済基金というところに毎年退職報償金の原資を掛け金として納めております。この国の政令に基づく退職報償金に見合うものは、こちらの基金から受け入れるということで、当初1,100万円を基金の受け入れを見込んでございました。今回1,052万円、歳出

のほうと同額なんですけれども、こちら基金からの受け入れの合計が2,152万円となります。退職報償金の合計額が2,602万円に対して、2,552万円の受け入れ、その差額450万円ございますが、これは国の政令で定めております退職報償金の基準が5年刻みの額となっております。伊豆市はそれを2年以上で、あとは1年刻みで消防団員をなるべく優遇するというところで、若干国の基準よりも支給額では多くなるというようなことがございますので、450万円につきましては、市の単独で支出するというところでございます。

また、今回追加でお願いすることになりました理由でございますが、本来ですと当初の提案、第2回の補正予算にお願いすべきでございましたが、この退職報償金の支払いにつきましては、基金のほうから購入しておりますシステムを使っております。今回このシステムのバージョンアップがございまして、5月8日以降でなければそのシステムが使えなかったということもあります。また、退団者数が多いということで、すぐにでも検討すればよかったんですが、通常の毎年と同じ支払いのペースで事務を処理していたところ、5月末になって、不足額が確認されたということで、今回追加でお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がありますので、これを許します。10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島です。

今、説明がありましたですけれども、退団者の予定が65人ということで、当初1,550万円あったわけですけれども、例年大体1,500万円前後なんですよね、退職報償金というのはね、毎年毎年。何でことしこんなにふえてしまったのでしょうかということが1点と、30人ぐらい余分に退団しているわけですけれども、それで消防団員は間に合っているのか、定員割れとかないのかどうか、2点、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 例年60人前後、65名前後のところがかつて98人、なぜかということなんです、明確なこれという理由はつかんでおりません。恐らく消防団の退団するときの申し合わせは、土肥地区以外は35歳という内々の申し合わせがございました。当然、分団によっては新年度入って来るであろう団員数を見ながら残られたりするところもございます。

今年度、当初予算で人数を把握したところは、やはり65人前後と例年どおりだったんですが、一部35歳に到達したところの層の人数が多くて、その方々が同時に退団されたということと、あと活動していない1年程度の団員につきましても、退団の届け出がありますと、こちらとしても受理しないわけにいかないということで、先ほどの支給対象者と退団者数5人

が数字が違うんですけども、この方たちは1年程度で退団されているという実態でございます。

以上です。

〔「定員割れ」と言う人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） すみません、定員に対する実数でございますが、現在消防団条例で定数630名になっています。これはあくまでも定員というか、上限の定数でございます。団員数につきましては、実際平成27年度当初と平成28年度当初を比べますと、役員等、団長まで含めましてですが、49名の減員となっております。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） それでは、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第79号 伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第2、議案第80号 工事請負契約の締結について（土肥小中一貫校建設工事）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第80号について提案理由を申し上げます。

去る6月7日、制限付一般競争入札を行い、6月10日に中豆・青木特定建設工事共同体、代表者は中豆建設株式会社と消費税を含め4億5,036万円で仮契約を締結いたしました。

本契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、教育部長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） それでは、議案第80号 工事請負契約の締結について（平成28年度土肥小中一貫校建設工事（1期））、補足説明を申し上げます。

お手元の資料は13ページから18ページ等でございますが、関連する資料を添付してございます。

この工事につきましては、平成28年第1回の伊豆市定例議会におきまして議決、承認いただきました平成28年度の一般会計予算によります工事でございます。

2カ年にわたります債務負担行為ということで御承認をいただいている工事の一環として実施をいたします。

工事は、現在中学校が運営されておりますので、こちらの運営、特に学業に支障のないよう平成28年度、平成29年度の2カ年を工事期間といたしまして、平成30年4月の開校に向けて現在準備を進めてもらっているところでございます。

お手元の資料の14ページ、15ページに工事の概要がございますので、御説明を申し上げます。

14ページは今回の完成するイメージ図でございます。校門から正面のちょうど左手の大きな建物、こちらが現在老朽化しておりますA棟と申しまして、こちらについては全てを取り壊しまして新たに新築をいたします。

右側のほうにはB棟、さらにはC棟、D棟というような完成、工事の予定をしております。全体概要につきましては、15ページをごらんください。

こちらは赤い部分が今回の工事について1期、これから続いて行います2期の分を含めた概要でございます。

赤い部分が新規に実施します工事の概要でございます。この中で赤い部分ですね、A棟校舎、こちらについては、昭和35年築ということで、大分老朽化も進んでおりまして、耐震性も非常に厳しいということもございまして、全てを取り壊しまして、新たに新設といたします。

こちらのほうには、1階には多目的室、こちらの資料は16ページ、17ページ、18ページに各階の図面がございます。A棟1階には多目的室、さらには入り口のところには多目的ホール、さらに2階のほうには1年生と2年生の普通教室、さらに3階には3年生と4年生の普通教室というような構造でございます。こちらについては、給食等の搬入等もございまして、エレベーターを新設するという予定でございます。

それから現在、こちらのA棟の2階にございます図書室、こちらにつきましては、B棟ですね。ちょうど真ん中の中央の部分の3階へ移設をいたします。それから現在、A棟3階にございます音楽室につきましては、C棟、これは右側の1階にプールがあったところがございますが、こちらの2階の部分、こちらのほうに移設をする工事をあわせて行います。

それから、体育館の玄関のところの通路でございますね。こちらを今回の工事で施工いたします。

今回の工事の概要は以上でございますが、この後、2期工事といたしまして、B棟の全体の改修、さらにはC棟の全体改修、体育館の改修、こういったものを予定しておりまして、ちょうど中央部分にウッドデッキということで、こちらのシンボルとなるような、こういう憩いの空間、こういったものを、その後の工事で継続しているところでございます。

今回の工事につきましては、来年の夏の竣工を目指しまして、特に騒音等が予定されます工事については、夏休み期間中に集中的に行います。並行しまして、これから事業を進めてまいります2期工事につきましても、これから今現在、設計を行っているところでございまして、引き続きまして整備をする予定でございます。

工事につきましては、学校運営はもとより、地域の方々とも施工についての御了解をいただいて実施するものでございます。

竣工は平成29年9月29日を竣工期間としまして、工事の契約をしていきたいということで提案申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（杉山 誠君） これをもって補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

1つ、2つなのかな、すみません、1つは、制限付きと言いますよね、入札制度が。制限で何ですかとお尋ねします。

それから、もう一つのこれは結果論だから、そうなのかと思うんですけども、いわゆる予定価格以内の業者が1社、あとは全部5社がそれよりも上だったという、それは仕方ない、

結果なんですけれども、入札するに当たってのもう一つ、業者は何社以上という規定はなかったんでしょうかね。前、何かのときに10社以上とか何か、そんな入札によって内規的なものがあったものですからね、それがなかったのかどうか、2つお尋ねします。

○議長（杉山 誠君） それでは、先に入札制度について答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、まず制限付き一般競争入札の制限とはということでございます。

本件につきまして、入札の参加資格要件を定めてございます。

まず1点目は、入札の参加形態は単体企業、または特定建設工事共同企業体という制限でございます。また、それぞれその単体企業の資格要件、共同企業体の資格要件も定めてございます。

その中で、共同企業体の代表構成員となるものは、市内に本店を有する者というような記載、また代表構成員以外の構成員は伊豆市内の建築工事一式の資格を持っている、いわゆる格付けしておりますA、B、C等級でいいという、そういう制限でございます。

2点目の参加する業者数につきまして、市の定めでございますが、指名競争入札をするときには、金額によって指名業者数の数は設けております。今回は制限付きではございますが、一般競争入札ということで、指名とは違いますので、そちらとは直接は関係しないということだと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑はよろしいですか。

○16番（木村建一君） 結構です。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はありませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

今、木村議員からも質疑があったわけなんですけれども、まず、この事業契約、請負契約ですけども、予算は幾らだったんでしょうかというのが1点。

それから次に、予定価格と入札、誰が参加したのか、何か木村さんは知っているようですが、私は全然知らないからね、入札のあれを、どこの業者が、会社が参加して幾らだったかということをお知らせください。予定価格とね。それから予算、この3つ、お伺いします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、予算について御説明を申し上げます。

平成28年度の一般会計予算のほうでは、土肥小中一貫建設事業ということで、建設工事予算は3億1,752万円でございます。さらに債務負担行為ということで、翌年度末までに支出

を見込めるという限度額、こちらが平成29年度末に5億2,242万円でございます。この金額の中で現在執行しているという状況でございます。

○議長（杉山 誠君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 2点目、3点目の御質問については、私のほうからお答えいたします。

まず、予定価格でございます。札が税抜きでございますので、税抜きで申し上げます。

税抜きで4億2,226万円でございます。落札した金額が税抜きで4億1,700万円でございます。また、入札の参加社数でございますが6社でございます。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） まず最初に、予算の件ですけれども、予算が平成28年度の当初予算で3億1,752万円ですよ。それで、確かに債務負担行為が5億2,200万円あるんですけども、これ使っちゃっていいんですか。予算に載せないで、これはあくまでも、私もよく知らないんですけども、債務負担行為というのは、これはどんどん使っちゃっていいお金ですか。手元が、だってこっちの予算、当初予算に載っていないわけでしょう。全部で4億円。そんなことしていいんですかということが一つ。

それから、先ほど入札のあれですけれども、入札参加社、私は結局、ほかの業者の入札参加社はどこで幾らかということを知りたい。6社なら6社、7社なら7社、もしあれだったら、それは表にでもらいたいと、そういうこと。

では、その2つ。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

先に教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 今回の工事については、御案内のとおり工期が平成28年度、平成29年度にまたがる工事でございます。一部については、平成29年度に2カ年かけて、これは学校の運営に支障のない期間に工事を行うということで設置したものでございまして、平成29年度に予定しています事業についての予算の範囲内で契約するということについては、学校運営上、最も有効な方法ということで、現在私どものほうではこちらのほうで執行ができるというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（杉山 誠君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ホームページのほうでも公表しています。後ほど一覧表でございますので、お配りさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、再質疑。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） それでは、まあ、わかりました。入札参加社とか、それはまた見せてもらいますけれども、今言った債務負担行為というのは使っていないんですか、財政当局どうなんですか。こっちの本予算にないのに、これは使っちゃっていいということなんですか、どうなんですか、ちょっとお伺いします。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今年度予算につきましては、先ほど教育部長おっしゃったとおりでございますので、この4億5,000万円強の契約のうち、今年度執行できる予算は今年度予算に計上してある分でございます。

契約の全体の額につきましては、債務負担行為で限度額を設定してございますので、その範囲で契約できる。ただし、今年度支払する金額は今年度予算の範囲でということで、いろんな業務委託につきましても、3年間とかの債務負担を組んで、その3年分の契約をして、それぞれ各年度の計上してある予算の範囲で執行していくということで、他の業務等にもありますので。ということです。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第80号 工事請負契約の締結について（土肥小中一貫校建設工事）を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第3、発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番、三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） お手元の資料で御確認をお願いいたします。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の給付の見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者のとじこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出するということによりよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修見直しに関する意見書についてお尋ねします。

紹介議員であります三田議員言われるように、社会保障費が減らされる方向というのは私も知っているんです。国のほうは、国と言ったら全部、財務省がと言ったほうがいいです

ね。高齢化に伴って0.5兆円程度に抑制される方針を打ち出されて、三田議員言われるように財務省は財政健全化の観点から軽度者の介護サービスを地域支援事業に移したりとか、今回提案になっている給付の見直し等を行っているなど、私は思っているんですけどもね、どうしてもわからないのが、一番最後のところで現状は大変だよと、重度化になるんじゃないかという意見はそのとおりだと思うんですが、最後のところで、検討を行ってほしいと、「検討を行うことを強く求めます」という意味が少しわからないもので、お尋ねしたいのです。

こういうことなのかな、自己負担はいたし方ないんだけど、その負担を軽くしてほしいということなのか、それとももうこういう10割負担と今考えているんですけども、10割負担、いわゆる1割負担でとどめなさいという意味なのか、何を政府に検討を求めているのかが、この意見書だと少し見えないものですから、ちょっとより具体的にお話ししていただければと思いますので、お願いします。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） お答えいたしますと言いたいところですが、私も細かくはわかっていません。というのは、まだ議論が始まっていないからです。その前提として、財務省が平成27年10月に財政制度分科会というところで社会保障の総論、経済・財政一体改革の改革工程、あるいは障害者福祉についての見直しをすると大きな工程表を出しまして、それに基づいて各省が省庁で今後検討するということになっています。いろんな分野での大きな検討があるわけですけども、今回、私の上げたところには、介護保険の見直しの項目の中に幾つかあるわけですけども、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化という仕様分野がありまして、その中に主な検討項目として介護保険における軽度者に対する生活援助サービス、福祉用具貸与等、その他のサービスについて給付の見直し、地域支援事業への移行を含めた検討を行う、あるいは介護保険給付の範囲、内容の適正化、生活習慣病等についての云々とか、幾つかあるわけですけども、その中のさっき言いました福祉用具という言葉が出てくるんですね。

では、どんな方向でいるかということ、軽度者に対する生活援助の原則自己負担（一部補助化）、あるいは福祉用具貸与、住宅改修にかかわる価格及びスペックの見直し、原則自己負担（一部補助化）、要介護1、2への通所介護サービス等についての自治体の予算の範囲内で実施する仕組み（地域支援事業等への移行）、さらにもっと細かく言えば、いろいろあるわけですけども、そういった方向について検討をやれということを各省にお願いしているわけですね。それは早急に下さいよということになっているわけです。

それに対して、そういった検討する際に、財政当局からのことではなく、厚労省等がいわゆる介護保険の本旨に基づいて検討の視点を、ぜひ自立の視点からの、あるいは生活を支援

するという本来の目的からの検討をしっかりと考えてくださいという、そんな趣旨だと私は理解しています。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 今言われるように、原則自己負担が今、国というか、閣議決定も含めて、なるべく医療費を出さないにすべえというふうな話がずっとできているんですよ。それで、ここで意見書の提出先が内閣総理大臣と厚生労働大臣になっています。財務省のほうに出すということになるならば、今、まだ確定していないものだから、こういうことも含めて財務省は検討してくれというのだったら、なるほどなとわかるんですが、厚生労働省に対しての要求ということで意見書を出すということであるならば、なおさらのこと、検討してほしいと、これは財務省にお金のことも含めて、何とかしてくださいよというのならわかるんだけど、厚生労働省から見ると、こういうふうに原則自己負担になるとここで三田議員が言うように、本当に弱者切り捨てになるんだよということにつながっちゃうんですよ。

したがって、原則自己負担はなくしてほしいということでの検討なのかどうかがわからないもので、この「検討」って一体全体何を検討しろというのがわからないので、もう一度すみませんが、お願いできますか。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 財務省で検討するという事じゃなくて、財務省はそういった検討をすると指示を出したものですから、それで骨太方針で閣議決定されているものですから、今度はその省庁が介護保険を決めるためには、社会保障制度審議会のほうにかけられるわけですね。その審議会の中で、何ていうんですかね、観点の、いわゆるここで求めるような観点から、よく検討してくださいということで、具体的にゼロにするべえとか、そういうことはまずこの時点では求めている。ですから、財務省じゃなくて、取りまとめの内閣総理大臣と、具体的に審議をするための責任を持つ厚労省にお願いする形になると思います。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 検討してほしいと、財務省は減らそうとしていると、それに対して厚生労働大臣に対して検討してほしいということまではわかったんですけど、そうすると、いわゆる一言で言って自己負担は、こちら側の要求ですよ、厚生労働省に対する議会側の要求としては、自己負担も何ていうかな、原則自己負担は廃止なさいと、今までどおり1割負担でとどめなさいということを要求する、それがこの伊豆市議会としての国に対する要求ですかというお話を伺っているんですが。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

三田忠男議員。

○2番（三田忠男君） 最低限現状維持という形だと私は理解しています。それ以上突っ込んで改正してくれということじゃないというような理解の上でのお願いと、私は今までの資料の中で理解して、それに賛同してこの議会も一緒になって提案してもらえないかと、意見書を出してもらえないかと願っています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑ありませんか。

10番、西島信也議員。

〔10番 西島信也君登壇〕

○10番（西島信也君） 10番、西島信也です。

私は、次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書につきまして、少し質疑をさせていただきます。

介護保険は、皆様御承知のとおり、これいつですか、西暦2000年ぐらいに始まったということございまして、もう16年たっているわけですけれども、その当時、給付の総費用額が3.6兆円だというふうになっていますね。それで、保険料は全国平均で2,900円、今どうかと申しますと、2016年あたりで大体今給付の総額が大体10兆円、保険料が幾らでしょう、全国的には5,000円幾らでしょうか。これがあと8年、9年たって2025年になりますとどうということになりますかという、給付の総額が21兆円になる。保険料が8,200円と非常に多くなってくるわけですね。

そこで、費用も抑えなきゃならないというようなことで介護保険制度改正ということになるわけですけれども、見直しの内容としましては、1つは、サービス提供体制の見直し、地域支援事業の見直し、予防給付の見直し、在宅サービスの見直し、施設サービスの見直し、それから費用負担の見直しということで、低所得者の1号被保険料の軽減強化、一定以上所得者の利用者負担の見直し、補足給付特定入居サービスの見直しとか、こういうふうになっているわけですけれども、そこでお伺いしたいのは、福祉用具、住宅改修の見直しと、見直ししている介護保険制度の見直しということで、非常に多岐にわたっているわけなんですけれども、なぜここに特化して意見書を出されるのか、出して提案したのか、例えば、医療関係のある団体では、要支援者への介護給付を継続することとか、特別養護老人ホームへの入居、要介護3以上に限定せず従来どおりとしてくださいよとか、そういう要望もあるようにも伺っているわけですけれども、いろんな要望があるんでしょうけれども、なぜここで福祉用具、住宅改修の見直しに特化と申しますか、この2点について見直しをしてくださいよという、そういう何で出されたのかをお伺いいたします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

三田忠男議員。

〔2番 三田忠男君登壇〕

○2番（三田忠男君） いろいろあるわけですがけれども、福祉用具供給協会というのがあります。そこから頼まれたということしかないです。ほかに頼まれればまた再度皆さんにお願いするということになります。

ちなみに、私がおこの社長さんと自分の専門職団体等で存じていたということもありまして、その方々が軽度者の福祉用具を使うことによって、逆に自立の支援をすることによって、介護保険の給付を抑えているという観点に私立つものですから、これが使えなくなると、移動のときにまたヘルパーを頼んだり、いろいろしなきゃいけない。またヘルパー頼んでも、ヘルパーになり手がなくなるといようなことで、利用者が困るだろうということで、この給付を続けることのほうがより介護保険の財源を抑えられるだろうという観点から、お願いしているということになります。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

○10番（西島信也君） ありません。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 反対討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） それでは、賛成討論は。

討論がありますので、これを許します。

賛成討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書に基本的に賛成するという立場で意見を述べたいと思います。

提案者がいろんなこと、サービスがやっぱりこういう福祉用具等々が原則自己負担になると、本当に重症化して、結果的には、そのときには軽費で済むかもしれないけれども、結果

的にはその人が重症化になって、介護保険に跳ね返ってくると。そうすると介護保険が財政が厳しくなるということだと思っんですね。やっぱりそれはぐるぐる回ってイタチごっこ、イタチごっこじゃないですね、次から次へと負担がふえていくということで、私はそういう意味では理解はいたしました。

ただ、「検討」ということがすごく気になっている分野なんですけれども、かといって、これをだめよという立場をとるのはちょっとまずいだろうというふうに思いました。

したがって、今論議していますように、当然厚生労働省、国に行くのはこの文章どおりにしかいきませんから、内実はどうなのかわかりませんが、それは置いといても、「検討を行うことを強く求めます」といった中で、やはり議会としてはもうちょっとすっきりしていただきたかったなということはあるんですが、文面から見て、厚生労働省、そう簡単に財務省の言うとおりに、はい、そうですか、財政厳しいから介護保険のさまざまな分野について、国民への負担はかけないでほしいということにつながるようにやっていただきたいなと思う。

ちょっと文面上が少し不十分さは自分のうち持っているんですけども、大筋でいくなれば、そういう立場で重症化しないように、厚生労働省も頑張れというふうに受けとめましたので、大筋賛成だということで終わらせていただきます。

○議長（杉山 誠君） ほかに討論はございませんか。

賛成討論を行います。6番、青木靖議員。

〔6番 青木 靖君登壇〕

○6番（青木 靖君） 6番、青木靖です。

賛成の立場から討論いたします。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出についてですが、提出者からもありましてとおり、特に軽度者に対する福祉用具の貸与等の見直しを検討するということが進められようとしているわけですが、介護保険というのは御存じのとおり、介護保険に認定する検査員の方が認定に当たって検査をします。その後、介護保険の介護度が出た後にケアマネジャー、一般的にはケアマネジャーの方がケアプランというのを立てて、それに基づいた介護保険の運用がなされているわけですが、軽度だからといって福祉用具等が要らないということではなくて、むしろ逆にある程度の段階においてこそ、福祉用具が効果的に機能するというレベルの段階の方がいらっしゃいます。その方々が介護保険を使った福祉用具の利用ができなくなるということは、まさに重度化であったりとか、回復の見込みをその芽を摘んでしまうということになりかねないということがありますので、介護保険の本来の目的からむしろ反してしまうというおそれがあります。必要に応じた効果的な介護保険の運用をこれからも行っていく必要があるという観点で、現状維持を求める本意見書の提出に賛成するものであります。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（杉山 誠君） それでは、以上で討論を終結いたします。

これより発議第5号 次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（杉山 誠君） 起立者全員。

よって、発議第5号は原案のとおり採択されました。

### ◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山 誠君） 追加日程第4、発議第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

発議第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書の提案理由をお話したいと思います。

この56条の廃止の意見書は、平成22年3月伊豆市議会定例会で同じような論議がされました。私がこの壇上に立って説明しました。

所得税法第56条、振り返って見て、もう一度原点に戻りながらお話したいと思うのですが、この所得税法第56条、生計を一にする配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない、これを読むとなかなかわかりづらいんですが、いわゆる家族で商売している場合は、その商売で得た収入とともに生活している配偶者、その多くは妻になるんですけども、日本の場合、妻になります、その妻と息子や娘が事業主に対して、その多くは父親なんです、一緒に働いた分、そのときに妻や息子や娘が給料は経費とみなさないよという法律なんです。

外に働きに行った場合はどうなるのか。働いた分は給料として会社から支払われますから、事業主は、社長は給料として必要経費として1年間の営業収入から経費を差し引いた残りを所得として税金を納める、こういう仕組みになっています。

経費とみなさいとはどういうことかということ、家族経営をした場合、妻や子供は経費となる給料ではなくて、控除ですよという扱いになること。控除です。控除って何、扶養控除、配偶者控除、いろんな控除があるように、この控除は実際に受け取った金額ではなくて、ただ収入から差し引くというものであります。

個人の自営業の妻やその家族は、働いた分の対価を受け取るのではなくて、事業主の収入から差し引いているだけです。したがって、給与証明や所得証明はもらえません。どうなる

か。証明がないからアパートも、例えば借りようとしたとき借りられないとか、車のローンも組めないという状況ですね。

そもそも家の商売に従事することと、外で働くことの違いは何なのということは、私は思っていますから、もう一度また平成22年に戻って同じような提案するんですが、所得税法第56条の最大の矛盾は、家族従業員の給与を経費として認めないこと、すなわち実際に働いている人間の正当な給料を税法上、私は否定しているというように思うんですね。

人間が働いたら、その労働にふさわしい給与を受け取るのが、これは誰しも当然のことだと思うんです。仮に家族従業員が世間的な常識での評価として、年間150万円の給与に匹敵する労働をしても、所得税法第56条のもとでは妻の場合は事業専従者控除額86万円だけ、その他の親族の場合は50万円だけしか認めない、これは私はおかしな話だなと思います。

外に働きに出れば150万円の給与が得られるという労働をしているのに、家族従業員というだけで実際に人間が働いたという事実も、その給与、対価も認めない、これは家族従業者のある意味では人格を税法上否定しているということになります。

平成22年に提案したときと状況が違うこと、2つ述べます。

1つは、2016年2月に提案理由の中にもあったと思うんですが、国連女性差別撤廃委員会の最終見解で、初めて所得税法56条、配偶者や家族の所得を必要経費と認めていないことが女性の経済的独立を妨げているとして、見直しを求めたということです。

もう一つは、2015年年末ですが、閣議決定された第4次男女共同参画基本計画が自営業者等の項目で、女性の家族従事者としての役割が適切に評価されるように、税制の検討を提起しました。この検討する中には、所得税法56条が含まれていると答えてあります。したがって、まだ政府のほうは結論は出してませんが、ここまで到達しているということでもあります。

したがって、1億総活躍云々と言っているわけですから、家族労働であろうが、外で働けば給料もらうけれども、身内というか、家族の中で働いたらそれは給与じゃないんだよということはやはり改めるべきだし、ましてや昭和59年でしたか、白もいわゆる帳簿をつけなさいと、記帳しなさいということがあったものですから、青と白のある意味では何が差があるんでしょうかねとなる。

前のように、白は家計つけなくていいですよとなると、青色申告している人から、何で一生懸命我々は帳簿つけているのに、白は何もしないから、これは当然だという思いもあるかもしれないけれども、今はそういう状況ではないんじゃないだろうかということでもあります。

政府の動きもそこまで到達しているということですから、ぜひともこれは女性が働く場をきちっと保障していくという意味では大事なことなのかなというふうに思いますので、御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉山 誠君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

15番、飯田正志議員。

〔15番 飯田正志君登壇〕

○15番（飯田正志君） 所得税法第56条の廃止を求める意見書について、質疑を行います。

木村議員が言われるような事業主の所得から控除される働き分、控除というのは税金の対象にならないということだった。それが86万円で家族が50万円と、これは控除でありますから、家族は生計を一にしていますので、その分だけは税金取らないよ、その分については事業主に税金がかかりますよというだけのことで、これが果たしてここに書いてありますように「社会的にも、経済的にも全く自立できない状態になっています」と、これが私には理解できない。

収入があれば税金を払って、事業主が所得がいっぱいあれば生活できるわけですから、これが社会的にも、経済的にも全く自立できない状況になっているということをまず説明していただきたい。

それから、もう一つ一人の人間の労働に対する正当な対価、家族であって働いていて、それが控除が少ないから一人の人間の労働に対する正当な対価ではないというふうな、この理由づけがちょっとわかりませんので、その辺説明をお願いします。

以上です。

○議長（杉山 誠君） それでは、答弁願います。

木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） すみません、お答えしますが、1つ目聞いていて、2つ目がずっと始まったものだから、1つ目何言ったのかなと思いつつ、なかなか頭に出ませんで、また質問させていただければと思いますけれども、先ほど言ったように、家族でやっていて、生計を一にするんだから84万円でもいいじゃないかということなんですよね。86万円でもいいんじゃないですかと話をしているだけけれども、一つ例を挙げると、先ほど言った家族の妻だったとか、娘とか、息子だったら、いろんなことをやろうとしても、結局、給与所得証明というのは出ないものだから、さまざまなことが出てくる。

一つ明らかになったのは、労働災害とかありますよね。そのときに保険は通常だと5,000円までかけられるんだけど、そういう収入等々がないものだから、白色の人は2,000円しかできないという、そういう制約もあるということなんです。

したがって、そうだな、具体的にいわゆる事業主の分配をどうするのかということになっちゃうと思うんですね、分配を。だけれども、実際に控除を認めないですよということになっちゃうと、実質的にその妻が100万円、200万円稼げば当然その事業主の所得は減るという関係です。ですよ。1,000万円稼いでいて、通常どおりの、基礎控除の分だけ、控除分だけ引けば当然それは事業主、父親とか、父の収入としてどんと見込まれるんだけど、今

回言っているのは、それぞれの働くという前提条件、人格をこれで形成しているんですかということになってくると私は理解しています。

すみません、1つ目やり始めると2つ目わからなくなってくるから、すみません、ちょっとね、ミックスしているような、関連しているような質疑だったのかなと思いますので、足りない分があったら、またお答えしたいと思います。すみません。

よろしくお願いします。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

飯田正志議員。

○15番（飯田正志君） 隣同士で内密に話をすればいいんですけども、やはり議会ですので、しっかりと私は青色申告会のほうの関係でやっていますので。

例えば先ほど言いましたように、妻が自立できないと言いますが、青色申告会、当然木村さん、知っているんですよ。青色申告すれば、専従者控除も受けられますし、いろんな優遇税制があるわけですよ。だから、そこでこれをわざわざ廃止する必要はないんです。我々は青色申告会として、白色は記帳も何もしていないから、最近は記帳しなさいよと命令になったけれども、今まではある程度正しい記帳ができなくて、大まかで合算みたいで税金を払っていたわけですね。それではいけないよと。なぜかということ、国民というのは、納税をする義務があるわけですから、それは正しいチェックをしながら、正しい経営をしながら、正しい所得の中で税金を払うのは当たり前なんですけれども、それをするために、今度は青色申告をしなさいよ、白でも記帳しなさいよとなったわけです。今まで非常に矛盾があって、不公平感があったんです。

それを今回はこれでまたなくせということですので、それがもし不満ならば、青色申告をすれば問題ないわけですよ。だって、専従者控除は幾らだって取れるわけですから、税金さえ払えば。だから控除がないわけですから。その辺を踏まえて、わかっているながら、なぜこれをやったのかということが私は理解できない。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 青色申告、税の原則はいきます、納税の。納税の原則は自主申告なんですよね、御存じのように。青にするか、白にするかも納税者の権利。そうすると、今言った帳簿をつけるということでは、どっちも同じになったんだから、青にするか、白にするかという手間は基本的には同じになりました。じゃあ、なぜ青色にしなないと、それは冒頭言った、選択権の問題です。

それからもう一つは、青色申告制度というのが、一言で言って税務署が調査に入ったときに、すごくやりやすい制度なんです。あくまでも徴収する側にとってみたら、利便性があるという立場、僕はそういうふうに見ているんですね。ましてや同じように、帳簿をつけなさいよというわけだから、よく青色申告にすれば、今言われるように、給与として認めます

よというわけだけれども、提案理由の中で言ったんだけれども、例えば、私の家族だったら、それは給与じゃだめですよ、じゃあ、私の妻とか娘が外に働きに行ったら、それはちゃんと給料としてもらうと、こっちじゃだめですよということは一体全体何なの、同じように働いていながら、片方では86万円しか認めない、見ません、それが50万円ですよ。

それで、外に働きに行くと、同じ労働しているのにちゃんと対価がいただけるということになったときに、いわゆる働く権利をある意味では保障する、ましてや最後に青色申告というのは、特例なんですね、特典と言ったかな、税法上。特別なものだけであって、本来は冒頭話したように、白でやるか、青でやるかは、その納税者の権利なわけですから、そこまでタッチする必要はないだろうという話でございます。

○議長（杉山 誠君） 再質疑ありますか。

飯田正志議員。

○15番（飯田正志君） 非常にちょっと論点が違うと思います。外に働きに行ったら給料もらえる、当たり前です。だって、確定申告するとき38万円の基礎控除があって、残りは全部税金払うわけですから。だから税金は払えばいいわけです。だから、家で働いたって、100万円、200万円取ろうが、税金を払えばそれは所得となりますよ、だんなが、それを子供にくれればいいんだから。

だから、その辺が全然、外で働きに行った、家で働いたのが対価が違うよと、対価は同じでいいわけです、税金さえ払えば。それがこっちは無税にさせていただきたいと、全部ね。家で働いている人間、100万円、200万円払っても、全部ただにしてくれというような意味にとれるから、それでさっき言ったように、選択肢がある。わざわざ青という優遇の制度があるのに、それを選ばないで白をやるということは、何か裏があるんじゃないかと我々は考えるわけですよ。だって、優遇を蹴ってまでもこっちをやるということは、家族同士だから、裏金を使ってもいいとかというふう考えられても仕方がないわけです。

正しい記帳をして、正しい所得税を払ってれば、税務署が来ようが何しようが、全然心配ないわけです。税務署が取りやすいようにこの制度があると言うけれども、当然、国民としてちゃんとした所得に対しては所得税を払わなきゃならないのは義務ですから、その辺の考え方がちょっと若干違うと思います。もう一度。

○議長（杉山 誠君） 答弁願います。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 家族労働をやっていて、妻が結果的に86万円以上の価値があるという、労働時間を見たときに。働いていますよと言ったって、それはだめですよということですよ。基本的にはそういうことですよ。

働いているんだけれども、専従者控除はそこまでしか認めますよということなんですよ。なぜですか。100万円だったら、86万円以上の働いたら、86万円以上払えばいいじゃないですかということをお願いしたいわけ、私は。なぜそこで86万円まで白だから切れという、56条を適

用するのかという、だから女性のそういう権利をきちんと守りましょうということで、冒頭言った、前の平成22年度と違うのは、国連でも言われて、国のほうで今検討しますとなっているわけだから、ましてやその男女共同参画の今、国が考えている中でも、政府が考えている中でも、この中に男女共同参画の中に女性も一生懸命働けるような社会にしましょうといった中に、第56条も検討することが入っているのかと言ったら、入ってますと言うわけだから、当然私は応援していくべきじゃないかなと思っています。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

賛成ですか、反対ですか。

〔「反対」と言う人あり〕

○議長（杉山 誠君） それでは、討論がありますので、これを許します。

反対討論を行います。

15番、飯田正志議員。

〔15番 飯田正志君登壇〕

○15番（飯田正志君） 所得税法第56条の廃止を求める意見書に対して、反対討論を行います。

先ほど申したように、ちょっと木村議員の勘違いがあります。所得と必要経費として認める金額と所得とは全く別なんです。幾ら稼いでもいいです、税金さえ払えば。ただ、所得控除について86万円とか50万円とか決まっているわけです。我々も商売やっていますと、我々の基礎控除は38万円あります。扶養者控除は55万円あります。障害者があればそれもまたプラスアルファがあります。そうやって確定申告しているわけですね。ただ、白の場合については、こうだよという決まりがあるわけですね。

だから、これが嫌ならば、先ほど選択したように、青色申告でやれば、ちゃんとそういう特典があるわけですから、人権がどうだ、こうだという話をそらさないで、国民として税金をしっかりと払う、これは義務ですから、その義務を自分の都合のいいように変えてほしいと

というような意見書は私は余り賛成できません。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ほかに討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（杉山 誠君） 以上で討論を終結いたします。

これより発議第6号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（杉山 誠君） 起立者少数。

よって、発議第6号は否決されました。

#### ◎発言の取り消しについて

○議長（杉山 誠君） 以上で予定された議事は終了したわけでありまして、さきに行われました請願、文教ガーデンシティ構想に関する請願の中で、西島信也議員の発言の中で全協の話がありまして、その中でこれ読み上げますけれども、市長から地域医療の現状についてということで、小立野にある日赤とか————の経営が苦しいから建て替えをしなければならぬから、どうしようかというような報告があったわけですよというような発言がありましたけれども、この中に「————の経営が苦しいから」という文言が入っていますけれども、これは事実と反することであるという申し入れがありましたので、これを削除してはいかがかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 私、言いましたからね、削除してくれなくていいです。そのままで。私は市長の言っていることで、日赤とごっちゃになっていたかもしれないけれども、別段不穏当発言ということはないと思います。不穏当じゃないですよ。

○議長（杉山 誠君） 問題になっているのは、————の経営が苦しいということが事実と反しているということなものですから、余り大幅な訂正、趣意を変えることはできないもので。

————は老朽化に伴って建て替えを検討しているという話なものですから、それは認識されていると思いますけれども、その辺の事実が違うものですから、それを訂正、あるいは削除なんですけれども。

○10番（西島信也君） 日赤はいいんでしょう、日赤は。

○議長（杉山 誠君） この部分の「————」という部分を削除させていただいてよろしいですか。

○10番（西島信也君） はい。

○議長（杉山 誠君） それでは、そのようにさせていただきます。

繰り返しますけれども、本人から「—————」という部分は削除してよろしいという発言がありましたので、それを許可することにします。

[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） できれば自発的な、発言者本人からの申し出がよろしいかと思うんですけれども。

ただ、そのまま載せるということは問題がありますので。

[発言する人あり]

○議長（杉山 誠君） では、整理します。

最初に戻しますけれども、西島議員の発言の中に、全協での説明と違う発言があったということで、その部分を削除あるいは訂正ということで今議長として求めているわけですが、そのことに関して、西島議員のお答えをいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 私は何としゃべったか、今覚えてないもので、確認してからじゃダメですか。

○議長（杉山 誠君） 本会議中に決定しなければいけませんので、どうしても確認ということになれば、議運を開いてみんなで確認することになりますけれども、そのほうがよろしいでしょうか。

西島信也議員。

○10番（西島信也君） 今、休憩して、私が何と言ったか、ちょっと確認させてください。

○議長（杉山 誠君） 承知しました。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

○議長（杉山 誠君） それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

それでは、西島信也議員の自主的な申し入れを受けますので、こちらで発言をしてください。

[10番 西島信也君登壇]

○10番（西島信也君） 10番、西島です。

ただいま議長から削除しろということの提案があったわけですが、それでは、ちょっと言いますけれども、今から言います。「市長から地域医療の現状についてということで、小立野にある日赤とか—————の経営が苦しいから建て替えをしなければならないから、どうしようかという報告があったわけです」ということのうち、—————は経営

が苦しくないということで、私の誤認もあったわけですけれども、したがいまして、「——  
——」の字句を削除していただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉山 誠君） ただいま西島信也議員から発言の削除の申し入れがありましたので、これを許可します。

#### ◎閉会宣告

○議長（杉山 誠君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第2回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時20分